段拍子（有此小拍子數八也、連續于久止拍子四也、神樂謠曲大意之拍子是也、盞至于歌則右終圖記百字以爲拍子之大意也、拍子之口傳止于鼓數總八、故所謂四之小拍子亦名段、八拍子重二段擊之、故號段拍子也、小拍子數二段者本末共擊之意也、）

三度拍子（此拍子如音樂四拍子也、早韓神拍子是也、）

一度拍子（此拍子圖●●●●百●●●●百如此、如加于音樂之拍子是也、此曲三度拍子譜之）

三拍子（此拍子圖●●●百●●●百如此、其駒之拍子有奇一、故爲三拍子物、其所以然是也、）

疊拍子（此名者小拍子之末細擊之、故號疊拍子也、其圖●●●●百●●●●百如此、如音樂五拍子物也、但的々擊之以尾次第徵音擊之、末方不擊之、）

催馬樂拍子（凡拍子圖之催馬樂拍子也、今世於朝倉曲所擊之拍子是也、堂上說前振拍子也、）

似于拍子之名異之名

上拍子（此名在早韓神早歌其駒等非拍子之名、奏舞之時、於可進拍子之處記、）

早歌間拍子（此名早歌間歌之下記焉、早歌者有間拍子之曲、與的々拍子之曲也、而學際之時呼其拍子之名爲欲其可否止之名也、是非拍子之名也、）

〔古事談一　王道后宮〕後一條院御時、清暑堂御神樂、公任卿可取拍子ニテアリケルニ、臨時齊信卿ノ上ニ被坐タリケルニ、笏ヲサシ遣テ氣色許讓由ヲセラレケルニ、ヤガテ笏ヲトリテ被取拍子云々、

公任アヘナク思テ始終聞之、無一失ケレバ事畢後、イツヨリ此事ハ御沙汰候哉ト問ケレバ、是マデハ公事ナレバ、習テ候也ト被答云々、〇十訓抄ニ見ユ　〇又見ユ

〔體源抄十上〕神樂　口談諸方之家之記載之

堀河院御時、清暑堂ノ御神樂ニ、本拍子中宮大夫源師忠、末拍子帥大納言經信、師忠メデタク被取タリケリ、經信ハ衆藝ノ長者ナリ、然ドモ神樂ニ至リテハ、シカエタマハザリケル事歟、本拍子ニ合コトアタハデ、亂レハタメキケリト云々、〇略　中又云、兼方傳資忠ノ時ニハ、神樂ヲバ習窮ザリケリト云然而堀河院始テ神樂ヲナラハシメ御ケルニ、人ハ拍子付タル字ニ打アツレバ、サヤウニテアルニ、資忠ハ取字、字ノ始字ノ中字ノ終、音振

ナドニ可打ツ、委分テ令奉授也、主上資忠ガ口傳ヲモテ、御テヅカラ譜ヲ作ラシメ御天後、資忠ニ仰ラレテ云ク、如口傳ク、ニ譜ヲ作リ進ベキヨシ也、資忠綸言ヲカウフリテ譜ヲ作リ、二日許ヲヘテ撰テ進覽、叡筆ノ御譜ニ比校セラルヽトコロニ、字ノ初中終振間拍子、一トシテタガハズ、殊ニ叡感アリテヨリ傳ルヨシ、深ク信ゼシメ、御畢、主上ノ好マシメマシマスニヨリテ、時人皆資忠ガ說ヲモテ神樂ヲ習フ、コレヲキクニ皆資忠ガ音振ニヲヨバズ、此事ヲモテ叡聞ニ達ス、仰ニ云ク、誠ニシカナリ、我モ音振ニヲイテハ未ダ及バザルナリ、先ヨリウケワタサシメテ後、音フリノサタハアルベシト仰ラルヽアヒダニ、資忠殺害セラレヌレバ、神樂ノフリハ資忠マデナリ、堀川院ノ御時絕畢、

〔郢曲相承次第〕大納言資賢

久安元年御賀試樂、當日御遊上首宗家卿雖參候、資賢卿取拍子了、依堪能無比類、仁安元年、同三年兩度清暑堂神宴、雖有上首宗家卿詠朗詠許也、是當家之眉目也、當家爲上首之時、藤家爲下臈、取此宸宴拍子例曾無之、凡公宴重事雖多之、携音樂之輩、以清暑堂神宴爲先途、然者爲人々生涯之由、被載後伏見院御記云々、於他御神樂御遊者强不及相論、自他隨時也、又自仁安元年至安元二年十一ヶ年、朝覲行幸御遊拍子闕上首宗家卿資賢卿取之、尤爲眉目歟、

抑藤家清暑堂所作數代令中絕也、內大臣宗能（藤家麗組）天仁、保安兩度候付歌、其後康治、久壽、平治已上三代、雖令現存不預勅喚、子息宗家卿久壽吹笙于時侍從信能之外、平治、仁安元年、同三年、壽永、元曆以上五代、雖令現存無勅喚、又子息中將宗國朝臣宗經也其子參議宗平卿總而不接此神宴、建久、建曆、貞應、嘉禎仁治、寬元、雖令在生不預勅喚也、總而不參例十箇度、當家不參六代皆有故也、天仁有賢卿俄所勞、已上兩度宗雅卿參付歌于時侍從宗基云々元曆資時朝臣俄依音乾辭申仍被召加盛定朝臣畢、建久、建曆、貞應、同朝臣出家以後也、文保有時爲

拍子、被催之、仍參內之處、依當道相論、於待賢門內爲三位顯香卿被殺害了、有賴卿爲付歌被催之、然而依舍兄有時卿事不參、於輕服者可有勅免之由、雖被仰下之、依悲歎終以不參、嘉曆四年早世、年廿六之間、不逢正慶大禮也、

〔本朝書籍目錄〕管絃

神樂譜　二卷

神樂作法

〔樂章類語抄〕神樂歌次第

先人長庭火乃前仁出來云、鳴高々々二度、次云、不留末不々々々々二度、今夜乃夜乃御神態乃人乃長左、左乃近伊衞利府乃將監ト人正伊六乃位乃奈、某姓名一云尾張縣利、男古山乃總撿挍頻氏縣多利、天下千壽萬歲可御坐支物聞支、一云御輿持等事、次云、主殿寮佐々々々二度、則主殿寮佐唯稱須、仰云御火白久獻レ禮、又唯稱須、次云、男共令立天、各乃才可試支、體千申利、則自ラ加唯稱須、次云、掃部寮掃部寮、二度寮人唯稱須、次云、御笛可仕支、男古召須則笛吹參候膝突氏、笏遠腰仁差之間仁、笛篳篥乃前了仰云、末乃方仁候へ、仰云、御琴可仕支、男古召須、琴引參候膝突氏、琴仕了奴、仰云、本座仁候へ、〇註略件三人、人長乃命仁隨天、兩方乃座仁著了天、引琴之間仁、人長仰云笛篳篥與里安陪止隨天笛篳篥與里安波世多利、次云、御歌多可仕支男古召須、歌人參候膝突氏、笏遠腰仁差之間仁、笛篳篥乃音留了奴、琴獨搔之略〇註間仁、合兩手天爲拍子天出音須、其詞云、美山仁波安良連布留良志止也末奈留、庭火歌音留之間仁、人長仰云、本乃方仁候へ、立膝突天著〇略〇註座了奴、次末乃歌遠召須、同前也、仰云、末乃方仁候へ、次人長申云、男共令立天、各乃才試了奴、今八御神態仕可乃狀申利、則自ラ唯稱

〔樂家錄一神樂〕神樂法式略

先燒庭燎、一箇處者內侍所緣下、是神樂爲也、一箇處者同北端是出御爲也、次典侍二人被衣入于內侍所、但返折五重之齋被之、觸ア榮列、行也、

次出御清涼殿南行經長橋及紫宸殿之北賞子、東行廊下令入內侍所也、但清涼殿庇敷布單、又長橋紫宸殿北賞子御廊下皆敷筵道也、俗名取又廊間有掛灯臺出御之節主殿寮於庭上執松明而立、其長五尺許、束帶不レ曳裾、又於御殿、殿上人六位藏人、少將、中將等五、六人、或七八人、束帶不レ曳裾、一尺五寸許、杉本細割而包蠟紙、紙二十枚許、以白紙纏之持之、次日御座御劒率相中將三位中將等役之、束帶不レ曳裾、以左右手捧之、進于主上左方、以御劒柄爲主、上御方、不レ踏筵道、立于筵道北、次主上御東帶掛緒心、被用紙燃髮、著御草鞋、御笏御後方、次近習公卿供奉而賢所入盛於御研蓋、職事持之、關白候于御裾、各不レ下裾、後御拜、畢北間構御座也、其儀以大宋之御屏風立廻爲御聽聞所也、大宋屏風表裏共白張、有薄彩色押繪、其畫唐人乘レ馬彎レ弓而射翔鳥之圖也、關白之座設北之簀子也、

次內侍所鳴鈴三度、鳴鈴之數不定、是唱神歌引之以神歌終爲度故也、女官御神樂修法之次第名、此章中以調名爲律、隨本邦舊例也、

庭燎作法、先人長進、榊添輪持也、但榊出內侍所、內侍亭持參矣、榊輪制法人長卷記、次笛所作人進著軾、奏庭燎而著本方座、凡持笛執笛末橫持之、以左之大指、塞吹口、以右手、持之旁置于膝上、中立與之地下、但列座人次第遂渡之、此笛無名、治四年、禁裏炎上之時燒失、爾來所用之官物新管也、次人長行于本方、其法如先、次和琴進著軾、奏庭燎曲而著于末方、次第篳篥進著軾、奏庭燎曲而著于末方、法如本方、次人長經軾前著座、向于神殿、居也、而榊與輪置于左方也、糸鞋不レ脫次掃部寮撤軾、次附歌輩次第

著座、先堂上、次地下、但地下進二于左右一行一也、次擊二久止段拍子一、是本末所作人無詞、只擊二笏拍子一耳、最笛篳篥不レ用レ之、和琴相交彈レ之、亦三度拍子之法倣レ此、次阿知女、本末一人歌之、笛篳拍子之曲也、和琴不レ用レ之、餘倣レ此、次擊二三度一拍子一、其法如二次笛奏一レ音取一號之間、猶之レ方レ對レ笛爲二可レ奏之氣色一也、和琴自始彈レ之、笛篳助レ音均附レ之、餘曲次擊二三度拍子一、其法如二段拍子一、次韓神本末、間拍子之曲也、和琴及律聲法者、神樂曲說卷詳レ之、故略レ之、其法如レ榊、次早歌、先本末間拍子之曲也、其法如レ榊、次早韓神、此曲無二本末之差別一、再歌二韓神之歌一而本末齊擊レ之、故號二早韓神一也、人長有レ舞、次本方歌二阿知女一、次末方歌二於介一、

已上爲二探物之歌一

至二于此堂上一有二中立一、其人長法詳二于之卷一而早歌終、再著座、次阿知女、本末自レ是以下至二于早歌一之、本末、地下之輩歌レ之、次薦枕本末、間拍子之曲也、其法如レ榊、次千歲本末、間拍子之曲也、其法如レ榊、次早韓神本末、間拍子之曲也、其法如レ榊、次擊二三度拍子一、其法如二段拍子一、次末方歌二於介一、

已上爲二探物之歌一

至二于此堂上一有二中立一、其人長法詳二于之卷一而早歌終、再著座、次阿知女、本末自レ是以下至二于早歌一

人長

頂戴焉、

〔樂家錄一神樂〕恒例二箇夜三箇夜七箇夜之事

恒例神樂每歲之式也、殿上人地下之輩勤仕之也、臨時依御願被行之、或一箇夜、二箇夜、三箇夜、七箇夜也、公卿相交勤之、〇中略

春日社七箇夜座圖并大曲修法

天和第二自十一月廿一日、於南都春日社七箇夜之神樂也、於拜屋修之、〇下略

〔倭訓栞前編二十〕にんぢやう　人長と書り、神樂にあり、御神樂行事の者、近衞の官人勤む、資忠記に、御神態乃人乃長佐と見えたり、その神は天鈿女命也とも、とる榊に輪をかけたるは、鏡を摸せりとも、體源抄に見えたり、

〔元々集七〕或書云、神寶日出秘府云々人長者猿女君祖天鈿女命也、依高貴尊勅令、負沖天氣宇、即時八百萬神等集會坐、故手持物名之沖也、古語婆娑羅

〔體源抄十上〕神樂

右舞人多近方云、人長之詞ニ鳴高ト二聲唱テ、中臣近友ハ合太笛ノタノ穴唱タルナリ、秦之兼弘ハ合ル中ノ穴ニ也、或人云、タノ音ハ本體云之可尋之、少納言入道信西云、蟋蟀ハ惣說上中下ノ三說アリ、自木根折之爲下說、自御薗折之爲上說也、鳥羽院御物ノ笛譜、載自御薗折說也、〇中略

親方〇多云ク、人長ハ其歌ノ詞ヲ舞ナリ、早歌ニ近衞御門ニ、巾子落ニハ冠ヲ抑エ、赤雁踏ナニハ、後ヲ顧リ見テ前ヘ進ニ、舍人コセウニハコセウ尻ニ成ナリ、如此ゾ取物ニモ狹張ニモ、コトバニシタガイテカクゾ舞ケル、但是ハヨク其骨法ヲエテ、神妙ノ境ニ入ラムモノヽスベキナリ、シカラズバ還テヲコノ端歟、

磯等ガサキヲウタヒケルニ、兼氏ガ人長シテ榊ヲモテ鯛ツル體ヲナシケル、時ノ人稱美、後代遺譽、樂人助貞聞テ此事ヲ其骨ナクシテコレヲマナブ、萬人咲哢云々、〇中略

凡神樂ノ人長ニハ、甚深ノ作法アルナリ、秘記ニ見タリ、座燎ノ諸歌ハ唱フル所ノアルナリ、人長ノ詞ニ隨テ歌フ也、モロウタツカマツレト云ナリ、又一首ナガラ歌終ル事アリ、是モ人長ノ詞ニシタガフ也、此作法近世ニハ知人マレナリ、〇中略

口談諸方之家之記載之〇中略

通憲云ク、神樂之本體ハ、氣比社神樂ニハ可尋之人長之榊ニ輪ツケタルハ摸鏡也、榊可付鏡事、見古語拾遺、

近方云、人長詞ニ稱籍ヲ兼タリ、大江山大行事ト云ハ、御前儀ニアラザル也、此詞在由緒云々、可尋之、

同云、人長詞、我君千秋萬歲可御座、御輿ノ長ト申ハ畏申詞ナリ、代々ハ物聞ト申也、是ハ近衞舍人、十二月晦日夜爲物聞之奏、故稱近衞舍人故歟、舍人等散洛中聞人言之善惡、申大將令奏之也者、今世絕畢、

〔樂家錄四人長〕榊調進附乞請人長事

榊御神樂之日、於吉田賀茂山等而伐之、衞士調進之、渡于內侍所女官也、及于刻限、人長至于內侍所南階之下乞榊、其詞高聲曰、人長榊々々々々、于時女官刀自授之、榊二枝也人長受之、而長四尺許伐之、本二尺許間去枝爲之持所也、殘一枝者納于自家、

輪制法附輪之別名

輪以小圓木造之也、徑八寸是古法也、有柄長一尺八寸、大各徑五分許也、皆以白粉塗之、而以白糸結附輪於柄、糸長三寸許也、

或曰、今所用輪經營造尺八寸也、何不用神祇尺乎、蓋神祇尺八寸者、當于營造尺六尺〇尺當作寸二分四釐也、〇中略

舊記曰、庭燎諸歌之時、人長登比加介留投掛之、言輪之事也、此說稀知人云々、

立于庭燎次第

內侍所鳴鈴三度之後、人長進、（榊添輪持之也、但榊與輪爲左方也、）到于軾前踏三拍子、（此處人長舞譜記舞庭圖詳于神樂卷、）以右是、（○是恐足誤）蹴軾而立於北庭、（謂之本方、神樂卷有圖、蹴軾之說、人長家有其傳也、然是附會不可信用者乎、其說述于左、）

笛奏庭燎曲、而著于本方、次人長行於軾前向于神殿、以左足蹴軾而立于南庭、（謂之末方、）篳篥奏庭燎曲、著于末方、次人長行於軾前向于神殿、以右足蹴軾而立于本方、和琴奏庭燎曲而著本方、次人長行於軾前、向立于神殿、笛篳篥同音奏寄合曲、此間人長微稱唱壽文、而人長以右足蹴軾而立本方、本拍子奏庭燎曲而著本方、次人長行於軾前向于神殿、以左足蹴軾而立于本方、末拍子奏庭燎曲而著末方、次人長經軾前著座、（向于神殿居也、座圖詳于神樂卷、）而榊與輪置于座左也、（糸鞋不脫也、）

三拍子之法

人長三拍子之法、先整兩足立、而伸進左足而復還踏本地、而右足、而復左足、其法皆同于初焉、（○中略）

掌上中立立人長法附家說

早韓神終而堂上中立也、（地下奏次曲之故、無中立也、）人長持輪進于舞庭、（榊座殘置）踏三拍子、（其儀如庭燎、）而立于北庭或南庭也、其立處不相定者無本末之差別、上首立于退方故也、但凡上首在本方、又同座有次上首、則不遷立方、而堂上各退後著本座矣、

人長家記曰、早韓神終持輪進立者、天照大神聞食神樂、開磐戶六合晴常闇之遺法也、（○中略）

早韓神舞行之法

早韓神人長持榊舞焉、（輪座殘置）凡此曲墨譜初段二返、（一返各拍子十六文也、但初返本方發聲、自後段之頭各附歌、即附管和琴自始彈、）中段一返、（拍子文十六）後段一返、（拍子文八）已上一返爲之一曲、而奏二返也、舞自一返中段之半舞出也、凡舞行之次第、自召人之末座舞出至于舞庭、（是設軾之處也、）而行北庭、（是立于庭燎本方之處也、）又舞還于舞庭而行南庭、（是立于庭燎末方之處也、）又舞還于舞庭而向于神殿、暫奏舞、左廻而至召人之末座邊終舞也、而後望上中立持輪進也、（○中略）

其駒舞之事

其駒之曲、人長持榊舞焉、最雖舞品異、舞行之次第、如早韓神早歌等也、蓋此曲之墨譜二段也、初一返、（拍子文十七）後段三返、（各拍子文十）已上爲一返、而二返奏之也、舞出當于終返頭也、舞終後取所置於本座之輪、退散、

納榊之事

滿御神樂而人長所持榊、即以御神樂奉行頭辨捧畢、

〔續古事談五諸道〕人長コレモ近衞舍人スル事也、昔尾張安居兼時ムネトコノ事ニタヘタリケリ、尾張時頼トイフ人長ウセテ後、スベキモノヤナカリケム、下野安行兼時ガ孫ナルニヨリテ、宇治殿（○藤原頼通）メシイデヽ、ソノ藝ヲコヽロミ給ニ、家風オトサズ優美ナリケレバ、兼時モ近衞ニテツカウマツレル例ニヨリテ、エラビモチヰラレケリ、タヾシ番長ヨリシモツカタ人長スルコトヒサシクタエテ、ソノ裝束タシカニ知人ナシ、時ノ儀アリテサダメ仰ラレケリ、此安行モホドナクウセニケレバ、中臣宗武ソノ家ニツタヘズトイヘドモ、容體スグレタルニヨリテ、宇治殿メシテ此事ヲツトメシメ給ケリ、天曆御時仲秀ト云人長アリケリ、ソレガ孫ニ紀本武ト云人長アリケリ、重代ノモノトイヘドモ、庭火ノマヘニスヽミイデヽ、カナデケルコトガラ、兼武ニハオヨバズトゾ時ノ人イヒケル、カヤウノ事モモノガラニヨルコトナリ、中原氏ノ人長、兼武ヨリハジマレルナリ、ソノ子近友兼近モ人長也、兼近殿ノ隨身ニテアリケル時、松尾行幸ニ御供ニ候テ、社頭ニテ人長裝束シテ還御ノ時、ソノ裝束ナガラ弓ヤナグヒオヒテ御共ニ候ケリ、扶宣モ人長ナリ、骨ナカリケルニヤ、茨田重方トイフモノハ、五位ノ後マデ人長シケリ、今ノ世ニハ秦氏兼方ガナガレノミスルコトニナリタリ、ソレダニハカ〴〵シクナラヒタルモノキコエズ、兼弘モノヽフシニテ、始テ人長シケルニハ、フタアヰノカウシヌノヽカリハカマニフセクミシテ、金銀ノ造花ノ枝ヲツケタリケリ、鳥羽院小六條內裏ニオハシマシケルニ、ツカヒ陪從御サジキヲワタシテ御覽

ジケル時、仰アリテ、人長兼弘馬ニノリテアゲツヽ御前ヲワタリケリ、近衞舍人ハヨキ人ノチカク召仕モノニテ、事ニフレテナサケアリ、ミメヨク藝能フルマヒ人ニコトナルベキモノ也、カヽレバ昔ノモノドモハ皆サノミコソアリシニ、今ノヨニハミメノワロク、能ノナキノミナラズ、心ギハアサマシキモノドモナリ、ナガクウセニタルモノナリ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕鳥羽院八幡に御幸有て御神樂行はれけるに、みづから御笛をふかせ給けり、本拍子德大寺左府〇藤原實定納言にてとり給けり、末拍子按察資賢卿の殿上人にてとられけり、備後前司季兼朝臣、庭火の本歌をとなへけるに、秦兼弘人長にて、もろ歌を仰すとて、外山なるとうたふ時おほせけるにも、末句をうたはで、季兼朝臣しりぞきにける、其說をしらぬこそと世の人いひけり、榊のふりに末句をうたはざるは、故實にて侍るとなん、季兼朝臣歸洛しけるに、作道にてうしろのかたよりはせ來る物有けり、見歸たれば多近方也、はせつきていひけるは、穴かしこ此事ちんじ給な、たゞしらざるよしにておはしますべし、若ちんじ給はゞ、秘說あらはれぬべしとぞいひける、兼方がしらざりければ、兼弘はしらぬはことはり也、拍子とりて出たつとき、人長輪を冠にかけて引とゞむるとかや、是秘說にて侍り、

〔體源抄十上〕神樂

人長名人

從六位下行施藥院史海連船雄上古人　左近將監尾張兼時中古人　右近將監多政方　右近將監下野公安　左近將曹中臣近友　右近將曹秦兼方天永二年六月出家　右近府生同兼久　同兼弘　左近府生同兼行　左近將曹多兼信　同兼久不審、但秦ト多ト替歟、

人長代名人

下野光行號西京下太、資忠弟子、　右近將曹清原安國雖無其傳之見習云々、闕如之時召之ヲ世以許之、　右近府生道守　重久無其傳世不許

左衞門府生常修正信見習也　左近府生清原助貞同

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年十月廿三日甲戌、天皇御紫宸殿、〇中略日暮親王已下降殿於玉階前奏神樂、歌儛極歡、喚諸衞官人內豎等能歌者預之、

〔年中行事秘抄十一月〕下卯日、東三條御神樂事、

〔續古事談五諸道〕神樂ハ近衞舍人ノシワザナリ、ソノ中ニ多ノ氏ノモノ、ムカシヨリコトニツタヘウタフ、今ニタエズ、コトモノハ今ハハカ〴〵シクウタフモノナシ、宇治殿〇藤原賴通ノ東三條ニテ神樂シ給ケルニ、下野公親コノ道ニ長ジタルキコエアリケリ、多時助又家風ヲツタヘタルモノ也、メシアハセテキコシメスベシト人々申ケレバ、公親本拍子、時助末拍子、シナガドリ、イセシマノ歌ツカウマツルベキヨシ、公親ニ仰セラレケルニ、イマダナラハズト申テウタハザリケリ、時助コレヲウタフ、コノ家風ナホスグレタリトテ、次日時助ヲ召テ祿タビケリ、

〔中右記〕嘉承三年〇天仁元年十一月十七日、今夕俄有御幸六條殿、攝政殿、藤大納言以下、公卿五六輩、直衣殿上人廿人許直衣前驅、於六條殿北面方有御神樂興、密儀也殿下按察本拍子予〇藤原宗忠末拍子殿中將經忠、信通、敦兼、有賢、家俊、伊通、成通、候簀子敷、右近府生近方候前庭、〇中略今夜御幸御方違云々、

〔儀式一〕園幷韓神祭儀二月春日祭後丑、十一月新嘗會後丑、

神祇官率御巫、物忌、神部等歌舞、卽調神樂於兩神殿前、造酒司史生酒部等候、進朝神樂料酒一缶、主殿寮殿部等供庭燎、事了退出、

〔公事根源六月〕神今食、

同日〇十一日

神饌の程は、近衞の幄にて神樂あり、よひの程とり物韓神までうたふ、よもすがらうたひて還御の程、御輿の左右にうたひて供奉す、聲たえず千歲をうたふ、いと興ある事にや、

〔北山抄二十一月〕中寅日鎭魂祭事

神遊、衝宇氣間、女藏人開御服箱振動、所司羞饌如常、事畢、中宮同行、職司羞饗饌、神樂畢、

〔年中行事秘抄十一月〕下酉日、賀茂臨時事、○中略同御神樂事、

有障若依雨無御神樂、於弓場殿給祿云々、今案用五節後酉、

〔公事根源十一月〕賀茂臨時祭　下酉日

階の間のとほりの庭、南北二行に座をしきて、使舞人つく、うしろに本末の神樂の所作人、陪從近衞召人つく、出御有て公卿めしあれば、簀子長階に候す、階の下に頭已下つきて、使舞人をめす、勸盃ありて神樂あり、庭燎よりはじめて、朝倉其駒までうたふ、庭火にももろ歌あるべければ、人長さほうあり、御神樂はてゝ祿有、

〔紫式部日記〕御ものいみなれば、みやしろ○賀茂よりうしの時にぞかへりまゐれば、御かぐらなどもさまばかりなり、かねときがこぞまでは、いとつぎ〴〵しげなりしを、こよなくおとろへたるふるまひぞ、みしるまじき人のうへなれど、あはれにおもひよそへらるゝことおほく侍る、

〔古事談六亭宅諸道〕承元四年三月日、鴨禰宜祐綱奏云、爲御祈禱、欲勤行臨時御神樂、其次弓立宮人等ウタハセント存候、仍可執御氣色也云々、上皇○後鳥羽仰云、神樂事不知食子細、可示合實敎云々、因之左近大夫將監家綱奉勅問彼卿、被申云、宮人者荒涼不唱之歌也、於他之秘曲者何事候哉、至宮人者可有御計候歟云々、私語曰、唱宮人事、實敎覺悟二ヶ度也、一度二條院御宇平治亂逆靜謐之後、永曆元年四月、於八條內裏被行三ヶ夜御神樂之時、成方唱之、今一度者後白川院御藥危急之後、被行日吉臨時祭之時、可仕之由被仰下、好方再三辭申、有所存歟然而被仰可慥仕之由、慭唱之、實敎爲御使、

〔狛氏新錄〕一神樂之事

神樂ハ每歲內侍所、八幡宮初卯等被行也、

〔諸國圖會年中行事大成二月〕初卯八幡祭　山城國男山に鎭座、石淸水八幡宮と稱す、○中略

社記云、二季初卯の御神樂は、當宮勅節十箇度の內の大奠也其原宇佐宮より傳はり、醍醐天皇延喜十四年、敦實親王に勅して行はせ給ひしより始り、堀河院康和五年十一月上卯、行幸の御沙汰あり、其事御延引ありといへども、神樂は日中をもつて行はせ給ふ、爾後代々祭祀怠ることなく、又高倉院承安元年九月十三四日、公家の御祈によつて、神樂を行はれしより、臨時の御神樂を奏し給ふ事も亦多し、其後應仁兵亂の後、祭祀中絕に及しが、絕たるを繼ぎ、廢たるを興し給ふ御代に當て、靈元帝延寶六年再興ありしより、今に至て退轉なし、今相傳ふる所の證歌は、万葉集に多く見えたり、其昔古は、時に應じて詠出せるを歌ひ舞しとなり、其式酉刻神樂所作人、東外廊に著座し、戌の刻各樓門より、次第に神前に進み舞殿に著座す、次に俗別當神主檢知、及び他姓六位大禰宜、小禰宜、神前に進みて、神供を獻ず、宮守神人これを送る、神主祝戶あり、次に總官、祠官、所司、樓門西內廊に著座ありて後、神樂を始む、人長軾の前に進み、三拍子を踏立て、東面本方に行、笛、篳篥、和琴、次第に庭燎曲を奏し、人長軾前に立て、神殿に向ふ、笛、篳篥、同音に寄合の曲を奏す、本の歌、末の歌、庭燎曲を奏して後、軾を撤す、次に付歌の輩著座、採物、前張等の歌を奏す、先久止之拍子、阿知女、本末三度拍子、榊、本末閑韓神、本末早韓神、次に人長舞、神子座を起、鈴を振て舞合す、次に於介阿知女、本方於介、末方次に勸盃作法あり、次に阿知女、薦枕、本末篠波、本末千歲、本末早歌、本末於介、本方星三首音取あり、朝倉、本末其駒、人長神子舞ふ、次に神樂人、各座を起、韓神を奏し、神殿を廻ること一匝、瑞籬の前に還立て曲を止む、此時神主起て、人長の榊を取て、神前に捧げ、各一揖して退出し、休所において一獻あり、其式戌の刻より寅の刻にいたる、

〔古事談六亭宅諸道〕天永三年三月、石淸水臨時祭、師時卿令勤仕之時、御神樂依有興近方唱宮人之由、見于彼卿記錄、然者雖非勅宣令之歟、但宮守之外定無其例歟、

〔敎言卿記〕應永十二年六月三日、景秀來對面、春日社御神樂之事、景盛遁世他界之間、輕服之上者不

可叶歟、然者景房可參之由所望云々、奉行廣橋黃門景繼ニ相尋候所、元來景盛者異姓他人、何可有輕服、故景茂猶子景宇與云々、且吉田神主ニ相尋同前申候、仍景秀可下向云々、珍重々々、次以抑大神ニハ神樂不傳、誰人ヨリ相傳哉相尋、景茂父重茂入道相傳云々、珍重々々、十三日、春日社御神樂、一七ヶ夜被行、無爲無事目出、就中山木數百本枯之處、ヤガテ本復云々、奇瑞之至、珍重々々、神慮之條、尙々珍重、嘉元之時如此、十四日、春日御神子忠與、末拍子久乙、付歌忠信忠國忠清、笛景秀、篳篥季英、陪從五人、人長久遠、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十月廿五日庚子、來月鶴岳可有遷宮之子細、被凝群議、〇略中條々被申定者、爲令唱宮人曲、召下多好方云云、十一月十九日甲子、召右近將監好方、於幕府賜盃酒、好方盡野曲、善信候御前、助音太絕妙也、廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、行政、仲業、家光等奉行之、其上有別祿、馬十二疋云云、

〔吾妻鏡十四〕建久五年十一月四日辛卯、鶴岡八幡宮御神樂也、將軍家〇源賴朝御參、右近將監大江久家、唱秘曲等、畠山次郎重忠、梶原左衞門尉景季候付歌云云、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年三月九日戊寅、今夜於鶴岡若宮寶前、被行誓絃講、別當僧正讀式、八幡講云云、其後有御神樂、人長松若丸、本拍子萬歲末拍子禪王和琴千手篳篥乙鶴大笛夜叉王云云

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕播部寮御神樂の座をまうけければ、舞人これにつき、近衞の官人簀子にさぶらひて御神樂はじむ、歌あまたに成て、夜半もをば〳〵あけなんとするに、星仰られければ、三首ともにうたひつゝ、ふかきまことの心はすみわたり給らん、へしのこゑどもに、神のこゑどもに、

〔體源抄十上〕神樂　口談諸方之家之記載之〇中略

備前國ノ廳官、笠ノ吉時語テ云ク、敦家備前國司タリシトキ、吉備津宮ノ霜月ノ御神樂ニ敦家小

美衣ヲ著シテ參詣、夜ニ入テ末神樂ヲ奏セザル間ニ、時資西國ヨリ上路ノ次ニ、敦家ノ在ヨシヲ聞テ參入、敦家殊ニ感嘆ヲ成、自ラ庭中ニ下居テ、相具テ神樂ヲ奏スルニ、時資庭燎ヲ歌ニ、後山ヨリ風吹テ村雲飛、霰殊ニ降ル、萬人皆垂感涙、件霰只社頭許ニ降テ、社頭ノ外ニハ天晴テ全以不降之、神感掲焉歟、御山ニハアラレフルラシノ詞歟

〔吾妻鏡三〕文曆二年〇嘉禎元年十二月廿四日壬子、重爲御祈〇藤原賴經病氣於所處本宮、令轉讀大般若經、可修御神樂之由被仰下、被付雜掌人、仍面々遣使、依可勤仕之也、

伊勢內外宮　相州〇北條時房御沙汰

賀茂社　大炊助入道沙汰

日吉社　駿河入道

大原野社　武州御沙汰

北野社　武州御沙汰

熱田社　出羽左衞門尉

熊野社　正月十五日以後、可被始此御祈、

本宮　佐原三郎左衞門尉

那智　湯淺次郎入道

石清水八幡宮　武州〇北條泰時御沙汰

春日社　長井判官代

祇園社　陸奥掃部助

吉田社　毛利入道

若宮　武州

新宮　備中左近大夫

夏神樂

〔類聚名物考神祇十三〕夏神樂　なつかぐら

〔八雲御抄四由緒言〕かはやしろ　夏の神樂なり、後成說有、瀧川上にてすと云り、夏川の上にてするなり、

〔袖中抄四〕河やしろ〇中略

顯昭云、是は神樂の譜に夏神樂と云事あり、うちまかせては、神樂は冬する事を、夏するに河のうへにさか木を立たるを、かきてする事とぞ申、〇下略

〔清輔奥儀抄下之下〕問云、かはやしろと云はなにぞ、

答云、かはやしろのことさま〴〵に申めれど、みなひがこと也、是は夏神樂のこと也、神樂は冬することを、おのづからにはかなる事にて、夏などする時には、きよき川のほとりにてするなり、河の瀨にさかき四本を立て、それをはしらにて、しの竹をたなにかきて、それに神供をばそなふ、これをかはやしろとはいふなり、さてには火に、

かはやしろしのにをりはへてほす衣いかにほせばかなぬかひざらむ、といふ歌をうたふ也、

この作法夏神樂の譜に見えたり、神樂のいへに、秘することなり、これ多忠方が說也、問云、夏かぐらむかしよりこそ侍らめ、此歌は貫之集にあり、屛風歌のつゞきに、夏かぐらとて、あるはいかに、

答云、れいの神樂は神代よりあることなれど、歌ははるかにさがりたるよの歌どもにてこそはべれ、をり〳〵に、人のうたひはじめたるにこそ、されど夏神樂もむかしよりありとも、此歌をのちの人のうたひはじめたるにもあらん、催馬樂の譜は、一條左大臣〇源雅信の時こそは、はじめて律呂の歌もさだめられたりとうけたまはれば、貫之がよに夏神樂のことのはじまらんもかたかるまじ、もしはかのしふのひがことにもやはべらむ、これはふかき歌とぞおぼゆる、

〔體源抄十上〕神樂

資忠云、內侍所ノ神樂四月ニ行ハルヽ時、夏神樂ノ作法ヲ用ト云々、夏神樂トハ、庭火ニ唱フ歌ノアルナリ、〇中略

或記云、夏神樂ニハ不燒火ヲ云、而長和四年閏六月廿三日、內侍所ノ御神樂ナリ、內侍所兩面ノ庇中ニ庭火ヲタクト云々、是左近將曹重胤ガ、依有所申燒之云々、

〔新古今和歌集十九神祇〕延喜御時、屛風に夏神樂の心をよみ侍りける、　貫之

川やしろしのにをりはへほす衣いかにほせばかなぬかひざらん

秘曲傳授

〔中右記〕寬治八年〇嘉保元年四月十八日戊子、入夜參齋院、有御神樂、於神殿南庭敷座、但無庭火、依爲極熱也、

〔樂家錄一神樂〕秘曲大曲修法之次第

舊記曰、秘曲歌號晝目也、凡三箇夜之時有之乎、大曲歌弓立也、凡七箇夜時有之乎、修法次第、自庭燎至早歌如例、無異儀、凡大曲有之夜、早歌之曲人長奏舞、是人長秘曲舞也、最無仰時不奏、而各退而後、大曲修之輩著座、歌方本末或一人所作之、笛篳篥和琴各一人、自上首進、而有勅使、頭中將勤之、其法如星、而後奏音取、但受本拍子之氣色奏之也、先笛次篳篥和琴也、次歌本末、管無附物、和琴自始彈之、而後殘輩再著座、以上首爲先、而有星可修之、勅使頭中將役之、次音取、其法如每歲、次星歌三首、次朝藏、其駒、已上如例〇中略

庭燎諸歌之說

庭燎諸歌、近代雖不用之、所載于舊記暫記之、庭燎歌詞美屋麻仁者、阿羅禮不留羅志、登屋麻奈留、如此歌之而下句不歌之、是每神樂之說也、諸歌之時、所謂下句歌之也、其詞麻佐紀乃加都羅、伊呂都紀仁介利、一首歌之、以爲秘事焉、但人長輪投掛之時歌諸歌也云々、

〔樂家錄四人長〕早歌舞之事附起舞

早歌舞爲人長之秘曲、故不仰則不奏之也、蓋當於有大曲之夜而有此舞也、中夜或結夜也、賞賜祿、最雖舞品異、舞出所及舞行之次第如早韓神、持榊舞焉、但第一首本方發聲、拍子文十四自第二首各附歌、卽附管當于第三首舞出焉、

舊記曰、早歌之舞品、在昔多近方第三首歌詞、胝踏奈歌之時起于後顧矣云々、

〔郢曲相承次第〕式部卿敦實親王

神樂雖爲諸神製作、傳于世以多自然麿爲根元、其後次第上下翫之、彼親王殊携此道、子孫雅信公、時中卿以下皆名譽堪能也、

贈從三位濟政

藤家音曲當此時代（後一條後朱雀御宇也）右大臣賴宗公始也、賴宗公者博雅卿三男（或次男）伯耆守至光弟子也、委事習濟政朝臣、彼博雅卿者敦實親王弟子也（以上見絲管要抄）云云、彼云是當家之末流也、仍長元清暑堂御神樂、賴宗（藤家元祖于時大納言）濟政朝臣取本末拍子、弟子執本拍子、師匠取末拍子例之由注之、濟政之ガサヘヅルコヱト云秘說、世之美談此時事也、是敦實親王以來所傳也、此親王師匠雖未詳、於神樂者定受地下說、然而地下說自長元之比已斷絕、偏爲源家秘說、但近代當家又此說絕了、口惜事也、以委細譜於今詠之者雖不可有相違、師說中絕之間令斟酌之、重當道之故也、

抑賴宗公者、敦實親王三傳門弟濟政朝臣直弟也、而近來藤家音曲之爲體、以外參差尤不審也、妙音院相國（藤原師長）者、中御門內府宗能公弟子也、然而彼相國所作絃譜等、以源家爲本體歟、將又宗能公孫中將宗經（宗國）也廿五歲早世之間、其子宗平卿催馬樂少々雖令傳習之、不及分明、相承大略以斷絕、子息宗雅卿爲孝繼（孝道末子號二弟子一）再興家業、是皆世之所知也、孝繼父孝道妙音院弟子也、依令展轉彌振違歟、但孝繼又習守覺法親王（多攝津守久富多上野介忠敬）兩家、其外之多家ハ兩家之門弟也、

家說被授孝繼歟、

〔梁塵愚按抄上〕凡神樂は、一越調をもてうたふといへり、二條家には弓立を秘曲とす、但宮人の曲をもて奧義とす、綾小路家には弓立を秘曲とす、但宮人の曲は近代うたひたえずといへり、

〔狛氏新錄〕一神樂之事

內侍所御神樂ハ、堂上地下庭之座ニ著、堂上歌之時は地下不附之、但笛ハ一人（太神氏）篳篥ハ一人（安倍氏）兩管共ニ地下吹之、和琴は四辻家所作之、

堂上歌之家ハ（持明院家綾小路家）兩家、其外之堂上歌所作之輩ハ兩家之門流也、

和琴ハ四辻家相承也

地下歌之家（多攝津守久富多上野介忠敬）兩家、其外之多家ハ兩家之門弟也、

人長之舞一人（多讃岐守忠壽家ニ相承ス）其體四品昇進之時は、其子五位六位之近衞將監將曹之內一人舞之、又は爲門弟、多家之中勤之事モ有之、尤此舞は舞樂と申にては無之、神樂人長ノ舞と申也、

笛ハ四辻家ニ相承ス爲門弟地下家兩家譜代一人宛勤之（山井但馬守、太神景剩、山井近江守、太神景村、）

篳篥ハ地下兩家譜代一人宛勤之、（安倍壹岐守、安倍季福、安倍季武、）篳篥之事ハ、昔安倍兩家雖有之、兩家共斷絕、漸一流養子を以、薄殿より神樂篳篥ばかり相傳ス、樂者其傳絕候故、南京之樂人久保丹後守光成より相傳、當時安倍壹岐守家相續、神樂之篳篥權管依無之、後陽成院御宇蒙勅命、東儀出雲守太秦氏之姓を安倍ニ被改、神樂篳篥之權管ト成、仍于今此家ニ相承ス、

〔諸家家業記〕神樂郢曲　綾小路　持明院（○中略）

御神樂之節之本末拍子付歌等、右二家より庶流之家々、幷他家之內にても、歷代被相勵候家々へ、被相傳有之事に候、然る所近代之例、四辻家樂所支配として、音樂之事總體彼家之預に相成候故、神樂之笛等彼家へ入門無之ては、古く傳來之家にても、御神樂に出候事を不被許など申事も有之由、乍去郢曲之事は、此二家之家業と被致候事、古代よりの例に候、兩家より當時相傳有之家々、

大抵左に記之、

庭田（庭田同家）　五辻（庭田庶流）　大原（持明院庶流）　園（持明院庶流）

此外　鷲尾　河鰭

件家々歷代連綿して御神樂之節、參役有之候故、當時家業のごとく被相勵候由、

〔神皇正統記堀河〕此御門和漢の才ましく（○中略）けり、神樂の曲などは、今の世まで地下につたへたるも此御說なり、

〔古事談六亭宅諸道〕舞人助忠爲傍輩正連一者被殺害祇園林畢、仍堀川天皇御歎息過法之間、久我大

相國被レ奏云、何故強御歎候哉云々、被レ仰云、神樂秘曲、胡飲酒、采桑老、此等三箇事、亦無二相傳一說之人一、已欲レ絕レ爭不レ歎思食一哉云々、重被レ奏云、神樂ハ所レ殘ナク、令二傳說一御畢、子息等成長之時、撰二器量一可レ授レ給之一、采桑老ハ召二天王寺舞人一可レ被レ習二采桑老一云々、

堀川天皇令レ習二神樂一給之時、天皇御二之倚子一、助忠候二小庭一、師時朝臣候二小板敷一令レ傳レ申秘曲時於二萩戶方一令レ奉云々、

〔續古事談五　諸道〕神樂ハ近衞舍人ノシワザナリ、ソノ中ニ多ノ氏ノモノ、ムカシヨリコトニツタヘウタフ、〇略中時助ガ子助忠コレヲ傳テ、コトニ堪能ナリケレバ、堀川天皇階下ニ召テウケナラヒ給テ、ツヰニコノ神樂アリケリ、藏人盛家ソノ骨ヲエテ、人長ヲツカウマツリケリ、カヽルホドニ時助助忠父子、カタキノクメニコロサレニケリ、君ヨリ始テ此道ノタエヌル事ヲナゲキ給テ、助忠ガ末ノ子忠方近方、イマダイトケナキ童ニテアリケルヲ召イデヽヨトコニナシテ、忠方ハ歌ノ骨アルニヨリテ、神樂ノ風俗ヲウタハシム、ユヽヤ、ミヤ人トイフ歌ハ助忠ガホカシル人ナシ、内侍所御神樂ノ時、本拍子家俊朝臣、末拍子近方ツトリ、内侍所御神樂ノ時、本拍子家俊朝臣、末拍子近方ツカウマツレリケルニ、主上御簾ノ内ニオハシマシテ、拍子ヲトリテ此歌ヲ近方ニヲシヘ給ケリ、マコトニ稀代ノ勝事、イマダ昔ニモアラス事也、父ニ習ツタヘンニハヨノツヰノ事也、イヤシキミナシゴニテカヽルル面目ヲホドコス事、コノ道ノタエザル事ヲ、世ノ人感涙ヲナガシケリ、

〔體源抄十上　神樂口談諸方之家之記載之〇中略〕

又多近方ハ、資忠ニハヲサナクテヲクレニケレバ、神樂ノ道ハ傳ヘザリケルヲ、堀川院資忠ガ手ヨリメデタク傳ヘシメタリケレバ、近方ヲ尋メシテ、召人ノ中ニ此道絕ナバ口惜カルベキトテ、近方ヲメシテ近衞陣ニサブラハセテ、萩ノ戶ノ邊ニチカクメシテ、御ミヅカラゾヲシヘ給ケル、但

御口ウツシニモノヲバ仰ラレズシテ、師時卿シテツタヘ仰ラレケレバ、彼卿モコエゾワルカリケレドモ、此道ノハカセニハナリニケリ、ヲノヅカラ師時候ハザリケル時ハ、近方ガウタイトラザリケルカギリハ、イクタビモウタヒテゾキカセサセヲハシマシケル、ヨクナリヌトオボシメシケルトキハ、物ヲバ仰ラレズシテ、御歌ヲトゾメサセヲハシマシケリ、三年マデヨルヒルチカク候ケルニ、御口ウツシニ物ヲバ一度モ仰ラレザリケリ、古體ナリカシヤ、又クヒモノナカリケレバ、ヲノヅカラ師時卿ナンドノタヽウ紙ニ飯ヲイレテタビタリケレバ、其ヲワヅカニナメヅリテゾ、二三日モスゴシケル、カクシツヽ十六歲ニナリテゾ、始テ內侍所之御神樂ニ拍子トリタリケル、メデタクテ御門ヨリハジメテホメサセヲハシマシケリ、神樂ノ曲ハスデニ絕ヌベカリケル事ヲ、御門ノ御口ヨリ給ケル、メデタカリケル事ナリ、

〔體源抄十上　神樂

同人〇多節茂云、資忠所勞ノ間、時方始テ牙テ拍子ヲ取トキ、資忠ガ秘說ドモヲ時方ニ敎シテ承キ、其後近方堀河院ヨリ給テ仕シテ聞合シカバ、彼時承シニハニザリキ、以之思之秘調ニヲイテハ、尙主上ニモ殘テ奉リ秘シケルカト云々、

〔源平盛衰記四十四〕宮人曲內侍所效驗事

二十九日〇元曆二年四月國忌成ケレバ、御神樂被レ止、五月一日ニ、又被行ケル、宮人ノ曲多好方仕ケレバ、勸賞ニハ、子息右近將曹好節ヲ被二任將監一ケリ、宮人ノ曲ト云ハ、好方祖父八條判官資忠ト云々、舞人ノ外ハ知ル者ナシ、堀河院バカリニゾ奉レ授タリケル、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月十九日甲子、召二右近將監好方一、於二幕府一賜二盃酒一、好方盡二數曲一〇中略又重忠景秀等依レ仰於二當座一習二神樂曲一、兩人器量之由、好方感申云云、十二月十九日癸巳爲鶴岡神事、遣山城江次久家以下侍十三人、可レ傳二神樂秘曲之由一所レ被レ成二下御敎書一於好方之許一也、

爲鶴岳八幡宮神事、山城江次久家以下侍十三人被遣之、爲弟子撰器量、早可被教立神樂一座之所作、忩被沙汰出、後如本社始行二季御神樂、可被上洛也、弓立星歌者爲秘事之由開召、然者相傳之仁、重可被仰遣、且又其志可有御存知也者、鎌倉殿仰旨如此、仍執達如件、

十二月十九日　　盛時奉在判

右近將監殿

〔吾妻鏡十二〕建久三年三月四日丙子、江次久家爲相傳神樂秘曲等上洛、仍被遣奉書於左近將監好節之許、平民部丞盛時奉行之、

江次久家所上遣也、弓立星歌等爲相傳上洛之由申之、件歌以下神樂口傳故實、入意能々被教授、來八月放生會以前定被參向關東歟、其時相具久家可被下向者、鎌倉殿仰旨如此、仍執達如件、

三月四日　　盛時奉

〔吾妻鏡十三〕建久四年十月七日庚子、多好節依召自京都參著來月於鶴岳依可有御神樂也、又右近將監久家同歸參、是爲令相傳秘曲、先日所上洛也、宮人曲不殘一事傳受之由申之、加之好方載狀言、上其旨、非譜代之輩、雖不傳此曲、隨嚴命悉以令授之由云云、

〔八幡御幸記〕延慶三年十月六日己酉、今日余（後伏見）參八幡宮、（中略）爰左大將（源具守）以多忠有申云、今夜若可有秘曲者、可爲何曲、又歌員數可爲何首哉、可存知者、自是可仰之由仰之了、時遣國房仰合前左大臣（○藤原冬平）也、前槐申云、神樂間事、殊無才學、仍無左右難計、但今度御願異他、秘曲有之條、誠可宜歟、文永宮人弓立等曲有之、今度弓立許有之、若可宜歟、宮人曲忠有若存授賞之事、心懸歟之由推量候、左大將參之時、宮人曲モ可候歟、計申者勿論候云々、此間左大將已參云々、仍直可同答之由存之、于時大將參余直問答、大將申云、今度秘曲有之條、爲御願尤可然候歟、就其宮人曲實泰不傳之、然而忠有祇候之上者、歌之條不可有子細、弓立ハ傳受之上ハ、不可有子細、文永宮人於本拍子資季卿一人

歌之、今於地下忠有一人歌之條、違彼時之樣雖存候、忠有傳此曲候之上ハ、勿論次第候、所詮秘曲事、可有叡慮候云々、仍余仰曰、今夜只弓立曲許有之條可宜、可爲其儀、歌數事可相計者、大將可存知之由申之、則始神宴、

〔看聞日記〕永享十年十二月廿日、有俊今日神樂秘曲弓立洞院大納言授與云々、

〔言繼卿記〕天文十四年七月廿八日己丑

一高橋刑部丞來、神樂相傳之奥書、昨日調遣了、文章如此、

神樂笛曲燎、與利合、榊、韓神、同早韓神、其駒等、所授與防州三宮高橋刑部丞源長賢也、

天文十四年七月廿五日　　權中納言（花押）

〔體源抄十上〕神樂道名人

從五位下伯耆權介多宿禰公用（能長二此道一）　二品式部卿貞保親王（作二倭琴譜一）　右近權少將良岑朝臣宗貞（撰二左笛譜一）　左衞門尉大石宿禰富門（撰二左篳篥譜一）　左近將曹入役部宿禰重種（能歌）　左近將監尾張兼時（同）　右近將監多資忠（同）　右近府生道守（同）　右近將監多政方（同）　同節資（同）　道將曹（同）　右

〔神道名目類聚抄五祭祀〕里神樂　凡テ諸社ニテ行フ神樂ヲ云ト云リ

〔類聚名物考神祇十三〕里神樂　さとかぐら

或書云、神樂はもと天照大神の寶前に限る事にて侍けるが、後諸方の神社にも行ふに依て、禁裏内侍所の御神樂に對て、諸社の神樂を里神樂と云也、多にて夜の神事なり、

〔樂家錄一神樂〕里神樂之說

號里神樂者、於諸社擊鼓及銅拍子、而神子鳴鈴舞焉號之里神樂也、然亦地下舊記之中、於八幡之神樂有此名而傳曰、鄉里之人依執行修之名之號里神樂也、蓋修法之次第、庭燎以早韓神終曲矣、假令

安居當人依㆓執行㆒修㆑之、如㆑號㆓安居神樂㆒云々、

〔樂家錄神樂〕安居神樂說

安居神樂於㆓男山八幡㆒有㆑之、號㆓安居㆒者、十二月朔日至㆓十五日㆒有㆓潔齋人㆒、名之號㆓安居當人㆒、〔詳未㆑知㆑之〕所㆑謂當人執行之故有㆓安居神樂之名㆒所㆑修之次第、如㆓內侍所㆒也、略定時自㆓庭燎㆒以早韓神終而奏㆓其駒㆒也、而宮巡其法擧之前書矣、〇中略

高良神樂〔附〕山神樂之名

八幡高良神樂其法如㆓安居神樂㆒也、山神樂之名限㆓于石清水㆒乎、未㆑見㆓于舊典之中㆒也、蓋自㆓山上㆒執行之義乎、

〔懷竹抄橫笛〕可㆑吹㆓笛樣

又云笛穴中ニ〇中略亦息クックニモ、笛ニ入吹テ由詞ヲ吹ハ、田樂笛、里神樂笛ナンドノ心地シテワロシ、

〔言繼卿記〕天文十三年三月十二日辛亥、盛秋朝臣與㆓景雄㆒相論之八幡里神樂事、令㆓披露了㆒、盛秋朝臣仕樣言語同斷之儀也、何も景雄ニ被㆓仰付候由㆒、先盛秋朝臣可㆓申聞候由㆒、被㆓仰下候了㆒、十五日甲寅、今朝景雄訴訟之儀、御催促申候處、案文調進之由候間調進候、女房奉書如㆑此、同從㆓此方㆒之折紙相調、晝來候時遣了、

仰天文十三三十五かけを申候、八わた里かぐらがくとうぶんの事、もり秋のあそんなやうの一さきうとかすめ候につきて、文を出され候へども、御きうめい候へば、せうもんをも二たうをも出し候はず、ことに御きうめいなかばにくしをぶけへ出し候とても、色々くせ事せひもなく覺しめし候、ことになやうの所さ人、かつらにいろひ候べき事はあるまじき事、せうもんにまかせ、もとのごとくかけおにそへちし候へと申きかせられ候、又なやけへもこのぶん御下ち被㆓申候㆒よし申

とて候、かしく、

さへもんの督どのへ

八幡宮里神樂樂頭領分之事、御糺明之處、盛秋朝臣不㆑然㆓證文㆒不㆑能㆓一答㆒候間、女房御奉書如㆑此候、以㆓此旨㆒可㆑被㆓存知㆒候旨、被㆓仰出㆒候也、恐惶謹言、

三月十五日　　大澤長門守　　網家判

山井安藝守殿

盛秋朝臣來、此段申聞候處、以外不與歸畢、

〔東都歲事記二月五日〕十日、小石川氷川明神廿五座神樂、

町世繼稻荷社十八座神樂、

〔當代記〕慶長十三年五月二十四日、伊勢太神宮有㆓大神樂㆒、是は大坂秀頼公乳母局有㆓參詣㆒、秀頼公幷御袋、爲㆓祈禱㆒ニ前被㆓行㆒大神樂、

〔伊勢參宮名所圖會四〕神樂

他の神社のごとく神前にて神樂といふ事なし、御師の宅に神前を構へ、神樂役人を招待して勤む、是神樂職の外曾て知る事にあらず、其式兩宮に傳へて舊記見る事なし、纔に古語拾遺に備はれりとするのみ、

〔鹽尻四十五〕友人今度熱田の社にて初めし太々神樂を見しとて語る、其さまいと美々敷、巫女は赤大口天冠を戴き、大柏の白拍子の事也舞ふに似たり、覗は金のぬり烏帽子など著す、猿樂の三番三の黒面を蒙り、鉾を持ち舞ふ樣、舞樂にも非ず、猿樂田樂に似て、河原狂言に近しと謗る、或人聞て曰、近年東都芝神明宮按神明太々神樂の起りは、寶永六年の比、神主西東刑部清長代に初りしといふ、わざをなす、夫を能事に見なして、熱田の神樂座似せ學びける姿と見えし、されば神樂とは、元よ

大神樂

大々神樂

雜載

り舞に非ず、絲竹の調べ、歌曲の節奏、古より傳ふる家有り、神舞と俗に言は、大和舞の事にして、尤上古の風也、春日の若宮にては、巫女の舞あれどいとふるび、古への姿と見えたり、伊勢の大々神樂、近代の俗也、熱田にてせし神樂（正德二辰二月十四日十五日兩日なり）いとも俗にして傳もなく、爲麁呂如きの妖巫が造り出せし事、檀長胤が獼猴の舞にもおとりていとにげなし、

〔東都歲事記一（下）三月〕十一日深川猿江摩利支天太々神樂興行、

〔東都歲事記二（五月）〕九日、龜戸天滿宮太々神樂興行、

〔體源抄十（上）〕神樂　口談（諸方之家記載之）

舊神樂譜云、昔貞觀ノ御時、神宴之日被撰定神樂歌、其後尙又歌云々、次朱雀院御時、貞信公攝政之間、被始御神樂云々、彼時、議等前歌依有禁忌不被歌、其後尙又歌云々、或秘說ニ云ク、大嘗會ノトキ、清暑堂（件堂豐樂院內ニアリ、今元基跡）ニ御神樂、昔ハ未必始終奏之、其歌少々唱之、只事御遊云々、

秘記云、日本紀竟宴ハ、一代一度行ハルヽナリ、近來此儀ナシ、和歌講後御遊ヲ始トスルトキ、先神樂歌一曲ヲ歌フ、然テ後ニ樂ヲ奏スルナリ、

神樂ニ雜義アリ、星歌ニ、白衆等長說晨朝淸淨偈、此詞ハ涅槃經ノ文ナリ、而神樂ハ我朝ノ事、起ル神世者如何、（○略中）

又云、堀川院ノ御時、近方ガ童ナリシヲ召テ、神樂ヲ賜シニ、衆人ニ勝テ早速ニ賜シ也、仰ニ云子孫ハ日出キモノ也トテ、頻ニ御感アリケリ、（○略中）

問、樂ノ品マチ〳〵ニワカレタリ、今ノ神樂何ノ樂流ゾヤ、答、漢家ノ法ヲ案ズルニ、歷代ノ正聲ヲモテ雅樂トシテ、祭禮以下ニ用ユ、古樂雨胡ノ樂ヲ號ス、別國ノ風俗ヲ備フ、今闕ノ神樂ハ本朝開闢ノソノカミ、天照大神之御事ヨリ起レリ、本朝ノ樂神樂ヨリ先ダテルハナシ、是正聲爲雅樂、漢

家ノ樂ヲ奏セシム、別國ノ風俗ニ擬スベキ歟、

〔樂家錄（神樂）〕陪從之神樂說

謂陪從之神樂、見于舊記、其所作堂上地下相交也、未詳之、或曰自堂上神樂之所作人被執行之故有此名乎、

〔大鏡五（太政大臣伊尹）〕冷泉院の御車のうちより、たかやかにかぐら歌をうたはせ給しは、さま〴〵けうあることをも見きくかなと、おぼえ候しに、あきのぶ（○藤原明順）ぬしのにはびいとまうなりやとの給けるこそ、萬人のたへずわらひ給にけれ、

〔徒然草上〕神樂こそ、なまめかしくおもしろけれ、（○下略）

〔續史愚抄（桃園）〕延享五年（○寬延元年）十一月十七日丁卯、大嘗祭（○略中）今夜神樂歌再興云、

古事類苑

樂舞部四

催馬樂

名稱

催馬樂ハサイバラト云フ、三代實錄貞觀元年十月、廣井女王ノ薨去ノ條ニ見エタルヲ以テ始トス、素ト路頭巷里ノ謠歌ナリシガ、後ニ譜ヲ定メテ、搢紳ノ間ニ行ハレ、遂ニ朝廷ノ御遊ノ時ニモ用キラルヽニ至レリ、足利氏ノ時一旦中絶セシガ、後水尾天皇ノ寛永三年、二條城ニ行幸ノ時再興セラレタリ、

〔運歩色葉集佐〕催馬樂神樂也、名ニ青柳ト、

〔易林本節用集左言辭〕催馬樂（サイバラ）神歌也

〔體源抄十中〕又云、催馬樂ト云ハ、催馬樂ト云事ノアリケル、ヤガテ歌ニナナシテ國ヨリ歌イダシタリ、我駒ト云催馬樂是ナリ、故ニ馬ヲ、催ストカキタルナリ、

〔梁塵愚案抄下〕催馬樂

愚按、催馬樂は、昔諸國より御貢物を大藏省へ納し時、民の口ずさみに謠ひける歌なれば、さいばらと名づくるなり、馬を催すとかけるは、御つぎ物おほする馬をかり催す心也、

〔催馬樂考〕神樂に前張有、それが拍子にうたふ故に、是もさひはりの名を負しものなり、（中略）然るにこれをばからの唐の世に、催花樂てふ樂の有しをもて、好事の者の後に催馬樂とは書つらむ

を、三代實錄にも、さか、るせしが、さて後々の人其字につきて、或抄の如き說をなせしこと、ゝ
し、かゝる說は後人のくせなり、催馬樂と書ても、猶さいはりと云べくおぼゆ、

〔玉勝間十七〕催馬樂といふ名の事

長瀨眞幸がいはく、催馬樂といふ名は、その初についでたる、吾駒の歌によれるもの也、○中略此歌はもと萬葉集十二に、乞吾駒早去欲亦打山將待妹乎去而速見牟とある歌也、はじめの二句馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名けたり、樂は唐の樂曲どもの名某樂々々といふによりて、添へたるにて、やがて其字音をとりて、良とよぶ也、さて此吾駒の歌を、初とする故に、其名をもろ〳〵の曲の摠名とせる也といへる、此說よろし、體源抄には、狛朝葛新作續敎訓抄云、催馬樂といふは、催馬樂といふ樂あり、それより事おこれり、此樂の唱歌に、駒をもよほすといふことの有けるを、やがて歌になして、國々よりうたひ出したり、我駒といふ催馬樂これ也といへれど、これはかの歌もと萬葉の歌なることを、さらずして、唐樂の唱歌より出たりと、誤りつたへたるひがことにて、國々よりうたひ出したりといへるもひがこと也、又ある說に、催馬樂といふは、いにしへ諸國より御貢物を納むる時、民の口すさびに、うたひたる歌にて、御貢物を負する馬をかりもよほす意也といへるは、催馬といふ名につきて、造りたるつたなき說也、又縣居大人は、さいばりをさいばらといひなせる也とて、やがて催馬樂を、さいばりとかゝれたれども、これも誤られたり、さいばりといふは、もとさいばりに衣はそめむ云々、といふ歌の一曲の名なるを、十六曲の總名として、大前張小前張と分れたる、皆神樂歌の方につきたる物にて、催馬樂とはもとより別物なるを、やさてついでにいはむ、さいばりを前張と書は借字にて、初榛也、さて又或說に、催馬樂といふは、もと唐樂の名也、和名抄、音樂部曲調類、雙調の條に、柳花苑春庭樂、催馬樂、狹鰭河、和風樂とならべあげたり、みな唐樂也といへるもひがこと也、これは吾駒の歌など雙調に奏る故に雙調の曲の中へまじへ擧たるにこそあれ、唐樂に催馬樂といふあることなし、さる故にその催馬樂と擧たる分注に、我駒曲是也とあり、又其次なる狹鰭河も、催馬樂の中の澤田川の曲也、すなはち分注に、澤田川の曲是也とあり、唐樂に狹鰭河といふ名あるべきかは、又春庭樂、和風樂なども、皇朝にて作れる曲にして、唐樂にはあらざるをや、さてついでにいはむ、催馬樂といふ名は、三代實錄三の卷にはじめて見えたり、

〔催馬樂譜入文上〕名義

岡部氏○眞淵の催馬樂考曰、神樂に前張あり、それが拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を負しもの也、前張は一首なるを、それが調べにうたふ神樂を、皆大小の前張の中にこめていへり云々、

○中略

今按に、右の岡部氏の說ども、心得がたし、そは既に神樂歌にも、ことわりつるごと、古本どもには、かの大前張標下に、或曰催馬樂とあるし、又前條に引る古鈔どもに、某作神樂催馬樂とありて、其濫觴をいろ〳〵させる、專ら一つ物の如くに、いひなせる中にも、郢曲相承には、たゞ拍子の少し換るのみといひ、嘉禎節付本には、大前張以下、半出於催馬樂、とさへ記したれば、かの大前張小前張は、もと此催馬樂より取て、神樂の餘興にうたひたる事明らけし、然ればさいばらといふ名は、本吾駒の歌より出たるが、神樂に取れけむとき、その歌どもの中に、さいばりにと云がありしにつきて、かしこにては、さいばりと轉じたるか、又かのさいばりと云が、名義の起りにてありしを、後に吾駒の歌の、初二句の心によりて、催馬樂とは、字を改めたるか、いづれ此二の內ならずては、古本どもに從ひてこそ右の前張に大小の名ある事なども、いと心得安くなりつれ、さもあらずては、いかにとも解べきよしあらず、十六曲同じふしなる故なりなどいへど、其節付の悉く別なるをいかにせん、皆おしあ

てのゑひ言なるをや、故今は古本どものむねに隨ひて、其名の意は、右の二つを出じとおもふ中に、もしは初のかたなるか、

〔催馬樂譜入文上〕催馬樂時代

或樂家記錄曰、神樂催馬樂曲之事、家傳云、淡海三船撰之、多氏へ相傳ふ、右近將監多自然麻呂、神樂催馬樂の祖也、故神樂の時、多氏今に榊を取て人長をつとむ云々、郢曲相承次第曰、神樂催馬樂譜云々、以舞人多自然麻呂爲根元、其後次第上下翫之と見えたり、今此傳に就ていはゞ、彼淡海眞人御船と云し人は、元正天皇養老六年に生れて、聖武天皇天平年間より經て、桓武天皇延曆四年に卒せられたれば、かの催馬樂を撰べりしは、寧樂朝の末つかたばかりの事とすべし、然れば次に引く書どもに、左近少將作催馬樂などある類は、其時始て作れりと云にはあらず、もしは當昔の曲どもを輯て、今ある譜のごとく六十餘曲に修錄せしを云か、又其譜を作り定られたるを云にもあるべし、既に三代實錄第三貞觀元年條曰、冬十月云々、廿三日乙巳、尙侍從三位廣井王薨、〇中略特善催馬樂、〇中略とあるにても、此催馬樂の、其以前より世に弘まりて有し事、いちしろし、續紀天平十四年正月、六位以下等鼓琴歌曰、新年始爾、何久志社、供奉良米、萬代摩提丹、と載たる、是則今の催馬樂の、呂の新年曲に收めたるもて、はやくそのかみうたひそめつる、一の證とすべきものなり、〇中略此人〇尾張濱主神樂催馬樂曲の相承の人なる事は、既に神樂の始に引つるが如し、これらをもおもふべし、さて郢曲秘鈔、風俗裏書云、催馬樂、本路頭巷里之謠謌也、然而後好事之士女、取以爲彈琴歌曲、故其歌因來、甚有古代、有中世、厥后更奉諸國、謂之風俗、又後代謠謌、謂之今樣、催馬樂、風俗、固是一也、遂翫於宮中已久矣とある、まことにさりけらし、おもふに神代より上に雅樂ありつれば、下にも謳歌ありし事、歌を上下おしなべてよみ來りしと同じ、〇中略彼の淡海御船撰とあるも、只そのかみの、ちまたの謳歌をあつめて、多氏にあたへて、節を付させしを云にて、新に作れりと云

曲名

にはあらざる也、すべて此譜をよみ見ん人、もとは陋巷の謳歌なるといふことを、よく心にくみしめずては、おもひあやまつ事多かりなん、

〔伊呂波字類抄左人事〕催馬樂サイハラ雙調

狹鰭河サハタカハ　青柳アチヤキ　夏引ナツヒキ　貫河ヌキカハ　高沙古タカサコ　伊勢海イセノウミ　衣替コロモカヘ　道口ミチノクチ　淺水橋アサムツノハシ　何爲無イカニセン　鷹子タカノコ　刺櫛サシクシ　大芹オホセリ　大路オホミチ　我門ワカカト　東屋アツマヤ　激井ハシリヰ　飛鳥井アスカヰ　鳥鳴トナハリ　キヌ謂之律歌、櫻人サクラヒト　葦垣アシカキ　山城ヤマシロ　石川イシカハ　紀伊國キノクニ　竹川タケカハ　河口カハクチ　葛城カツラキ　鷹山タカヤマ　此殿コノトノ　淺綠アザミトリ　青馬アチムマ　妹門イモカカト　大宮オホミヤ　蓑山ミノヤマ　擧卷アケマキ　田中井外タナカノヰト　眉刀自女マユトシメ　本滋モトシケ　庭生ニハニオホル　陰名クホノナ、謂之呂歌、

〔簾中抄音樂〕催馬樂

安名尊アナタフト　梅枝ムメガヘ　新支アタラシキ　櫻人サクラビト　美濃山ミノヤマ　石川イシカハ　葦垣アシガキ　葛木カツラギ
山背ヤマシロ　眞金吹マガネフク　紀伊國キイノクニ　本滋モトシゲ　美作ミマサカ　藤生野フヂノ　婦吾イモトワレ　鈴鹿川スヾカガハ
奥山オクヤマ　白馬アラムマ　淺綠アサミドリ　筵田ムシロダ　御馬草ミマクサ　酒飲サケタフベテ　竹川タケカハ　河口カハクチ
此殿コノトノ　酒屋サカヤ　倉垣クラガキ　鷹山タカノヤマ　吾家ワガイヘ　田中井戸タナカノイド　無力蟇チカラナキカヘル　万木ヨロヅキ
鏡山カヾミヤマ　高島タカシマ　婦門イモガカド　大宮オホミヤ　長澤ナガサハ　已上呂歌
總角アゲマキ　高沙古タカサゴ　夏引ナツビキ　貫河スキカハ　飛鳥井アスカヰ　東屋アツマヤ　走井ハシリイ　青柳アヲヤギ
伊勢海イセノウミ　庭生ニハニオフル　我門ワガカド　大芹オホセリ　淺水橋アサミヅノハシ　大道オホミチ　我門乎ワガカドヲ　差櫛サシグシ
逢道アフミヂ　何爲イカニセン　鷂子タカノコ　道口ミチクチ　衣替コロモガヘ　西寺ニシデラ　鷄鳴トリハナキ　陰名クボノナ

歌章

難波海（ナニハウミ）　千年經（チトセフル）　淺也（アサヤ）　狹緒河（サヲガハ）　巳上律歌

〔催馬樂〕律　我駒二段

いでわが駒、はやくゆきこせ、まつち山、あはれ、まつち山はれ、
二段つち山、まつらん人を、ゆきてはや、あはれ、ゆきてはや見ん、

澤田川三段

さはた河、袖つくばかり、あさけれど、はれ、
二段あさけれど、くにの宮人、高はしわたす、
三段あはれそこよしや、高はしわたす、

高砂七段、拍子各五、合拍子三十五、

たかさごの、さいさごの、たかさごの、
二段をのへにたてる、玄ら玉つばき、玉やなぎ、○玉やなぎ、一本作二玉つばき一、
三段それもがとさん、ましもがと、ましもがと、
四段ねりをさみをの、みぞかけにせん、玉柳、
五段なにしかもさん、なにしかも、なにしかも、
六段心もまだいけん、ゆりばなの、さゆりばなの、
七段けさ咲いたる初花に、あはましものを、さゆり花の、

夏引二段、第一段拍子九、第二段拍子十四、合拍子廿三、貫川同音、

なつ引の、玄らいと、七はかりあり、さごろもに、おりてもきせん、ましめはなれよ、
二段かたくなに、ものいふをみなかな、ましあさぎぬも、わがめのごとく、おもとよく、きよくかたよく、
こくびやはらかに、ぬひきせめかも、

貫河三段、拍子各九、各拍子廿七、

ぬき川の、せゞのこすげの、やはらたまくら、やはらかに、ぬるよはなくて、おやさくるつま、
二段おやさくるつまは、ましてるはしも、玄かしあらば、やはぎのいちに、くつかひにかん、
三段くつかはゞ、せんがいの、ほそしきをかへ、さしはきて、うはもとりきて、みやぢかよはん、

東屋二段、拍子各九、合拍子十八、

あづまやの、まやのあまりの、あまそゝぎ、われ立ぬれぬ、そのとゞのどひらかせ、
二段かすがひも、とざしもあらばこそ、そのとゞのどわれさゝめ、おしひらいてきませ、われや人づま、

走井一段、拍子九、此歌自二三月一至二五月一用レ之、

はしりゐの、こがやかりをさめかけ、それにこそ、まゆつくらせて、いとひきなさめ、

飛鳥井一段、拍子九二切、音振走井二少相替一、

あすかゐに、あすかゐに、やどりはすべし、おけ、かげもよし、かげもよし、みもひもさむし、みまくさもよし、

青柳二段、拍子十二、無二空拍子一、春中用レ之、

あをやぎを、あをやぎを、かたいとによりてや、おけや、うぐひすの、
二段うぐひすの、ぬふといふかさは、おけや、むめの花がさや、

伊勢海一段、拍子十、無二空拍子一、

いせのうみの、いせのうみの、きよきなぎさの、玄ほがひに、なのりそやつまん、かひや、ひろはん、玉やひろはん、

庭生一段、拍子九、此歌春可レ用レ之、

庭におふる、庭におふる、からなづなは、よきななり、はれみやびとの、さぐるふくろを、おのれかけ、

たり、

我門爾　三段、拍子四十、第一段十四、二段十二、三段十四、藤家用二五拍子一、

わがかどにや、わがかどに、うはものすそぬれ、ゑたものすそぬれ、あさなつみ、夕なつみ、朝なつみ

二段　あさなつみ、ゆふなつみ、わがなを、ゑらまくほしからば、みそのふの、

三段　みそのふのや、みそのふの、あやめのこほりの、大りやうの、まなむすめといへ、おとむすめとこそ

いはめ、

我門乎　二段、拍子廿八、各十四、第二反、猶有二空拍子一、藤家五拍子、

わが門を、とさんかうさん、ねるをのこ、よしこざるらしや、よしこざるらしや、

二段　よしなしに、とさんかうさん、ねるをのこ、よしこざるらしや、よしこざるらしや、

大路　二段、拍子廿八、各十四、此歌春用レ之、

おほぢに、そひてのぼれる、あをやぎが花や、あをやぎがはなや、

二段　あをやぎが、ゑなひを見れば、今さかりなりや　今さかりなりや

大芹　一段、拍子三十四、有二空拍子一、此歌春用レ之、或雜時、

おほせりは、くにのさたもの、こせりこそ、ゆでゝもうまし、これやこの、せんばん、さんたのきの、ゆ

しのきのばん、むしかめのどう、さいかく、ひやうさいとさい、りやうめん、かすめうけたる、

きりとほし、かなはめばんぎ、五六がへしの、一二のさいや、四三のさいや、

淺水　一段、拍子二十一、

あさゞづのはしの、とゞろとゞろと、ふりしあめの、ふりにしわれを、たれぞこの、なかびとたてゝ、み

もとのかたち、せうそこし、とぶらひにくるや、さきんだちや、

插櫛　一段、拍子十六、與二更衣一同音、此歌冬五節頃、可レ用レ之、

さしぐしは、とうまりなゝつ、ありしかど、たけくの宮ようの、あしたにとり、ようさりとり、とりし

かば、さしぐしもなしや、さきんだちや、

鷹子　一段、拍子十五、與二更衣一同音、秋用レ之、

たかのこは、まろにたうばらんや、手にすゑて、あはづの原の、みくるすの、めぐりのうづら、とらさ

んや、さきんだちや、

逢路　一段、拍子十三、與二更衣一同音、

あふみちの、ゑのゝをすゝき、はやひかず、こもち、まちやかぬらん、ゑのゝをすゝきや、さきんだち

や、

道口　一段、拍子十三、逢路同音、

みちのくち、たけふのこふに、われはありと、おやにはまうしたべ、こゝろあひのかせや、さきんだ

ちや、

更衣　一段、拍子十三、空拍子初反之時、可打之、

ころもがへせんや、さきんだちや、わがきぬは、のはらゑのはら、萩の花ずりや、さきんだちや、

何爲　一段、拍子十三、更衣同音、此歌冬可用之、

いかにせん、せんや、をしのかもとり、いでゝゆけば、おやはありくと、さいなめど、よづまさだめつ

や、さきんだちや、

鷄鳴　一段、拍子十一、近來不用之、

とりはなきぬてふ、げさくらまぎれ、ゑたひものを、に、おしすがりねてこそ、とゞこほれなくこな

すまで、

老鼠　一段、拍子十、

にしでらの、おいねずみ、わかねずみ、おんもつんづ、けさつんづ、けさつんづ、ほうしにまうさん、ゑにまうせ、ほうしにまうさん、ゑにまうせ、

隱名 一段、拍子十、近來不用之、

くぼのなをば、なにとかいふ、くぼのなをば、なにとかいふ、つびたり、けふくなう、たもろ、ひのなかの、ひつきめな、けふくなう、たもろ、

呂　安名尊 三段、拍子十四、一段五、二段五、三段四、

あなたふと、あなたふと、けふのたふとさや、いにしへも、はれ、

二段 いにしへも、かくやありけんや、けふのたふとさ、

三段 あはれそこよしや、けふのたふとさ、

新年 三段、拍子十四、同上、此歌正月可用之、

あたらしき、あたらしき、としのはじめにや、かくしこそ、はれ、

二段 かくしこそ、つかへまつらめや、よろづ代までに、

三段 あはれそこよしや、よろづ代までに、

梅枝 三段、拍子十四、與安名尊同、自春始至二月可用之、

むめが枝に、きゐるうぐひすや、はるかけて、はれ、

二段 はるかけて、なけどもいまだや、雪はふりつゝ、

三段 あはれそこよしや、ゆきはふりつゝ、

櫻人 二段、拍子十二、此歌花比可詠之、

さくら人、さくら人、そのふねちゞめ、ゑまつだを、とまちつくれる、見てかへりこんや、そよや、あすかへりこんや、そよや、

二段 ことをこそ、あすともいはめ、をちかたに、つまさるせな有禁忌常不用也、よばふひと仍替用之、なれば、あすもさねこじや、そよや、ゑあすもさねこじや、そよや、

葦垣 五段、拍子各七、合拍子卅五、

あしがき、まがきかきわけて、ふみこすと、おひこすと、はれ、

二段 ふみこすとたれか、たれか、此ことを、おやに、まうよこし、まうしゝ、

三段 とゞろける、この家、此家の、おとよめ、おやに、まうよこし、けらしも、

四段 あめつちの、神も、かみも、そうしたべ、われは、まうよこし、まうさず、

五段 すがのねの、すがな、すがなきことを、われはきく、われはきくかな、

山城 三段、拍子各十、合拍子三十、空拍子、

山しろの、こまのわたりの、うりつくり、なよやらいしなや、きいしなや、うりつくり、うりつくり、はれ、

二段 うりつくり、われをほしといふ、いかにせん、なよやらいしなや、さいしなや、いかにせん、いかにせん、はれ、

三段 いかにせん、なりやゑぬらし、うりたつまでに、やらいしなや、さいしなや、うりたつま、うりたつまでに、

眞金吹 二段、拍子各與山城同音、

まがねふく、まがねふく、きびの中山、おびにせる、なよやらいしなや、さいしなや、おびにせる、はれ、

二段 おびにせる、はそたに川の、おとのさやけさ、やらいしなや、さいしなや、おとのさや、おとのさやけさ、

紀伊國 二段、拍子十七、初段九、二段八、

きのくにの、きのくにのや、ゑらゝの濱に、眞ゑらゝの濱に、おりゐるかもめ、はれ、その玉もてこ、
二段 かぜしもふいたれば、なごりしもたてれば、みなぞこきりて、はれ、その玉見えず、
葛城 三段、拍子廿二、一段六、二段七、三段九、
二段 かづらきの、寺のまへなるや、とよらの寺の、にしなるや、
二段 えの葉ゐに、ゑら玉ゑづくや、ましら玉ゑづくや、おしとゞ、おしとゞ、
三段 ゑかしてばくにぞさかえむや、わいへらぞ、とみせんや、おしとゞ、おしとゞ、としとゞ、おしとゞ、おしとゞ、としとゞ、
竹河 二段、拍子各七、合十四、空拍子、
たけかはの、はしのつめなるや、はしのつめなる花ぞのに、はれ、
二段 花ぞのに、われをばはなてや、われをばはなてや、めざしたぐへて、
河口 二段、拍子各七、竹川同音、
かはぐちの、せきのあらがきや、せきのあら垣や、まもれども、はれ、
二段 まもれども、いでゝ、われねぬや、出てわれねぬや、せきのあらがき、
此殿者 二段、拍子十六、各八、
このとのは、むべもむべもとみけり、さきくさの、あはれ、さき草の、はれ、
二段 さき草の、みつばよつばの中に、との作りせりや、とのづくりせりや、
此殿／西 二段、拍子各八、與二此殿者一同音、
このとの、此とのゝ、にしの、にしのくらがき、春日すら、あはれ、春日すら、はれ、
二段 はるびすら、ゆけど、ゆけどもつきず、にしのくらがきや、にしのくらがきや、
此殿與 二段、拍子各八、與二此殿／西一同音、
このとの、此とのゝ、おくの、おくのさかやの、うばたまり、あはれ、うばたまり、はれ、

二段 うばたまり、われを、われをこふらし、こざかごゆなるや、こざかごゆなるや、
鷹山 二段、拍子各八、此殿同音、夏不レ可レ用レ之、
たか山に、たかを、たかをはなちあげて、をくよしをなみ、あはれ、をくよしをなみ、はれ、
二段 をくをなみ、わかす、わがする時に、あへるせなかもや、あへるせなかも、
美作 二段、拍子各八、不レ加二空拍子一、
みまさかや、くめの、くめのさら山、さら〳〵に、なよや、さら〳〵に、なよや、
二段 さら〳〵に、わがな、わがな名はたえじ、よろづ代までにや、よろづ代までや、
藤生野 二段、拍子各八、與二美作一同音、
ふぢふの、ゝかたち、かたちが原に、ゑめはやし、なよや、ゑめはやし、なよや、
二段 ゑめはやし、いつきいはひしも、ゑるく、時にあへるかも、時にあへるかもや、
妹與我 一段、拍子十、
いもとわれと、妹とわれと、いるさの山の、山ゝら、ゝぎ、手なふれそや、かをかをすがにや、かをすがにや、
淺綠 一段、拍子廿四、青馬同音、近來不レ用、
あさみどりや、こいはなだ、そめかけたりと、見るまでに、たまひかる、ゑたひかる、ゑんきやう、すさかの、ゑだりやなぎ、まだいたゐとなる、せんざい秋はぎなでしこ、からほひ、ゑだりやなぎ、
青馬 一段、拍子廿四、淺綠同音、
あをのまは、なればとりつなげ、さをのまは、なればとりつなげ、ゝのいざやの、ゑのいざやの、さを
こがひこ、る、さいろ、こ、またいたんこの、たいきのわらはの、さをこがひこなる、さいろ、こ、
妹之門 一段、拍子廿二、同二淺綠一而末相替、

いもがかどや、せながかど、行過かねてや、わがゆかば、ひぢかさの、ひぢかさの雨もやふらなん、ゑ
ばたをさ、あまやどり、かさやどり、やどりてまからん、ゑでたをさ、
席田　二段、拍子二十、初段八、二段十二、或説廿四、藤家用二五拍子一、
むしろ田のや、むしろ田の、いつぬき川にや、すむつるの、
二段
すむつるのやすむつるの、ちとせをかねてぞ、あそびあへる、
大宮　一段、拍子十、
おほみやの、にしのこんぢにあやめこんだり、さやめこんだり、たり、やり、たんな、
總角　一段、拍子十、本滋下同音、
あげまきや、たう〳〵、ひろばかりや、たう〳〵、さかりてねたれども、まろびあひにけり、たう〳〵、
かよりあひにけり、たう〳〵、
本滋　二段、拍子各十、總角同音、而替節多之、藤家五拍子用之、
もと玄げき、もと玄げき、きびの中山、むかしより、むかしより、
二段
むかしから、むかしより、名のふりこぬは、今の世のため、けふの日のため、
美濃山　一段、拍子二十、藤家五拍子用之、
みの山に、玄じにおひたる、玉がしは、とよのあかりに、あふがたのしさや、あふがたのしさや、
眉止之女　一段、拍子十六、聊早可唱之、藤家五拍子用之、
おほみきわかせや、まゆとじめ、まゆとじめ、まゆとじめ、まゆとじめ、
酒飲　一段、拍子十五、藤家五拍子用之、
さけをたうべて、たべゑうて、たふとこりんぞや、まうでくる、なよろぼひそ、まうでくる、たんな、たんな、たりや、らんな、たりちり、ら、

田中井戸　一段、拍子十、藤家五拍子用之、
たなかのゐどに、ひかれるたなぎ、つめ〳〵、あこめ、田中のこあこめ、たらり、らり、たなかのこあこ
め、
無力蝦　一段、拍子八、
ちからなきかへる、ちからなきかへる、ほねなきみゝず、ほねなきみゝず、
難波瀉　一段、拍子十二、聊早歌也、
なんばのうみ、なんばの海、こぎもてのぼる、をぶねおほぶね、
なんばのうみ、なんばの海、こぎもてのぼる、をぶねおほぶね、
つくしづまでに、いますこしのぼれ、山ざきまでに、
鈴之川　一段、拍子九、妹與我同音、但一句替、
すゞか川、すゞか川、やそせのたきを、みな人の、めぐるも玄るくや、時にあへる、時にあへるかもや、
石川　三段、拍子六六四、合十六、
いしかはの、こまうどに、おびをとられて、からきくいする、
二段
いかゞなる、いかゞなるおびぞ、はなだの帶の、なかはたえたる、
三段
かやるかあやるか、なかはたえたるか、
奥山　一段、拍子七、
おく山に、きゝるやをぢ、きをやはけづる、ま木やはけづる、きけづるをぢ、
奥々山　一段、拍子九、
おくやまに、きなかすと、きゝるをぢ、きやとき、きをやはけづる、まきやはけづる、きけづるを
ぢ、
我家　一段、拍子九、

音調

わいへゝは、とばりちやうをも、たれたるを、おほぎみきませ、むこにせん、みさかなに、なによけむあはびさだえか、かせよけん、あはびさだえか、かせよけん、

〔仁智要錄〕催馬樂律

高砂　七段、拍子各五、合拍子三十五、○略中

夏引　二段、第一段拍子九、第二段拍子十四、合拍子廿三、貫河同音、三段、○中略

貫河　三段、拍子各九、合拍子廿七、○略中

東屋　二段、拍子各九、合拍子十八、○略中

走井　拍子九、○略中

飛鳥井　拍子九、○略中

青柳　二段、拍子各六、合拍子十二、類聚箏譜云、歌音振出所異譜說、反立之度同譜說、○略中

伊勢海　拍子十、○略中

庭生　拍子九、○略中

我門　三段、一段拍子七、二段拍子六、三段拍子八、合拍子廿一、○略中

我門乎　二段拍子各七、合拍子十四、大路同音、○略中

大路　二段、拍子各七、合拍子十四、○略中

大芹　拍子三十四、○略中

刺櫛　拍子十五、○略中

鷹子　拍子十五、○略中

逢路　拍子十三、道口同音、○略中

道口　拍子十三、○略中

更衣　拍子十二、何爲同音、○略中

何爲　拍子十三、○略中

老鼠　拍子十

〔仁智要錄〕催馬樂譜　呂歌一越性調笛雙調

安名尊　拍子十四、三段、一ノ五、二ノ五、三ノ四、新年、梅之枝、此三首同音、○略中

新年　拍子十四、三段、○略中

梅之枝　○略中

櫻人　拍子二十四、二段各十二、地久破、○略中

葦垣　拍子三十五、五段各七、○略中

山城　拍子三十、三段各十、○略中

眞金吹　拍子二十、二段各十、山城同音、○略中

紀伊州　拍子十七、一段九、二段八、○略中

葛城　拍子二十二、三段、一段六、二段七、三段九、○略中

竹河　拍子十四、二段各七、○略中

河口　拍子十四、二段各七、竹河同音、○略中

此殿　拍子十六、二段各八、○略中

此殿之　拍子十六、二段各八、○略中

此殿奧　拍子十六、二段各八、○略中

鷹山　拍子十六、二段各八、已上四首同音、○略中

石河　拍子十六、三段、一段六、二段六、三段四、○略中

美作　拍子十六、二段各八、○略中

藤生野　拍子十六、二段各八、美作同音、○略

妹與我　拍子十○略中

淺綠　拍子十二○略中

青之馬　拍子十二、淺綠同音、○略中

妹之門　拍子十二○略中

席田　拍子十二、二段各六、美濃國元慶悠紀風俗、○略中

大宮　拍子十○略中

角總　拍子十、大宮同音、○略中

本滋　拍子二十、二段各十、但音振同二大宮一、○略中

蓑山　拍子十、備前國悠紀風俗、○略中

眉戸自女　拍子八○略中

酒飲　拍子八○略中

田中井戸　拍子十○略中

難波海　拍子十二○略中

我家　拍子十一○略中

無力蝦

〔催馬樂譜入文上〕律呂

或人の校本云、古本催馬樂は呂律とついでたるに、愚按鈔、體源抄などは、律呂とついでを改けり、されど花鳥餘情若菜下に、本律呂と云、律は陽正也、呂は陰助也、然れども催馬樂には呂律と

云て律を次にする也云々とあるは、ともに古本催馬樂の次に同じければ、後に律呂とせし本は、ひが事なりとあり、今又古本を撿るに、仁智要錄の節付には律呂とついで賜へり、文治二年の節付には呂律とついでたり、和名抄音樂部に、催馬樂曲を出したるに、それにも律呂とついでたり、敎訓抄黃鐘調の目錄にも、律呂とついでたり、こは譬へば、みぎひだりと云を、左右と記す類なれば、誤りあやまらぬのけぢめあるにはあらず、男は陽、女は陰なるを、をみな男といはん時も、字には猶、男女と記さるめれば、假令催馬樂には呂を重ずとも、猶その目錄などには律呂ともついでざらむやは、既に花鳥餘情には、然かのたまひて、その同じ君の愚按抄には、律呂を次第給ひたるにあらずや、かゝれば今文治本の本文を用ふるといへども、歌の順悉く別なれば、猶嘉禎本に隨ひて、律呂とはついでつゝ、

〔郢曲抄〕資賢卿のいふ、○略中催馬樂の蓑の山、歌に合せ上て唱こと禁句也、其所はセアゲテといふ節也、あなたふとのあはれを、あれと唱、同じ事なるべき、

〔體源抄十中〕狛朝葛記ニ云、催馬樂ハユヽシク科アリテ歌フベキナリ、大納言宗俊ノ歌ハレケルハ、如此ノ骨法ノ目出キ也、敦家ハ少シ今樣氣アリケリ、

春宮大夫宗能云、催馬樂ハ雄拍子ヨリ打始也、初ニ雌拍子ノ中ル歌ヲバ不打シテ、雄拍子ヲ持テ打始ナリ、歌出トキ歌ハントテハ、先拍子ヲ打オイテ歌ヒ出スナリ、○略中

梅枝ニハ鳴トモノ字ヲバ、御前ノ儀ニハ不歌棲トモ歌ナリ、

更衣ニハ春ハ萩花摺ヲバ替テ歌也、春ノ花摺鮫可尋之、或人云、萩ノ葉摺ト云々、

筵田ノ初段ニハ、棲鶴ヲバ二度不唱ナリ、主上ノ御前ニテ歌ニハ、身ヲ堅ク心ヲ愼テ、主上ニ對奉テ、帝德ヲ褒タテマツルガ如クニテ可歌也、

催馬樂我駒ヲバ呂律倶ニ唱之、呂ニハ安名尊也、律ニハ澤田川ヲ唱フルニ用ル安名尊之音取也、

新年、梅枝、（三首同音ナルニ）澤田川亦同音也、催馬樂歌拍子ニ吹出サルヽ樂アリ、同儀歟、拍子取歌唱ヘ畢ヌレバ、拍子ヲ重テ笏ヲ持ガ如ク取之ト云々、

又云、催馬樂ノ歌出シ不同也、雄拍子ヲ打置テ歌出アリ、安名尊ノ類是ナリ、音ト拍子ト一度ニ歌ヒ出スアリ、篶田ノ類コレナリ、出歌ノ後ニ拍子ヲ打アリ、西寺ノ類コレナリ、〇略中

又催馬樂ハ極大事ニテアル也、音振ダニ私ヒヌレバ、云甲斐ナキモノ也、只在此事也、傳宀ハ目出カリケル者也、音ヲワナヽカシヽニ付テ目出也、〇略中

問云、此樂律〇輪鼓ノ禪脫催馬樂安波ノ戸ノ音振ヲモテ作之云云、事實ハ爲呂樂如何、答云、爲呂樂ガ甚深ノ證ニテ有也、古人ノ律歌ヲ歌ケルハ、偏ニ律ニ令樣ノ如ニハウタハザリケリ、半呂ノ音ニゾ歌ヒケル、律ノ催馬樂ヲモテ大食調呂歌ニ入ナリ、其儀相叶ト云々、目出キ事也、宗通卿ハ宗俊ノ說ヲウケシメ給也、其音振半呂ナリ、其已前ノ古人如此云云而宗忠ニイタリテ偏ニ律音ニハ歌ハルヽナリ、自爾以來偏ニ律音ニ成了、今竊ニコレヲ思フニ、催馬樂我駒歌ヲシテ、拾翠樂伊勢海等水調呂音、尤此奥ノ事也、半呂音ニ歌ファリ、證據以明哉〇略中

又云、催馬樂ハ、我駒ヲモテ序。トシ、伊勢海ヲモテ破。トシ、竹川ヲモテ急。トス、是古人之故實也〇略中

美作呂歌美作歌振ハ柳花苑ニ合ナリ、是ニヨテ面白キ也、上古催馬樂ヲモテ樂ヲ作ル者ヅ例也、

又以樂之音曲合歌テ歌出シ證如此、

山城歌詞ニライシナヤサイシナヤト云詞、葛城之詞ニ乎志毛止云詞等ハ、其時ノ謠之詞ドモナリ、タトヘバ近來ノ童謠ニ、ヤレコトムトウセイサラナリトト云義ナリ、

〔樂家錄五催馬樂曲說〕發聲及助音附管之節

催馬樂發聲者、其曲名爲之發聲也、假令歌安名尊則發聲安名尊、歌伊勢海則發聲伊勢海、爲之發聲、而自次句助音卽附管矣、〇略中

催馬樂曲調之說

催馬樂所用之調、多律平調、呂雙調、而不見用他調之例矣、按梁塵愚按抄、夫律用平調、呂用雙調、至他調隨時用焉云々、

或曰、催馬樂平調雙調之外不用他調者、未レ盛之故歟、何可レ限二于二調一乎云々、〇中略

〔奥儀抄下ノ下〕問云、かはやしろと云はなに事ぞ、

答曰、〇略中催馬樂の譜は、一條左大臣〇源雅信の時こそはじめて律呂の歌もさだめられたりとうけたまはれば、貫之がよに夏神樂のことのはじまらんもかたかるまじ、〇略下

〔郢曲相承次第〕左大臣雅信

催馬樂譜、此大臣作之、或抄云、延喜廿年、右近少將藤原忠房依勅定作之云々、然而多分說雅信公所レ作也、

〔胡琴教錄上〕催馬樂

又云、〇慶俊法師催馬樂は、笛には左近少將藤忠房、依二延喜聖主勅一ふを作る、箏比巴には中務大輔信明博雅二男譜をつくる、院禪所用此說云々、

〔中右記〕元永三年〇保安元年十一月十二日、巳時許招出雲守資文、示二頭辨事一、〇略中催馬樂譜小草子事、十三日、早旦資文爲二頭辨一使來云、〇略中催馬樂譜、在二故宰相中將家一、有無未レ尋得、過二穢氣一之後、一日可レ尋也、

〔體源抄十中〕澤田川或譜ニ此歌絕畢ト云々、而ニ博奕ガ譜ヲミルニ、安名尊ト同歌ト云々、竊ニ案同歌不レ乖云々、

〔看聞日記〕永享二年四月廿六日、郢曲文書事、有俊姉妹ニ令二申之一處、故中納言〇綾小路信俊遺言申置之間、

詠催馬樂

洞院へ遣事不可叶之由申、然而勅定難默止之間敎訓畢、　廿九日、邨曲文書二合召出、仙洞へ進之、而本譜事猶可進之由被仰下、是ハ家重寶更無他見者也、可如何候哉、無理之仰也、　六月二日、仙洞文書一合被返下、〇中略本譜事可召進之由堅被仰下、　八日、催馬樂本譜五卷香表紙、呂三卷、律二卷、無奥書、仙洞へ進之、

〔本朝書籍目錄〕管絃

催馬樂譜　二卷

〔樂家錄五催馬樂曲說〕催馬樂絃管之說

催馬樂古御遊用之、凡其法先奏調子、次催馬樂歌之、助音數輩絃管各一附之、次奏樂曲、類々管絃有之次亦催馬樂曲爲次第、第二章擧目錄拍子者擊笏拍子也、

或曰、古御遊者擊笏拍子、不用三鼓也、今世御遊除笏拍子者、堀河院寄好音樂、故催馬樂不奏之、三鼓用之、是其始也云々、

〔殘夜抄〕清暑堂御神樂の御遊は、みかぐら終りて後にあり、是も樂催馬樂呂律これらにかはらず、但近來清暑堂御神樂に、或人めづらしき事せんとて、葛城といふ秘藏の歌をうたひたりけるに、其歌はつたはるべきことあるを、あしくうたひたりけるとて、とき人そしりけるやう、のがるゝ處なかりけり、珍らしき事は、限りある事にはせであるべきにこそ、建保六年十二月七日、東宮行啓高陽院殿へありしに、其日やがて御五十日の御遊に拍子とり、我家といふ催馬樂うたはむと申けれども、などやらん其日はうたはざりけり、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇天曆五年正月二十三日、宴おこなはれけるに、式部卿重明親王琴、左大臣〇藤原實賴箏、中務大輔博雅朝臣和琴、侍從延光朝臣琵琶、散位朝忠朝臣、右近中將藤原朝臣笙、安名尊、春鶯囀、席田、葛城などをぞ奏しける、

〔枕草子二〕小一條院をば今內裏とぞいふ、〇中略二月十日の日の、うら〳〵と長閑に照わたれるに、

わたどの、西のひさしにて、うへ〇一條の御笛ふかせ給ふ、たかとほの大貳、御ふえの師にて物し給ふを、こと笛ふたつして、たかさごををりかへしふかせ給へば、なほいみじうめでたしといふもよのつねなり、

〔源氏物語七紅葉賀〕ゆふだちして、なごり涼しき宵のまぎれに、うんめいでんのわたりを、たゝずみありきたまへば、此內侍〇源內侍びはをいとおかしうひきゐたり、御前などにても、をとこ方の御あそびにまじりなどして、ことにまさる人なき上手なれば、ものゝうらめしう覺えけるをりから、いとあはれにきこゆ、うりつくりに成やしなまし〇うりつくり、成やしなまし二句、在山城曲、と、聲はいとおかしうてうたふぞ、すこし心づきなきがくしうにありけん、昔の人もかくやおかしかりけんとみゝとまりて、きゝ給ふ、ひきやみて、いといたくおもひみだれたるけはひなり、君あづまやをしのびやかにうたひて、よりゐ給へるに、おしひらいてきませとうちそへたるも、例にたがひたるこゝちぞする、〇下略

〔源氏物語十榊〕御あそびのすこしみだれ行程に、たかさごいだしてうたふ、〇中略あはましものをさゆりばのとうたふとぢめに、中將御かはらけまいり給ふ、

〔體源抄十中〕又云、安名尊ヲ歌ツレバ、新年ハウタハザルナリ、先年ニ左右ヲ別テ扇合アリ、事ヲハリテ御遊ノ時、政長朝臣爲方人安名尊ヲウタフ、于時故二條關白殿、〇藤原師通新年ヲ歌ベキヨシ其仰アリ、仍政長此ヲウタフ、聞方人嘲哢ス、政長ノ云ク、一日ノ事人々嘲哢セラルナル、更ニアヤマタザル事ナリ、指仰アランニオイテハ、堤坊ヲモ心ベキヨシ前言耳ニアリ、而殿ノ仰ニヨテ、ウタハシムルトコロナリ、殿ハ大納言ノ弟子ニテマシマセバ、豈シロシメサヾランヤ、

〔吉野樂書〕一隱岐院〇後鳥羽御時、正月ニ御遊ノ有ケルニ、德大寺殿公繼梅ガ枝ニキヰルウグヒス春カケテナケドモイマダ雪フリツヽ、〇梅枝曲此催馬樂ヲ歌ヒ給ヒケルガ、ナケドモノ所ヲクレドモ

ト、ヒキナヲシテ歌給ヘリケリ、加樣ノコトハ時ニヨリ、ヲリニシタガヒテヒキナヲス事、常ノナラヒナリ、

〔體源抄十中〕春宮大夫宗能云、○略中安名尊ヲウダヒツレバ、新年ヲバウタワザル也、但朝覲行幸ニハ、必ズ新年ヲウタフベキ也、是ハ新キ年ノ始ニ、此コソ仕祭ラメ萬歲マデニノ詞、千金ニ直スル故歟、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕嘉承二年三月五日、鳥羽殿に行幸有て、六日和歌の興有ける、呂安名尊三反、櫻人一反、席田二反、鳥破急、賀殿急、律ハ青柳二反、萬歲樂、五常樂急、絲竹のまらべことに面白かりけり、

〔增鏡十五むら時雨〕又の年○元德二年の春やよひのはじめつかた、花御らんじに北山に行幸なる、○後醍醐中

又の日○三月七日は御遊はじまる、拍子に治部卿まいる、うへもさくら人うたはせ給ふ、御こゑいとわかくはなやかにめでたし、こぞの秋ころかとよ、すけちかの中納言にこの曲はうけさせ給ひて、賞に正二位ゆるさせ給ひしも、けふのためにやありけんといとえん也、

〔大猷院殿御實紀八〕寛永三年九月八日、天皇○後水尾二條城の行宮におはしまして、第三日の朝がれの、内々の儀にて奉り給ふ、○略中やがて御遊はじまる、○略中調子平調催馬樂伊勢海、こは百年ばかりも廢たりしを、こたびこと更の詔にて、四辻中納言季繼卿に再興せしめられしとぞ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕久安三年九月十二日、法皇○鳥羽天王寺へ御幸有けり、内大臣御供に候はせ給ひけり、十三日念佛堂にて管絃有けり、○略中先雙調、鳥破同急、賀殿急、安名尊、妹與我、次平調、萬歲樂、慶雲樂、三臺破同急、五常樂同急、扶南、老君子、廻忽、甘州、陪臚、伊勢海、我門、更衣、淺水、梢鴛鳧、盤涉調、秋風樂、〔初一帖、後二三帖、○中略〕此外催馬樂有けるとかや、

〔狛氏新錄〕一催馬樂之事

此うたひ物は國風也、當時相絕、近年立后之催馬樂ニハ、朗詠之樣少替たるうたひものにて有之、尤笙、笛、篳篥之三管も、其聲に應じ附候也、

〔立坊立后記〕天和三年二月十四日、立后○靈元女御藤原房子爲准后ノ片節會ヲ行ハル、○略中催馬樂ハ寛永年中二條、行幸ノ時アリケル以後ノ事也、○略中催馬樂ノ役人、歌物ハ綾小路俊景、并持明院基時、琵琶ハ今出川伊季、花園公晴、琴ハ白川雅元、和琴ハ四辻公韶ナリ、地下樂人六人階下ニ候ス、笛ハ上越後、山井近江、笙豐主殿、園淡路守、篳篥ハ東儀左衞門、窪甲斐也、三方ヨリ三人宛出座ヲ望申セドモ、二條行幸ノ時ノ樂人ノ位階ニ合セテ用之給フト聞エシ、

〔樂家錄五催馬樂曲說〕近代再興之事

天和三年二月十四日、立后御節會也、此時有御遊可奏催馬樂之旨仰之、依俄之催、墨譜及拍子之法異于古法、時人疑之故不詳之焉、

〔殘夜抄〕○大臣大饗これも御遊の儀式、打任これらにはかはらず、それにとりて、母屋の大饗には、鷹山といふ歌をうたふべきとかや、それは源家にはあり、藤家にはなき歌にて、うちまかせては、一どうけ給りしも、安名尊にてぞ侍し、又律にも鷹子あるべきにや、

〔體源抄十中〕又云、大饗ノ引出物ニ用鷹時、必ズ鷹ノ子ヲ歌也、雅信ノ尊者ニテ被座ケルニ、若鷹ヲ引出物ニ進ゼラレタリケルニ、出ント欲スルノ時、自取拍子鷹子ヲ歌ハレタリケル、爲珍事ト云云、庇大饗ニハ不歌、御鷹飼不參故ナリ、

資賢云、母屋之大饗ニハ鷹子ヲ歌也、コノ所以也、本體ハ鷹山ヲ歌也、就之有歌、大饗之說、清暑堂ノ御神樂ニハ葛城ノ歌也、又臨時客ニハ吾家ヲ歌フ、○下略

〔公事根源正月〕臨時客

同日○二日

臨時客にも尊者など有て、よのつねの大饗の儀式におなじ、はてつかたには御遊ありて催馬樂をうたふ、

〔大鏡八〕むらかみうせおはしまして、またのとし小野宮に人々まゐり給て、いと臨時客などはなけれど、嘉辰令月などうち誦せさせ給ふついでに、一條左大臣殿〇源雅信六條殿〇源重信など拍子とりて、むしろだうちいでさせ給けるに、あはれ先帝のおはしまさましかばとて、御笏もうちおきつつ、あるじ殿をはじめ奉りて、事いみもせさせ給はず、うへの御衣どもの袖ぬれさせ給ひにけり、

〔公事根源十一月〕豐明節會　中辰日

ことにたへたる上達部、五節所とぶらひて催馬樂などうたふ、

〔增鏡五内野の雪〕十四日〇寛元元年六月十日後深草生誕に五夜のぎしきさきのごとし、こよひは御遊有、實基の大將殿とくしひやうしとり給ふ、ゑやう宗基、ふえ二位中納言よしのりひちりき兼敎朝臣、琵琶大夫きんすけ箏のこと權大夫、されふぢ和琴あきすけすゑのひやうしも、おなじ人なりしにや、安名尊、鳥破、席田、伊勢海、萬歲樂、三臺舊〇舊急借字れいの事なり、かず〳〵めでたし、

〔資勝卿記〕寛永三年十一月十九日戊子、中宮樣〇後水尾后源和子御七夜御祝儀有之、〇中略今朝先、宮ノ御方ニテ御振舞有、次ニダノ作法過テ、寢殿ニテ有御遊、右大臣、琴内大臣、四辻大納言、左大將、亮、新三位等也、催馬樂有伊勢海也、

〔宇槐雜抄〕保延三年七月廿三日、今日姫宮御百日也、〇中略今日右府〇藤原宗忠取余〇藤原頼長笏、被歌催馬樂也、

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴之事、〇中略二獻、定能朝臣、取續酌、瓶子頼高、次催馬樂席田、更衣、余〇藤原兼實先示人々云、先々有催馬樂、今度可然歟、人々云、尤可候、余云、拍子無便宜如何、宗家卿云、只可打鳴扇歟、余云、召殿上人笏如何、人々相議、雅頼卿云、攝政若君御五十日之時、有議被用他人之笏云々、然者被召殿上人笏有何事哉、宗家卿云、用公卿笏定事也、殿上人有何差別、隨又違座有便歟、重家卿云、召上地下召人樂器、是定例也、被用殿上人笏可宜、余云、尤可被准據、在則召經家兼光等笏、

〔中右記〕康和四年三月十八日癸酉、天皇依被奉賀太上皇〇白河五十算、可有行幸鳥羽殿也、〇中略主殿寮、立明南庭、次御遊、天皇御笛、右大臣、箏宗忠、拍子左大辨、琵琶右宰相中將、笛顯仲朝臣、笙俊頼朝臣、篳篥呂、安名尊、席田、鳥破急、律、青柳、萬歲樂、〇中略廿日乙亥、今日有御賀後宴事、〇中略及秉燭先令敷召人座於階西砌下、地下召人、家綱、孝清、博定、式部丞俊重、笛今日被召加樂屋也、呂櫻人、美作、眉刀自女、鳥破急、賀殿急、律、伊勢海、更衣、萬歲樂、陪臚、甘州、人々所役如一昨日儀、事了人々退下、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕天永三年三月十八日、御賀の後宴に、舞樂はてゝ御遊の時、呂は安名尊、席田、鳥破、〇破原脫、據一本補律は青柳、更衣、鷹子、萬歲樂、主上〇鳥羽催馬樂を付うたはせ給ける、めづらしく目出たかりける事也、おほせによりてさらに又、更衣、鷹子など數反有ける、興ありける事也、

〔榮花物語三十二歌合〕長元八年五月、卅講はてゝ、關白殿歌合せさせ給、〇中略左のかたの人々、色々のうすものをやかたにはりて、かねのとこなつのはなをゑたる船ふたつにのりて、ふえけしきばかりふきすさびて、伊勢の海うたひて、いけの心にまかせてさをさしてまいる、〇中略藏人俊經、ふたあゐのうつくしきとりて、ひろげしくをみれば、むらさきのふせんれうに、青きざうがんをつけて、伊勢海と云さいばらを、あし手にぬひたり、

〔殘夜抄〕わたまし、これは未だ承らねど、それもたゞ御遊普通のにてあるべきに、此殿といふ歌をうたふべし、其外かはりめいとなきにや、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕いづれの比の事にか、大宮右大臣〇藤原俊家殿上人の時、南殿の櫻さかりなる比、うへぶしよりいまだ裝束もあらためずして、御階のもとにて獨花をながめられけり、霞わたれる大内山の春のあけぼのゝ、よにゑらず心すみければ、高欄によりかゝりて扇を拍子に打て、櫻人の曲を數反うたはれけるに、多政方が陣直つとめて候ひけるが、歌の聲を聞て、花の本にす

すみて出て、地久の破をつかうまつりたりけり、花田狩衣袴をぞきたりける、舞はてゝ入ける時、櫻人をあらためて蓑山をうたはれければ、政方又立歸て同急を舞けるをはりに、花の下枝を折て後、をどりてふるまひたりけり、いみじくやさしかりける事也、○中略大貳資通卿管絃者共を伴ひて、金峰山に詣づる事有けり、下向の時、ろじにふるき寺あり、其寺におりゐて、やすみけるついでに、其邊を見めぐりけるに、壹人の老翁のありけるをよびて、此寺をば何といふぞと問ければ、翁これをば豐等寺と申侍るとこたふ、又寺のかたはらに井有、これ椒葉井といふ、又うしろの山はなに山といふぞととふ、此山は葛城山なりとこたふ、人々これを聞て感涙をたれて、各堂に入て寺をうちはらひて葛城を數反うたひて歸けり、

〔閑田耕筆四〕催馬樂の樂曲にあふもの多しと、常に鈴木氏かたられしが、みづからうたひ、また笛にあはせ、箏にのせてきかされしことも有りき、是おもしろきことなり、いづれの曲もかくやうにうたひものにあはましかば、俗樂を捨てこれにかへるによる人も有べきものをと、歎息したりし、樂所には催馬樂も纔に二三曲、近年勅によりて再興ありとかや、

〔體源抄十中〕又云、大納言定能卿中山内府○藤原忠親ニカタラレケルハ、催馬樂ノ源○藤兩家○說淵源ヲキハムトイヘドモ源家ニハ雅賢卿資賢朝臣侍リ、彼等ミナ我ニマサリタリ、藤家ニオイテハ他人ナシ、仍常此說ヲ用ル也トゾイハレケル、與アル事ナリ、○下略

〔胡琴教錄上〕催馬樂

師說云、○中略近來催馬樂三流也、一には大納言宗家の說、一には資賢卿、一は少納言師廣等說也、皆これ格別也、付絃時能々用意あるべし、

〔催馬樂師傳相承〕源氏

敦實親王一品式部卿寬平(字多)御子——源雅信左大臣——時中雅信子、號二舞大納言一、又致仕、

流派

善催馬樂

藤氏

公任關白賴忠子、號二四條大納言一、

- 濟政播磨守時中子
  - 政長刑部卿資通子
    - 有賢從三位宮内卿政長子
  - 資賢大納言按察使有賢子
    - 通家左近少將資賢子
      - 雅賢參議（通家子父通家早世之間祖父資賢習之）
        - 公繼右大臣實定子少々習レ之云々
        - 有雅
          - 資雅
      - 資時右馬頭資賢子出家

博雅從三位皇太后宮權大夫克明親王子

- 俊家賴宗子、號二大宮右府一宗俊大納言按察使俊家子
  - 宗能内大臣宗忠子
    - 定能大納言季行子
    - 隆房大納言隆季子
      - 隆仲隆房子
    - 宗家大納言宗能子
      - 師長太政大臣
  - 宗忠宗俊子、號二中御門一
    - 賴宗右大臣（即宗忠孫、通長子、或公任卿ニモ總習二雅々一原）
      - 至光博雅子、號二雙調公一

宗經中將宗家子、出家、安元御賀舞二陵王一童、宗平宗經子

〔三代實錄三清和〕貞觀元年十月廿三日乙巳、尚侍從三位廣井女王薨、廣井者二品長親王之後也、○中略天安三年轉二尚侍一、薨時年八十有餘、廣井少修二德操一、擧動有レ禮、以レ能歌見レ稱、特善二催馬樂歌一、諸大夫及少年及好事者、多就而習之焉、至二于殂沒一、時人悼之、

〔郢曲相承次第〕式部卿敦實親王

字多第八御子、源家音曲元祖也、師匠未レ詳、若藤原千魚朝臣弟子歟、○中略孝道治國抄云、催馬樂ト和琴トハ自二敦實親王一世傳云々、

〔續世繼六唐人遊〕右のおとゞ○藤原忠宗は中御門のおとゞとて、催馬樂は上手におはして、御あそびなどにはつねに拍子とり給けり、

〔古今著聞集（六 管絃歌舞）〕久安三年九月十二日、法皇（○鳥羽）天王寺へ御幸有けり、（○中略）此外催馬樂有けるとかや、朗詠今樣、風俗など數へん有けり、資賢朝臣ぞつかうまつりける、朗詠は法皇御發言有けるとぞ、其後としよりあそん、讀經つかうまつりけり、人々興にせうじて、覺遲、信西、楊眞操彈じけり、法皇のおほせに、資賢は催馬樂のみちの長者なりと、えいかん有けるは、此たびの事なり、いかにめんぼくに思ひけん、

教習

〔郢曲相承次第〕按察使有資權中納言信有

文永八年八月十五夜、唱催馬樂、依叡感被下御劒（後深草院被下之）

文永八年八月廿六日、後深草院御記云、召侍從信有（于時十四歲）令歌催馬樂、累家業可謂堪能云々、

雜載

〔玉海〕壽永二年正月廿三日己丑、右大將（○藤原）通（○藤原）密々向宗家卿第、爲習催馬樂也、此事近代之禮雖不必可然、知足院殿（○忠實）向經信第聽琵琶、又故殿時々向中御門右府第給、拜大臣之日爲賀其悅云々、於家有其例、爲親昵之上、又非趨權勢之儀、仍所令行向也、

〔無名秘抄上〕ちか比土御門内大臣（○源通親）家に、月ごとに影供せらるゝこと侍しころ、ゑのびて御幸などなる時も侍き、その會に、古寺月といふ題にてよみたてまつりし、

ふりにけるとよらのてらのえのは井になほゑらたまをのこす月かな、五條三位入道（○藤原俊成）これをきゝて、やさしくもつかうまつれるかな、入道がゑかるべからむ時、とりいでんとおもふ給へつるを、かなしくせんぜられにたりとて、ゑきりに感せられ侍き、この事催馬樂の詞なれば、たれもゑりたれど、これよりさきには歌によめる事も見えず、そののちこそ、れんせいの中將定家の歌によまれて侍しか、

名稱

風俗歌　國栖歌（併入）

風俗歌ハ、元ト諸國ニ行ハレシ歌謠ニシテ、後其曲調ノ宜シキモノヲ撰ビテ、以テ朝家ノ謠ヒモノトナシ、ナリ、而シテ大嘗祭ノ時ニハ、悠紀主基兩國ヨリ其土風ノ歌舞ヲ奏スルヲ以テ例トス、

國栖歌ハ、大和國吉野國栖人ノ、元日節會、踏歌節會、新嘗祭、大嘗祭等ノ時、朝廷ニ參リテ奏スル所ノ歌ニシテ、應神天皇ノ時ニ起レリ、

〔催馬樂譜入文上〕催馬樂時代

郢曲秘鈔、風俗裏書云、催馬樂、本路頭巷里之謠謌也、然而後好事之士女、取以爲彈琴歌曲、故其歌因來、甚有古代中世、厥後更奉諸國謂之風俗、又後代謠謌謂之今樣、催馬樂、風俗、固是一也、遂薦於宮中已久矣とある、まことにさりけらし、

〔神樂歌新釋一〕風俗の事

これは字音に、古よりふうぞくといへるなるべし、くにぶりとか、くにぶり歌とかいふべけれど、さいふ例も見あたらず、かの難波曲、倭部曲、廣瀨曲、さては古今集に出たる東歌、みちのくうたなどの、常陸歌のたぐひ、これに同じかるべし、こは代々の大嘗祭のをりに咏ひたりし歌の、其代におもしろかりしを、後々の代にも物の興にうたひなれて、かく一ふりの歌ひ物とつたはれるにやと

曲名

もおぼゆ（○略）（○中）

古本の難波方歌の裏書に、難波方不入此譜、以他本所書入、また磯等前の所に或說云、此歌貞觀神宴之時撰定歌、次日云々、又朝倉此歌云々、延喜廿一年勅定也、神樂遊仕時、神音振唱、又其駒此歌人長立座云々、本風俗也云々、

〔風俗歌〕乎津久波　小由流支　玉垂　鴛鴦　之太乃浦　君乎置天　越方　小

歌章

車　陸奥　甲斐　常陸二首　玉垂　常陸歌　筑波山　月面　大鳥　奈
末不利　太末太禮　比太知宇太　津久波山　木見乎　荒田　安津末知　菅
牟良　大鳥　知々良々〇一本作ニ知々皮々ヲ　我門　乎之高倍〇河海抄作ニ上野歌ニ　伊勢人　加比加
禰　奈利高之　八乎止女　彼乃行

〔拾芥抄上末風俗〕五鳴高ナリタカシ又號ニ大宮ニ　七難波乃都布良江ナニハノツブラエ　十二玉垂タマダレ　六知知良良チヽラヽ　十三東道アヅマヂ
九筑波山ツクハヤマ　十甲斐加禰カヒガネ　十一伊勢人イセビト　八菅村スガムラ　十四常陸歌ヒタチウタ
一荒田アラタ　四大鳥オホトリ　八乙女ヤラトメ　三我門ワガカド宸筆次第付如此歟

〔體源抄十下〕風俗事

其駒ハ本體風俗ナリ、而ヲ一條院ノ御時、朝倉其駒ハ神樂ノ無下ニ尾モナキヤウナルニトテ、神樂ニ歌ヒ具スルナリ、當時ハ神樂ナレドモ本體ハ風俗ト習フ也、

〔風俗歌〕乎津久波

遠川久波乎、古由流須利〻〻〻支奴、加戸利木天也、多加古比須久世、〻〻〻遠川久波乎、古由流須
〻〻〻〻幾奴、

小由流支

古與呂木引乃、以〻〻〻曾太千奈良之、以曾奈良引之、〻〻〻難津引牟〻〻〻〻〻女佐引之奴良
須奈、奴〻良須那、〻〻〻於木爾遠引禮乎禮〻〻〻奈美也、
奴呂〻〻引毛木〻〻〻美、引加女須倍支、〻〻〻女須戸幾奈乎之、川引美津美〻〻〻天波也、

玉垂

太万多禮乃、加女乎引引奈加仁須惠天、阿流之者毛也、佐加奈末幾仁、〻〻〻佐加難止利仁、己與流
木乃伊曾乃、引引和加女加利安阿介仁、

鴛鴦

乎之多加〻〻〻倍、加毛佐戸木〻〻〻爲流、波良乃〻〻〻伊介ニ合能〻〻〻也、太末毛波、末禰那
加利〻〻〻曾也、於比毛川久加爾也、〻〻〻、一說加禰也、於比毛川久〻〻〻加仁、

之太乃浦

之多乃宇良乎、安佐古久乎不禰、引佐志與勢呂、和禮佐戸乃利天奈、之太〻一說奈也之太乃宇良美牟〻
〻〻也、

君乎置天

木三乎於木天、引安太之古々〻〻〻呂乎、和加毛太波也、奈與也、須惠乃末川〻〻也末、〻〻〻奈美
毛古江、古江奈无也、〻〻奈美毛古江奈牟、

越方

乎知加太也、引加乃可太也、阿太千乃波良爾、〻〻〻多々流可良爾、
太々流可良爾、引宇和流可〻〻良仁、於乃乎仁〻〻與須留、〻〻〻左奴登之難久爾、
與世波與勢、引與世波與勢、與曾不流比止能、〻〻〻爾久可良難、〻〻

小車

乎久流末、爾之木能比毛、止加牟與比利遠、之能者勢世與也奈、和禮之乃〻〻〻波世古、和禮之能〻
〻〻者勢、
曾與末佐爾、〻〻〻禰引天介良〻〻之毛、川木乃於毛乎、佐和太流久毛乃、〻〻〻末佐也介久〻〻
〻三留古、佐也介久〻〻〻三流、

陸奥

阿波禮引也、〻〻〻安武久末爾〻〻〻支利〻〻太〻〻千〻〻〻和太利、阿介奴止毛〻〻〻世難乎

波也良〻〻之、〻〻〻末天波須戸〻〻〻難之也、

甲斐

加比可禰乎、佐也爾毛美之加也、介々禮難久、介々禮奈久、與古保利太天流、佐也乃奈加也末、

件歌以三之切稱一切、有故也、甲斐歌之本是也、一二之句歌連異也可歌、仍以三切謂二切了、

常陸

津久波禰乃、古乃毛加能毛爾、可介波阿禮止也、木三加三加介爾、末須加介毛、末須可介毛難之也、

同

比太千仁波、田乎古曾川久禮、阿太古々呂也、加奴止也支美加、也末乎古江、乃乎古江、阿末與支末勢流、

師說、此歌乃乎之處、頗異前歌之音振、又及其末、琴之須加々木、其詞又替、依何拍子延也、打其雌拍子如甲斐歌、

玉垂

太末太禮乃、加女乎名加仁宇惠天、安留之波毛也、佐加名止利、佐加名止利仁、己與留支乃、伊曾奈留和加女、加利安介仁、

常陸歌

比太千仁毛、太乎己曾川久禮、安太己己呂、加奴止也支見加、也末乎己衣、乃乎己衣、安末與支末世留、

筑波山

川久波也末、波也末之介也末、之介支乎曾也、太加己毛加與不、名之太仁加與戸、和加川末波之太仁、

月面

川支乃於毛乎、佐和太留久毛乃、末佐也介久美留、名波乃川不良衣乃、安支奈禮波、支利太知和太留、名波乃川不良衣、

大鳥

於保止利乃、波禰仁也禮名、之毛不禮利也禮名、太禮加佐伊不、知止利曾佐伊不、加也久支曾佐伊不、見止佐支曾、京與利支天佐伊布、

奈末不利

奈波乃於〻川宇不宇〻〻良安〻〻衣〻〻〻〻乃、引〻波留奈安〻〻〻禮〻〻〻〻波、安〻〻〻〻引〻〻加須宇〻〻見以〻〻天衣〻〻見以〻〻由宇〻〻留、奈波乃於〻〻川宇〻〻不宇〻〻良衣、

太末太禮

太末太禮乃、於〻〻可女〻引乎於〻〻引〻奈可仁宇〻〻〻引〻〻惠天、安留志波安〻〻毛也、安〻〻〻佐可奈毛於〻〻支以〻〻仁、以〻〻〻佐加奈毛止於〻〻〻女仁、引己由留支乃、於〻〻伊曾於〻〻仁以〻〻〻〻〻〻和可女可利於介、〻〻和可女可利於介牟、

比太知宇太

比太知仁以〻〻〻波、安〻〻、太乎己曾川久禮、安太己己呂、可奴止也支見波、山乎己於〻〻衣〻〻〻乃乎引己衣、〻〻〻〻安末與支末安〻〻〻世留、

津久波山

川久波也安〻〻末、安〻〻引〻波也安〻〻末引志以〻〻介〻〻山、志介支乎曾於〻〻也、安〻〻太可己於〻〻毛加與不名、安〻〻之以〻〻太仁引加與戸、和加安〻引〻〻川末波安〻〻之太仁、木見乎

木見乎支以〻〻天衣〻〻安太之己々呂乎也奈和加毛太持安〻〻波引〻和加毛太波安〻〻須惠
乃末安〻〻川宇〻〻山奈波見毛己衣奈見毛己於〻〻衣奈武、
荒田
安良太荒田仁於不生留宇〻〻〻止見久宇〻〻佐安〻〻乃波花安〻〻〻奈安〻〻手天衣〻仁以〻川摘宇〻
入〻〻〻天〻〻見也宮戸衣〻引末參井良安引〻牟奈加川宇〻〻太衣引、
安津末知
安川末路知仁加留刈宇〻〻〻加也堂安〻〻乃於〻與〻己於〻〻保〻〻〻知仁奈佐介衣〻〻乎於〻
〻〻〻加伊加留宇〻〻加也安〻〻乃於引見禰牟〻〻波也安〻〻〻己止毛也安須良仁引加
安〻〻留宇〻〻加安〻也乃志佐也安〻〻〻加伊加留宇〻〻加也安〻乃、
菅牟良
須加牟良村安〻〻乃也波禮己須宇〻〻加牟宇〻〻良乃也安〻〻牟良安〻〻乃也安〻〻須加牟
良安〻〻乃也於比天波和禮古曾加伊加良女、
大鳥
於保止利乃波禰仁也禮奈安〻〻之毛不禮利以〻〻也安〻禮奈太禮加佐伊不知止利曾於〻佐
伊不宇〻加鵐安〻也安〻〻久支以〻〻曾佐伊不見以〻〻止佐安〻支曾京與利支天佐伊不、
知々良々
知々良々加門々止仁宇曾不伊末呂古曾太立安〻〻天禮調度天宇止乎比佐介天奈何止加波也太立天利之毛
世佐良於己乃禮加也伊止古世乃加止仁天宇止乎比佐介天、
我門
和我門加加止乃也垂之小柳太良古也奈支佐波禮衣〻〻止宇止宇之太留古也奈支志太留加伊天波安〻奈

與也之太留古也名支、
志太留加伊天波也安〻〻久爾曾止美富世牟己保利曾佐加衣牟佐里止曾止美世牟、〻〻和我家伊戸曾
止美世牟也之太留己也奈支、
乎之高倍
乎之太鵐加戸加毛佐倍衣〻〻支爲留波良乃伊介仁於不生留太玉安〻〻末安〻藻毛波也與支久佐乃由
加利曾也末禰奈加利曾也、
伊勢人
伊世比止波安奇也之支毛乃乎也安〻〻奈波上〻〻奈何止於〻天戸云小舟波乎不禰〻〻仁〻〻乃乘利以〻天衣〻也安
〻〻奈波上〻〻見乃戸乎己久也、
加比加禰
加比加禰甲斐〻〻仁之呂白支波安〻〻由雪宇〻支加安〻〻也伊奈否乎佐乃加比乃於〻〻介褻衣〻〻呂毛
也佐安〻〻良須天川手作久利也佐良須天不久利也、
奈利高之
名利鳴高太加之以〻〻也於大宮近保美也知加久天奈利、太加之安波禮乃奈利太加之、
八乎止女
八乙乎止女波安〻〻和我也乎於〻〻止女衣〻〻曾太川立夜安〻〻夜乎於〻〻止女衣〻〻太安
〻〻川也安〻〻也乎於〻〻止女加紳美乃也須坐宇〻〻太加末高天安〻〻乃於〻〻波原安〻良安〻
仁以〻〻引太川也乎於〻〻止女衣〻〻太川也也乎於〻〻止女、
彼乃行
加乃由久波安〻〻加利加雁鵐久宇〻〻久比加、加利奈良波安〻〻波禮也止宇止宇、

音調

加利奈良波、奈乃利曾世末之、奈乎久々比奈利也、止宇止宇、（名乘）

〔政事要略六十七〕又云、〇彈正式滅紫色者、參議已上聽通用、五位已上聽著半臂、

滅紫雖讀音、古老稱黑紫、〇中略或云、表黃裏蘇芳、以之號滅紫、衞門府風俗歌云、多々良女乃、花乃加以禰利好牟夜、滅紫色好牟夜、此風俗歌頗似此說者、然而猶不得意、

〔拾遺和歌集十神樂歌〕安和元年、大嘗祭風俗ながらの山、　大中臣能宣

君が代のながらの山のかひありとのどけき雲のゐるときぞ見る

さゝ浪のながらのやまのながらへてたのしかるべき君が御代哉

〇按ズルニ、大嘗祭ノ時、悠基主基兩國ヨリ風俗歌ヲ奉ル事アリ、神祇部大嘗祭篇ニ載セタルヲ以テ、省略ニ從ヘリ、

〔體源抄十下〕風俗事

風俗ハ律ノ物也、源師長云、長秋聞之訓云、師忠風俗ハ催馬樂ヨリハ延テ可歌云々、風俗有拍子、多者催馬樂拍子ナリ、又相交テ有三度拍子也、又云、大鳥其駒ハ如樂之破急也、大鳥ヲバ延歌天、其駒ヲバ早ク歌也、神樂ニ歌フ時ハ、初二三反ハ三度拍子ニ打之、其後ハ入拍子ハ打テ早成也、御子左馬頭兼實ハ只拍子ノヤウニゾ拾遺テ歌ケル、〇中略

又云、風俗ニハサケコエニ歌フトコロノアルナリ、近方サケコエヲウタハザルナリ、此人最上手ナリシゾ、サルニハアラジ、定テ樣アラン歟、但下音アルコソ風俗ノヤウニハスレ、

又云、風俗ハ歌終ヲ必ズ投ルナリ、近方コレヲ投ズ、最モ定テ樣アラム歟ト云々、

古人風俗ヲバ世人皆律歌ト思フ、シカラザル也、呂律相分也、呂歌律歌可尋之、

〔台記別記〕康治元年十一月十六日甲辰、悠紀國司率風俗歌人等、風俗者新詠歌也、以其歌之心新造樂也、依樂又作歌、近代不辨歌曲、不知歌心、猥作樂成舞、自茲五音不諧、行事宮內卿經時朝臣風俗所寄人、音聲人幷歌女舞人等相從、發余〇藤原賴長音聲、盤涉調曲破吹物參入、

奏風俗歌

〔本朝書籍目錄〕管絃

風俗譜　二卷

〔西宮記臨時八〕私遊宴事

夫於律遊者平調、於呂遊者用雙調、至于他調隨時用之、但律呂遊以歌爲本、樂曲相交、反聲於和琴、先常陸、同音數度、次甲斐、各獨唱風俗等也、

〔體源抄十下〕風俗事

又云、御遊ノトキハ、先常陸歌歌フ也、此歌ハ令染物歌也、次又可致朗詠、染物音無如朗詠、

〔續日本紀七元正〕養老元年九月戊申、行至近江國、觀望淡海、山陰道伯耆以來、山陽道備後以來、南海道讃岐以來、諸國司等詣行在所、奏土風歌儛、　甲寅、至美濃國、東海道相摸以來、東山道信濃以來、北陸道越中以來、諸國司等詣行在所、奏風俗之雜伎、

〔日本後紀十二桓武〕延曆二十三年十月甲辰、行幸和泉國、　辛亥、播磨國司奉獻、奏風俗歌、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年四月癸亥、幸近江國滋賀韓埼、〇中略國司奏風俗歌舞、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年十二月八日癸丑、新修釋奠式頒下七道諸國、先是播磨國言、博士正八位上和邇部臣宅繼申請云、〇中略凡厥諸國相犯者多、或稱大學例、用風俗樂、或據州縣式、停止音樂、〇下略

〔土左日記〕廿七日、〇承平四年十二月、中略、鹿兒の崎といふ所に、守のはらからまたこと人これかれ、酒などもておひきて、礒におりゐてわかれがたきことをいふ、〇中略ある人にしぐになれどかひうたなどうたふ、かくうたふにふなやかたのちりもちり、そらゆく雲もたゞよひぬとぞいふなる、

〔大鏡八〕此殿〇源雅信こそあらたにおふるをば、なべてのやうにうたひかへさせ給ひけれ、一條院の御時の臨時祭の御まへのことはてゝ、上達部たちの物見にいで給ひしに、外記のすみのほどすぎさせ給ふとて、わざとはなくて、くちずさびのやうにうたはせ給ひしが、中々いうに侍りし、と

みくさのはな手につみいれて、宮へまゐらむのほどを、れいのにはかはりたるやうにうけ給はりしかば、とほきほどにおいのひがみゝにこそはとおもひ給へしを、この按察大納言殿〇藤原公任も、しかぞの給はせける、殿上人にてありしかば、とほくてよくもきかざりき、かはりたりしやうのめづらしう、さまかはりておぼえしは、あのとの、御事なりしかばにや、又もきかまほしかりしかど、さもなくてやみにしこそ、今にくちをしくおぼゆれとこそのたまふなれ、

〔今昔物語二十七〕近衞舍人於常陸國山中詠歌死語第卌五

今昔□□ノ比、□□ノ□□ト云近衞舍人有ケリ、神樂舍人ナドニテ有ルニヤ、歌ヲゾ微妙ク詠ケル、其レガ相撲ノ使ニテ東國ニ下タリケルニ、陸奥國ヨリ常陸ノ國ヘ越ル山ヲバ、燒山ノ關トテ極ク深キ山ヲ通ル也、其ノ山ヲ彼ノ□□通ケルニ、馬眠ヲシテ徒然(サビシ)カリケルニ、打驚クマヽニ、此ハ常陸ノ國ゾカシ、遙ニモ來ニケル者カナト思ケルニ、心細クテ泥障ヲ拍子ニ打テ、常陸歌ト云歌ヲ詠テ、二三返許押返シテ詠ケル時ニ、極シク深キ山ノ奥ニ恐シ氣ナル音ヲ以テ、穴讌ト云テ、手ヲハタト打ケレバ、□□馬ヲ引留メテ、此ハ誰カ云ツルゾト、從者共ニ尋ケレドモ、誰ガ云ツルゾトモ不聞ズト云ケレバ、頭毛太リテ恐シト思々フ、其ヲ過ニケリ、然テ□□其ノ後心地惡クテ病付タル樣ニ思エケレバ、從者共ナド怪ヒ思ヒケルニ、其ノ夜ノ宿ニシテ寢死ニ死ケリ、然レバ然樣ナラム歌ナドヲバ、深キ山中ナドニテハ不可詠ズ、山神ノ此レヲ聞テ目出ル程ニ留ル也、此レヲ思フニ其ノ常陸歌ハ、其ノ國ノ歌ニテ有ケルヲ、其ノ國ノ神ノ聞キ目出テ取テケルナメリトゾ思ユル、然レバ此レモ山神ナドノ感ジテ留テケルニコソハ、由无キ事也、從者共奇異ク思ヒ歎キケレドモ、相構テ京ニ上テ語ケルヲ、聞繼ギ此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔源氏物語五若紫〕きみは大殿におはしけるに、れいの女君とみにもたいめんし給はず、ものむつかしく覺え給て、あづまをすがゝきて、ひたちには田をこそつくれといふうたを、こゑはいとなまめきてすさびゐ給へり、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕久安三年九月十二日、法皇〇鳥羽天王寺へ御幸有けり、内大臣御供に候はせ給ひけり、十三日念佛堂にて管絃有けり、〇中略平調、万歳樂、〇中略我門、更衣、淺水、梢、鴛鳧、〇中略此外催馬樂ありけるとかや、朗詠、今樣、風俗など數反ありけり、資賢朝臣ぞつかうまつりける、

神事奏風俗歌

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

次國司率風俗歌人等、且歌還時亦同參入、國司立前、次音聲人、次歌女、次男、立庭中、歌人先入幄、次國司就幄座、伏地者更起、擊鉦如初儀、入幄乃奏風俗歌儛、儛以八人咸列之

〔殘夜抄〕大嘗會には、和歌所いはひの歌をよみて奉りたるを、風俗所に下して歌のふりをつけて、其歌のこはぶりに隨て、悠紀主基の樂人樂を作たるにて、左右舞人まひを作るべきとかや、されど此頃は、樂も舞も其歌によらず、思ひ〳〵に作りあひたんなり、

〔日本後紀十七平城〕大同三年十一月辛卯、是夜御朝堂院、行大嘗之事、壬辰、於豐樂殿宴五位已上、二國〇悠紀主基奏風俗歌舞、

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁元年十一月乙卯、行大嘗於朝堂院、丙辰、御豐樂院、悠紀主基兩國、獻翫好雜物、奏土風歌舞、

〔續史愚抄桃園〕延享五年〇寛延元年十一月十七日丁卯、大嘗祭、十八日戊辰、辰巳日風俗今度再興云、

〇按ズルニ、大嘗祭ノ時、風俗歌舞ヲ奏スル事ハ、神祇部大嘗祭篇ニ詳ナリ、

雜載

〔體源抄十下〕風俗事

四條大納言ノ仰ラレケルハ、風俗ウタハヌ人、雨ノ日ノ徒然ヲイカニシテカクラスラント云々、又云、風俗ハ古人ハ戯言ノ口ズサミノヤウニゾ歌ヒシ、

〔枕草子一一〕歌は

國栖歌

ふぞくよくうたひたる

○

〔古事記中應神〕吉野之國主等、瞻大雀命〇仁德之所佩御刀歌、〇中略又於吉野之白檮上作横臼而、於其横臼釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須袁都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知、此歌者、國主等獻大贄之時時恒、至于今詠之歌者也、

〔日本書紀十應神〕十九年十月戊戌朔、幸吉野宮時、國樔人來朝之、因以醴酒獻于天皇而歌之曰、伽辭能輔珥、豫區周塢菟區利、豫區周珥、伽綿蘆淤朋瀰枳、宇摩羅珥、枳虛之茂知塢勢、磨呂俄智、歌之既訖、則打口以仰咲、今國樔獻土毛之日、歌訖卽擊口仰咲者、蓋上古之遺則也、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式〇中略會

觴行一周、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、獻御贄、若有蕃客不奏、他皆效此、〇中略

七日〇正月會式

一觴之後、吉野國栖獻御贄、若有蕃客不奏歌、他皆效此、〇中略

十六日〇正月踏歌式

一盞之後、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、獻御贄、及大歌立歌人等參入奏歌如常、若有蕃客、並不奏、

〔內裏式中〕十一月新嘗會式

觴行一兩周、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、進御贄、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

卯日、〇中略宮內官人率吉野國栖十二人、楢笛工十二人、並著青摺布衫入自朝堂院南左掖門就位奏古風、〇中略皇太子入自東方南掖門、親王入自西門、大臣以下入自南門、各就幄下座、六位以下在暉章修式兩堂後、依次列立、其群官初入隼人發聲、立定乃止訖國栖奏古風五成、

名稱

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

辰日、〇中略一觴之後、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、幷獻御贄、

〔延喜式三十一宮內〕凡諸節賜群官饗者、正月一日、十六日、九月九日等三節、親王已下次侍從已上、及命婦、大歌立歌人、國栖笛工、九月九日、除大歌立歌人加文人、正月七日、十七日、五月五日、七月廿五日、十一月新嘗會等五節、親王已下五位已上、及內命婦、大歌立歌人、國栖笛工、〇中略凡諸節會、吉野國栖獻御贄奏歌笛、每節以十七人爲定、國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城國綴喜郡、其十一月新嘗會各給祿、有位調布二端、無位庸布二段、

〔古事記傳三十三〕小右記に、寬弘八年正月一日乙亥云々、無國栖奏、依不參上也、近年如之、是大和守賴親時被調、已不參上云々と見えたれば、このほどより、國栖人の參入て仕奉る事は絕たるなり、此後江次第、其外の書どもにも、節會に、國栖於承明門外奏歌笛と記したるは、眞の國栖人に非ず、たゞ其まねびのみなり、公事根源、元日節會條に、今の國栖の奏とて、歌をうたひ、笛を吹ならすは、吉野より年始に參りたると云こゝろなり、近代年中行事細記、元日節會條云、次國栖奏云々、私云、謂國栖者、樂人一人、候南階砌下、奏歌笛義也、笛雙調音取、また白馬節會條云、次國栖奏、音取平調、また踏歌節會條云、國栖奏、音取壹越調と云り、樂人笛の音取を吹て、其まねびをするなり、

○按ズルニ、國栖人ノ奏歌ノ事ハ、歲時部元日節會篇、踏歌節會篇及ビ神祇部大嘗祭篇、新嘗祭篇等ニ載セタリ、參看スベシ、

東遊

東遊ハアヅマアソビト云フ、又東舞ト稱ス、東遊ハ神事佛會或ハ競馬等ノ時ニ行ハレシガ、後ニハ專ラ神社ノ祭祀ニノミ行ハレタリ、

〔伊呂波字類抄安人事〕東遊アヅマアソビ

起原

〔郢曲抄〕催馬樂にうたひがへはありといへども、諸國風俗歌なれば大曲の名是なし、足柄は神歌にて、風俗といへども、其玄なかはることなり、するがまひあづま遊びなど丶いふも、是なん足柄のうちなるべし、あしがら明神の神歌ゆゑに、風俗といへどもそのをんあり、

〔神樂歌新釋一〕東遊の事

あづまあそびとは、一歌二歌駿河舞等、駿河相摸の地名みゆれば、東の歌をうたひて遊ぶによりいふなるべし、一歌の詞の中に左加无乃禰とあり、萬葉十四に、相摸禰乃乎美禰云々とあり、二歌に奈乎加介也未乃可川乃介とあり、これも同卷に阿之賀利乃和乎可雞夜麻能可頭乃木能とあれば、これを據とす、次に駿河歌に宇止者末、また以者太之太江などあり、和名抄志太郡あり、日本惣國風土記とて殘篇なる書に、薦河國止駄郡浦二ヶ所云々、止駄郡東限岩田山などあれば、是らによりて東遊といふなるべし、はたかの迦具良といふは、其處にて歌垣の遊わざの有けむを、やがて朝廷の樂に用ゐはじめしが、そのはじめにてやあらん、上古の國栖の歌笛を召し丶ためしなどにやありけん、

〔續教訓抄十一上吹物〕駿河ウドハマニ、天人ノオリテマヘリシコトナリ、アヅマアソビトテ、イマニアルハコレナリ、野叟ノミテマナビツタヘタルナリ、東國ニテノコトナルユエニ、アヅマアソビトハナヅケラレタルニコソ、

或記ニ云、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、敎到六年丙辰歲、駿河國宇戸濱ニ、天人アマクダリテ歌舞シタマヒケレバ、周瑜ガ腰タヲヤカニシテ、海岸ノ春ノヤナギニオナジク、回雪ノタモトカロクアガリテ、江浦ノユフベノカゼニヒルガヘリケルヲ、或翁イサゴヲホリテ、中ニカクレヰテミツタヘタリト申セリ、今ノ東遊トテ公家ニモ諸社ノ行幸ニハ、カナラズコレヲ用ヰサセラル、神明コトニ御納受アルユエナリ、其翁ハスナハチ道守氏トテ、今ノ世ニテモ侍ルトカヤ、

歌章

〔東遊歌圖〕一歌

乎引乎引乎引、此乎振拍後可出者禮奈乎引、已上四度乎振、歌者皆同音、者引禮奈安引、手天乎止調々於引乃引於引部呂於引奈、安宇歌太安引止調於止於引乃引於引部无引奈、安引左盛加安无引乃引於引音禰衣自者禮奈至此詞獨歌衣引乎引乎引乎引、此乎振拍後可出二歌衣音乎引、後衣并四度乎振、皆同音、

二歌

衣引和我可夫子世古於引加、安引今朝介左安乃古於引止天衣引者、引、已上獨歌、此後同音可稱安者禮、但歌者不止、可唱後詞、七奈以後同音奈川乎絃於引乃、於引也八川乎絃於引乃引古琴止於引乎、於引之調良安引部衣引太安引留引古止於引也、安引奈乎引於可引介衣引也、引安安末安乃引於引可安引川引乃於於介衣也、自可川乃至也詞獨上音、自餘同音、皆低音、乎引乎引乎引乎引、已上乎振同音

已上二曲、唱各一度、

駿河歌同音唱有舞濱

也宇止者末爾、引須駿河留加奈留、宇止者末爾、引宇打知餘寄須留奈波美者、奈々久左乃、以妹毛於古言止古曾餘好之、古言止古曾與好之、引奈々久左乃以妹毛者、古言止古曾與好之、引安逢部留止時支、以左左者禰寢奈无也、奈々久左乃以妹毛、於古言止古曾餘之、

安奈也安須良介、引安奈也須良也須良、安奈也須良介、引禰練利乃乎緒乃、或說乎爲毛古衣呂毛乃或乃爲爾曾袖天乎、太禮垂天衣安奈也安須良介、

千止鳥里由惠爾、引者濱末爾天出々安遊曾布、知止里由惠爾、引安文也毛奈無支、古小松末末川加宇禮爾、安綱美奈者張利曾、於安美奈者利曾、

以者太之太江、引加笠左和忘須禮太利也、以者太之太江、引止殿乃原者良毛、之留久毛可奈也、可笠左奉末川里於置可无、可左末川利於可无也、

之(知)良左良无、(引)安世加曾乃、止乃者良、之良左良无、(引)以者太奈留也、太部之止乃者、(或者爲乃)千加(近)支止奈(隣)利乎、(於)千加支止奈利乎、(此乎字音可消)

已上六段、終更始、待舞竟而止、

毛(求)止女古歌(子)(同音唱隨所可歌、有舞)

安者禮(引)衣(引)引千者(早)也布(振)留、(自安者禮至此詞、只用初發度、)賀茂乃也(社)之呂(於)乃、(於)比女古(姫)(小)(於)末川(松)(引)安者禮、衣(引)引、

比女古(於)末(安)川、(引)與呂(萬)川世(代)(於)不(經)止(於)毛、(於)以呂(色)(於)者(安)加者(變)、(安)(引)安者禮、衣(引)引以呂者(安)加者(安)良之、

右一曲、二段終又始、舞終而後止、

太廣歌

於(大)保比禮(鰭)也、(引)乎比(小)禮(鰭)(衣)(引)乃(於)(引)也(山)末曾、者(速)也與利(寄)(以)天(衣)(引)古(於)曾、餘利(寄)(以)天古曾、(引)也(山)末者(安)(引)

餘(寄)(於)(引)良奈禮也、止保(於)女(衣)(引)者(安)禮止、(此止音可消)

右一曲、二段終又始之、退出後止、

東遊

一歌乎乎乎乎

波(引)禮奈(安)〻〻〻〻天(手)(引)乎、止止(調)(於)〻〻〻乃(於)〻〻戸呂(於)〻〻奈、(引)安〻〻宇太(歌)(安)〻〻止(於)〻

止(於)〻〻〻乃(於)〻〻戸牟〻〻〻奈、(安)〻〻〻佐(盛)(引)加(安)〻〻武〻(引)乃(於)〻〻〻〻禰(音)〻〻〻〻衣、

(引)乎乎乎乎、

二歌

衣(引)和(我)〻加(引)世(夫)(引)古(子)(於)〻〻〻(引)可、(安)〻〻〻介(引)佐(安)〻〻〻乃(引)古(於)〻〻止(引)天(衣)〻(引)波

(引)安波禮、奈奈(七)川乎(絃)乃、(於)〻也川(宇)〻〻〻乎乃(於)〻〻己止乎、(於)〻〻志良戸(衣)〻〻太留、(宇)〻〻己

止(於)〻〻也(安)〻〻奈遠(於)〻〻可(安)〻〻介(衣)〻〻也、(安)〻〻〻安末(安)〻〻〻乃(於)〻〻〻〻(引)〻

可(安)〻〻〻(引)〻川(宇)〻〻乃(於)〻〻〻(引)(於)介(衣)〻〻也、(引)乎乎乎乎、

駿河舞歌

也宇止波(濱)末(安)〻〻仁、(以)〻〻須留可奈(安)〻〻留(安)〻宇止(於)〻〻波(安)〻〻末(安)〻〻仁、(以)〻〻宇

知與須留奈(波)見波、奈奈久佐(安)〻〻乃、伊毛(於)〻〻己止(言)己曾與(好)志、己止己曾與(於)〻〻志、(以)〻〻〻奈

奈久佐(安)〻〻乃、伊毛(妹)(於)〻〻波(安)〻己止己曾(於)〻〻與之、(以)〻〻〻安戸留止支、伊佐佐(安)〻〻禰(寢)

衣〻奈武也、(安)〻〻奈奈久(宇)〻〻佐乃伊毛、(於)〻〻己止己曾與之、己止己曾與之、

伊波太之太(安)〻〻衣、〻〻可佐和須(笠)(忘)(宇)〻〻禮太利也、伊波太之太(安)〻〻衣、〻〻〻止乃波良(安)〻

〻毛、(於)〻〻志留久毛(於)〻〻可(安)〻〻奈(安)〻也、〻可佐末川利於可武也、志良佐良(安)〻〻〻武、〻

〻〻安世可曾(於)〻〻乃(於)〻止乃波、志良(安)〻〻佐(安)〻〻良武、〻〻〻伊波太奈留也、太戸(衣)〻〻

乃(於)〻〻止乃(於)〻〻波、(安)〻〻知可(近)支止奈(隣)利乎、(於)〻〻

安奈也(安)須奈、也須良(安)〻〻介、(衣)〻〻安奈也須(宇)〻〻良、也須良、安奈也須良介、(衣)〻〻禰利(練)乃乎(緒)乃、

己(衣)呂毛乃曾天乎、太禮天、(衣)

知止利由惠〻〻〻仁、(以)〻〻波末(濱)仁天(出)天〻〻安曾不、知止里由(宇)〻惠仁、(以)〻〻安也毛奈支、己末(小松)

川可宇(末)禮仁、(以)〻〻安見名波利曾、安見奈波利曾、

毛止女子歌

知波也不留、可毛(賀茂)乃也(安)〻〻志呂〻〻乃、〻比女己末川、(宇)〻〻安波禮〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

〻〻〻安波禮、

於保比禮

於(大)保比禮(鰭)也、(安)〻〻乎比禮、(衣)〻〻〻(引)〻乃(於)〻〻〻也(山)(安)〻〻末(安)〻〻波、(安)〻〻(引)〻〻與利(寄)(以)〻

天衣〻己於〻曾與利天己曾於〻〻也安〻末安〻波安〻〻〻與〻〻良安〻〻禮衣〻〻止乎女
衣〻〻波安〻〻禮止、

〔大鏡一多〕かもの臨時祭はじまること、この御ときよりなり、○中略あづまあそびのうたは、とし行の朝臣のよみけるぞかし、

ちはやぶるかものやしろのひめ小松よろづ世ふともいろはかはらじ、これは古今にいりて侍り、

〔公事根源六月〕祇園臨時祭

天延三年の東遊の歌にいはく

神の代の八坂のさと〻今日よりぞ君が千年はかぞへはじむる

〔後拾遺和歌集二十神祇雜〕一條院御時、はじめて松尾の行幸侍けるに、うたふべきうたつかうまつりけるに、

源兼澄

ちはやぶる松のを山の影みればけふぞちとせのはじめなりける

後三條院御時、はじめて日吉社に行幸侍けるに、東遊にうたふべきうた、おほせ事にてよみ侍ける、

大貳實政

あきらけき日吉の御神君がため山のかひあるよろづ代やへん

おなじ御時、祇園に行幸侍けるに、あづまあそびにうたふべき歌、めし侍ければよめる、

藤原經衡

ちはやぶるかみのそのなる姫小松萬代ふべきはじめなりけり

式部大輔資業伊與守に侍ける時、彼國の三島明神に、あづまあそびして奉けるをよめる、

能因法師

舞法

うどはまにあまの羽ごろもむかしきてふりけん袖やけふのはふりこ

〔樂家錄三十七舞〕東遊之舞

舞之次第先陪從出、是則歌方人也次笛笙簫已上各人管以上首立于舞臺右傍、次舞人出作大輪、立定後奏音取當曲歌附物舞人入後止曲、

〔續教訓抄十一上吹物〕又求子駿河舞ヲバ諸舞トイフ、求子バカリヲバ片舞トイフ、歌モ則諸舞ノトキハ初ヨリ歌之、片舞ノトキハ第三句ヨリ歌之、

〔樂家錄三十七舞〕求子片舞諸舞之事

求子駿河舞之兩曲、當初爲番舞乎、略下

〔狛氏新錄〕一東遊之事但東遊ハ總名也

一東遊と申にて、舞樂之時奏し候は、東遊の駿河舞求子をひとつに合候て、童舞四人或は二人にて、袍袴ともに青摺の裝束に冠細纓老懸にて舞申候、陪從三人、裝束衣冠、歌一人、篳篥一人、笛一人、舞臺の脇に立別れ奏之、舞申候事にて候、此節番舞曾利古を奉候、一近世は中絕に候處、近年賀茂祭御再興に付、辻故肥後守高季、辻伯耆守近家蒙勅命、辻家傳來之古譜備天覽再興之、

舞人

〔花鳥餘情十松風〕今案物節といふは、近衞とねりの中東遊に達したるものを物節に補す、其中に番長府生などをもまはせる也、是によりて春日祭賀茂祭の使の羽林東遊の近衞十人召具するに、物のふしの近衞求子、するがまひなどいふ事をつとむる也、

神事奏東遊

○按ズルニ、物節ノ事ハ、官位部左右近衞府篇ニ載ス、

〔儀式一〕春日祭儀

馬寮牽神馬廻社八度、訖賜頭幷纛人神酒、訖退出、次近衞少將率近衞等入而東舞、

大原野祭儀

近衞等供東儛

〔江家次第六三月〕石清水臨時祭試樂

舞人進寄吳竹臺下、若被仰一舞者、藏人頭奉仰渡御前如前、（經吳竹臺西、仰之、歸時經臺東、）一舞二人進入露臺、出自當御前間南北間、（上臈可在北、而稱舞、以右爲上、或出自南門如何、）進立御前、舞八拍子、次他舞等次第相分進立、駿河舞畢自上退、到竹臺下袒右、（只袒袍袖許、不袒半臂下重、）進出御前舞求子如前、畢自下退、舞人出畢、陪從反歌、（○大比禮返）退出、公卿以下退、

同途中以後事

使著南一間半帖、再拜之後讀宣命、（○註略）又再拜返祝之後廻御馬、（八度）復中門座、次東遊、

陪從入自東門立舞人東、（中門也）舞人入自南中門立舞殿、駿河舞畢退出、袒又進舞、

東遊畢、次御神樂、

〔江家次第六四月〕同（○平野祭）使儀（○四月十一月上申日）

廻御馬、（七度）次東遊、次使以下退於東門外、馳御馬歸參可申案內歟、

賀茂祭使

陪從發物音參進、（當酒部所幄西群立）舞人進立舞、（北上西行、舞求子一曲、）畢退出、（○中略）陪從等於仙華門外發歌笛音、漸參進立於長橋內、次舞人進出於庭中儛、（求子）次舞畢、舞人以下退出、

〔公事根源六月〕祇園臨時祭

十五日

つかひ殿上五位、東遊を奉らる、

〔年中行事秘抄十一月〕下酉日賀茂臨時祭事

寬平元年十月廿四日午御記云、未登祚之時、鴨神託人曰、（○中略）仍自去年調備馬十疋令馳、又習東舞、

近衞府官人中堪歌曲者十五人爲陪從、內藏寮儲幣依穢停止、令藤滋實於彼所邊祓祈云々、

〔日本紀略二朱雀〕天慶五年六月廿一日癸酉、奉東遊走馬十列於祇園社、依東西賊亂御賽也、

〔日本紀略四村上〕應和二年十月七日辛卯、左大臣（○藤原實賴）參大原野社、奉東遊、

〔江家次第六四月〕平野祭

自寬和年中被奉東遊、使殿上五位不必相侍、

〔狛近德日記〕文化十年十一月十日酉

一春日若宮御祭禮東遊御改正ニ付、當年ゟ大人相勤候故、勤方之義、殿下（江）近之參上相伺候處、賀茂祭東庭之通、片舞可宣旨被仰付候旨、近之入來ニ而被申候也、

〔狛氏新錄〕一東遊之事（但東遊ハ總名也）

一四月中之酉日、自禁裡近衞使賀茂下上之社參向、當日平旦、近衞使（格年々左近衞右近衞中將也）里亭（江）舞人陪從十二人參集、御使之亭ニ而葵桂を插頭華參、御所舞人六人、（狛氏近衞將監將曹）前駈、次近衞使、（中將）次陪從六人、（狛氏多氏近衞將監將曹）行裝整、禁裡自御唐門參內、此時先御使、次舞人陪從相從、弓場殿之前ニ進、（今ハ弓場殿ナシ、弓場代に進、）笛篳篥二人物音ヲ發ス、物音ヲ發候事ハ御使參內之儀をしらしめ申爲なり、時に藏人近衞使の前に出、互に一揖あつて及奏聞作法有て、夫より御使長橋東之妻に著座、尤清涼殿出御、簾外御廣椽南面殿下著座、近衞使ニ居衝重賜獻、此間長橋之自南陪從歌、篳篥笛和琴を發し參進して、長橋之內西上北面に立列、次舞人袍、右之肩をぬぎ庭中進出、西面ニ求子を舞、庭上ハ清涼殿之東庭也、

求子計を舞を片舞ト云、今日東遊の體御覽までに片舞ばかりにて候、駿河舞、求子兩舞奏候を諸舞と申なり、

舞畢而舞人陪從長橋之外退ク、御使賜祿肩懸て、御使下自長橋、於庭上拜舞舞踏也、畢而退出、暫ク

弓場代之邊停立、

一次被二馬御覽一

一召二内藏寮使内侍賜一宣命一

一次撿非違使、山城使、御幣馬寮使、鈴車舞人近御使陪從、内藏寮使以下行列、每歲之通也、各後ニ牽馬日御門之外ニおゐて乘馬ス、

一下ノ社　參二鳥居之内一ヨリ如禁庭、近衞使舞人次陪從歌笙篳篥笛和琴を發し、廊門之内に參進して止之、

一次社頭之作法有之、内藏使奉仕して近衞使於二拜殿一捧二宣命一、此内東遊走馬遣之文ヲ申シ給フ事也、

次近衞使下テ自二拜殿庭上一著二胡床一、次陪從六人立列、次舞人庭中進舞二駿河舞一、此歌和琴篳篥笛奏レ之、舞畢而退、袍右之肩を袒、又進舞二求子一、陪從奏スル事同前、終而各退出、駿河舞求子之歌二首有レ歌、替社にて歌替し多家傳來ス、事也、外之社ニ而ハ其社

一次上ノ社參行裝社頭之儀等、大概如二下ノ社之儀一、

一舞人六人、狛氏陪從ハ歌一人、多氏和琴一人、多氏、但四家門弟、篳篥壹人、狛氏笛一人、狛氏琴持二人、多氏辻家門弟、

和琴之本末を二人にて持テ立列ス、多氏所作之ニ付、和琴ハ三人タリ、都合六人、舞人陪從共に近衞之將監將曹也、

〔日光山志五〕東遊　御祭儀の節御旅所にて奏する舞曲なり、伶人の内七人にて修せり、其内舞人四人は、紅紗の袍に下襲藤色、表袴ハ白精好に青摺の摸樣、下袴ハ緋精好の大口、陪從の三人ハ紫の紗袍に蠟虎を縫たる螽衣、下襲ハ玉虫色紫の刺貫、右の七人ともに騎馬にて神輿に供奉し、御旅所に至る、入御の節伶人御安座樂とて、拔頭を奏す、御三品立の御膳を奉る、是を上り御膳と唱へ、此時十天樂を奏し奉る、それより東遊を歌舞す、陪從の内一人ハ神樂歌を唱へ、外二人ハ篳篥と高麗笛を役す、舞曲終りて御膳をすへすを下御膳と稱して、また此時伶人羅陵王を奏する事とかや、

佛會奏東遊

〔三代實錄五清和〕貞觀三年三月十四日戊子、於二東大寺一設二無遮大會一、供二養毗盧舍那大佛一〇中略先令二内舍人端貌者廿人供一レ倭舞、次近衞壯齒者廿人東舞、

競馬奏東遊

〔江家次第十九〕臨時競馬事

競訖次驅近衞府奏二東遊一〇舍下恐脫二院字一、將方少將一人以下舞二人、左勝、左近欲レ供二東遊一、而依二日暮一止云々、若持者左右可レ奏、四月駒牽時者、右近奏二音樂一、納蘇利、狛犬、次東遊、右駿河舞、左求子、

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸也、廿四日、參二仁和寺一、〇中略騎射了間、舉二松明一、立二柱松一、件柱松立二又西庭一有二立明一、次左近府奏、駿河舞、舞人權少將公通、同爲通、將監下毛野厚利、皆著二束帶一、帶二弓箭一、出二自馬臺北一、舞之、舞了歸入、左方依レ無二琴柱一、申二事由一、召二渡右將監近方一、然而近方依レ著二舞裝束一、不レ採レ琴、如レ不レ遭レ祭之烏、次右舞、求子、權少將藤忠兼、依レ無レ琴、仍立レ之、由所レ申也、出二自馬臺南一舞之、舞了歸入、右近無レ笛吹、申二事由一、召二左府生資種一、令レ吹レ笛、

傳授

〔東遊歌圖〕堀河右大臣殿〇藤原宗俊家流、大宮右大臣殿〇藤原按察使、大納言、〇藤原藤大納言、〇藤原皆此人々次第所傳也、

〔樂家錄四十八類話〕每歲南都春日社祭禮之日、有二東遊之歌一、京都樂工多久富家傳勤之也、父多久貴之時有二故障一、因傳二彼曲余家弟安倍季高一、令レ役レ之、其時季高雖レ爲二六位一、著二五位人之上一、是依二古例一也、或曰、以レ歌爲二本故崇一之、附物者爲レ助二歌聲一耳、中華之奏二音樂一、亦歌者在レ上、是崇二歌聲一之故也、

〔狛近陳日記〕文久三年三月朔日未

一葉室侍從殿、臨時祭舞人御參勤ニ付、東遊舞御入門之儀、御宅ヘ服中之者參上之儀、御差支ニ付、今日持明院殿ニ而舞合ニ付

東遊（駿河舞求子）

右者雖爲秘曲、就石清水臨時祭御用、奉授葉室侍從殿者也、

文久三年三月　正五位下治部少丞兼右近衞將監狛近陳

右之通、別間ニ而御渡シ申上ル、

雜載

〔源氏物語（六末摘花）〕だいばん所にさしのぞき給て、くはや昨日のかへりごと、あやしく心ばみすぐさるゝとて、なげき給へり、女房達何事ならんとゆかしがる、たゞ梅の花の色のごと、みかさの山のをとめをばすてゝと、うたひすさびて出給ひぬるを、猶命婦はいとをかしと思ふ、

〔源氏物語湖月抄（六末摘花）〕（哢○哢花抄）風俗と花鳥にあり、奥入には求子の歌と見ゆ如何、求子駿河舞とて東遊にあり、風俗は別の事也云々、一註可尋、

〔枕草子（九）〕まひは

するがまひ　もとめこ

名稱

歌垣

歌垣ハ一ニ歌場ニ作リ、並ニ之ヲウタガキト云フ、又嬥歌ノ字ヲ用ヰテ、カガヒトモ云ヘリ、數群ノ男女、山上或ハ市場ニ集リ、互ニ歌謠シテ踏舞シ、相聘スルナリ、而シテ聖武稱德兩朝ノ時、其歌垣ノ狀ヲ摸シテ歌舞セシメシ事アリ、

〔倭訓栞（前編四字）〕うたがき　日本紀に歌場と見え、古事記、續日本紀に歌垣と見えたり、うたへる人の並べるを垣といふ、友垣の言の意也、蹈歌と同義成べし、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並分行徐進歌曰云々と、續紀に見えたり、

〔古事記傳（四十三）〕歌垣と云名の意は、（垣は借字なり、書紀に歌場と書れたるも、名の義には當らず、場とは常に歌垣と書ならへる垣字に依て、書れたるなるべけれど、此名は其事を云る名にこそあれ、其處を云名には非れば、場とは云べきに非ず、）歌加賀比にて、賀比を切めて伎とは云なり、（さては清濁たがへれども、歌より連く故に、古への音便にて上の加を濁り、加を濁るから伎を清なり、○中略）さて加賀比と云は、右の長歌に、加賀布とある如く、本用言なるを、體言になしたる名なり、其名は又加具禮交の切まりたるなるべし、萬葉九、（三十四丁）勝鹿眞間娘子を詠る長歌に、夏虫之、入火之如、水門入爾、船己具如久、歸香具禮、人乃言時云々、（加具禮と云言、此外には見えざれども、妻をよばふ事を、然云る古言のありしなるべし、）是なり、（嬥歌の字は、よく當れりとも見えざれども、古より書ならへる字なるべし、嬥歌は往來貌とも注し、蠻人歌也などは云へれども、加賀比に用ふべき由は見えず、さて又今世の言に、加氣阿比といひ、又人と物を互に云あらそふを、加良加布と云なども、加賀比よりうつれる言にやあらむ、）されば歌賀伎とは、互に歌をよみて、加具禮交すよしの名なるべし、さて上に引る風土記萬葉などに依に、歌垣は田舍にては山上にても云たりと見ゆるを、倭などにては市にて爲しにこそ、此時のも書紀に依に、海石榴市なり、（萬葉十二に、海石榴市之、八十衢爾、立平之、結紐乎、解卷惜毛、これも歌垣の處にて、契しごとく聞ゆ、）さて續紀十一に、天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門、覽歌垣、（○中略）此續紀の頃のは、實の歌垣には非ず、古の歌垣の狀ばかりを、まねびて爲し、一種の風流藝にぞありけむ、

歌垣例

〔古事記（下清寧）〕平群臣之祖、名志毘臣、立于歌垣、取其袁祁命（○顯宗）將婚之美人手、其孃子者、菟田首等之女、名大魚也、爾袁祁命亦立歌垣、於是志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美許曾、須美加多夫祁禮、爾志毘臣亦歌曰、意富岐美能、許許呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、伊理多多受阿理、於是王子亦歌曰、斯本勢能、那袁理袁美禮婆、阿蘇毘久流、志毘賀波多傳爾、都麻多氐理美由、爾志毘臣愈忿、歌曰、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理母登本斯、岐禮牟志婆加岐、夜氣牟志婆加岐、爾王子亦歌曰、意布

袁余志、斯毘都久阿麻余、斯賀阿禮婆、宇良胡本斯祁牟、志毘都久志毘、如此歌而鬪明各退、

〔日本書紀十六武烈〕十一年〇仁賢八月、億計天皇崩、大臣平群眞鳥臣專擅國政、欲王日本、陽爲太子、〇武烈營宮了卽自居、觸事驕慢、都無臣節、於是太子思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期會、影媛曾姧眞鳥大臣男鮪、鮪此云茲寐、恐違太子所期、報曰、妾望奉待海柘榴市巷、由是太子欲往期處、遣近侍舍人、就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進曰、官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、太子懷恨、忍不發顏、果之所期立歌場衆、歌場此云宇多我岐、執影媛袖、躑躅從容、俄而鮪臣來、排太子與影媛間立、由是太子放影媛袖、移廻向前立、直當鮪歌曰、之裒世能、儺嗚理嗚彌黎磨、阿蘇寐俱屢、思寐我簸多泥儞、都摩陀氐理彌喩、一本以之裒世易彌儺斗、鮪答歌曰、飫瀰能古能、耶陛耶哿羅哿枳、瑜屢世登耶瀰古、太子歌曰、飫裒陀掇嗚、多黎播枳多掇氐、農哿儒登慕、須衞婆陀志氐謀、阿波夢登茹於謀賦、鮪臣答歌曰、飫裒枳瀰能、耶陛能矩瀰哿枳、哿哿梅騰謀、儺嗚阿摩之耳彌、哿哿農俱彌柯枳、太子歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余瀰、那爲我與釐據魔、耶黎夢之魔柯枳、一本以耶賦能之魔柯枳易耶陛哿羅哿枳、太子贈影媛歌曰、擧騰我瀰儞、枳謂屢箇皚比謎、拕摩儺羅磨、婀我裒屢拕摩能、婀波寐之羅陀魔、鮪臣爲影媛答歌曰、於裒枳瀰能、瀰於寐能之都波拕、夢須寐陀黎、陀黎耶始比登謀、阿避於謀婆儺俱儞、太子甫知鮪曾得影媛、

〔釋日本紀十三述義〕攝津國風土記曰、雄伴郡波比具利岡、此岡西有歌垣山、昔者男女集登此上、常爲歌垣、因以爲名、

〔常陸風土記香島郡〕童子女松原、古有年少童子、俗曰加味乃乎止古、加味乃乎止賣、稱那賀寒田之郎子、女號海上安是之孃子、並形容端正、光華鄕里、相聞名聲、同存望念、自愛心熾、經月累日、嬥歌之會、俗曰宇太我岐、又曰加我毘也、邂逅相遇、于時郎子歌曰、伊夜是留乃、阿是乃古麻都爾、由布悉氐氐、和乎布利彌由母、阿是古志麻波母、孃子報歌曰、宇志乎爾波、多々牟止伊閉止、奈西及古何、夜蘇志麻加久理、和乎彌佐婆志理之、便欲相語、恐人知之、避自遊場、蔭松下、携手促膝、陳懷吐憤、既釋故戀之積疹、還起新歡之頻咲、

〔萬葉集九雜歌〕登筑波嶺爲嬥歌會日作歌一首并短歌

鷲住筑波乃山之裳羽服津乃、其津乃上爾、攀而、未通女壯士之、往集、加賀布嬥歌爾、他妻爾、吾毛交牟、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來、不禁行事叙、今日耳者、目串毛勿見、事毛咎莫、

嬥歌者、東俗語曰賀我比、〇反歌略

右件歌者、高橋連蟲麻呂歌集中出、

〔續日本紀十一聖武〕天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門、覽歌垣、男女二百四十餘人、五品已上有風流者皆交雜其中、正四位下長田王、從四位下栗栖王、門部王、從五位下野中王等爲頭、以本末唱和、爲難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲之音、令都中士女縱觀、極歡而罷、賜奉歌垣男女等祿有差、

〔續日本紀三十稱德〕寶龜元年二月庚申、車駕行幸由義宮、　三月辛卯、葛井、船、津文、武生、藏、六氏男女二百三十人供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並分行徐進、歌曰、乎止賣良爾、乎止古多智蘇比、布美奈良須、爾詩乃美夜古波、與呂豆與乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛、伎與久佐夜氣志、波可多我波、知止世乎萬知天、須賣流可波可母、每歌曲折擧袂爲節、其餘四首並是古詩、不復煩載、時詔五位已上內舍人及女孺、亦列其歌垣中、歌數闋訖、河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儛、賜六氏歌垣人商布二千段、綿五百屯、　四月丁酉、正六位上船連淨足、東人、融麻呂三人、族中長老、率奉歌垣、並授外從五位下、

踏歌

踏歌ハタフカト云ヒ、又アラレバシリト云フ、日本書紀、持統天皇七年正月丙午ノ條ニ、漢人ノ踏歌ヲ奏セシ事見エタルヲ以テ始トス、又一說ニハ、天武天皇三年正月、詔シテ男女ノ別

ナク、闇夜踏歌セシムト云フ、而シテ歌曲ハ始メ唐詩ヲ用ヰシガ、後ニハ唐詩ノ外ニ、我家、此殿、竹河、萬春樂等ノ曲ヲ用ヰタリ、兩京畿内ニ於テ私ニ之ヲ行フ者ハ、官ノ嚴禁スル所ナリシガ、神社及ビ佛寺ノ踏歌ハ、近代マデ行ハレタリ、而シテ此篇ハ歳時部踏歌節會篇ニ關スルモノ尠カラズ、宜シク參看スベキナリ、

名稱

〔釋日本紀十五述義〕奏踏歌私記曰、今俗曰阿良禮走、師說此歌曲之終、必重稱萬年阿良禮、今改曰萬歳樂、是古語之遺也、

〔伊呂波字類抄太人事〕踏歌本朝事始云、天武天皇三年正月朔、朝大極殿、詔男女無別、闇夜踏歌、長輪曆云、正月十五日踏歌、意何當、除時來之凶、兼祈年中之吉、故從唐五帝之時起也、顓頊氏治天下之時也、

女踏歌聖武天皇天平十四年正月十六日、天皇御大安殿、宴群臣、酒酣奏五節田舞、了更令少年童女踏歌、

〔倭訓栞前編二阿〕あらればしり　踏歌をいふ、持統紀に見ゆ、宣命譜にはあられまじりとよめりと、公事根源に見えたり、男踏歌は正月十四日、女踏歌は十六日也、聖武紀に天平元年、同十四年に此事あり、釋日本紀に、此歌曲之終、必重稱万年阿良禮、今改云萬歳樂と見えたり、あられは可有といふ音便也といへり、四時調攝牋に、唐觀燈士人作踏歌唱之、歌曰、長安少女踏春陽と見ゆ、踏歌の字此義也、踏歌章曲、女踏歌章曲、具に朝野群載に見ゆ、

歌章

〔速水見聞私記九〕曲水宴踏雪踏歌之事

振雅雲箋卷第三三十二葉曰、〇中略宮女及宦官士庶之婦踏歌三日、聲調徹入于雲中、

我朝踏歌節會和訓、アラレバシリト云此和訓ヲ解シタル書未見、依茲房近年色々雖思之不考得、依件書小出氏踏歌ノ和訓ノ解、太面白事也、踏雪踏歌ト有之、踏歌ハ謠歌舞也、其舞ヤウ霰ノ降テ飛ガ如ク舞ユエニ、アラレバシリト訓ス、是秘說也、輒不可傳事也、

〔唐書二十二禮樂〕宣宗每宴群臣備百戲、〇中略有葱嶺西曲、士女踰歌爲隊、

〔類聚國史七十二歳時〕延曆十四年正月乙酉、〇十六日宴侍臣奏踏歌、曰、山城顯樂舊來傳、帝宅新成最可憐、郊野道平千里望、山河擅美四周連、新京樂、平安樂土、萬年春、冲襟乃眷八方中、不日爰開億載宮、壯麗裁規傳不朽、平安作號驗無窮、新年樂、平安樂土、萬年春、新年正月北辰來、滿宇韶光幾處開、麗質佳人伴春色、分行連袂儛皇垓、新年樂、平安樂土、萬年春、卑高泳澤洽歡情、中外含和滿頌聲、今日新京太平樂、年々長奉我皇庭、新京樂、平安樂土、萬年春、賜五位已上物有差、

〔朝野群載二十一雜文〕樂章

踏歌章曲

萬春樂萬春樂萬春樂　我皇延祚億千齡萬春樂　元正慶序年光麗萬春樂
延曆休期帝化昌萬春樂　百辟陪筵華幄内天人感呼　千般作樂紫宸場萬春樂
我皇延祚億千齡萬春樂　人霑湛露歸依德萬春樂　日暖春天仰載陽萬春樂
願以佳辰掌樂事萬人感呼　千々億載奉明王萬春樂

女踏歌章曲七首

明々聖主億千齡千春樂　無事無爲唯賞豫千春樂　凝旒端拱任群賢千春樂
網疎刑措還千古天人感呼　治定功成太平年千春樂
明々聖主億千齡千春樂　深仁潛及三泉下千春樂　鴻德遐充六合中千春樂
悅以使民民悅服天人感呼〇末一句不足
明々聖主億千齡千春樂　上月韶光早先春千春樂　階前細草綠初新千春樂
南山雪盡春峯遠天人感呼　北闕煙生瑞氣淳千春樂
明々聖主億千齡千春樂　君王曉奏旒蘇帳千春樂　春日芳菲遠興催千春樂
曉光偏著青樓柳天人感呼　寒色金舞玉砌梅天人感呼

自此以下爲破

明々聖主億千齡千春樂　宮女春眠常懶起千春樂　被催中使繪粧成千春樂

雲鬢尙恨無新樣（天人感呼　霧殿還嫌色不輕（聖主億千齡
明々聖主億千齡（千春樂　春歌清響傳金屋（千春樂　雙踏佳聲繞玉堂（千春樂
借問曲中何憶有（天人感呼　仙齡延祚與天長（聖主億千齡
早年愛光華（千春樂　春遊不知厭　暮景落朱顏　猶恨韶光短　徘徊不欲還（聖主億千齡

以此爲急

〔年中行事秘抄（正月〕踏歌

仁和五年正月十四日踏歌記云、議者多稱踏歌者、新年之祝詞、累代之遺美也、歌頌以延寶祚、言吹以祈豐年、豈啻縱樂遊於管絃、惜時節於風景而已哉、宜依承和事實、以作每歲長規、

〔江談抄（四〕佳辰令月歡無極　万歲千秋樂未央　謝任雜言詩

此詩踏歌詩也、古堵瓦銘有万歲、千秋樂未央字、今案件文見唐神州三寶感通錄、上件錄云、仁壽二年正月、復分布舍利五十三州、至四月八日、同年時下其州、如左云々、其中梨州堵地下瓦文千秋樂云々、件錄唐麟德元年終南山釋氏所撰也、

踏歌法

〔敎訓抄（六〕踏歌樣

持統天皇ノ御時始（正月十六日、內裏ノ女踏歌節會云、坊之家奏進次第、加白馬節會舞妓庭廻舞、有男舞（万歲樂　賀殿　地久　延喜樂　古記云、退出音聲、感恩多、同十五日、八幡宮寺踏歌先吹雙調調子、著小忌童（雷馬樂也、右一者多武參勤之、其次樂人等歌調ニ付テ吹ト云々、

等行道ヲス、其尾ヲ付テ踏歌ヲウタウ、

正月十四日夜、興福寺ノ金堂（四金堂東金堂　有踏歌、文（踏歌、永ク似ニ先於中門吹雙調調子（有別習ニ　次御監唱聲歌（左一者別名也　其調云、大唐日曾月節曾於之万春樂（聲歌事吹終、コレハ奏參音聲シテ、列參即入御堂行道ス一匝、（行道樂別曲也、是吹ニ忠拍子ニ、行道終ラバ各著座（御監正面東、次東西ニサシ筵ニ居ル（西上腰分、東下腰等、次牛王、次香之水、大導師（タムトク　訓アリ　次事吹（樂所申請勤ノ之、近來寺侍勤ノ之、其詞有別、次舞（即爲退出音聲　裝束ハ衣冠（サイ著　左手（人生度　右肩

万春樂　舞人姿也、次西金堂（次第如ニ御監禮堂著座、行事潛對座上臈分堂內下臈獅堂付也　次東金堂（次第如ニ元　樂習者（有ニ譜也

踏歌例

〔日本書紀（三十〕持統七年正月丙午、〇十六日漢人等奏ニ踏歌ヲ、

〇按ズルニ、正月十六日ニ踏歌ヲ奏スル事　歲時部踏歌節會篇ニ詳ナリ、

〔日本紀略（二朱雀〕承平二年七月十四日、入夜命ニ近臣ニ踏歌、太后臨覽、到曉賜ニ祿、

〔九曆〕天德三年十二月十六日、於ニ殿上ニ有ニ踏歌、奉行藤原朝忠、朝成等候云々、右近中將元輔、朝臣壽言、兼通、珍材取輪云々、件踏歌等依ニ去九月天變已停止、而依ニ左大臣催奏ニ又被ニ興行ニ云々、時人爲ニ不穩云々、

〔鹽尻（四〕熱田宮踏歌ヲ見ル詩　正月十一日

張氏踏歌の頌を唱へ、高巾子の神人鼗鼓を振り侍るさまいと〳〵昔おぼえたる、〇略下

〔鹿島志（上〕踏歌祭　正月十四日、禰宜祝等梅花の枝を手毎にもち、太鼓をうち、笛をふき、笏拍子を打て、御假殿を三度うち廻り、各神拜の式あり、

〔類聚三代格十二〕太政官符

禁斷雨京畿內踏歌事

右被ニ右大臣今月十四日宣ニ偁、奉ニ勅、今聞里中踏歌承前禁斷、而不ニ從捉搦、猶有ニ濫行、嚴加ニ禁斷ニ不得ニ更然若有ニ强犯ニ者追捕申上、

天平神護二年正月十四日

〔延喜式（四十彈正〕凡京都踏歌、一切禁斷、

〔凌雲集〕內藏頭從五位上兼左馬頭美濃守小野朝臣岑守十三首〇中略

奉和ニ觀ニ佳人踏歌御製ニ

春女春粧言不ニ及、無量無數滿ニ華庭ニ、心嬌膽小羞ニ踟躕ニ、步聲裏徹歹壽千齡、洛津廻雪當ニ韶影ニ、巫嶺朝雲應

雜載

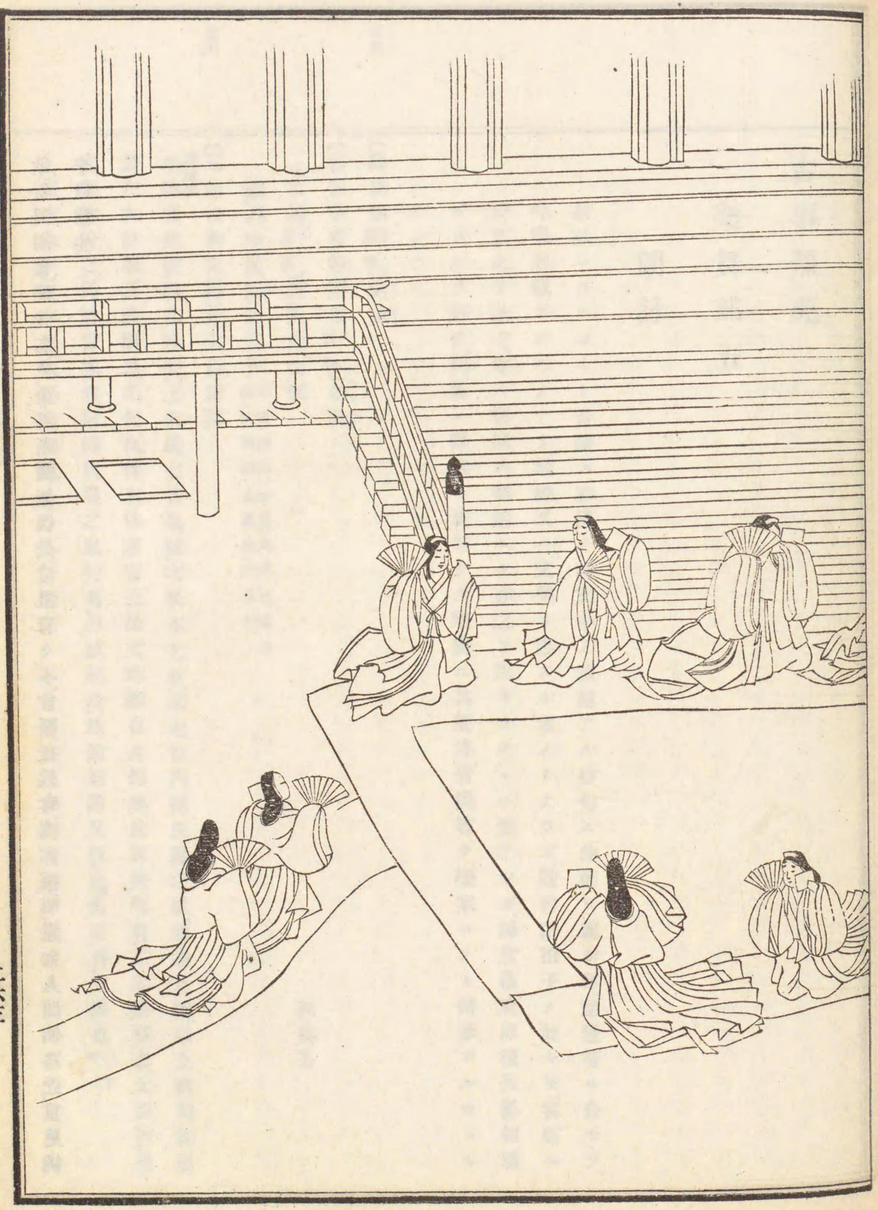

〔踏歌圖　年中行事繪卷所載〕

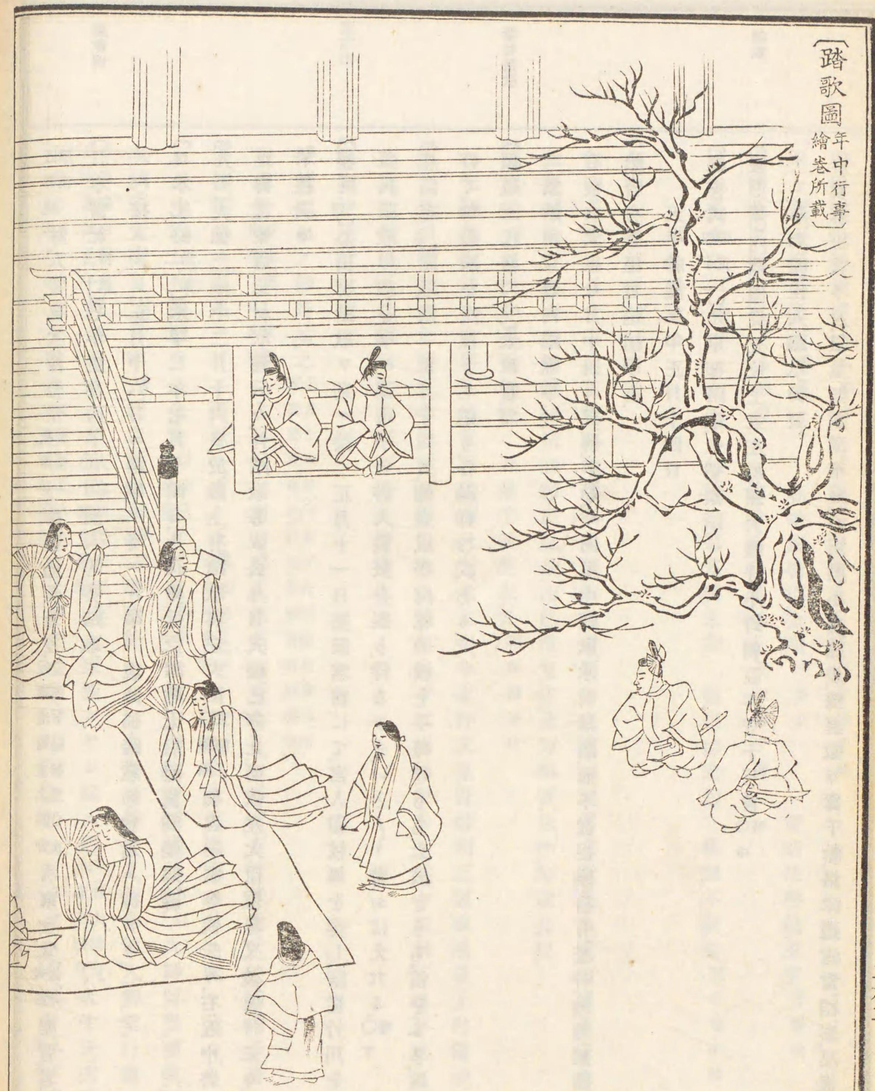

欲行河陽舊縣先亡色金谷新園無復榮泣眼看々不曾厭徒然奪魂亦損明還知人間仙路近重見桃
李目前生

古事類苑

樂舞部五

朗詠

名稱

朗詠ハラウエイト音讀ス、和漢ノ詩文中ノ雅趣アル妙句ニ曲節ヲ施シ琴琵琶等ニ合セテ、吟唱朗詠スルモノナリ、搢紳又ハ文學ニ志アル者ノミナラズ、遊君白拍子ノ如キモ、宴席ニ於テ之ヲ詠ジ、遂ニ朝家ノ御遊ニモ亦之ヲ用キラルヽニ至リシガ、鎌倉幕府以後兵亂相踵ギタルヲ以テ、朗詠ハ漸次ニ衰替シテ、唯纔ニ其聲律音調等ヲ、樂家ニノミ傳承スルコトヽナレリ、

〔撮壤集下遊樂〕朗詠（ラウエイ）

〔書言字考節用集八言辭〕朗詠（ラウエイ）

起原

〔文選一遊覽〕遊天台山賦

凝思幽巖朗詠長川（中略）翰曰（中略）朗高也凝思坐於幽巖高詠臨於長川

〔郢曲相承次第〕左大臣雅信

朗詠事

朗詠者與從詩之詠聲上古纔七首也號之根本七首其七首內傳氏巖之嵐春過夏闌以上兩句雅信公左大臣第三度辭表名句也件表作者菅三品文時卿自身持來此表秀句有二之由稱之大臣披見之即詠吟之仍於當家者以傳氏巖之嵐句爲朗詠秘曲然間朗詠又以此大臣爲元祖也（下略）

孫興公

〔朗詠由來〕根本源家所詠朗詠

音調

極樂尊　第一第二　羅綺重衣　八月九月　春過夏闌　傳氏巖嵐　德是北辰

私註謂之根本七首朗詠歟

〔和漢朗詠集上〕擣衣

八月九月正長夜、千聲万聲無了時、白居易○白

〔和漢朗詠集下雜〕管絃付舞妓

第一第二絃索々、秋風拂松疎韻落、第三第四絃冷々、夜鶴憶子籠中鳴、第五絃聲尤掩抑、瀧水凍咽流不得、白

羅綺之爲重衣、姤無情於機婦、管絃之在長曲、怒不関於伶人、菅○菅原道眞

佛事

念極樂之尊、一夜山月正圓、先勾曲之會、三朝洞花欲落、紀齊名

丞相付執政

傅氏巖之嵐、雖風雲於段夢之後、嚴陵瀨之水、猶涇渭於漢聘之初、菅三品○菅原文時

春過夏闌、袁司徒之家雪應路、應旦南暮北、鄭大尉之溪風被人知、同上

〔新撰朗詠集下雜〕帝王

聖化万年春

德是北辰椿葉之影再改、尊猶南面松花之色十廻、後江相公○大江朝綱

〔郢曲抄〕夫唱物音聲のことを、まつ世のためにかきのこすものなり、郢曲もろ〳〵の朗詠どもを唱、そのふりつよからぬやうにして、聲のかすりなく、甲乙たゞしく唱もの也、六調子の內に雙調急音にとり唱事、催馬樂のふりのこゑにて、郢曲はつよきもの也、たゞゆる〳〵として、のどかに節九く、りつに合て、ひちりきの音あるともきこえず笛笙もそれときこえぬやうに、合をよろしく目出度し、こえをなが〳〵とつかひて、かせのゆう〳〵ときこえるはゝしく、たゞひといきに、

こえのたすけなく、さら〳〵と常のことばをいふごとくうたふべし、甲の處などかたちなどやかに首いがます、こゝろよきかほにて、聲に今いち段よけいあると、人にきかせうたふもの、けいこのつみたる人とゝるべし、切々いきをのこして、聲をみな〳〵出すべからず、ひくいきをこしのもとまでかよひ、腰は岩のごとくに、こしより上は只青柳のごとく、面は常よりもにうわに、かんせいちらずして、ゑりくびをはなれずして、かず〳〵唱とも、そんせぬやうにうたふなり、郢曲、神樂、今樣、催馬樂、足柄、片下、田歌などひとつに音聲うたひ、みれんの內は、みな〳〵一やうに唱などといふ事は、口をしき事なり、はかせ音振みな〳〵それ〳〵のめりかりあり、みな〳〵そのはかせの內にふちを入る、古人うたひのこしはべり、稽古のみたざるものは、何も一流に唱るものなり、一首〳〵に心をいれて唱をりは、そのふりいでにき、○略中唱こゑは、稽古に郢曲うたふときは、まづことにても、びはにても、糸にそのこゑをうつして、急なる音を一段にめらして、一糸と立をき、平調の時はめぐりを合て、其はかせの聲にならひ、つまびきしてこえとためして、あふあはざるをためし、ひとにも聞てこゑを出し、こゞえにて數を唱て、よく〳〵合時に、調子を正りつに合て、大音にていつしも唱ときのやうに稽古すべし、後にゑらべをく糸はなれて、聲おなじやうに定、ことに笙ひちりき吹合て、附物してかず〳〵唱べき也、はかせおもく、ふうしの折目になんあるは調子にうとき人なり、調子合ぬるときはめぐりにかなふゆへ、ふしもめでたく、聲も出よきものなり、○下略

〔樂家錄二十九奏樂故實〕郢曲附物大意此章中以調名爲律名、惟隨舊例不改

抑謂郢曲者、以歌朗詠之詩云爾、至于近代所傳曲四也、此曲御遊時於最終曲之前成之、蓋其詞唯一而或二返或三返歌之、但每返發聲之人相替人歌數返、管聲附物之法略曰、自商角移于徵、而或至于宮音、凡宮商徵以三音主之、餘律皆爲文耳也、宮音以其所用之樂調謂之、假令爲壹越調之曲、則宮壹越商角下無徵黃鐘羽盤渉也、他調準之可知之、於一曲之終以宮音止之、是其

朗詠用詩文和歌

定法也、絃管者與助音均附之、笙箏篳篥笛各一管附之徽音、古用琵琶、近代不用之、和琴未考與例、

〔和漢朗詠集上春〕立春

逐吹潜開不待芳菲之候、迎春乍變將希雨露之恩、紀淑望

池凍東頭風度解、窓梅北面雪封寒、篤茂

年のうちに春はきにけりひとゝせをこぞとやいはんことしとやいはん元方

柳無氣力條先動、池有波文氷盡開、今日不知誰計會、春風春水一時來、白居易

夜向殘更寒磬盡、春生香火燒爐燃、良岑春道

袖ひぢてむすびし水の氷れるを春立けふの風やとくらむ貫之

春たつといふばかりにやみよし野のやまもかすみてけさはみゆらむ忠岑

〔新撰朗詠集下雜〕風

清風戒寒序

雲霧輕身、窺列子之云駕、澼洴授手、問宋人之不龜菅家

水岸清風至

沙鷗之眠易驚、陸惠曉之柳拂地、浦月之影漫動、孫子荆之枕揚波、齊名

風渡請春意

迎晴拂盡墻陰雪、解凍飜來岸曲波、後中書王

有風終夜凉

枕冷唐妃專幸裏、襟飄魯聖以思程、以言

花の色は霞にこめてみえず共かをだにぬすめ春の山風遍昭

我せこがきまさぬ宵の秋風はこぬ人よりもうらめしきかな好忠

歌朗詠

〔狛氏新錄〕一郢曲之事

郢曲ハ管絃之間ニ是を謳候、其時附物とて其聲にしたがひ、笙、一管笛、一管篳篥、一管三管にて附候事ニ候、

〔萬葉緯九〕朗詠（中略）今按大納言公任卿以所被撰朗詠集之詩、應時宜詠歌、句中或取音或用訓、（具見郢曲之內）與以和歌詠歌曲節音聲異歟、因茲從古所奧秘、朗詠訓點現在焉、

〔蓬萊抄〕正月二日殿上淵醉或用三日

兩貫首已下、於殿上有盃酌事、絃管屬文之隨其催獻朗詠雜藝等、無定法、

〔おもひのまゝの日記〕けふ正月二日は又殿上の淵醉とてひしめく、えいきよくの人々、數をつくして廿人ばかりさぶらふ、

〔公事根源十一月〕五節

同日中略、中丑、

寅日は殿上の淵醉あり、朗詠いまやうなどうたひて、三獻はてゝ亂舞あり、下略

〔枕草子七〕故殿藤原道隆の御ために、月ごとの十日、御經佛くやうせさせ給ひしを、九月十日しきの御ざうしにてせさせ給ふ、上達部殿上人いとおほかり、中略酒のみ詩ずんじなどするに、頭中將たゞのぶの君、月秋ときして身いづくにかといふ事をうち出し給へりしかば、いみじうめでたし、いかでかはおもひいで給ひけん、

〔和漢朗詠集下雜〕懷舊

金谷醉花之地、花毎春匂而主不歸、南樓翫月之人、月與秋期而身何去、菅三品菅原文時

〔枕草子八〕雪のいとたかくはあらで、うすらかにふりたるなどは、いとこそおかしけれ、中略よひも過ぬらんとおもふほどに、くつのをとちかふきこゆれば、あやしと見出したるに、時々かやうの折、おぼえなく見ゆる人なりけり、中略わらうださし出たれど、かたつかたのあしはしもながらあるに、かねのをとのきこゆるまでになりぬれど、うちにもとにもいふ事どもは、あかずぞおぼゆる、あけぐれのほどにかへるとて、雪何の山にみてるとうちずんじたるは、いとおかしき物也、

〔和漢朗詠集上冬〕雪

曉入梁王之苑、雪滿群山、夜登庾公之樓、月明千里、謝觀

〔枕草子十一〕下すだれもかけぬ車のすだれを、いとたかくあげたるは、おくまでさし入たる月に、○中略○中ここきぬのいとあざやかなるつやなど、月にはへておかしう見ゆるかたはらに、○中略○中なをしのいと白きひきときたれば、ぬぎたれられていみじうこぼれいでたり、○中略月影のはしたなさに、うしろざまへすべり入たるを、ひきよせあらはになされて笑ふもおかし、りん〳〵としてひき氷り、ふけりといふ詩を、返す〳〵ずんじておはするは、いみじうおかしうて、夜一よもありかまほしきに、いく所のちかくなるも口おし、

〔和漢朗詠集上秋〕八月十五夜付月

秦甸之一千餘里、凜々氷鋪、漢家之三十六宮、澄々粉飾、公乘億

〔枕草子十二〕大納言○藤原伊周殿まいり給ひて、ふみの事などそうし給ふに、例の夜いたうふけぬれば、○中略たゞひとりになりて、ねぶたきを念じてさぶらふに、うしよつとそうする也、○中略○中うへ○一條后定子のおまへのはしらによりかゝりて、すこしねぶらせ給へるを、かれ見奉り給へ、今はあけぬるに、かくおほとのごもるべき事かはと申させ給ふげになど宮○一條后定子のおまへにもわらひ申させ給ふも、ゑらせ給はぬほどに、おさめがわらはの、庭鳥をとらへてもちて、あす里へいかんといひて、かくしをきたりけるが、いかゞしけん、犬の見付てをひければ、らうのさきににげいきて、おそろしうなきのゝしるに、皆人おきなどゑぬ也、うへもうちおどろかせおはしまして、いかにありつるぞと尋させ給ふに、大納言殿の、聲めいわうのねぶりをおどろかすといふ詩を、たかう打出し給へる、めでたふおかしきに、ひとりねぶたかりつる目もおほきになりぬ、

〔和漢朗詠集下雜〕禁中

雞人曉唱、聲驚明王之眠、晃鐘夜鳴、響響暗天之聽、都良香

〔古今著聞集四文學〕東三條院關白前太政大臣○藤原兼家九月十三夜の月に、東北院の念佛に參給へる

に、夜もうちふけて世の中もゑづかなる○ゑづかなる原作ニ二本ニ改一ほどに、齊信民部卿をめして、こよひたゞにはいかゞやまん、朗詠有なんやと仰られければ、いとかしこまりて、ゑばし煩ふけしきなるを、人々みゝをそばだてゝ、いか成句をか詠せん○ぜん原作ニじ一本ニ改一、ずらんと待程に、極樂の尊を念ずる事一夜とうちいだしたりける、たゞひなくめでたかりけり、此句かきたる齊名やがて御供にさぶらひけり、我句をしもさばかりの人の朗詠にせられたりける、いかばかりこゝろの中のすゞしかりけん、此句は勸學會の時、攝念山林を賦する序なり、

念二極樂之尊一、一夜山月世○世、和漢、朗詠集作レ正、圓、先句○句、同作レ勾、曲之會三朝、洞花欲レ落、これは三月十五夜の事也、九月十三夜に詠せられけるいかにとおぼゆ、但念佛の義ばかりにとりよれるにや、古人の所作仰而可レ信歟、○又見ニ續世繼一

〔郢曲相承次第〕大納言資賢

仁安元年、同三年兩度清暑堂神宴、雖レ有二上首宗家卿一、藤家先祖資賢卿被レ仰二拍子一、院拍子合之時、宗家卿朗詠許也、是當家○源之眉目也、略○下

〔古今著聞集十六興言利口〕堀河内府入道○藤原頼宗大納言の時、くどく遊有ける、念佛禮讃などはてゝ、朗詠ありけるに、少納言阿闍梨なにがしとかやいひける僧、東方五百之塵といふ句を詠ずとて、五百の字をあやまりて、八十の塵と詠じたりけるを、尾張の内侍簾中にてきゝて、八十もいひだにはてぬに、今四百二十落ぬといひ出したりける、心はやさの程ありがたき事也、

〔新撰朗詠集下雜〕佛事

中夜八十之火、假唱二鶴林之煙一、東方五百之塵、長懸二鷲峯之月一、以言

〔續世繼九賢道〕いとやさしくきこえ侍しことは、いづれの御時よりかはべりけん、なかごろのきさき上東門院○一條后藤原彰子陽明門院○後朱雀后藤原子内親王などにやおはしけん、ちかきよのみかどの御とき、

めづらしくうちにいらせ給へりける時、月のあかく侍ける夜、むかしはかやうにはべる夜は、殿上人あそびなどこそうちわたりはし侍しか、さやうなることも侍らぬこそ、くちおしくなど申させ給ければ、いとはづかしくおぼしめしけるほどに、月の夜めでたきに、りん〳〵としてこほりしきといふうた、いとはなやかなる聲して、うたひけるが、なべてなくきこえけるに、又いといたくしみたる聲のたうときにて、無量義經の微滯まづおちてなどいふところを、うちいでゝよまれ侍りけるが、いづれも〳〵とり〴〵に、めでたくきこえければ、むかしもかばかりのことこそ、えきゝ侍らざりしか、いというなるものどもこそ侍りけれと申させ給けるにこそ、御あせもかはかせ給て、御心もひろごらせたまひにけれときゝ侍し、後冷泉院御時、上東門院などいらせ給へりけるにや、又その人々は伊家の弁、敦家の中將などにやおはしけんとぞ人は申侍し、ひがごとにや、

〔中右記〕寛治六年三月廿八日辛亥、今日有吉祥院聖廟作文、〇中略夜及深更、欲講詩、俄天陰雨下、神明自有感應歟、講席了後雨脚頻下、已無歸與思、此間遞朗詠、或管絃之在長曲句、或指象魏而北轅句等也、

〔新撰朗詠集上春〕春夜

古廣春正暮

春夜欲明、望牛漢之西轉、夏日告朔、指象魏而北轅、以言

〔古今著聞集四文學〕永久三年七月五日、式部大輔在良朝臣、御侍讀にて始て御前へ參りたりけるに、先朗詠をしける、幸逢堯舜無爲化、德〇德恐衍是非老之幸哉、〇德以下七字、一本作德是北辰四字、大公望遇周文等の句也、次古事をかたり申けり、

〔和漢朗詠集下雜〕帝王付法皇

幸逢堯舜無爲化、得作犧皇向上人、白〇白居易

老人

少於樂天三年、猶已衰之齡也、遊於勝地一日、是非老之幸哉、菅三品〇菅原文時

太公望之遇周文、渭濱之波疊面、綺里季之輔漢惠、商山之月垂眉、江匡衡

〔續世繼二鳥羽の御賀〕さぬきの院〇崇德位におはしましゝかば、ゑぶらせ給しにこそ、このゑのみかど東宮にてまなめしける夜、にはかに内へ御幸〇鳥羽とて、殿上人せう〳〵かぶりして、よにいりてきたの陣に御車たてさせ給て、〇中略御車にて、春の夜あけなんとすといふ朗詠、又十方佛土の中にはなにといふ文を、詠せさせ給て、佛のみな、たび〳〵となへさせ給ける、きく人みななみだぐましくぞ、思あへりけるとなむ、きこえ侍し、

〔和漢朗詠集下雜〕佛事

十方佛土之中以西方爲望、九品蓮臺之間雖下品應足、慶保胤

〔續世繼六花ちる庭の面〕德大寺のおとゞ〇藤原實能の御子は、右大臣公能のおとゞ、その御はゝ按察中納言顯隆ときこえしむすめにおはす、此おとゞ管絃も身のざえも、かた〴〵おはすときこえき、〇中略ゑだひに朗詠したまへりけるなかに、はなやかなる御こゑして、羅綺の重衣たるとうちいでたまへりける、としおいたる人など、なみだをさへなどして、むしろこぞりてめでおもへり、又讃岐のみかど、〇崇德くらゐにおはしましけるとき、きさいのみやの御かたにて、管絃する殿上人どもめして、よもすがらあそばせ給けるに、おほとのもおはしまして、朗詠つかまつれとおほせられけるに、このおとゞの中將など申けるときに、大公望が周文にあへるといだし給へりけるこそ、御こゑもうつくしう、みかど一の人の事にて、そのよしあることのいうにきこえ侍りけれ、

〔續古事談一王道后宮〕殿上ノ一種物ハ、ツチノ事ナレドモ、久シクタエタルニ、崇德院ノスエツカタ、頭中將公能朝臣ハ、絶タルヲツギ、廢タルヲ興シテ、神無月ノツゴモリ比ニ、殿上ノ一種物アリケ

リ、○略中藏人辨朝隆三獻ノカハラケトル、又頭中將ノスヽメニテ朗詠ヲイダス、佳辰令月ノ句ナリ、頭中將朝隆ガヒモヲトク、人々ミナカタヌグ、色々ノ衣ヲキタリ、用意アルナルベシ、頭中將朗詠雖三百盃莫辭ノ句ナリ、○略中人々亂舞ノ後、ミコエイダシテ座ヲタチテ、御殿ノヒロビサシニテ、ナダイメンハテヽ、宮ノ御方ニ參テ、朗詠雜藝數反ノ後マカリイデケリ、

〔和漢朗詠集下雜〕刺史

雖三百盃莫辭强辭、邊土不是醉鄉、此一兩句可重詠、北陸豈亦詩國、保胤

祝

嘉辰令月歡無極、万歲千秋樂未央、謝惟

〔古今著聞集四文學〕少納言入道信西が家にて、人々あつまりてあそびけるに、夜深催管絃云題にて、當座の詩を作りけるに、皆人は作いだしたりけるに、敦周朝臣案じ出さぬけしきにて程へければ、滿座興さめてけり、あまりにすみて侍ければ、有安が座のすへに有けるに、入道朗詠すべきよしをすゝめければ、第一第二絃索々といふ句を詠じたりけり、此心自然に此題によりきたりけるにや、敦周朝臣やがて作りいだしたりけり、瀧吟水暗雨三曲、鶴唳霜寒第四聲○此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、とつくりたりける、殊にその興有て人々感歎しけり、彼朗詠のこゝろいと相違なきにや、

〔古今著聞集八好色〕妙音院のおとゞ○師長藤原玄のびたる女をむかへさせ給て、尾張守孝定に、夜のあけん程はからひて申せと仰られたりけるに、やう〳〵よく成にける時、將軍在座、兎薗之露未晞、といみじきことなりかし、

〔源平盛衰記十二〕師長熱田社琵琶事

師長公終夜爲神明納受、初ニハ法施ヲ手向奉リ、後ニハ琵琶ヲゾ彈ジ給ケル、○略中夜モヤウ〳〵アケボノニ成行バ、月モ西山ニ傾ク、大臣御心ヲ澄シテ、初ニハ普合調中、花含紛馥氣、流泉曲間、月擧清明光、○此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、ト云朗詠シテ、重テ願以今生世俗文字之業、狂言綺語之誤、飜爲當來世々讃佛乘之因、轉法輪之緣ト被詠テ、御祈念ト覺シクテ暫物モ仰ラレズ、

〔古今著聞集十六興言利口〕嵯峨の釋迦堂に人あまた參りて、通夜玄たりけるに、夜うちふけて僧の有けるが、經爲題目佛爲眼といふ句を朗詠にぞたりけるが、朗詠はてゝ、孝道かの僧にむかひて、おもむろう候つる物かなしまいりあひて聞居たりけるが、朗詠はてゝ、孝道朝臣折ふと式代玄たりけるを、僧心ちよげに思て、少居なをりて、是はすいぶんに孝道にならひて候し也といひたりげり、

〔和漢朗詠集上夏〕蓮

經爲題目佛爲眼、知汝華中植善根、源爲憲

〔源平盛衰記十七〕祇王祇女佛前事

佛ハ水干ニ白キ袴著テ、髮結アゲ調子取負セテ、

德是北辰、椿葉影再改、尊猶南面松花色十返、ト朗詠シケリ、

〔吉野樂書〕一承安四年九月一日ヨリ同十五日ノ夜ニ至ルマデ、七條殿ノ御所ニシテ、後白河院今樣ノ御會ノアリケルニ、○略中

朗詠左大臣

德是北辰　瑤臺霜滿　鬢態纖粉○此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、　雞人曉唱

雞人曉唱、此ノ朗詠ノトキ、能聞人々大將殿コソ、朗詠ニテイトヽマ申サセ給トゾ云アヒケル、又秋夜欲曙、已上朗詠五首、

〔和漢朗詠集（雜）下〕猿

瑤臺霜滿、一聲之玄鶴唳天、巴峽秋深、五夜之哀猿叫月、謝觀

〔源平盛衰記 二十六〕平家東國發向幷邦綱卿薨去同思慮賢事

治承四年十一月ニ、福原ニテ殿上ノ五節ノ宴酔ノ夜、雲客后宮ノ御方ヘ推參アリケル公卿、竹斑湘浦ト云朗詠ヲ被出タリケリ、邦綱卿聞給ヒテ、取敢ズ穴淺猿、是ハ禁忌トコソ承レ、斯ル事ヲ聞給ヒトモ聞カジトテ、拔足シテ被逃ケリ、此朗詠ノ心ハ、昔大國ニ堯王ト申賢キ帝御座キ、二人御娘アリ、姉ヲバ娥皇ト云、妹ヲバ女英ト名ク、金屋ニ育テ、玉臺ニ成人給ヘル、時ニ賤キ盲目ノ子ニ、舜トテ云者アリ、孝養報恩ノ志深シテ、父ガ盲ヲ開シカバ、堯王叡感有テ、舜ヲ以テ二人ノ姫宮ニ聟取シ給ヒテ、即位ヲ譲給ヘリ、舜王ト申ハ是也ケリ、舜王隱レ給ヒテ、湘浦ト云南ニ、蒼梧ト云野ニ奉納タリケレバ、二人ノ后歎悲ミ給ヒケルアマリ、自湘浦ノ岸ニ幸シテ泣給ヒケル、血ノ涙竹ニ懸テ、其色斑ニ染ニケリ、サレバ後ニ生出竹マデモ皆斑ニゾ在ケル、今ノ世ニ斑竹トテ斑ナル竹ハ、彼ノ湘浦ノ竹ヒロマレル也、二人ノ后隱レ給ヒニケレバ、愛ニテ舜帝ヲ歎キ悲ミ給シカバトテ、湘浦ノ岸ニゾ奉納ケル、サレバ后ノ御前ニテハスマジキ朗詠也ケレバ、邦綱卿モ聞咎メテ立給ヒケリ、

〔和漢朗詠集（雜）下〕雲

竹斑湘浦雲凝鼓瑟之蹤、鳳去秦臺月老吹簫之地、強讀

〔源平盛衰記 三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

同晦日比（元暦元年三月）ニ成テ、狩野介湯殿尋常ニコシラヘテ、御湯ヒキ給ヘト申ス、（中略）其夜ニ入テ、佐殿（源頼朝）○狩野介ヲ召テ、三位中將（平重衡）○ハ無雙ノ能者ニテ座シマス也、和君ガ私ナル樣ニテ琵琶彈セ奉レ、頼朝モ汝ガ後園ニタヽズミテ聞ベシト宣ケリ、宗茂宿所ニ歸テ、時ノ景物尋テ、奉酒勸

ト支度シタリ、酌取ニハ晝ノ女ヲ出シテ、狩野介瓶子懷、家子肴盃面々ニ持テ參タリ、中將酒三度ウケテ、最無興ニ思ハレタリ、狩野介女ニ向テ、兎テモ角テモ御前御徒然ヲ慰進ン料也、一聲擧テ今一度申サセ給ヘト云ケレバ、女兼テ心得タル事ナレバ酌サシオキテ、

羅綺之爲重衣、妬無情於機婦、管絃之在長曲、怒不閑於伶人、ト云朗詠ヲ、二三返シタリケルガ、節モ音モ調テ、大方優ニゾ聞エケル、中將宣ケル、天神ノ、春嫩無氣力ト云事ヲ、内宴ノ序ニアソバセリ、譬ヘバ春嫩トハ、ミメヨキ女也、無氣力トハ力ノ弱キ也、上句ニ羅綺トテ薄ク嚴キ衣ヲ著シテ、美女ノ舞時ニハ、輕キ衣モ重ク覺フ、コレハ機婦ニ妬トテ機織ケン女モ、ウラメシク覺ヘ、下句ニ管絃ヲサシモ面白ケレ共、舞姫舞弱リテ力ナケレバ、速ニ入バヤト思ヘ共、長曲ヲ彈ズル時、伶人ニ怒ルトテ、管絃スル人モ惡ク覺ト云心也、サレバ永日ナガラ湯ヒカセ、夜サヘ又長々ト酒勸ル事ヨトオボシテ、此朗詠ヲバシ給フカ、誠ニ心元ナクコソ覺レ、湯モ酒モ我心ヨリヨコラヂ共、折カラ優ニ聞ユル者哉、但天神此句ヲアソバシテ、我ナガライミジクモ作リタリ、此句ヲ詠ゼン所ニハ、必我魂行望テ、其人ヲ守ラント御誓アリケリ、重衡ハ逆罪ノ身ニテ、神明ニモ佛陀ニモ奉被放タレバ、其助音仕ルニ憚アリ、佛道成ベキ事アラバ、サモ有ナント宣ケレバ、女承テ、

十方佛土之中、以西方爲望、九品蓮臺之間、雖下品應足、雖十惡分猶引接、甚於疾風之披雲霧、雖一念必感應喩之巨海之納涓露、ト朗詠シテ、極樂欣（ヂガ）ハシ人ハ皆彌陀ノ名號唱フベシ、（中略）○中夜ハ深更ニナリヌ、人ハ鳴ヲ靜タリケレバ、徐（ヨ）ソマデモ耳目ヲ驚シ、袂ヲ絞計也、斯リケレバ、人々是ヲ見奉ラントテ、障子ヲ細目ニアケタル間ヨリ、風吹入テ前ノ燈消ニケリ、狩野介星燈進セヨト申ケルニ、中將爪調ベシテ、

燈暗數行虞氏淚、夜深四面楚歌聲、ト云朗詠ヲ二三返シ給ケリ、夜明ニケレバ、女暇給テ歸ヌ、

〔明月記〕承元二年十一月十九日、權大夫殿示給云、皇后宮淵醉、十八日毎事無違亂、〇中略一獻、頭中將通言、瓶子六位、二獻、宰相中將忠信、瓶子權大進定高、此間人々新儀朗詠、右大將出令月句、人々助音、次雜藝、

〔增鏡五內野の雪〕十二日〇寬元元年六月三夜のぎしき〇後深草降誕本宮の御さたにていとめでたし、〇中略御かはらけ二めぐりのゝち大夫きんすけらうゑい嘉辰令月とのたまへば、ありすけこゑくはへらる、又昭王とをしかさねていださる、御こゑ〴〵しうとくにあらまほしうめでたし、

〔新撰朗詠集下雜〕帝王

賀產序隆周之昭王穆王曆數永、吾君又曆數永、本朝之延曆延喜胤子多、吾君又胤子多、儀同三司〇藤原伊周

〔勘仲記〕弘安七年三月廿四日癸酉、及晩參內、今夕被行御書所作文、〇中略披講了、人々復座、次朗詠、〇註略郢曲了有連句、

〔吉續記〕文永五年正月三日、有殿上淵醉、〇中略兩貫首先著座、奧頭中將、端頭辨、次應召郢曲之仁、公秋朝臣、長顯、信基等朝臣著座、〇中略三獻之後袒褐、朗詠、萬歲樂等如常、

〔增鏡十老の波〕あくる日〇弘安八年三月二日午の時ばかり、寢殿より西園寺まで筵道しきて、兩院〇後深草、龜山、御ゑぼうし直衣、春宮〇伏見御くゝりあげて、堂々おがませ給ふ、〇中略佛の御まへに、かりそめの御ましながら、皆わたらせ給ふ、庇に上達部つきて、御遊のぐめす、〇中略兼行花上苑明也、とうちいだしたるに、いとゞ物の音もてはやされて、えもいはずきこゆ、具顯範藤など羅綺重衣と、二返ばかりいへるに、なさけなきことを、機婦にねたみと本院〇後深草くはへ給へば、新院〇龜山御こゑたすけ給ふ程、そゞろさむきまでえんなり、かへらせ給ひても、又きのふの花のかげにて鞠御らむぜられつゝ、それよりやがて御舟にたてまつりてをしいでたれは、はるかなる海づらにこぎはなれたらむやうしていとをかし、〇中略兼行山又山とうちずんじたるに、變態繽紛〇此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、たりと、兩院あそばしたるに、水のそこもあやしきまで、みのけたちぬべくきこゆ、

〔和漢朗詠集上春〕花付落花

花明上苑、輕軒馳九陌之塵、猿叫空山、斜月瑩千巖之路、張讀

〔和漢朗詠集下雜〕山水

山復山、何工削成青岩之形、水復水、誰家染出碧潭之色、江澄明

〔增鏡十三秋のみ山〕御遊はてゝのち文臺めさる、藏人內記俊基人々の文をとりあつめて、一度に文臺のうへにおく、披講のをはる程に、みじか夜もほの〴〵とあけはてぬ、御製〇後醍醐を左のおとゞかへすがへす誦して、うるはしく朗詠にしたまふ、こゑいとうつくし、おりふし郭公の一聲なのりすてゝすぎたるは、いみじくえんなり、かやうのまことしき事は、かねて人も心づかひすれば、あやまちなかるべし、

〔永和大嘗會記〕おなじき廿二日〇永和元年十一月けふは寅の日なり、先殿上人の淵醉あり、〇中略三獻あり、二獻に雅兼朝臣歡無極の朗詠をいだす、五位職事ことにたえたるなきゆへに、郢曲の人いだすなり、〇中略同廿三日、卯の日なり、大嘗會の當日なり、〇中略淵醉の式昨日におなじ、けふの朗詠は新豐酒色、信俊朝臣これをいだす、

〔和漢朗詠集下雜〕酒

新豐酒色、清冷鸚鵡盃之中、長樂歌聲、幽咽鳳凰管之裏、公乘億

〔薩戒記〕應永卅三年九月廿二日壬子、四辻宰相中將季保奉院宣送消息云、今夜可爲月次御樂可令參入之由被仰下、〇中略戌終刻事始、〇中略調子黃鐘調、喜春樂序同破、央宮樂、平蠻樂、海青樂、拾翠樂急、此間有朗詠、初反內府出之、源宰相三品羽林付之、二反源相公出之、內府三品羽林付之、次鳥急等也、

〔二水記〕大永二年正月二日、今夜殿上淵醉也、〇中略次朗詠二首、其儀基規朝臣自歡無極句唱出之、令月句、五位職事出之例也、然而當世辭之、仍從歡無極唱之、其音聲、壹越調許也、自萬歲各付之、如常第二反、加嘉辰句、資能朝臣唱之、

第三反、又基規朝臣自歡無極句唱之、付所如例、第三句基規朝臣、第四句同唱之、（資遠朝臣也、次資能朝臣東岸西岸唱之、再反第三句、資能朝臣第三句、基規朝臣第四句、資能朝臣朗詠了、）

〔言繼卿記〕永祿八年二月廿日、禁裏御樂始之間、午時參內、○中略御樂平調調子万歲樂、○中略次朗詠德是也、

〔嚴有院殿御實紀〕二十七、寬文三年九月廿九日、公卿の管絃御聽聞あり、○中略雅章○飛鳥井嗣孝○實起○小倉の三卿嘉辰を朗詠せられ、○下略

〔大海のはし〕宗時の中將家にて持明院郢曲をうたひすまされたりけるを、あやしげなるさぶらひの門にたちて聞きけるが、雨のふり出でけるに、ぬれながら猶ねんごろにきゝてたてりけり、さるもの候よし、人の申しければやさしきやつなりとて、よび入れさせ、すのこにすゑて、ことさらに一曲をうたひてきかせられけり、

〔郢曲相承次第〕權中納言信有○中略兼親卿流事、代々受當家○源說之條不能左右、（其子細見右）然者朗詠今樣之體當流之條無不審、且度々令自稱也、就中於朗詠者、以雅信公爲元祖、（其子細見右）彼公者圓融、花山、一條御代人也、○下略

〔狛氏新錄〕一郢曲之事

朗詠之詩ヲ謳候、持明院家、綾小路家傳來、其外者堂上地下共門弟也、

〔諸家家業記〕神樂郢曲

綾小路　持明院

綾小路は刑部卿政長朝臣、堀川院之郢曲之師に被參候以來、代々相傳家業と被致候、其後其家庭田綾小路と兩家に相分レ、當時庭田家之方本家に相立、郢曲之事兩家共被相勤候事候得共、家業

と被致候は綾小路家に限り候事にて、庭田家にては綾小路家なども傳統を被受候由、持明院家も古來より是を家業と被致候、綾小路持明院兩家之內にて一家ヅヽ曲所と申ものに被相成、郢曲之事領掌有之事にて、當時は綾小路家曲所にて候由、○中略近代之例、四辻家樂所支配として、音樂之事、總體彼家之預に相成候故、○中略乍去郢曲之事は、此二家之家業と被致候事、古代よりの例に候、兩家より當時相傳有之家々、大抵左に記之、

庭田（庭田同家）　五辻（庭田庶流）　大原（庭田庶流）　園（持明院庶流）

〔運歩色葉集羅〕朗詠（ラウエイシウ）集（四條大納言公任卿作也）

〔本朝書籍目錄〕和漢

和漢朗詠　二卷（公任卿撰）　新撰朗詠　同（基俊撰）

和漢拾遺朗詠　同　和漢兼作集　廿卷

〔和漢朗詠集上〕春

立春　早春　春興　春夜　子日　若菜　三月三日（付桃花）　暮春　三月盡　閏三月　鶯　霞

雨　梅（付紅梅）　柳　花（付落花）　蹴鞠　款冬　藤

夏

更衣　首夏　夏夜　端午　納涼　晚夏　花橘　蓮　郭公　螢　蟬　扇

秋

立秋　早秋　七夕　秋興　秋晚　秋夜　八月十五夜（付月）　九月九日（付菊）　九月盡　女郎花

萩　蘭　槿　前栽　紅葉（付落葉）　雁（付歸雁）　虫　鹿　露　霧　擣衣

冬

初冬　冬夜　歲暮　爐火　霜　雪　氷（付春氷）　霰　佛名

〔和漢朗詠集下〕雜

風　雲　晴　曉　松　竹　草　鶴　猿　管絃付舞妓　文詞付遣文　酒　山　山水　水付流

禁中　古京　故宮付故宅　仙家付道士隱倫　山家　田家　隣家　山寺　佛事　僧　閑

居　眺望　餞別　行旅　庚申　帝王付法皇　親王付王孫　丞相付執政　將軍　刺史　詠史

王昭君　妓女　遊女　老人　交友　懷舊　述懷　慶賀　祝　戀　無常　白

〔和漢朗詠集註一〕和漢朗詠ト者、和ハ吾朝也、漢ハモロコシ也、和國ニハ歌ヲ以テ思ヲ述、漢朝ニハ詩ヲ以テ志ヲ云、此詩歌ノ作ニ秀逸アレバ人皆是ヲナガム、是ヲ朗詠ト云、歌ハ偏ニ此國ノ風俗ナレバ、唐人ノ作ナシ、詩ハ此朝ニモコヨノミ作レル物ナレバ、倭漢ノ作者トモニ書也、〇略下

〔十訓抄七〕圓融天皇の御時、〇中略公任卿此殿〇藤原敎通を聟に取て、始こし入されける時、朗詠上下卷えらびて、をき物の厨子にをかれたりけるを、ゆゝしきむこ引出物にこそ、

〔十訓抄一〕大方は心操もおさまり、才幹も有て、よき人と云初られぬれば、少々失あれ共、世にも人にも必思ひゆるさるゝ也、大勞身にある時は、少過ありといへ共、凶とせずといへるがごとし、詩歌のたとへにてこれらを申べし、

楚思淼茫雲水冷、商聲清脆管絃秋、白　此詩をば頗聲聞にくしと難申人有けれ共、秀句なるによりて、四條大納言公任卿、朗詠に撰入られにけり、

〔江談抄五詩事〕朗詠集相如作多入事

又四條大納言〇藤原公任者高相如之弟子也、仍撰二朗詠集之時、多入二相如作一、所謂蜀茶漸忘二浮光一〇光一本作レ花味、幷蕉蘇往反之句有二何秀發乎一、

〔和漢朗詠集註下〕或說に此朗詠集詩文は公任卿のあつめ給へり、歌は堀河院の御宇に、左衞門督師頼卿かきくはへ給ふといへり、ひが事なるべし、四條大納言の自筆の朗詠集とて、今の世につたへたるも、皆歌を書つらねられたり、其うへ藤原の基俊は師頼卿に同時にて、新撰朗詠集を撰び給へりしも、又うたをかきそへ給へり、基俊朝臣は二條家の和歌の祖にて、公任卿を宗とし給へれば、その朗詠集の體をうつしてこそ新撰し給ひけめ、いかでか師頼卿をしも規模とし給はんこれらの事其證なるべし、但此朗詠の註むかしより詩文ばかりにありて和歌の註解なし、かつ又無題の詩一ッ、信阿が說に師頼卿くはへらるゝよし註せり、是らのことによりてふかくもえらぬ後人、をしはかりて歌をも其たぐひにいふなるべし、努々用ふべからずとぞ師說に侍し、

〔古今著聞集十六興言利口〕此句〇經爲二匿目一佛爲レ眼の事、中御門右大臣〇藤原宗能定のゝち、妙音院殿〇藤原師長また百廿句をせんじくはへさせ給ける、かれこれ合二百十句也、其中にもかの句入らず、かたゞ〳〵おかしきいひやう也、たゞしみなこれを詠じあひけり、

〔續世繼三笠の松〕ちかくおはしましゝ法性寺のおとゞは〇藤原忠通、中略、白川院にもみまきの詩えらびたてまつり給ひ、もとゝしのきみにも、からやまとのおかしき言の葉どもをぞ、えらびつかはせ給ける、かやうのことゞもおほくなんはべなる、

〔徒然草上〕ある者、小野道風のかける和漢朗詠集とてもちたりけるを、或人御相傳うけることは侍らじなれども、四條大納言〇藤原公任えらばれたる物を、道風かゝんこと、時代やたがひ侍らん、おぼつかなくこそといひければ、さ候へばこそ、世にありがたき物には侍りけれとて、いよ〳〵秘藏ㇲりり、

〔老人雜話下〕梶井御門跡に世尊寺伊賴の書ける朗詠集あり、佐理より六代目なり、佐理の朗詠より賞翫すとぞ、

〔古事談三僧行〕東大寺ノ上人舜乘坊入唐之時、敎長手跡之朗詠ヲ持渡、育王山長老以下見之感歎無極、其中天神御作、春之暮月、月之三朝之句、殊以褒美、不堪感懷、遂乞取納育王山寶藏云々、

雜載

〔平家勘文錄〕抑東大寺ノ親隆僧正、入唐之時、自本朝隨身給ケル文ニハ、朗詠、文粹、三敎指南歸、平家是等也、

〔沙石集九下〕靈之詑佛法物語事

ソノカミ東大寺法師ニテ、信救得業トテ、才覺ノ仁ノリケリ、朗詠注ナドシタル物也、〇下略

〔平家物語七〕木曾のくはん書

此覺明と申は、もとはじゆ家の者也、藏人みちひろとて、くはんがく院にぞ候ける、出家の後はさいせうはう信救とぞなのりけれ、

〔續世繼二紅葉御狩〕白河院は、後三條院の一御子におはしましき、〇中略又から國の歌をももてあそばせ給へり、朗詠集にいりたる詩の、のこりの句を、四韻ながらたづね、ぐせさせ給事も、おぼしめしよりて、匡房中納言なん、あつめられ侍りける、その中に、さ月のせみのこゑは、なにの秋ををくるとかやいふ詩の、のこりの句を、えたづねいださゞりける程に、ある人これなんとて、たてまつりたりければ、江帥見給て、これこそこののこりとも、おぼえ侍らねと、そうしける、のちに仁和寺の宮なりける手本の中に、まことの詩、いできたりけるなどぞきこえ侍し、

〔和漢朗詠集上夏〕蟬

千峯鳥路含梅雨、五月蟬聲送麥秋、李嘉祐

今様

今様ハイマヤウト云フ、今様歌ノ略稱ニシテ、中古今様トハ今メカシキノ意ニシテ、古格ナラザル歌詠ヲ、今様ト云ヘルナリ、傳說ニ敏達天皇ノ時ニ始マレリト云ヘルハ、妄誕ナルニ似タリ、而シテ村上天皇ノ頃ヨリ漸次上下ニ行ハレ、朗詠ト同ジク朝家ノ御遊ニモ用ヰラレシガ、後世全ク衰ヘタリ、

名稱

〔簾中抄下〕風俗〇中略

今様

〔書言字考節用集八言辭〕今様（イマヤウ）

〔倭訓栞中編二伊〕いまやう　郢曲を〇を恐に誤今様あり、土師連八島がうたひ初しよし、太子傳に見えたり、物にいまやううたとも見えたり、

〔聖德太子傳曆上〕九年庚子敏達〇夏六月、有人奏曰、有土師連八島、唱歌絕世、夜有人來相和爭歌、音聲非常、八島異之、追尋到住吉濱、天曉入海者、太子侍側奏曰、是熒惑星也、天皇大驚問之何謂、太子答曰、天有五星、主五行、象五色也、歲星色青、主東、木也、熒惑色赤、主南、火也、此星降化爲人、遊童子間、好作謠歌（ワザウタ）、歌未然事、蓋是星歟、天皇大喜、

〔狹衣四下〕道のほどに戀草つむべきれうにやと見ゆる、ちから車ども、あまたをしやりつゞけつゝ行ちがふ、〇中略この比わらはべのくちのはにかけたる、あやしのいまやううたどもを、いとしう〳〵しき聲にてうたひて過るけしき、〇下略

〔枕草子一〕これはむかしのことなり、いまやうはやすげなり、

〔白氏長慶集四諷諭〕時世粧　儆戒也

時世粧（イマヤウスガタ）、時世粧、出自城中、傳四方、時世流行無遠近、〇下略

起原

〔郢曲相承次第〕贈從三位濟政

今様濫觴事

今様者、昔敏達天皇御宇、土師連八島歌始之、著赤衣人、夜々付歌之、其聲太絕妙也、及曉天至難波浦化不見、天皇奇之、被尋申聖德太子之處、是熒惑星也云々、時人學而翫之、其後廢、而山蔭中納言再興

音調

歌之、仍號今樣、或號新樣也、其後又天曆聖主第十姫宮（號二宮姫一）爲東國青墓宿長者、今樣堪能也、天下今樣皆彼餘流也、彼時中卿濟政等皆翫之、

〔體源抄十下〕今樣事

又云、今樣ハ本體ハ律ナリ、然而呂律俱ニ存也、クヾツノヤウハ呂音ニ歌也、比巴法師ノ歌又呂音ナリ、而傀儡ノ體ニアラデ、直ク歌ナガラ、呂音ニ歌カナデタキナリ、歌女駒ガ歌其樣也、

又云、男歌ハ揚聲ニテ、不久テ迅クヲロシテウメキニテ、遙ニ延々待懸ルナリト、言者詞ヲ迅拾テ早ナガラノドカニキコユルコトヽ、詞ヲバ早ク歌モ振、大浪ニナミヨリテハ、歌ハノドカニキコユルナリ、忠季云ク、今樣近來其程延タリ、今樣ハ四句也、而一句各一息也、仍其程ツヾマヤカニアリシナリ、今ノ世ノ人句中間ニ皆息ヲ繼ナリ、顯仲ハ今樣ニヲイテヨク習ル人也、歌ハレケルハヨクツヾマヤカニゾアリケル、詞多キ句ヲバヒロヒ、詞スクナキ句ヲバ延テ不乖程ス織將ナリ、鴨惟明云、今樣ノノビタルハアサマシキモノナリ、實ハ早ク歌ガ人ノ耳ニハシヅカニ延テ歌トキコユルナリ、唯今樣ノミニアラズ、ヨク得タル皆如此也、

又云、今樣ハ與ヲ可尋也、始ハ緩歌テ音染時早ク歌ハ、面白ク成テ有（二）法興（一）ナリ、

又云、獨歌ニハ延テ可歌也、樂ノ小間カニ歌出ニハ、ヅヾマヤカナルガ其興アルナリ、

又云、獨歌ニハ歌者ノツヽシミスギテ唱ハ、必ズ歌ヒ損ズル也、傍若無人ニ思テ歌ガ不損ナリ、

又云、聲ハツヨクウタヘバ揚ル、緩ベテ歌ヘバ下ル也、

又云、聲ハ吉朽ヌルトキハ、聲ハ惡ナガラ大音ニナル也、忠政ハ政長ガ說ヲウケテ、歌笛ヲ知人也、其ガ今樣ノ歌笛ハ習ナキヲ、彼人ノ付テ吹ケルハ、誠ニメデタカリケルナリ、律ノ催馬樂笛ノ詞ヲ、其振舞ニテ今樣ヲ吹レケルガ、メデタカリケルナリ、

〔枕草子十一〕歌は

今やうはながくてくせづきたる

〔綾小路俊量卿記〕五節間郢曲事

一丑日（帳臺出御）

帳臺試事、於（二）子午廊（一）南上有（二）后町廊亂舞大歌了阿音三反、鬢多々良三反、

びんたゝらをあゆがせばこそ、あきやうついたれ、やれ、ことうとう、（號（二）早鬢多々一）

（相替也、○中略）

一寅日（叙位之議）殿上淵酔事○中略

今樣

ヤ靈せむみやまの、ヤ五えうまつ、ヤちく葉なりとぞ、ひとはいふ、われもみる、ヤちく葉なりとも、おりもてこむ、ねやのかざしに、ヤまろさされん、○中略

一於（二）淮后御休廬推參事

思之津五反

おもひのつに、舟のよれかし、星のまぎれに、をしてまいらう、やれ、ことうとう、（うたふときは、とんとうと詠也、五反の說有レ之、）

やれとはよびいだすこと葉子はその人をさす歟、とんとは富つ也、とつ五音相通也、○中略

蓬萊山一反

ヤ蓬萊山には、ヤ千とせふる、ヤ万歳千秋かさなれり、むヤ松の枝ニハ、つるすくひむ、いはほがそばには、ヤ龜あそぶ、○中略

一御前召事、於（二）朝所南面庇有（レ）之、（西上對座）

月令三反新豐二反鶴之群入一反

歌章

ヤつるのむれゐる、ヤまつ山に、ヤ千世にちとせをかさねつゝ、ヤよはひは君が、ためなれやも、
あめの下こそ、ヤのどかなれ、略中

白薄様

白うすやう、こせんじの紙、まきあげの筆、ともゑかいたる、筆のぢく、やれ、ごとうとう、五反七反相替也

〔源平盛衰記〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

抑五節ト申ハ、略中五人ノ仙女舞事各異節也、サテコソ五節ト名付タレ、彼舞ノ手ヲ摸ツヽ、雲ノ上人舞トカヤ、其時拍子ニハ、白薄様厚染紫ノ紙、巻上ノ糸、輪繪書タル筆ノ軸ヤト、ハヤス也、略下

〔拾玉集五〕今様

花

春のやよひのあけぼのに、四方の山べを見わたせば、花ざかりかもゑら雲の、かゝらぬみねこそなかりけれ、

郭公

はなたちばなもにほふ也、軒のあやめもかほる也、夕ぐれさまの五月雨に、山郭公なのりして、

月

秋のはじめになりぬれば、ことしのなかばゝすぎにけり、わがよふけ行月かげの、かたぶくみるこそ哀なれ、

雪

冬のよさむの朝ぼらけ、ちぎりし山路に雪ふかし、心のあとはつかねども、おもひやるこそ哀なれ、

詠今様歌

〔閑吟集〕花の錦の下ひもは、とけて中々よしなや、柳のいとのみだれごゝろ、いつわすれうぞ、ねみだれがみのおもかげ、

いくたびもつめ、いくにのわかな、きみも千代をつむべし、なほつまばさはに、ねせりや見ねど、いたとりしかのたちかくれ、

木のめ春雨ふるとても〳〵、なほきえがたき此野邊の、雪の下なるわかなをば、今いくかありてつまゝし、はるたつといふ計にや三よし野の、山もかすみてゑら雪の、消しあとこそ路となれ、消しあとこそ路となれ、

〔體源抄十下〕音曲事

敎訓抄ニ云所ノ歌ヒハ、又別ナルニコソ、法文ノ歌、今様、片下、早歌、コレラノモノイトカタシトアリ、第一ニ今様ハヲリヲキラウベシ、春ハ春ニツケ、夏ハ夏ニツケ、秋冬モ同之、月ノ比ヤミノヨシヲ歌ヒ、祝ニ無常ノ歌ヲ歌ヒ、夏冬ノ歌ヲウタフハアルマジキ事也、又女房ナドノ前ニテアソビ、ナサケアルトコロニテ、蓬萊山ナンドウタウタフハフルメカシ、如此事ハ歌ヒモノニ限ラズ、樂人モ同事也、

〔續敎訓抄平調〕萬歳樂

又云、此曲ハ公私ニ付テ祝所ニハ必舞トイヒ、樂トイヒ先奏之後ニコソ何ノ曲ヲモ用イラレ侍レ、サレバ誠ニ目出タキ曲ニテ侍ナリ、ナニハノコトモ名ニヨリテ、其德ヲアラハスコトナレバ、尤其謂アリテヲボヘ侍リ、サレバイハヒノ今様ニモ、

祝ノ所ニ吹笛ハ、地久ミノ山黄鐘調、君ガヨハヒハ萬歳樂、ト云ヘリ、

〔古事談三僧行〕書寫上人○性空可奉見生身普賢之由祈請給、有夢告云、欲奉見生身普賢者神崎之可見、遊女之長者云々、仍乍悦行向神崎相尋長者家之處、只今自京上日之輩群來、遊宴亂舞之間也、長者

居横坐執鼓彈○此間一拍子之上叫其詞云周防ムロツミノ中ナルミタラヒニ風ハフカネドモサヽラナミタツ云々其時聖人成奇異之思眠而合掌之時件長者應現普賢之貌乘六牙白象出眉間之光照道俗之人以微妙之音聲說云實相無漏之大海ニ五塵六欲之風ハ不吹ドモ隨緣眞如之波タヽヌトキナシト云々其時聖人信仰恭敬シテ拭感涙開目之時ハ亦如元爲女人之貌彈周防室積給閉眼之時ハ又現菩薩形演法文如此數ケ度敬禮之後聖人乍涕泣退歸于時件長者俄起座自閉道追來聖人許示云不可及口外ト謂畢卽逝去于時異香滿空云々長者俄頓滅之間遊宴醒興云々

〔撰集抄五〕性空上人之事　付室之遊女

むかし播磨國書寫といふ山寺に性空上人と云人いまそかりける○略中此聖人は法花讀誦の功によつて肉身にまのあたり六根清淨の功德を得たりといへども生身の普賢菩薩の尊像を拜見し奉らぬ事うらみの中の恨みに侍りとて七日祈念していまそかりけるに七日のあかつきのうつゝに天童託していはく室の遊女が長者を拜め其れぞ實の普賢なると宣めして失給ひぬふしぎと思ひおどろきて急室へいたり給ひなんとす墨衣にては遊女を見んといわん事あしかりなんとて白ききぬき給て同じさましたる僧五人ぐして室の長者が庵にいたりつき給ひて宿をとり給ふに長者出あひやがて酒をすゝめ奉れり其の申とて舞をまひうたひけり周防のみたらしの澤邊に風の音つれてとかすふれば是は生身の普賢にこそと思ひ給ひて目をふさぎ波たつやれこさつとうけはやしけり其の心を玄づめて觀念をし給ふ時に端嚴柔和の生身の普賢白象に乘給ひて法性無漏の大海には普賢恒順の月ひかりほがらかなりと云たはせ給へり○略下

〔十訓抄十一〕神崎君とねくろ男に伴ひて、つくしへ行けるが海賊にあひて、あまた所手をひて、云々

なんとしける時

我等何しにおひぬらん思へばいとこそ哀なれ今は西方極樂の、みだのちかひを念ずべしとたび〳〵うたひて引入にけり其時西方に樂の聲聞えてあやしき雲たなびきけりとなん心にゑみけるわざなれば今樣をうたひて往生を遂てけり解脫は何をわかず只心のひくかたに付て信をおこすによるべし

〔紫式部日記〕八月○寛弘五年廿日あまりのほどよりは上達部殿上人どもさるべきはみなとのゐがちにて、はしのうへ、たいのすのこなどにみなうたゝねをゑつゝはかなうあそびあかすことふえの音などには、たど〳〵しきわか人たちの、とねあらそひいまやう歌どもゝ所につけてはおかしかりけり○略中十一日○寛弘六年三月のあかつき御堂へわたらせ給ふ○略中月おぼろにさし出て、若やかなる君達今樣うたうたふもふねにのりおほせたるを、わかうおかしく聞ゆるに大くら卿○藤原正光のおふな〳〵まじりて、さすがに聲うちそへんもつゝましきにや忍びやかにてゐたるうしろでのおかしうみゆれば、みすのうちの人もみそかにわらふ○略下

〔古事談三僧行〕惠心僧都金峯山ニ正シキ巫女有ト聞テ只一人令向給テ心中所願ウラナヘトアリケレバ歌占ニ

十万億ノ國々ハ海山隔テ遠クレド心ノ道ダニナホケレバツトメテイタルトコソキケト占タリケレバ涕泣シテ歸給云々

〔春記〕長暦四年十一月廿三日甲戌今日故中宮第一女宮著袴日也　廿五日丙子入夜關白（藤原頼通）直衣東宮大夫（直衣）皇后宮大夫（束帶）長家師房信家卿（以上昔直衣）已下參候宮御方著饗饌盃酌無算有詠歌之興又有今樣歌之戲重尹卿依有其譴發今樣歌滿座解顏大納言已下發此興太以輕々也總人心之追從尤甚也

〔古事談五神社佛寺〕放生會被准行幸之儀式事ハ、延久二年始也、○中略八幡臨時祭後朝使下馬場之時、陪從等歌山城令引率者先例也、而隆季卿殿上人左馬頭間勤仕使之時、式部大輔惟盛イトヨリカケタルシダリヤナギト云今樣ヲ歌云々、若有先例歟、

〔體源抄十下〕音曲事

白河院之御時ニ、メサレテ歌ツカマツリケルニイダシテ云、

カヒダウクダレバ波タカシ、サムダウトオモヘハ、スグレテヤマキビシ、マシテホクロクダウハ雪タカカムナルモノヲヤ、イザサハイセヂニカヽリナム、此歌ヲウタフアヒダ、ハテノ句出サントスルニ、歌トシテメサレテ御定ニ、コノツギノ句イザタヾミヤコニフタリキタラムトウタエト仰下サル、扨其ヨリ其定ニツカマツリタリケルニ、御心ニアヒカナヒテ、感ジヲボシメストテ、纏頭給リヌ、

又同院ノ御時、歌近藤ト云モノ、御前ニメサレテ歌ウタフワセサセ給ケルニ、思ヤウ、アワレナル歌ヲウタハント思出シテ云、

太子ノミナゲシタリシニ、コロモハカケテキ竹ノ葉ニ、ワシノミ山ヲイデシヨリ、クツハアレドモヌシモナシ、此歌ヲイダシタリケルニ、一首ヲワラヌサキニヲイダサレニケリ、ヲリニシタガウベキコトナリ、○中略

シタシキトモガラアマタ歌ウタフ女一人グシテ、月ノアカキコロ、三條坊門東洞院ノヘムニアソビアリキケリ、ガ子ック程ニ、アル所ニヨキ聲ニテ歌ウタウモノアリキ、シバラクトヾマリテ是ヲキク、按ノゴトク男ヒトリシテ笛ヲ吹、二人今樣ウタウ、其歌ニイハク、

シナノニアンナルキソヂガハ、君ニヲモイノフカケレバ、ミギハニソデヲヌラシツヽアラヌセヲコソスヽギツレ、是ヲエモアヘヌセヲコソトハ、其女ノウタイタリケル、

天王寺ヘ參リテカヘリケルニ、江口ニトヾマリテ、ヨフクルホドニ、アソビノトコロヲウカヾヒケルニ、火ノモトニテスグロクヲウチケリ、ヲシイリテ今樣ヲモヨウスニイダシテイワク、

竹ノヨナガクアワレナル、フシモサダメズヲヨキツヽ、人ニシラレヌコヒヲシテ、トリノナクマデヲモイラズ、此歌サセルフシモナケレドモ折ニヨリテ興モアリキ、又ワスレヌフシニ人ノカタリシナリ、折ニヨルト申モ此事ナリ

又、ヨシナノワレラガヒトリネヤ、カバカリサヤケキ冬ノヨニ、コロモハウスクテヨハサムシ、タノメシ人ハマテドコズ、

又、心ノ内ニハシノベドモ、色ニハイデケリワガコヒハ、物ヤ思トミル人ノ、アヤメテイカニトトフマデニ、

已上イカホドモアレドモ略之

〔古今著聞集八好色〕刑部卿敦兼はみめの世ににくさげ成る人也けり、その北の方ははなやかなる也けるが、五節を見侍りけるに、とりく〳〵にはなやかなる人々の有を見るにつけても、先わが男のわろきを心うく覺へけり、家に歸りてすべて物をだにもいはず、目をも見合ず、打そばむきてあれば、玄ばしは何事の出きたるぞやと、心もえず思ひゐたるに、玄だいにいとひまさりて、かたはらいたき程也、さき〳〵の樣に一處にも居ず、方をかへて住侍けり、ある日刑部卿出仕して、夜に入て歸りたりけるに、出ゐに火をだにもともさず、裝束はぬぎたれ共、たゝむ人もなかりけり、女房共もみな御前のまひきに隨ひて、さし出る人もなかりければ、せんかたなくて車よせの妻戸をおしあけて、猶ながめ居たるに、更闌夜玄づかにて、月のひかり風の音物ごとに身にしみわたりて、人のうらめしさもとりそへておぼへけるまゝに、心をすまして、箏篳を取出て、時のねにとりすまして、

ませのうちなる白ぎくも、うつろふみるこそあはれなれ、我らがかよひてみし人も、かくしつつこそかれにしか、とくりかへし〳〵うたひけるを、北の方聞て、心はやなをりにけり、それより殊になからひ目出たくなりにけるとかや、優成北の方の心なるべし、

〔續世繼六花ちる庭の面〕このおとゞ〇藤原公能はわかくよりこゑもうつくしく、藏人少將などいひて、五節のえんすいのいまやうなどに、權現うたひ給ける、

〔續古事談一王道后宮〕殿上ノ一種物ハツ子ノ事ナレドモ、久シクタエタルニ、崇德院ノスヱツカタ、頭中將公能朝臣ハ、絶タルヲツギ廢タルヲ興シテ、神無月ノツゴモリ比ニ、殿上ノ一種物アリケリ、〇中略一二獻藏人季時信範スヽム、少將資賢タケノハニヲク露ノイロトイフ今樣ヲウタフ、〇下略

〔古今著聞集六管絃歌舞〕侍從大納言、成通雲林院にて鞠を蹴られけるに、雨俄にふりたりければ、階隱の間に立入て、階にしりをかけてしばしはれ間をまたれける程、

雨ふれば軒の玉水つぶ〳〵といはゞや物を心ゆくまで、といふ神歌を、口ずさまれける程、格子の中よりをしあげて女房の聲にて、このほどこれに候人の物の氣をわづらひ候が、只今御聲をうけ給て、あくびてけしきかはりてみえ候に、いますこし候なんやとすゝめければ、沓をぬぎて堂の中へ入て、木丁の外にゐて、

いづれの佛のねがひより、千手のちかひぞたのもしき、かれたる草木もたちまちに、花さきみなるとときたれば、といふ句をくりかへし〳〵うたひて、又

藥師の十二の誓願は、衆病悉除ぞたのもしき、一經其耳はさておきつ、皆令滿足すぐれたり、これらをうたはれけるに、ものゝけ〇ものゝけ、原作ニものかげ、今據二一本一改、わたりてやう〳〵の事共いひて、其病やみにけり、かならず法驗ならねども、道達せる人の藝には、靈病も恐をなすにこそ、〇又見二十訓抄十一一

〔梁塵秘抄口傳集十〕乙前八十四と云し、其病をもくありしかど、いまだはき〳〵しかりしにあはせて、べちの事もなかりしかば、さりともとおもひしほどに、程なく大事になりにたるよしつげたりしに、ちかく家を造りておきたりしかば、ちか〳〵にしのびていきて見れば、むすめにかきをこされて、むかひてゐたり、よはげにみえしかば、けちゑんの爲に法花經一卷よみてきかせてのち、歌やきかむとおもふといひしかば、よろこびて、いそぎうなづく、

像法轉ては、藥師のちかひぞたのもしき、一たびみなをきく人は、よろづのやまひなしとぞいふ、二三反ばかりうたひてきかせしを、つねよりもめでいりて、これをうけ給はるぞ、いのちもいきぬらんと、てをすりてなく〳〵よろこびしありさま、あはれにおぼへてかへりにき、〇中略五月はなの頃、江口神崎の君、みのゝくゞつあつまりて、花まいらせし事ありき、歌さたありしに、延寸、こひせいと申、あしがらをいまだうたはぬとて、御所にならひまいらせたきをえ申いでぬと、これかれにきかぬぞといふに、きゝしかどもきゝいれぬやうにはありしほどに、季時入道しして申いだしたり、いかでさる事はあらむずるぞ、さかさまごとにてぞあらむ、我ためは名聞にてこそあれど、かたはらいたし、さいのあこ丸うたふめるは、それにならへしと返事にいふ、延寸また申やう、いかさまにもならひまいらせて候はむこそ、此世のよろこびにては候はめ、あこ丸は大進も小大進もみなしり候はぬを、誰にならひたるぞと、おぼつかなく候、またこれらもさ申せば、かた〳〵にと申せば、のちにこそこれらゐときありて、きゝとられなむずるは、ひとりあらん時に、さらばおしへんといひしを、殘りとゞまりてならはむと、いたくいひしかば、おとまへにいたくいふは、いかゞとかたりしを、さ申さばおしへさせ給へかし、さやうにいみじがり申さば、さやうのれうにてこそ候へと、おとまへ申しかば、よる〳〵二三夜ばかりにぞおしへたりし、にせぬ所もかたはらいたくおぼへて、えなをさで、われよくなるまで、うたひてぞおしへし、そのゝち

いとまこひしに、とゞめてありしを、よび返して、うたはせてきゝしに、神妙なりといはれて、

次第聲聞いかばかりよろこびみよりもあまるらむ、我らは來世の佛ぞと、たしかにきゝつるけふなれば、とうたひたりしかば、かむにたへずして、からあやのそめつけなるニきぬを、てんとうにしてき、○中略

我○後白河永暦元年十月十七日より、ゑやうゑんをはじめて、法印覺讃を先達にして、廿三日進發しき、廿五日むまやどの宿に爲保左衞門尉にてありしに、それがぐしたりし先進の遊女に、このたびまいらせ給は、うれしけれど、ふる歌をたづねぬこそ口おしけれと、見たるよしを申、もとより王子にてはする事をばすなるに、御歌などはあるべきものをなどいふもの有しかど、あまり下らうがちにて、けんぞにやなどいふものもありて有しほどに、かくゆめの事をきゝて、さうなくうたはんとて、馬屋どを夜ふかくたちて、ながおかの王子によのうちにまいりぬ、あひぐしたりしかば、太政大臣清盛大貳と申しおりなるべし、まいりあひてありしに、この夢をいひあはせしかば、さる事候はゞ、さにこそ候なれ、さたにをよび候はぬよしを返事に申て、心のうちいたく、さう人などあまたありて、いかゞとおもひけるほどに、きとねいりたりけるに、束帶ゑたるこせむぐして、から車にのりたるもの、御幸のなるやらんとおぼしくて、王子の御まへにたてたり、このうたをきくにかとおもひて、きとおどろきたるに、今様をある人いだしたりけり、其うたにいはく、

熊野の權現はなぐさのはまにぞおり給ふ、わかのうらにしましませば、としはゆけども若王子、これををどろきて、資賢卿にかたりて、あざまれけるゆめにおもひあはせられて、人々けんてふなるよしを申あひたりき、○中略

應保二年正月十一日より精進をはじめて、同廿七日たつ、○中略同月十二日新宮にまいりて奉幣す、その次第つねのごとし、よふけてまたのぼりて、みやめぐりののち禮殿にして通夜、千手經をよみたてまつる、○中略資賢つやしはてゝ、あかつきかたに禮殿へまいりたり、今様あらばや、只今おもしろかりなむかしとすゝむれば、かたまりてゐたるすぢなくて、はつからいだす、

よろづの佛の願よりも、千手のちかひぞたのもしき、かれたる草木もたちまちに、花咲みなるととい給ふ、をしかへし〳〵たび〳〵うたふ、資賢通家つけてうたふ、心すましてありしけにや、つねよりもめでたくおもしろかりき、覺讃法印宮めぐりはてゝ、御前なる松木のもとにつやしてねたりけるに、その松の木のうへに、心とけたるたゞいまかなと、うたふ聲のしければ、夢うつつともなく、かくきゝあざみて、禮殿にまいりて、いそぎかたる、一心にこゝろすましつるには、かかることもあるにや、夜あくるまでにはうたひあかしてき、○中略

おなじとらの二月○仁安四年七八日頃、おほ雪ふりたりし日、さまをかへむいとま申に、賀茂へまいりき、まづ下のやしろにまいりて見るに、おもしろき事限りなし、おまへの梅の木に雪ふりかゝりて、いづれをむめとわきがたく、あけの玉がきまで、みな白たへに見えわたりて、たぐひなくおぼゆ、次第の事みかぐらはてゝ、そのゝち法花經一部、千手經一卷を轉讀したてまつり、おはりてのちに、成親卿平調に笛をならす、さいばらを資賢卿いだす、あをやぎ、更衣、いかにせんなり、そののちわれ今様をいだす、

はるのはじめの梅の花、よろこびひらけてみなるとか、資賢第三句をいだしていはく、

みたらしがはのうす氷、心とけたるたゞいまかな、とうたふ、をりにあひめでたかりき、敦家内裏にてこのくを、まへのながれのみかは水とうたひけるも、かくやありけむと、われかむじをくりにき、

松の木かげにたちよれば、ちとせのみどりぞ身にゑめども、むめがへかざしにさしつれば、春

の雪こそふりかゝれ、とこの歌卅反ばかりありけり、そのゝちおなじ人神歌をいだす、

ちはやぶる神神にをはしますものならば、あはれにおぼしめせ、神もむかしは人ぞかし、○略中

あきのいつくしまへ建春門院○後白河后平滋子にあひぐして參る事ありき、やよひの十六日○承安四年京を出て、おなじ月廿六日まいりつけり、○略中公卿殿上人樂人太政入道、そのとも人いまだ座をたたぬほどに、まさしきみことて年よはれる女をぐして人きたれり、我にむかひてゐぬ、いふやうわれに申ことはかならずかなふべし、後世の事を申こそあはれにおぼしめせ、今様をきかばやといふ、あまりはれにして玄かもひるなり、いだすべきやうもなくてあるに猶たび〳〵いへば、資賢をよびてこれうたへといふ、かしこまりてゐだり、なをきかむといへばすゞなくていだす、

次第聲聞いかばかり、よろこび身よりもあまる覽、我らは後世の佛ぞと、たしかにきゝつるけふなれば、いだしてこれつけよといへど、すけかたあらで、つくることなくて、二反おはりにき、心に後世の事、他念なく申し事をいひ出たりしかば、玄むをこりてなみだおさへがたかりき、○略下

〔十訓抄二〕資賢卿配所より歸りたりける比、法皇○後白河今やうをすゝめ仰られけるに、信濃に有しに有とぞ云ならはせるを、見たる由をうたはれける、

木曾路川とうたはれけり、御感有けり、信濃にて誠にいみじかりけり、

〔源平盛衰記十七〕祇王祇女佛前事

世ニ白拍子ト云者アリ、○略中其頃京中第一ノ白拍子アリ、姉ヲバ祇王、妹ヲバ祇女ト云、天下無雙ノ舞妓ト披露シケレバ、入道○平清盛彼等ヲ召ス、劣ヌ弟子ドモ二三人同車シテ、祇王祇女參レリ、五人ノ女、侍所ニ幷居タリ、入道先景氣ヲ見レバ、紅顏色鮮カニシテ、白粉媚ヲ造レリ、容貌品コマヤカニシテ、蘭麝ノ匂ナツカシ、舞歌ヘト宣ヒケレバ、

蓬萊山ニハ千歳經、萬歳千秋重レリ、松ノ枝ニハ鶴巢食、巖ノ上ニハ龜遊ト同音ニ歌ヒ澄シタリケレバ、入道興ニ入給ヘリ、○略中目出キ事ニ思程ニ、天下無雙ノ能者出來レリ佛御前ト云者ノ歌ヲ聞、舞ヲ見ル者、目ヲ迷シ耳ヲ峙、祇王祇女ニハ、雲泥ヲ論ジテ勝(スグレ)リトゾ云ケル、或時太政入道ノ亭へ推參シテ、家貞シテ申入ル、○略中遙ニ歸リタル佛ヲ被召返テ宣ケルハ、罷出ヨト云ツルヲ、祇王ガ吾經シ道也、召返セト樣々云ツレバ、佛ニ見參スルゾ、折節吾前ニ杯アリ、何ニテモ一ツ申セト聞ケレバ、

君ヲ始テ見時ハ、千代モ經ヌベシ姫小松、御前ノ池ナル龜ガ岡ニ、鶴コソ群居テ遊ナレ、ト折返シ三度歌ヒタリケレバ、入道祝スマサレテ興ニ入給ヘリ、○略中入道ハ佛ヲソバニ居テ、人々ト酒宴シテ御座ケリ、祇王祇女ヲバ一長押落タル廣庭ニスヘラレタリ、○略中入道宣ケルハ、如何ニ遲クハ參リタルゾ、佛ヲスヘ置タレバトテ怨思フカ、宿世ノ道ハ今ニ始ザル事ゾ、努々思ベカラズ折節佛ガ前ニ杯アリ、一申テ強ヨト宣フ、祇王承テ、

佛モ昔ハ凡夫ナリ、我等モ終ニハ佛ナリ、三身佛性具シナガラ、隔ル心ウタテサヨ、ト折返々々三返マデコソ歌ヒタレ、是ニハ入道メデズモヤ有ケン滿座哀ヲ催シテ、袂ヲ絞ル者モアリ、入道打ウナヅキ給テ、景氣ノ今樣ヲバ、イシクモ歌タル者哉、此歌ハ雜藝集ト云文ニ書レタルハサハナシ、三四ノ句ハヨケレ共、一二ノ句ヲ引替テ、佛モ昔ハ凡夫也、我等モ終ニハ佛トウタフハ、二人ガ阻ラレタル所ヲ云ニヤ、猶モ聞アカズ、今一度ト宣フ、何度モ仰ニハトテ、

君ガアゲコシ手枕ノ、絕テ久成ニケリ、何シニ、ト是ヲ二返ゾ歌ヒタル、入道又打頷(ウナヅキ)許、此歌ハ侍從大納言○藤原成通帥中納言ノ娘ニ相具シテ、契アサカラザリシニ、何程モナクシテ別ツヽ、歎ノ餘リニ作リ出シテウタヒシ今樣也、ソレニハ我等ガアゲコシ手枕ノトコソ有ニ、一ノ句ヲ引替テ、君ガアゲコシ手枕ト歌フ事ハ、入道ガ所ヲ思ナゾラエテウタフニヤ、ソレヲバ祇王ハ如何ニトシテ知タリケルゾ、加樣ノ事ハ時ニ取テ上手ナラ

デハ叶フマジ、アハレ祇王ハ今様ハ上手カナ、上代ニモ聞及バズ、末代ニモ有難トゾホメ給フ、

〔源平盛衰記　九〕康頼熊野詣附祝言事

誘給ヘ少將殿トテ、精進潔齋シテ、熊野詣ト准テ、岩殿ヘコソ參ケレ、○中略結願ノ日ニ成ケルニ、康頼入道社壇ノ御前ニテ、歌ヲウタヒテ、法樂ニ備ケリ、

白露ハ月ノ光ニテ、黄土ウルヲス化アリ、權現舟ニ掉サシテ、向ノ岸ニヨスル波、ト末謠モ果ザルニ、三所權現トナゾラヘ祝ヒ奉ル、○中略今日ヲ限ノ參詣也トテ、少將モ康頼モ、御名殘ヲ奉惜テ、去夜ハ是ニ留テ、通夜法施ヲ奉手向、曉方ニ康頼歌ヲウタヒ、其終リニ足柄ヲ歌テ、禮奠ニソナヘ奉ル、サテチト、マドロミタリケル夢ノ中ニ、海上ヲ見渡セバ、沖ノ方ヨリ白帆係タル小船一艘浪ニ引レテ渚ニヨル、中ニ紅ノ袴著タル女房三人、舟ヨリ上リテ、鼓ヲ脇ニ挟ミツヽ、拍子ヲ打テ、足柄ニ歌ヲ合歌ヒタリ、

諸ノ佛ノ願ヨリモ、千手ノ誓ハタノモシヤ、枯タル木草モ忽ニ、花咲實ナルトコソ聞、ト三人聲ヲ一ニシテ、二返マデコソ歌ヒケレ、○中略サモト覺ル處ヲバ、窪津王子ヨリ八十餘所ニ御座王子王子ト拜ツヽ、榊幣挟レタル、心ノ内コソ哀ナレ奉幣御神樂ナンドコソ、力無レバ不叶ト、王子王子ノ御前ニテ、馴子舞計ヲバツカマツラル、康頼ハ洛中無雙ノ舞也ケリ、魍魎鬼神モトラケ、善神護法モメデ給フ計ナリケレバ、昔今ノ事思出テ、

サマモ心モ替カナ落ル涙ハ瀧ノ水、妙法蓮華ノ池ト成、弘誓ノ舟ニ竿指テ、沈ム我等ヲノセ給ヘ、ト舞澄シテ泣ケレバ、少將モ諸共ニ涙ヲゾ流シケル、○中略性照申ケルハ、三十三度ノ參詣已ニ結願シヌ、今日ハ暇給テ黒目ニ下向シ、侍（サブラウ）ベケレバ、身ノ能施テ、法樂ニ奉ラン、我身ノ能ニハ、今様コソ第一ト思侍レトテ、神祇卷ニ二ノ内、

佛ノ方便也ケレバ、神祇ノ威光タノモシヤ、扣バ必ズ響アリ、仰バ定テ花ゾサク、ト三返是ヲ歌ヒツヽ、先ハ證誠殿ニ手向奉リ、二度三度ハ結早玉ニ奉ルトテ、心ヲ澄シテ歌ケレバ、權現モ岩殿モサコソ哀ニオボシケメ、

〔長門本平家物語　五〕少將○藤原成經は、九月半過て島を出給、すでに都へ上べきにてありけるが、下向の時大すみ正八まん宮に宿ぐはん有き、願望成就したり、その願をとげんとて、正宮にぞ參けいし給ひける、さつまがた房のとまりといふ所より鹿兒島逢のみなと、木入津向島をもおし過て、鳩脇八幡崎にぞつき給ふ、それよりとりあがりて、宮中の馬場執印法道と申許に宿かられたり、御湯ぞ出して浴せまいらせ、さま〴〵に御身いたはりなどし奉る、その後正宮の御ほう前にまいりて、さま〴〵念誦あり、をりふし月の夜なりければ、宮中すみわたり、ことにおもしろかりけり、臺明寺法師に俊惠房阿闍梨と申、兒竟の歌鼓の上手のありけるに擊せて、少將いまやうをぞうたはれける、

月もおなじ月、空もおなじ空の、いかなれば、今夜の空のてりまさるらむ、とをし返し〳〵てぞうたはれける、

〔參塵秘抄口傳集　十〕我八幡にまいりて、十ケ日こもりて、千部經をはじめてよみしに、九月廿日よりこもりたりしに、廿五六日のほど經はてゝ、今様を御前にしてよもすがらうたひき、夜中にをよぶほどに、あしつゝみたる女の、中門のもとに親盛ゐたる所によりて、うしろをひく、申けむになにゝさいふとてきゝいれず、又よりて度々になるおり、見かへりて見れば、勸學院のくりやめ也、去かいふ事をきけば、ゆめにこのはしがくしのはしらのもとに、うつくしきちごの十二三ばかりなるが、うらうへに、ひとりはうすあをの、口口におりたるわきあけをきたまひたるが、白馬にたてまつり、今ひとりは、去ろきうすものとおぼしきに、去たはこむはいに見ゆるをめして、ぶちなる馬にのりて、うらうへにたちたまひて、この御歌をきかせ給ふとおぼしく見え候て、うち

驚て候へば、

みねのあらしのはげしさに、きゞの木の葉もちりはてゝ、この歌のさかりにおはしますに、右のうしろをむけてゐさせ給たる、そとつげ申よしをおこしに來るなりに申けり、この女夢のうちに、若宮のこの御歌をきかせをはしますとおぼへしよしを申、さてつぎの夜若宮にまいりて、今様の會終夜ありてのち、亂舞猿樂白拍子、しな〴〵しつくしき、治承二年九月廿四日の事なるべし、

〔源平盛衰記十〕中宮御産事

治承二年十一月十二日寅時ヨリ、中宮〇高倉后平德子御産ノ氣御座ト訇ケリ、去月廿七日ヨリ、時々其御氣御座シケレ共、取立タル御事ハナカリツルニ、今ハ隙ナク取頻ラセ給ヘドモ御産ナラズ、二位殿心苦ク思給テ、一條堀川戻橋ニテ、橋ヨリ東ノ爪ニ車ヲ立サセ給テ、橋占ヲゾ問給フ、十四五許ノ禿ナル童部ノ十二人、西ヨリ東ヘ向テ走ケルガ、手ヲ扣同音ニ、摺ハ何摺、國王摺、八重ノ鹽路ノ波ノ寄摺、ト五四返ウタヒテ、橋ヲ渡、東ヲ指テ飛ガ如シテ失ニケリ、

〔百練抄八高倉〕治承二年十二月廿三日、於院被行阿彌陀講、有管絃朗詠今様等、兼日結構也、

〔源平盛衰記十一〕燈爐大臣事

此大臣〇平重盛二世ノ悉地ヲケサン爲ニ、靈神靈社ニ志ヲ運ビ、佛法僧寶ニ首ヲ傾ケ給ケリ、〇中略四十八人ノ女房達、衣裝花ヲ折、蘭麝ノ芳ヲ新ニシテ、日沒靜ニ禮讃シ、念佛貴ク唱ツヽ、四十八間ヲゾ廻ラレケル、念佛禮讃終リヌレバ、彼女房達六人ヅヽ番ヲ結テ、鼓銅鈸子ヲハヤシツヽ、今様謠テ、又彼四十八間ヲゾ廻リケル、

心ノ闇ノ深キヲバ燈爐ノ火コソ照スナレ、彌陀ノ誓ヲ憑身ハ、照サヌ所ハナカリケリ、ト別ノ詞ヲ交エズ、是バカリヲ折返々々謠ハセテ、我身ハ中臺ニ座シ給ヒ、是ヲゾ被聽聞ケル、

〔源平盛衰記十七〕實定上洛事

後德大寺ノ左大將實定ハ、舊都ノ月ヲ戀ワビテ、入道〇平清盛ニ暇乞、都ヘ上給ケリ、〇中略大宮ノ御所ニ參、待宵ノ小侍從ト云女房ヲ尋給フ、〇中略大將ハ福原ノ都ノ住ウキ事語申テ被泣ケレバ、宮ハ平京ノ荒行事仰出シテ、共ニ御涙ニ咽バセ給ケリ、角テ夜モイタク深ケレバ、后宮ハ御琵琶ヲ搔寄サセ給テ、秋風樂ヲヒカセ給フ、侍從ハ琴ヲ彈ケリ、大將ハ腰ヨリ笛ヲ取出シ、平調ニ音取ツヽ遙カニ是ヲ吹給、其後故鄕ノ荒レ行ク悲サヲ、今様ニ造リテ歌給フ、

古キ都ヲ來テ見レバ、淺茅ガ原トゾ成ニケル、月ノ光ハクマナクテ、秋風ノミゾ身ニハ入(シム)、ト三返歌ヒ給ケレバ、宮ヲ始進セテ、御所中ニ候給ケル女房達、折カラ哀ニ覺テ、皆袖ヲゾ絞リケル、

〔古今著聞集八好色〕紫金臺寺御室に千手といふ御寵童有けり、みめよく心ざま優也けり、笛を吹、今様などうたひければ、御いとをしみはなはだしかりける程に、又參川といふ童、初て參じたりけり、箏ひき歌よみ侍りけり、是も又寵有て千手がきらすこしをとりにければ、面目なしとや退出して、久敷參らざりけり、或日酒宴の事有て、さま〴〵の御あそび有けるに、御弟子の守覺法親王なども、其座におはしましけり、千手はなど候はぬやらん、召て笛ふかせ、今様などうたはせ候はばやと、申させ給ひければ、則御使をつかはしめされけるに、此程所勞の事候とて參らざりけり、御使再三に及ければ、さのみは子細難申て參にけり、けん紋紗の兩面の水干に袖にむばらこき雀の居たるをぞ、ぬふたりける、紫のすそごの袴をきたり、ことにあざやかにさうぞきたれども、物を思入たるけしきあらはにて、しめりかへりてぞ見へける、御室の御前に、御盃をさへられたる折にて有ければ、人々千手に今様をすゝめければ、

過古無數の諸仙にも、すてられたるをばいかゞせん、現在十方の淨土にも、往生すべき心なし、たとひ罪業おもく共、引接し給へ彌陀佛、とぞうたひける、諸佛にすてらるゝ所をば、すこしかす

か成やうにぞいひける、思ひあまれる心の色あらはれてあはれなりければ、聞人みな涙をながしけり、興宴の座も事さめて、ゑめりかへりければ、御室はたへかねさせ給て、千手をいだかせて、御ね所に御入有けり、滿座いみじがりのゝしりける程に、其夜もあけぬ、

【百練抄九安徳】養和元年閏二月四日、入道太政大臣清盛公、法名淨海、薨年六十四天下走騒、日來有所惱、身熱如火、世以爲燒東大興福之現報、八日、葬禮寄車之間、東方有今様亂舞聲、卅人許聲、以人令見之、聞最勝光院中云々、

【源平盛衰記三十九】重衡酒宴附千壽伊王事

宗茂宿所ニ歸テ、時ノ景物尋テ、奉酒勸ト支度シタリ、酌取ニハ畫ノ女ヲ出シテ、狩野介瓶子懷、家子侍肴盃面々ニ持テ參タリ、中將○平重衡酒三度ウケテ、最無興ニ思ハレタリ、○中略女承テ、十方佛土中、以西方爲望、○中略ト云朗詠シテ、極樂欣ハン人ハ皆彌陀ノ名號唱フベシ、阿彌陀佛〳〵、南無阿彌陀佛阿彌陀佛〳〵、大悲阿彌陀佛ト云今様、四五返ウタヒケルニゾ、中將助音シ給ケル、○中略樂二三返彈ジ給テ、同ハ一聲ト勸メ給ヘバ、女承ハッテ、一樹ノ陰ニ宿リ、一河ノ流ヲ汲ム人モ、先世ノ宿緣也ト云、契ノ白拍子ヲ一時カズヘ澄シタリケルガ、夜ハ深更ニナリヌ、人ハ鳴ヲ靜タリ、ケレバ、徐ソマデモ耳目ヲ驚シ、袂ヲ絞計也、

【義經記五】ゑづかよし野山に捨らるゝ事

ゑづかこれを見て、いかなる所にてわたらせ給ふらんと思ひて、ある御だうのかたはらに、ゑばらくやすみ、これはいづくぞと人にとひければ、よしのゝ御嶽とぞ申ける、○中略ゑづか正面に參りて、念修して居たりける所に、わか大しゆの申けるは、あらうつくしの女のすがたや、たゞ人ともおぼへず、いかなる人にておはすらむ、あのやうの人の中にこそ、おもしろき事もあれ、いざやすゝめて見むとて、正面に近付しに、素絹の衣をきたりける老僧の、はんゑやうぞくの珠數もち

てたちしが、あはれ權現の御前にて、なに事にても御入候へ、御ほうらく候へかしとありしかば、ゑづか是を聞て、何事を申すべきともおぼへず候、近きほどのものにて候、毎月にさんろう申なり、させるげいのふある身にても候はゞこそと申ければ、あはれ此ごんげんは、れいげん無雙はわたらせ給ふ者を、かつうは罪障懺悔のためにてこそ候へ、この垂跡は藝ある人の御前にて、たんせいをはこびぬれば、よろこびに又よろこびをかさね給ふごんげんにてわたらせ給ふ、是わたくしに申にはあらず、ひとへにごんげんの託宣にてぞわたらせ給ふと申されければ、ゑづか是を聞て、おそろしや、我はこの世中に名をゑたるものぞかし、神は正直のかうべにやどり給ふなれば、かくてむなしからむ事もをそれあり、舞までなくとも、ほうらくの事はくるしかるまじ、我をみゑりたる人は、よもあらじとおもひければ、ものはおほくならひゑりたりけれども別して白拍子の上すにて有ければ、音曲文字うつり、心もことばもをよばれず、きく人なみだをながし、袖をゑぼらぬはなかりけり、つゐにかくぞうたひける、

ありのすさみのにくきだに、ありきは忘るべき、わかれの殊に悲しきは、おやのわかれ子のわかれすぐれてげにかなしきは、夫妻のわかれなりけり、と涙のゑきりにすゝみければ、きぬ引かづきふしにけり、

【曾我物語八】すけつねがやかたへゆきし事

さゑもんのせう、○工藤祐經かみならぬ身のかなしさは、我を心にかくるとは、ゆめにも ゑらずして、十郎殿さかづきいかにほし給はぬ、御前たちあまたましませば、さかなまち給ふとおぼえたり、今やうたひ給へといひければ、二人の君○少將、あふぎひやうしをうちながら、

ほうらいさんにはちとせふる、せんしうばんせいかさなれり、松の枝にはつるすくい、岩ほの

上にはかゝあそぶ、といふ一せいを、返し二へんまでこそうたひけれ、○下略
〔春日權現驗記十六〕笠置の解脫上人は、○中略笠置般若臺の鎭守に、春日大明神を勸請したてまつらんがために、小社を一宇造營す、○中略或時上人夢想に、天の中に御聲ありて、和歌を詠せさせ玉ふ、○中略又同御聲にて今樣をうたひ給、

鹿島の宮よりかせ木にて、春日のさとをたづねこし、昔の心もいまこそは、人にはじめてえらればぬれ、となん見給けり、

〔增鏡九草枕〕齋宮○後嵯峨皇女の御まへに、院○龜山后の御かはらけのいと心もとなるしうおぼされて、とみにもえうごき給はねば、女院○龜山后藤原姞子く見え侍るめるに、こゆるぎのいそならぬ、御さかなやあるべからむとのたまへば、ばいたむの翁はあはれなり、をのが衣はうすけれどといふ今樣をうたはせ給ふ、御こゑいとおもしろし、宮きこしめしてのち、女院御さか月をとり給ふとて、天子には父母なしと申なれど、十善の床をふみ給ふも、いやしき身の宮づかひなりき、一ことむくひ給ふべうやとのたまへば、さうなる御事なりやと、人々めをくはせつゝ、をのびてつきしろふ、御まへの池なる龜岡に、鶴こそむれゐてゐそぶなれとうたひ給ふ、そのゝち院きこしめす、善勝寺一〇善勝寺原脫、據一本補藤原顯隆せれうの里をいだす、人人こゑくはへなどして、らうがはしき程になりぬ、○下略

〔鄧曲相承次第〕權中納言信有

正應元年正月三日、殿上淵醉門弟極腦藤原說春可レ與二奪出歌之由約一諸之一忠成、兼行、敎賴等卿六位出歌無二先規之旨申之時、後深草院勅書被レ進二伏見院一禁裏一而自二禁裏一下一給之一可レ爲二當家之重寶之由一被レ仰レ之、云淵醉鄧曲事承候了信基信有如レ此申候者何事候、此道事當世一向可レ爲二當家之計一由事說も淵醉之時、鄧曲仕候しと覺候、

六位今樣出歌無二先規之由一、兼行卿等令レ申之條、管見之至不可思議也、舊例聯綿事也、見二諸家記一五節事藤家可レ請二益于當家之由一事宗冬卿于冬定卿兄也又永仁六年五節藤家宗清朝臣可レ詠二今樣一之由申之、而信有卿支申之、其故者彼宗清朝臣曾祖父宗平卿幷有資卿敦有曾祖父安貞三年正月三日、殿上淵醉參仕之時、宗平卿今樣不二助音一、而今以二誰人說一可レ爲二當家之計一由事歌哉之由訴二申之一、其時又後深草院被レ進二禁裏一伏見院勅書云、是又自二內裏一下給也五節間事、信有卿所存委尋聞候了、且加二敎訓一候也、所詮於今者、不レ可レ支二申宗清今樣一候、又五節事信有爲二先達一、每事可二相談之由一、且可レ仰二宗冬卿一候也、穩便之儀神妙候、凡源家音曲、自二敦實親王一至二信有一相續、所藝異他候、就中於二五節事一者、信有殊爲二正統一存故實候、初出仕之輩尤可二相談一事候、此趣宗冬ニモ可レ被レ仰下一候、自レ是モ可レ仰候也、

十一月十八日

兩通勅書、或此道事一向可レ爲二信有之計一之由被レ載之、或又被レ載二正統字一、仍號二重代之輩等一、皆以令レ請二益一書狀等于レ今明白也、

藤家不レ歌二今樣一事藤家今樣不レ歌事、永仁如レ此雖レ有二沙汰一、正安三年五節之時、多定卿出仕、猶信有卿申二所存一、多定卿歌之時、人々皆不二助音一、多定卿其後略二今樣一、又嘉曆四年元三淵醉、宗兼卿于レ時位藏人五可レ詠二今樣之由風聞敦雅朝臣有時卿子有申二所存之間一、今樣事可レ爲二敦雅之計之由一、以二經季卿于レ時藏人右少弁被レ仰下之間、宗兼不レ歌二今樣一、其後正慶五節于レ時人頭藏以下、每年元三燕醉等雖レ候、坐不レ詠二今樣也一、宗重宗泰等卿又以同前、○下略

〔永和大嘗會記〕おなじき○永和元年十一月廿二日うあり、信俊朝臣靈山の山の句を出す、兼時朝臣これをいだす、

はやす、○中略同廿三日、卯の日なり、大嘗會の當日なり、神齋ことに嚴重なるべし、又殿上の淵醉昨日のごとし、○中略今樣蓬萊山の句、兼時朝臣參、今樣出歌楊梅中將親家朝臣令レ與二奪一、舊冬大嘗會之時、源宰相信俊卿音曲事令二請益一、爲二門弟之間令一レ與二奪一云々、極腦源持經殿上樣敷座ニ不著、殿

上人座之末ニ列座云々、頭辨時房朝臣背先例之由、雖令諷諫不用之、結句下臈六位猶令座列云々、此上事重不及問答云々、持經當時室町殿御氣色異于他、仍以權威如此、任雅意歟之間、不及謂是非云々、

〔二水記〕大永二年正月二日、今夜殿上淵醉也、○中略勸盃巡流如前、次今樣、先空拍子兩三度打出也、春始梅花、資能朝臣唱之、ヨココビヒラケテ基規朝臣唱之、ナカマヘノ池ナル資能朝臣唱之、終句籠之、只今ヨリ籠也基規朝臣出萬歲樂、一同以扇叩臺盤拍之、此時藏人參臺上、舞後舞今夜條々、兩貫主仮居折數了、兩頭之外不參凝濁、此兩條猶可尋是非哉、○中略

今樣事、前大納言殿老蒙失念給、仍無達人、資遠朝臣雖令傳受、不及稽古、仍不知也云々、此事內々伺申入之處、適再興之時、無其儀事不可然、加涯分之了簡可唱歌之由被仰下、仍大方以大納言殿了簡、今度者有其儀、郢曲之道微々、不堪嘆息者也、博士等見古譜雖令了簡、定可相違、可愧可恐、可爲二反也、然而未熟之間、先一反唱之云々、可爲二反之由見次第、及天明、劣一反云々、

〔郢曲相承次第〕刑部卿政長

流派

資兼卿家神樂、兼親卿流音曲、當此時代後冷泉院御宇也自伊豫守敦家朝臣始也、○中略彼時代二條楊梅兩流未相分、敦兼朝臣孫大貳季行卿子息等、散位重季兼親卿先祖卿大納言定能卿資兼卿先祖之時、兩流相分也、重季者神樂不致沙汰、只朗詠今樣許也、定能卿神樂朗詠雜藝、敦家朝臣來相傳之、○中略而至子子三位資家卿之時、催馬樂朗詠今樣等皆棄之燒失文書、○下略

善今樣

〔體源抄十下〕今樣事

歌唱音ナリ、コヘアシキ者ノウタウハ、キカマホシクモヲボヘテムツカシキナリ、當初大圓綾木ト云無雙ノ歌女アリケリ、敦家○藤原ハ綾木ガ弟子也、敦家ガ體ヲ語シハ、額ハ項マデハゲテ、鼻ハクチビルカクルヽホドニサガリテ、目ハソコニヲチイリテ、生身ノ鬼ニテゾアリケル、然而鼓ヲ取テ、發歌ケル時ハ、放光シテアリツキメタル見ヘシナリ、其弟子ニテ敦家、歌ハ四郎大夫、河內前司藍後也三枝ガ弟子也、前草ハ始ハク、ツニテ、後ニハ遊女ニナリテ、兩方ノ事ヲシリテメデタカリケリ、前草ガイヒケルハ、歌ハ第一ノ句ヲ短ク歌テ、吉ナリトゾイヒケル

〔郢曲相承次第〕刑部卿政長○中略

資兼卿家神樂、兼親卿流音曲、當此時代後冷泉院御宇也自伊豫守敦家朝臣始也、催馬樂不致沙汰、神樂朗詠今樣、隨分堪能名人也、參熊野施藝依神感被召留、爲御眷屬之由古傳也、○中略

宮內卿有賢○中略

此卿殊今樣堪能也、鳥羽院爲御方違御幸伏見殿、被寄御車不及下御、令待鷄鳴御之間、依勅定令奉仕今樣、其藝絕妙、不堪叡感被下扇了、此卿天仁清暑堂神宴依所勞不參、

教習

〔禁秘御抄中〕一諸藝能事

後白川、今樣無比類御事也、○下略

〔郢曲相承次第〕右馬頭資時

今樣者家說慥受庭訓之上、爲後白川院勅弟被下御奧書、十三年にならひたる事を、只二年にならひぬる、以外事也云々、

〔續世繼六りがね〕かの九條の民部卿○藤原宗通四郎にやおはしけん、侍從大納言成通と申こそ、よろづの事能おほくきこえ給しが、笛歌詩など、そのきこえおはしていまやうのうたひ給事、たぐひなき人におはしき、○中略いまやうもごばんにご石を百かぞへをきて、うるはしくさうぞくし給て、おびなどもとかで、釋迦のみのりは玄なり〳〵にといふおなじうたを、一夜にもゝかへりかぞへて、百ようたひ給などしけり、

〔梁塵秘抄口傳集十〕そのかみ十餘歲の時より、いまにいたるまで、いまやうをこのみてをこたる

事なし、ちゝたる春の日は、枝にひらき庭にちる花を見、鶯のなき、ほとゝぎすのかたらふ聲にも
そのこゝろをえ、せう〳〵たる秋夜、月をもてあそび、むしの聲々にあはれをそへ、夏はあつく、冬
はさむきをかへりみず、四季につけておりをきらはず、晝はひねもすにうたひくらし、夜はよも
すがらうたひあかさぬ夜はなかりき、夜はあくれどしとみをあげずして、日いづるをわすれ、日
高くなるをしらず、そのこゑをやまず、おほかたよるひるをわかず、日をすごし月をおくりき、そ
のあひだ人あまたあつめて、まひあそびてうたふ時もありき、四五人七八人男女ありて、今様ば
かりなる時もあり、つねにありし物を番におりて、我はよるひるあひぐして、うたひし時もあり、
又我ひとり雜藝集をひろげて、四季の今様法文早歌にいたるまで、書たる次第をうたひつくす
おりもありき、聲をはる事三千度なり、二度は法のごとくうたひかはして、聲のいづるまでうた
ひいだしたりき、あまりせめしかば、のどはれて湯水かよひしもすぢなかりしかど、かまへてう
たひ出しき、あるひは七八九十日、もしは百日の歌などはじめてのち、千日の歌もうたひとをし
てき、ひるはうたはぬ時もありしかど、よるは歌をうたひあかさぬ夜はなかりき、資賢季兼なぞ
かたらひよせてもきゝ、かゞみのやまのあこ丸、とのもりづかさにてありしかば、常によびてき
き、神崎のかね、女院に候しかば、まいりたるには申てうたはせてきゝしを、あたりにては、時々は
是にてもいかできかではあらむずるぞとぞ、夜ませにたばむとて給ひしかば、あの御かたへ參
夜は、人をつけてあか月かへるをよび、我たまはる夜は、いまだあかきよりとりこめて、うたはせ
てきゝならひて、うたふ歌もありき、あけがたに返しやりても、猶うたひしを、かねがつぼねむか
へたりしかば、あけてのちも猶つゞみの音のたへぬさまに、いつのひまにかすむ覽とあたみ申
き、かくのごとくこのみて、六十の春秋を過しにき、〇中略
崇德院の新院と申し時、ひとつ所にわがもとにあるべきやうにおほせられしかば、餘りまぢか

くつゝましかりしかども、このみたちたりしかば、そののちもおなじやうに、夜ごとにこのみう
たひき、鳥羽殿にありしとき、五十日ばかりうたひあかし、とよりて東三條にて船にのりて、人々
つどへて四十餘日、日出る程まで夜ごとにあそびき、如此このみしかど、さしたる師なかりしか
ど、資賢やかねなどがうたをきゝとり、せう〳〵ならひてうたふもあり、又うたひあひたるとも
がらのうたを、しらぬをば互にならひつゝ、なにとなく歌の數しりたちては、足柄など今様も秘
藏の歌をしらむと思ど、上手ときゝてたよりをたづねとりてきゝしに、まことによくきこえし
以後つねによびてうたはせき、足柄一二はならひたりしかど、いと我にまさりてうたしりまさ
りたることはなかりき、いちめほそ九郎、藏人禪師、千手二郎などやうのもの、其かずをきゝしほ
どに、家成卿のさゞなみ、五條が弟子ときゝて、彼中納言うせて後たづねとりて、三月四月ばかり
はをきてうたはせてありき、かくのごとくきかぬものもなくきゝあつめたるに、はつこゑを資
賢もめでたきよし申、人々上手とのみいひあひたりしかば、いかできかむと思しかど、ゆかりも
しらでありしに、二條院の御めのと坊門殿、ぐしてこむと契たりしに、新院にひとつ所をはゞか
るよしをきゝて、押小路京極の堂へ坊門殿ぐしてきたりしかば、夜もすがらうたはせてきゝ、我
もうたひ、歌の事などたがひにとひなどして、夜あけしほどに、家成の中御門にありしかば返に
き、かくのごとき上達部殿上人はいはず、京の男女、所々のはしたもの、雜仕、江口神崎のあそび、國
國のくゝつ、上手はいはず、今様をうたふものゝきゝおよび、われがつけて、うたはぬものはすく
なくやあらむ、ある人申云、さいのあこまろとて、あをはかのもの、歌あまたしりたる上手、このほ
どのぼりたりと申、朝方がもとにあるよし、式部少輔定正いまだ六位なりし時、申ときゝてたづ
ねしかば、とゞめおきて足柄、たみ、伊地古、舊川、舊古柳少々ならひしほどに、近衞院うせさせ給し
かば、なにとなくてやみにき、そののち鳥羽院かくれさせ給て、物さはがしき事ありて、あさまさ

今様合

○さ恐衍しき事いできて、今様沙汰もなかりしに、保元二年のとし、おとまへが歌をとしごろいかできかむと思し、ものがたりをゝ出たりしに、信西入道これをきゝて、たづね候はむ、それが子我もとに候とて、木工允清仲をよびてかの五條にいひやる返事に、さやうの事もせでひさしく成て、みなわすれにたり、そのうへにそのさまいとゞみぐるしく候とてきたらず、たび〳〵せめてのちに、はしたなきさまになりしかば、すぢなくて、正月十日あまりばかりにまいりたりき、遣戸のうちに居てさしいづる事なし、人をかけて高松殿の東向のつねにある所にて、うたのだむざありて、我もうたひてきかせ、あれがをもきゝて、あか月あくるまでありて、その地さりてそののちよびよせて、つぼねしてをきて、足柄よりはじめて、大曲様、舊古柳、今様、物語、田歌等にいたるまで、いまだゝらぬをばならひ、もとうたひたる歌、ふしたがふ、ひとすぢにあらためならひしほどに、ごれかれや様々もゝりにき、○略下

〔百練抄八高倉〕承安四年九月一日、於二太上法皇一○白河御所法住寺殿有二今様合事一、撰二定堪能輩卅人、十五箇夜間毎夜一番被レ決二雌雄一、師長資賢卿等爲二判者一、十三日、仙洞今様合之次有二御遊一、上皇○六條令レ歌二今様一給、希代之美談也、

〔玉海〕承安四年九月一日乙酉、自今日院中有二今様合一公卿以下廿餘人云々今日番前大納言實定、別當成親云云、十五日己亥、今日院今様合終之日也、又有二御遊云々、

〔吉記〕承安四年九月三日、參二院奏一覽法花堂御佛座光等繪様、○中略申斜退出、入夜又歸參、爲レ聽二今様合一也、今夜左新大納言、右六角宰相中將持右左兵衞督云々、五日、今様合、左實宗朝臣、右光能朝臣云々、六日、今夜、今様合、左泰通朝臣、右雅賢朝臣、勝左雖負優美云々、七日、今夜、今様合、左右少將隆房朝臣、右信濃少將實教朝臣、勝八日、今日、今様合、左顯信朝臣、勝右濟綱朝臣、人々微唉云々、九日、今様合、左隆信、右師廣、勝

雜載

〔吉野樂書〕一承安四年九月一日ヨリ同十五日ノ夜ニ至ルマデ、七條殿ノ御所ニシテ、後白河院今様ノ御會ノアリケルニ、其御遊ニ箏左大將師長笛新大納言成親別當笙家通卿宰相比巴頭中將實宗了左中將定能催馬樂按察大納言資賢、付歌キクニ心ノスムモノハ、ヲギノハソヨグ秋ノクレ、夜フキフエノ子箏ノコト、ヒサシキヤドフク松風、モトハアレタルヤドフク松風トアリケルヲ、ヲリニヨテヒキナサレケリ、尤モ興アリ、判者左大將

箏差按察

六番　左泰通朝臣右少將　右勝雅賢

十二番　左雅高　右勝爲賢判官代ノ大夫

十三番　左資時大夫　右盛能

〔梁塵秘抄口傳集十〕この兼雅卿、今様合の時に、足柄むすめきゝてこれは御所よりたまはられたるとおぼゆるふしのあるは、ならひまゐらせたるやらんといひけるを、ことうたよりわけて、たび〳〵うたはれたりしをかく申せば、のどかにてつけて、ふりのにるべきとこそおぼえしか、

〔八雲御抄三上地儀〕磯　なだと云も磯也、今様に松もきけ、こいそもかたれと云、一説を磯と云、是いそ也、

〔八雲御抄三上名所〕靈鷲山をば、わしのやま、又きりたらこたといふ今様なり、歌などにはきゝにくし、

〔義經記七〕直江の津にて笈さがされし事

やがて御舟に乘給ひて、きよ川の船頭を、いやごんのかみとぞ申、御舟支度して參らせけり、水上は、雪ゑるみかさまさりて、御舟を上せかねてぞ有ける、是や此はるちうさのせう〳〵、ゑやうの

さらしまといふ所になかされて、

月かげのみよするはたなかい川の水上、いな舟のいづらしかは、もがみ川のはやきせぞ、こと
もゑらぬびはのこゑ、霞のひまにまぎれる、とうたひしも、今こそおもひゑられけれ。〇下略

〔義經記六〕ゑづかわか宮八幡宮へさんけいの事

人をすかさんとする事なれば、酒えんはじめていく程もなかりけるに、祐經が女房今やうをぞ
うたひける、藤次が妻女も催馬樂をぞうたひける、いそのせんじ珍しからぬ事なれども、きせん
といふ白拍子をぞかぞへける、さいばらそのこまも主にをとらぬ上手どもなりければ、ともに
うたひてあそびけり、

春の夜のおぼろの空に雨ふりて、ことさら世間ゑづかなり、壁に立そう人もきけ、終日の狂言
は千年の命をのぶるなり、我もうたひてあそばんとて、別の白拍子をぞかぞへける、

〔からいとさうし〕いかにや中持うけたまはれ、つねにきぬんする ゑゝの間のざしきに、今夜の内
に小松が六本生ひ出たり、かまくら中のわづらひか、頼朝が身の上か、天下のみだれか、うらなへ
とぞおほせける、はかせ承りて、〇中略かほどめでたき御事に、あひおゐの松がえを、鶴が岡のたま
がきの御内に、ほうらいをうつしかへ、十二人のたをやめをうつして、今やうをうたはせ給はゞ、
神とくもふかく、きみもめでたふましまさんと、うらなひたるこそめでたけれ、頼朝なのめにお
ぼしめし、六本の小松をつるがをかのたまがきのうちへうつし、十二人のたをやめをそろへら
るゝ、まづ一番には、手越の長者がむすめせん ゑゆのまへ、二番には、遠江國ゆやがむすめの ゑゝ
う、三番には、きせ川のかめづる、四番は、さがみの國山下の長者がむすめとらごぜん、五番は、むさ
しの國いるまがわのぼたんといひし ゑゝらびやうし、是をはじめて十一人なり、かまくら中ひろ
しと申せども、人一人にことをかき、色々尋らるゝ、そののちまん ゑゆのめのとは、まん ゑ

ゆをちかづけて、御身はみめよく、いまやうは上手にてましませば、此たびいで ゝ、いまやうをう
たはせ給へ、まん ゑゆさまとぞ申ける、まん ゑゆきこしめし、此たびのいまやうは、よのつねのい
まやうにかわりて、めでたき事をばみづからなにとはからふべし、おもひもよらずとおほせけ
る、さらしな大きにはらをたて、かやうなる時、今やうをうたはせ給ひてこそ、御よろこびもまし
まさんとて、御つぼねさまへ參り、まん ゑゆこそ今やうの上手にて候と申上る、御つぼねよりも
御だいさま、頼朝樣へ御ひろうあり、頼朝大きによろこびたまひ、まん ゑゆ一目見んとて、御まへ
にめされ御覽じて、大きによろこびみだいさまより十二ひとへの御ゑやうそくをぞくだされ
ける、もとよりすがたすぐれたり、かたをならぶる女はなし、比は正月十五日、御まへに山をたて、
大みやのゆんでには、頼朝の御さじき、八ヶ國の大みやう小みやうの御さじき、かず八百八とぞ
聞へける、さて又めてには、大御所樣とみだいさまの御さじきをはじめとして、八ヶ國の大みや
うゑゆのうへがた ゑやうろうゑゆの御さじき、かずを ゑらず、かまくら中のきせん上下が參り
て、げんぶつ申けるほどに、つるがをかに、こまをたつべきかたもなし、十二人のやをとめ、七十五
人のみやびと、かぐらをさうして奉り、今やうをはじめらるゝ、先一番の今やうは、手ごしの長者
がむすめ、せん ゑゆのまへときこゑける、きせんくん ゑゆのことの葉に、かいだう下りをつゞけ
たり、あふさか山の夜るの月、くもらぬ影をやながむらむ、せたのからはし野路の里、かすみにく
もるかゞみ山、ふわのせきやのいたびさし、かりねのゆめはやがてさめがねの ゑゆく、むしのい
せいやをはりの國三川なる三河にかけしやつはしの、くもでに物やおもふらん、ゑるも ゑらぬ
もとをとうみの、はまなのはしのいる ゑほに、さゝねどのぼるあまをぶね、こがれて物やおもふ
らん、まゆみ月ゆみひきまの ゑゆく、さよの中山せとをすぎ、うつの山べのつたのみち、手ごしを
過てゆくほどに、月をきよみがせきの戸を、をしあけがたのそら見れば、ふじのけぶりやなびく

らん、ゆめにもみやこ人こそめでたや、御代にはいづの國、うらゑまがたまてばこ、あけてくやしきはこね山、かまくら山をきて見れば、つるがをかとや申らん、鶴は千年のめいてう、松は千とせのめいぼくめでたし、とうたふたり、二番はきせ川のかめづる、ゑぼりはぎをうたふたり、いせのはまをぎなにはのあし、かまくら山やむさしの野草のなおほしと申せども、ゑぼりはぎに、ゑくものは候はじとうたふたり、三番はゆやがむすめの、ゑぐう、太平樂をふむ、四番はいるま河のぼたん、ずゞりわりをうたふたり、五番のくじはまん、ゑゆなり、みだいさまより御ゑやうぞくは給はる、としは十三のはるなれば、十二ひとへをちやくしつゝ、花のま袖を返し、がく屋の內より出けるを、物によく〳〵たとふれば、花木にうぐひすのはぶき出たるふせいも、これにはいかでまさるべき、はたとあげてうたふたり、かまくらは八つ七がうと承る、春は先さく梅がやつ、あふぎのたにゝすむ人の、心は涼しかるらん、秋は露おくさゝめがたに、いづみふるかや雪のゑた、万年かわらぬ龜がへのたに、つるのからこえ打かはし、ゆいのはまにたつなみは、いくゑま、江のゑまつゞいたり、江のゑまのふくてんは、ふくゑゆかいむりやうのほうゑゆをいだき參られたり、君が代はさゞれ石のいわほとなりて苔のむすまで、たかさごや相生の松、万歳樂に御いのちをのぶ、東方朔の九千歳、うつゝらわうの八まんざい、ゑやうみやう居士の一千ざい、西王母のそのゝ桃三千ねんに一度花さきみのなると申せども、相生の松にゑく事さふらふまじ、抑君は千代をかさねて六千ざい、さかへさせ給ふべき、かほどめでたき御事に、あいをひの松が枝ふくゑゆむりやうのよろこびを、きみにさゝげ申さんと、小松のえだをゆりかづき、みなゑろの大まくへ二三ど四五どまいかゝりたりければ、頼朝御覽じて、ほういにたちゑぼし、ゑろさやまきを指ながら、みなゑろの大まくをなげあげて、かゝるめでたき御事に、相生の松がえを給らんとて出たまふもとより頼朝はいまやうは上手なり、たつ浪いるなみよするなみ、ひくゑほのひやしあしを

たんこふしきとふんで、あふぎながしをうたひすまし、まんゑゆが花の袂へ頼朝のかりぎぬの御袖、まひかさね〳〵二三ど四五どまはせ給へば、風もふかぬに大みやのたまのとも、きりきりはつとひらき、八まんも御なふゑうあるときこへける、さるほどに八百八つのみすだれの、きちやうもさゞめいて、きせんくんゑゆを返しける、〇略下

壹越調樂曲

古事類苑

樂舞部六

唐樂樂曲上

唐樂ハ支那樂ニシテ、支那ヨリ我國ニ傳ヘタル樂ヲ云フ、而シテ林邑樂、又ハ我國ニ於テ擬作セル樂モ、此樂調ヲ用ヰタルモノハ、此樂中ニ收メタリ、唐樂ニハ壹越調以下ノ十二曲調備ハレリ、高麗樂ニ對シテ左樂、又ハ左方樂ト稱セリ、猶ホ樂舞總載篇ヲ參看スベシ、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　皇帝破陣樂大曲○中略　團亂旋大曲　春鶯囀大曲　玉樹後庭花　壹弄樂弄音如郎、下皆同　賀殿○中略　胡飲酒　河水樂　溢金樂一云承和樂　韻應樂　廻杯樂　北庭樂　酒胡子一云醉公子　承和樂　壹團樂　酒淨子　雙皐麗　歌曲子　宴飲樂一云飲酒樂　天壽樂　厥磨賦　蘇羅密　古詠詩

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調

皇帝破陣樂　團亂旋　春庭樂或本春鶯殿　玉樹後庭花　賀殿　鳥　廻坏樂無舞　胡飲酒　河曲子無舞　北庭樂　詔應樂　壹弄樂　溢金樂　承和樂　河水樂無舞　菩薩　酒胡子無舞　酒清司無舞　飲酒樂無舞　壹團嬌トケウ無舞

〔龍鳴抄上〕一越調曲

皇帝破陣樂○中略　團亂旋○中略　春鶯囀○中略　玉樹後庭花○中略　賀殿○中略　菩薩○中略　迦陵頻○中略　十天樂○中略　弄槍○中略　詔應樂○中略　河水樂○中略　河曲子○中略　北亭樂○中略　酒

胡子〇中略　壹團橋〇中略　一金樂〇中略　一弄樂〇中略　承和樂〇中略　廻坏樂〇中略　酒清子〇中略
武德樂〇中略　陵王〇中略　胡飲酒〇中略　澀河鳥〇中略　安樂鹽〇中略　一德鹽〇中略　最凉州〇中略
安摩

〔仁智要錄四〕壹越調曲
皇帝破陣樂　團亂施　春鶯囀　玉樹後庭花　賀殿　鳥　廻坏樂　胡飲酒　河曲子　北庭樂
詔應樂　壹弄樂　溢金樂　承和樂　河水樂　菩薩　酒胡子　酒清司　飲酒樂　壹團嬌
武德樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等
壹越調廿三　皇帝破陣樂　團亂旋　春鶯囀　天壽樂　蘇羅密　厥磨賦　玉樹　廻坏樂
古詠詩　梁州　詔應樂　賀殿　胡飲酒　壹弄樂　酒胡子　北庭樂　承和樂　承果樂　壹團
嬌　河水樂　菩薩　迦陵頻　武德樂　十天樂

皇帝破陣樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　皇帝破陣樂大曲、古老傳云、中務大輔清原瀧雄、造酒正高階黑雄等善此舞、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
壹越調　皇帝破陣樂、和字太以波于牟羅具、帝陣二字濁、尋常略破陣樂之三字、一名武德太平樂、又安樂太平樂、

〔續教訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂〇中略　破陣樂字常不呼之、亦名武德太平樂、又名安樂太平樂、

〔教訓抄二〕皇帝破陣樂
此曲ハ大唐玄宗皇帝ト申ス御門ノ、國ヲタイラゲ給テ、卽位ノ時令作給タリト申傳タリ、此朝へ
誰人ノ渡シタリト云事タシカナラズ、可尋、粟田道麻呂渡破陣曲云、然者道麿渡歟

〔大日本史禮樂十四〕按、舊唐書云、高祖因隋舊制、用九部樂、其後分爲立坐二部、今立部伎有安樂太
平樂等八部、安樂者後周武帝平齊所作也、周世謂之城舞、舞者八十人、刻木爲面、狗喙獸耳、以金飾

之、垂線爲髮畫猰皮帽、舞踏姿制、猶作羌胡狀者是也、

〔龍鳴抄上一越調〕皇帝破陣樂わうだいといふべし
まづてうしをふいて、まひのいでんとする時ゆせいふく、いくかへりといふことなし、まひのゆ
きたちをはるにはつべし、大田麿がつたへに、まいのとゞまるときに、たいこひとつをうつ、
序拍子三十、十六拍子のゝちを半帖といふ、もとは四十拍子なり、たうにつかはしたりしまひの
師、この國へかへりし時、八拍子わすれにき、よりて十拍子をすてたる也、四十拍子の時は、廿拍子
のゝちを半帖とせし也、いま三十拍子なる時、諸葛中納言と申ける人、十四拍子を半帖とさだめ
られたるなり、もろ〳〵の樂の半帖はなからをいふなり、是はしからず、このゆへにかくある也、
破六帖
一帖二帖三帖四帖はがくにす、たゞし一二帖のするは三拍子を序にす、三四の帖のこゑには四
拍子を序にす、是を秘するなり、又おほやうはむつかこの物也、されども八拍子にあたる所もあ
るなり、また四ひやうしにあたるところも有なり、これを大曲拍子といふべし、五六帖は序にす
る也、ふたきれをつゞけてするなり、たゞしふたきれが間をば、たゞすこしの程あるべし、拍子六
帖ながら廿拍子也、舞のいる時は上調子を吹べし、まひのしやうぞくことにかはる事也、これを
大曲といふなり、

〔仁智要錄四壹越調〕皇帝破陣樂　遊聲一帖無拍子、又度數無定、舞人行立了彈止、他曲遊聲准此可
知、序一帖拍子卅、但件序本卅拍子也、于時半帖拍子廿、而除奇十拍子之後、以十四拍子爲半帖、是承
和御時、與諸葛中納言所被定也、見類聚箏譜、〇本書頭書曰、類聚箏譜者、後宇治殿(藤原忠實)御撰也、破六帖、拍子各廿、合拍子百
五十、略時序彈廿拍子、若十六拍子、破不彈、三四兩帖、舞入時吹調子、　類聚箏譜備中守源政長說、舞
了將入時又吹遊聲、但無末拍子、　大曲新樂、　南宮橫笛譜云、今案序半帖拍子必可有廿、而只有十

〔信西入道古樂圖〕

皇帝破陣樂

胡飲酒

拍子、准二徐曲一不レ相似、今聞二案內一昔尾張濱主傳云、此舞序初卅拍子也、而遣唐使時、傑生還二本國一時、忘二八拍子一也、仍除奇十拍子、今遺二半帖一只十拍子、此事雖二不慥說一古老所傳也、又昔善傑二此曲者一、有二中務大輔清原瀧雄、造酒正高階黑雄、命婦石川色子等一、

〔敎訓抄二〕皇帝破陣樂　有レ甲　大曲　新樂　序一帖拍子三十　破六帖拍子各二十遊聲一帖、無二拍子一、舞ノ出笛トス、返吹處有二二說一、ウチマカセテハ口ヘカヘルナリ、抑和爾部大田麿ガツタヘニ、舞人立定ル時、打二大鼓一拍子、有二口傳一、尤爲二秘事一、序一帖、有二三、半帖一、初半帖、拍子十六中半帖、拍子四後半帖、拍子十此家ニ習フ所ハ如レ此、而外從五位下尾張連濱主傳云、コノ舞ノ序ハジメハ四十拍子ト云ケルハ、誤歟、破ハ六帖、拍子各二十、或云入破、切之吹之、一二三四帖末吹、五六中略、序吹連吹レ之、〇中略

子タリシニヨリテ、承和御時、仁明帝諸葛中納言奉レ勅、序一帖、拍子三十、以二十六拍子一爲二半帖一定了、此序ニ小部氏、大神氏ニ相違所アリ、第二ノ大鼓拍子ノ內、譜ヲハナレテヲトシテ吹ナリ、小部ノ落句ト是ヲ云、舞ニハサシテタガフ事ハナケレドモ、コジツノ侍ナリ、又初半帖、十六拍子舞時モ乃至廿拍子、舞時モ三十拍子、終ノ手二拍子舞テトバマルナリ、コレハユヽシキ秘事ニテ侍ナリ、ウチマカセテノ舞人ハシラヌ事ナリヨク〳〵秘スベシ、

破六帖拍子各二十、或云入破、切之吹之、一二三四帖末吹、五六中略、序吹連吹レ之、〇中略

舞人ノ入時上調子ヲ吹、備中守源ノ政長ト云ケル人ノ說ニハ、出入トモニ遊聲ヲ吹ケル、今世ニハモチキズ、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古皇帝ハ羅裝束、及樂末至二第六帖一居也、今ハ不レ居、又唐繪ニハ帶劍ニテ舞レ之、今不二帶劍一、又破五帖樂吹ニ用レ之、今ハ序吹ニテ又入時不二用遊聲一吹二上調子一、

〔體源抄十二上〕一破陣曲事

皇帝者必御卽位ノ樂也、平人ノ爲ニハ不ㇾ吹ㇾ之、皆口傳在ㇾ之、

〔續敎訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂

凡大國ノ習、亂ヲヲサメ王業ヲ陳ズルトキ、歌舞ノ曲ヲ作テ帝位ニ登テ始テ奏ㇾ之、此舞則其隨一ナリ、唐ノ玄宗皇帝卽位ノトキ作ㇾ之云々、而禮記樂記等ノ心ヲ案ズルニ、武舞ハ必戟ヲトルベシ、當曲ハ戟ヲトラザルニ、破陣樂ト稱スル如何、但舞譜云、破ノ四帖太刀拔手アリト云々、隨テ又唐舞ノ繪樣ニハ、帶劒ニテ舞ㇾ之、然バ武舞ノ條ハ子細アルベカラザルコト歟、但太刀拔手何比ヨリ舞失フカ、當世ノ舞ノ手サルベシトモオボヘズ、又タシカニミヘタルモノモナシ、然而繪本トイヒ、舞譜トモニシルシトムルウヘハ、破陣樂ノ字、其謂レナキニアラザルカ、

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ〇中略女舞ハ、〇中略皇帝、六人

〔敎訓抄七〕舞番樣

皇帝在ㇾ甲、昔有ㇾ劒、諸肩袒、加ニ破陣樂一、　新鳥蘇在ニ面甲一、合肘舞、執ニ後參一、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　皇帝舞人四人常裝束袍、甲異、體源抄曰、袍袖左右袒、

〔續敎訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂、〇中略答舞新鳥蘇有ニ後參一、又號ニ蘇利古一、

〔舞樂要錄上〕同〇舞番例　相撲節

延長六年　拔出　同〇七月廿八日　左皇帝〇中略　右新鳥蘇

同〇承平五年　拔出　同〇七月廿九日　左皇帝〇中略　右古鳥蘇

〔敎訓抄二〕皇帝破陣樂

抑應德ノ春ノ比、白川院ヘ舞人光季、笛吹惟季ヲ別ノ所ニメシスヘテ、權中納言藤原宗俊ヲ勅使トシテ、當曲ノ秘事ヲ御タヅネアリケルニ、兩人ノ申狀イサヽカモタガフコトナカリケレバ、御感シキリニアリテ、二道ノ高名コノコトニアリ、此異說ハ非ニ勅定一不ㇾ可ㇾ有ニ披露一ノ由、奉ㇾ勅令ニ退出一了、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕堀河院御時、節會につねよりもいそぎ入御有けるを、人々あやしう思ひける程に、御膳宿のかたにて、立樂の時になりて、皇帝を吹出させおはしたりけり、めづらしくいみじかりける事也、彼右府〇源俊房のしるしをかれたるとかや、尋ぬべし、

〔續古事談五諸道〕元正ト云シ樂人ハ、橫笛ノ上手也、ソレガ童ニテ八幡ニアリケルヲ、イミジキ天性ナルニヨリテ、八幡別當賴淸、樂人正淸ヲヨビテ、笛ヲシフベキヨシ云ヒケレバ、子ニヲシフベシトテ、キカザリケレバ、奈良ノ樂人惟季ヲヨビテ、此童ニ笛ヲシヘヨト云ヒケレバ、我子孫ナシ、心ニ入テナラハヾ、秘スベカラズトテヲシヘケリ、皇帝ナラヒケル時、賴淸米百五十石トラセケリ、惟季コノ樂ヲ正近ニナラヒケル時、山階寺ノ眞範トラセタリケル例也、正淸惟季トモニ正近ガ弟子ナレドモ、スコシタガヒテ、タガヒニウケヌトコロアリケリ、正淸ガイヒケルハ、カシコキ弟子オロカナル子ニハヲヨブベカラズ、惟季イヒケル、正淸ムマレヌサキニヲシヘン、子アルベシト、カ子テシランヤトゾイヒケル、正近ハ樂所ノアヅカリ賴義ガ弟子也、ヨリヨシハ左右ナキ物也、コレスヱホドナクウセニケレバ、皇帝、團亂旋、此八幡ノ童ツタヘタルナリ、コノ元正ガ子ニ元方ト云モノアリキ、父ニヲヨブベカラズ、樂モハカ〴〵シクオボエザリシニヤ、內ノ舞御覽ノ時、皇帝エフカジト申テ、樂人ドモニソシラレシモノナリ、

〔十訓抄十一〕八幡の樂人元正、當宮領備中國吉河保二條御神樂に下向して上洛の間、櫻生の泊にて心神違亂如ㇾ亡、片鬢雪のごとく變、奇異の思をなして巫女に占ふ所に、吉備宮託宣し給て云、適當國に下向、其曲をきかざるによて祟りをなす所也、忽に押歸て彼社に參て、皇帝以下の秘曲を吹間白髮忽にもとのごとし、尤道の眉目といふべし、

〔續敎訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂

凡當曲一具アル事ハ、先例希ナルモノ也、應保元年三月十六日、九條殿兼實舞御覽當曲アリ、序卅拍子、破六帖、文永七年十月四日、法皇宸筆御經供養習禮於二蓮峨殿一有レ之其日當曲一具アリ、序卅拍子、破六帖ナリ、舞人五人眞葛朝葛則氏繁眞、定繼樂人堂上皇后宮大夫公藤、土御門大納言通賴、四條二位房名已上三人笙地下近秋、政秋、重秋、篳篥季茂、季俊、守保、此守保ハ先祖ヨリシテ傳ヘズトイヘドモ、親父光葛ユルス間吹之、笛堂上花山院大納言長雅同三位中將家長已上二人地下景貞、仲賢、景好、鞨鼓景秋大鼓重賢琵琶春宮大夫師繼孝時弟子笏ニ序、大鼓卅一打之、又破五帖ノ大コ廿一打之、是失錯ナリ、常ニハ序初半帖十六拍子、破一二五六帖ヲ舞ナリ、尤略ノ時序半帖破一二五帖舞也、又一二帖ヲ舞、又云此內以二三四帖一爲二秘事一、

〔敎訓抄〕二皇帝破陣樂

大神元賢ト申笛吹侍キ、承安元年四月十八日、二條院舞御覽ノアリケルニ、今日皇帝ヲ御ランアルベキヨシ仰下タリケルニ、件元賢皇帝吹ニテ唯一人候ケルガ、チカラヲヨバズ候、ハカバカシクモヲボヘズ候ヨシ申上ケルヲ、笙笛吹豐原時秋ソバヲツキテ、イカニワキミハ口惜事ヲバ申スゾ、時秋ガ笙付テ吹ベキヨシ返々申ケレドモ、チカラヲヨバヌヨシヲ申テ、目モミアゲズシテ侍ケレバ、舞人樂人等、我ガ家ノ皇帝ハ今日ウセヌルヨシ、申ノヽシリケレドモ、閉口シテゾアリケル、上ニモ、口惜事ニヲボシメシナガラ、玉樹ニカヘラレ了、公私面目ヲ失タリ、家ノナガキキズトゾ申侍ケル、サテ同二年ノ春ノ比、辻判官則近家ニ來テ、ナク〳〵昔ノ契ヲ申ケレバ、惟季カノ譜ヲ取出シテ、兩三度合、コノ手ヲツカ子テヨロコビテカヘリケルト被書置レテ侍ケル也、其ノチノ常樂會ニモクダリケル、カヤウノ事ヲミテ人ハ心ツクベキナリ、建久九年ノ冬ノ比、仁和寺ノ舍利會ニ皇帝アリ、御室ノ御愛弟ニ金剛ト申ス童ニ、笛合テキコシメスベキユヘ也、序十六拍子、破一者光重ナリ、其トキ二者ニテ具房ガ侍シガ、東屋ニテ誰人ノ今日皇帝ヲバ舞モ吹モスベク候ゾト、孝道比巴利秋笙侍ケルニ向テ云ク、殿原彈モ吹モ笙吹セ玉ベシ、則房流ノ輩ハ舞ベシトノヽシリ侍ケレドモ、一者光重笛一者宗賢一切ニモノモ申サデコソ侍リケレ、二條院ノ舞御覽時、父元賢フカズシテヤミニシ事ヲ、トガメバイハムト存タルナリ、一道ハカヤウニサウスベキナリ、サリナガラコトナリトゲラレ侍、三帖光重シラザル事アラバ、カサン料ニ初三拍子ハ則房已下ノ舞ヲマイ出ズシテ見ニ、正體ナキ事ニゾハベリケル、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　團亂旋大曲

〔伊呂波字類抄止人事〕團亂旋トランテン、壹越調、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　團亂旋止羅傳卒一本團蘭傳、一名后帝團亂旋、

〔大日本史禮樂十四〕按通考、○文獻通考唐敎坊樂軟舞中有團亂旋、卽是也、

〔敎訓抄二〕團亂旋

此曲モカラ國ノマヒニテ侍リ、作者未勘之、或笛譜曰ク、大戶ノ眞繩作ノ曲、古人語ニ云、眞繩ハ此朝ノ人也、此曲ハ唐ノ舞ナリ、或書ニ云、后帝團旋、以之推之、皇帝ハ玄宗造之、當曲ハ后宮ノ造ルニヤ、此朝ヘ渡ルコトモ、皇帝ト一度ニワタルナリ、不審ナキニアラズ、タヅヌベシ、

〔體源抄三上壹越調〕團亂旋

抑此曲ハ唐ノ太宗皇帝ノ后宮ノ御製作トイヘリ、但后宮ノ字ヲモテ推スルニ則天皇后ノ御作歟、○中略或笛譜ニ云フ、大戶眞繩作之ト云々但此說ニオイテハ一定ヒガコトナリ、唐舞ノ條子細ナキモノ也、若舞ノ手ナド少々ツクリカヘタル歟、且唐朝ヨリ傳來ノ舞樂、其手ヲヤワラゲタル事、此一曲ニカギラズ、其證多者也、

〔龍鳴抄（上越調）〕團亂旋

てうしにまひはいづるなり

序三帖なり、一帖は序にす、二三帖はがくにす、たゞし末五拍子を序にす、おの〳〵拍子十六、入破拍子十六、する七拍子序にす、四反すべし、たゞしきれ〳〵にす、

颯踏（さたうと いふなり）拍子十六、四反すべし、序にする也、つゞきすべし、ふたつのやうあり、

急聲（きふせい といふべし）七反すべし、入破のやうにきれ〳〵にするなり、樂のことばも入破おなじ事也、たゞし吹いてひとあなかはるばかり也、舞のいるとき上調子なり、きぬの裝束はをなじ事なれど、かぶとはかはる、これ大曲也、

〔仁智要錄（四壹越調）〕團亂旋　序三帖、拍子各十六、破拍子十六、可ㇾ彈ニ四反一、颯踏拍子十六、可ㇾ彈ニ二反一、急聲可ㇾ彈ニ七反一、即以ㇾ破更彈合拍子二百五十六、今世入破彈ニ二反一、餘如ニ上註一、略時序彈ニ二帖一、入破颯踏各彈ニ一反一、急聲彈ニ二反一、舞出入用ニ調子一、大曲　新樂　南宮橫笛譜云、昔善傑ニ此曲一有ニ林眞倉大戶貞繩等一、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古團亂旋入破序吹ㇾ之、舞人居返吹テ、樂吹ニ成テ舞人立一、毎遍如ニ此也一、今ハ居事無ㇾ之、

〔敎訓抄七〕舞番樣

團亂旋（有ㇾ甲）諸肩袒　古鳥蘇（有ㇾ面、但近來不ㇾ用ㇾ之、執ニ後參一、冠著ニ劍笏一指、）

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　團亂旋（舞人四人）常裝束、袍甲異ニ體源抄曰、袍袖左右袒一、

〔續敎訓抄（四壹越調）〕團亂旋○（略）中答舞古鳥蘇有ニ後參一、

〔舞樂要錄（上）〕同○（舞番）例　八講

春鶯囀

堀河院宸筆御八講（長治元年八月一日被ニ始行一、同七日結願、○中略）第六日五卷日　左團亂旋○（略）中　右新鳥蘇

朝覲行幸

嘉保二年正月二日　左○（略）中團亂旋○（略）中　右○（略）中古鳥蘇

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　春鶯囀大曲

〔類箏治要六（壹越調）〕春鶯囀○（略）中　一名天長寶壽樂亦號ニ梅苑春鶯囀一、

〔續敎訓抄四（壹越調）〕春鶯囀○（略）中　會要曰、天長寶壽春鶯囀、新撰龍吟抄曰、天長寶壽樂或譜曰、天壽樂、或曰天長寶樂、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　春鶯囀（志由半阿不傳字）一名和風長壽樂、天長寶壽樂、天長最壽樂、又天長壽樂、（三臺別名樂、凡此中以ニ一名一爲ニ二曲之名一多、胡飮酒一名宴飮樂、亦爲ニ飮酒樂之別名一、秋風樂一名弄春樂、亦爲ニ和風樂別名一、八仙部志共號ニ龜舞一、蓋同ニ名異ㇾ物者乎一、抑亦謀傳爲ニ二曲之名一乎、今不ㇾ能ㇾ考ㇾ之、隨ニ古記一耳、）

〔敎訓抄二〕春鶯囀

此曲モモロコシ舞也、作者未ニ勘出一所ニ、或書云、合管青云人造ㇾ之、大國ノ法ニテ春宮ノ立給日ハ、春宮殿大樂管ニ此曲奏スレバ、必ズ鶯ト云鳥來アツマリテ一日囀ヲス、コノ朝ニモサルタメシ侍ル、興福寺僧圓憲得業ト申ケル人ハ、僧ノ身ナリケレドモ、管絃ノ道ニ無雙ナリケレバ、天下ニユルサレタリケリ、春朝ニハ住房（淨明院ノマガキノ竹ニ向テ、此曲ヲ吹給ケレバ、ウグヒス來リアツマリテ、笛音トオナジキ音ニ囀侍ケル、マシテカラ國ノコトハ、サコソハ侍ケメト、オモシロクも也云々、○中略）此曲古記云、名ニ天長寶青樂一ト云、

〔續敎訓抄四（壹越調）〕春鶯囀

抑此曲ハ、唐太宗皇帝ノ御製作ナリ、

〔大日本史禮樂十四〕按續敎訓抄、體源抄云、唐大宗造、然敎坊記云、唐高宗曉ニ聲律一、嘗聞ニ鶯聲一、命ニ樂工

白明達寫之、爲春鶯囀、亦爲舞曲、據此二書蓋誤、

〔龍鳴抄上一越調〕春鶯囀

てうしを吹てゆせいをしてまひの出るなり、いくかへりといふことなし、まひのたちとゞまるにしたがふべし、よつの、大曲のうちにゆせいあることは、皇帝とこれと也、仍て大田麿がつたへの大鼓うつべしといふ先達もありき、但譜もさもしるさず、口傳にもなし、さうちいふもあしくもなし、さいたる文もなしといふばかり也、序拍子十六、二反すべしとしるしたり、たゞしこのよ一反をす、まひの絶たるなり、

颯踏拍子十六、二反すべし、やつかこつきのきれをよの人喚頭といふ、たゞし喚頭とはいふべからず、はじめのこと葉をふたことばすつるなり、そのゆへは、はじめのひやうしのかこなゝつにあたるなり、よりてつぎのをいつゝにあてんれうに、ことばをすつる也、これならずはじめのことばすつるがくあまたあり、

入破拍子十六、四反すべし、むつかこの物也、

鳥聲拍子十六、二反すべし、序にする也、たゞしこのよ一反す、

急聲拍子十六、二反すべし、たゞしこのよ一反す、ふたつのやうあり、二反ながらまひありといふ、又一反はたえたりといふ、たゞし光則大夫將監將曹らありと申す、よてたえぬことなり、鳥聲につゞきてすべし、皇帝の五六帖の如し、あはひすこしのぶべし、まひのいるとき上調子、四の大曲とは是をいふ、まひひとつは蘇合なり、

〔仁智要錄四壹越調〕春鶯囀　一名天長寶壽樂　遊聲無拍子、序拍子十六、可彈一反、　長秋卿横笛譜云、可吹二反、今吹一反、颯踏拍子十六、可彈二反、入破鳥聲各拍子十六、可彈四反、急聲可彈二反、卽以入破更彈合拍子二百廿四、今世鳥聲拍子十六、彈二反、餘如上注、略時颯踏彈一反、入破彈兩三反、鳥聲急聲各彈一反、舞入時笛吹上調子、　大曲　新樂　南宮横笛譜云、昔善儛此曲者、有左大臣源信朝臣及巨勢式人等、仍承和御時、勅信大臣以此曲令傳習于成康親王、合于御笛儛於淸涼殿前、見之者無不感泣、

〔敎訓抄六雙詞〕春鶯囀　颯踏拍子十六　謂中序也

是樂拍子忠拍子トモニ曳物ニ用ヰゲニ侍ハ、イヅレニテモ人ノセムカタニシタガフベシ、本調子ニハ拍子ハクハヘ侍ヲドモ、或講體ノ事ニ打物ノアラバ可加拍子、三度拍子可上也、

同入破拍子十六　謂ル破也

是モ樂拍子忠拍子トモニ候也、加拍子畢リ六羯鼓ノ者ニハナベテノ事ナレドモ、古老說云、講演等ニ打物アラバ如林歌、上三度拍子、其上堀河院御時、六羯鼓ノ者ニ拍子上グル事ヤアルト、諸道ニ御尋アリシニ、狛光季奏シテ云、中古無雙ノ管絃者侍キ、南無阿彌陀佛ヲ樂ニ作合テ、謂六拍子也其說如三度拍子、又古老云、廻忽ノ返立口六羯鼓也、卽加拍子ノ時三度拍子、入破等樂更ニカハルベカラズ候由申ス、頗有御感、於自今以後者、尤可加三度拍子、被宣下タリケレバ、當世ニモ加拍子、人ソシリヲナスベカラズ、

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云ク、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルナリ、○中略女舞ハ春鶯囀、十人○下略

〔敎訓抄七〕舞番樣

春鶯囀有甲、諸肩袒、天長寶壽樂、　退宿德有面、牟子、合肘舞、退走禿ト云、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　春鶯囀、舞人四人常裝束、甲異、體源抄曰、著袍、左右袖袒、

〔樂家錄三十六番舞〕壹越調之曲

春鶯囀四箇大曲中也　番舞新鳥蘇、或古鳥蘇、退走禿、已上大曲

〔舞樂要錄上〕同○舞例　大法會
雲林院塔供養應和三年三月十九日　左春鶯囀略○中　右古鳥蘇
興福寺塔供養承暦二年正月廿七日　左○中略春鶯囀○中略　右○中略新鳥蘇
朝覲行幸
同○寛治五年正月十三日　左○中略春鶯囀○中略　右○中略退宿德
〔續日本後紀十仁明〕承和十二年正月乙卯、是日外從五位下尾張連濱主、於龍尾道上舞和風長壽樂、觀者以千數、初謂飴背之老、不能起居、及于垂袖赴曲、宛如少年、四座僉曰、近代未有如此者、濱主本是伶人也、時年一百十三、自作此舞上、表請舞長壽樂、表中載和歌、其詞曰、那那都義乃美與爾萬和倍留毛毛知萬利止遠乃於支奈能萬飛多天萬川流、丁巳、天皇召尾張連濱主於清涼殿前、令舞長壽樂、舞畢、濱主即奏和歌曰、於岐那度天和飛夜波遠良無久左母支毛散可由留登岐爾伊天氐萬吠天牟、天皇賞歎、左右垂淚、賜御衣一襲令罷退、
〔古今著聞集六管絃歌舞〕天暦元年正月廿三日、內宴を行はれけるに、重明親王勅を承りて琴を引給けり、一絃ゆるかりければ、右兵衞佐清正に仰てはらせられけり、先春鶯囀を奏し、後に席田をとなふ、
〔源氏物語八花宴〕きさらぎのはつかあまり、なんでんの櫻のえんせさせ給○略中がくどもなどはさらにもいはず、とゝのへさせ給へり、やう〳〵入日になる程に、はるのうぐひすさへづるといふ舞、いとおもしろくみゆるに、源氏の御紅葉の賀のをりおぼし出られて、春宮かざしたまはせて、せちにせめのたまはするに、のがれがたくて、たちてのどかに、袖かへすところをひとをれ、氣色ばかりまひ給へるに、似べきものなくみゆ、○略下
〔續敎訓抄四豐樂調〕春鶯囀

狛光時記云ク、去永久三年二月十二日、白河殿朝覲行幸ノ日、春鶯囀アリ、舞人行高左一者急聲一帖ノヨシ、笛吹正清ニ約束シテ樂屋ヨリ出了、而急聲ニ至テ、正清第二反ヲ吹加ユルキザミ、行高庭ニ居テ舞ヲ奏スルニアタハズ、爰ニ光則光時等ハ、違亂ナクコレヲ舞、上下ノ諸人耳目ヲ驚ス、行高誠ニ當坐ノ面目ヲウシナフ、其恨ヲナグサメガタクシテ、樂屋ニ入テ後、正清太コ打能元等ヲ勘發セシメテ云ク、此急聲ニオイテハ二反一反ノ相論未詳、仍一反ノヨシ其約束ヲカウフリナガラ、自由ノ違約尤不審也、但樂人自トシテ舞人ノ敎訓ニ相叶ハザルテウ樂所第一ノ違例ナリ、思其意趣何事哉、正清答申云、樂與アル時ハ約諾ヲ背テ吹加之、來落不易ノ例ナリ、就中光季存生之時、此急聲ニオイテハ二反ノヨシ、慥ニ其習ヲ存ス、全ク樂人ノ新儀不審ニアラズ、而其證據貴賤皆シロシメス所也、爰ニ光則難申テ云、故光季ニオイテハ、尙モ舞曲重代ノ指南トシテ、廻雪相傳ノ家風ヲマナブ所ノ傳受、祖跡才藝殊ニ群ニ拔タリ、此道ニ私ナシ、就中正流末流兩家相承、此急聲一曲ニカギラズ、雲泥懸隔ノ由緒アリ、又彼氏ノ淺深同日ノ論ニ不及、凡道ノ習、嫡ト庶トノ勝劣又相異ナリ、而一具ノ恥辱ヲノガレンヲマチク、其身ノ瑕瑾トイフベキ歟、時ニ行高閉口、凡相論ノ間、上下諸人コレヲキク、仍當家ノタメ子孫ノ爲、シルシオクトコロ如此シ、
〔台記〕康治元年三月四日丁酉、一切經會如恒例、今曉、入道殿○忠實藤原尼御前、菖蒲丸等、渡御棧敷、巳刻兩院臨幸、○鳥羽、崇德中略、今日舞、進退優美、万人屬目、欲舞春鶯囀、其間行則申云、光時童舞急聲二反、行則舞一反、第二切絕之由所承也者、入道殿仰云、第二反度、行則不可舞、因冥加第二反時跪候、權大納言宗輔卿長絲竹道云、康和御賀、故光季光時曾祖第二反給了由所申也、今光時、舞二反如何、答、光季秘藏歟、余○藤原賴長案此事、件卿自本願寺○願寺一本作願惡光時、今所云、若詐貶光時歟、胡飮酒間、清信多失錯可謂恥、今日事、具次第、因委不記、

〔續敎訓抄四壹越調〕春鶯囀

永治二年〇康治元年三月三日平等院一切經會ナリ、此日太上法皇〇鳥羽ノ御幸アリ、願主禪殿下〇藤原忠實舞人光時ヲ召テ、仰下サレテ云ク、年齡已ニ高シ、後會何レノ時ヲカ期ベキ、然バ今日ノ舞ニオイテハ、丁寧ヲ存ベキナリト云々、光時申云、舞ノ體ハ善惡ヲ申ニアタハズ、思モヨリ候マジケレバ、舞ノ切ヲ不ㇾ殺シテ可ㇾ奏ト申畢、樂屋ニ歸テ行則ニ對テ云ク、今日舞其切ヲ略スベカラザルヨシ申上了、今春鶯囀急聲二反アリ、行高不ㇾ舞之、行則同前歟、然バ行則舞ニ立ベカラザル歟、將又第二切ヲ略ベキ歟、于時則助云ク、急聲二反ノ有無尙異論ナリ、舞切ヲ略ベカラザルヨシ申上了、今日不ㇾ奏之者、異論ノ語ニ引レン歟、必可ㇾ被ㇾ奏也ト云々、爰ニ行則舞ニ立ベカラザルヨシ申トイヘドモ、依ㇾ御定ㇾ立舞、第二切ニ至テ舞臺ノ上居畢云々、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕康治元年三月四日、仁和寺の一切經會に、兩院〇鳥羽、崇德御幸有けるに、入道殿下〇藤原忠實參らせ給けり、春鶯囀を舞ける時、行則申けるは、光時嵐踏急聲二反を舞、行則一反を舞、第二之切絕たり、入道殿仰られけるは、第二反のたび則舞べからず、是によりて、第二反の時はひざまづきて候けり、京極大相國宗輔其時大納言にて候はれけるが申されけるは、康和御賀に、光時が曾祖父光季、第二反たゆるよし申侍き、いま光時二反をまふいかゞ、もし光季秘藏をけるにや、字治左府御記には、件の卿もとより光季をにくみていはれけるにやとぞ、かき給て侍るなる、

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉、此日御賀〇後白河五十賀試樂也、〇略

左春鶯囀舞人插ㇾ笏不ㇾ袒、仁平袒之、不ㇾ可ㇾ然由見ニ字治左府記一、立樣同ニ万歲樂一、序一遍嵐踏一遍、入破三遍鳥聲一遍、急聲一遍、

〔敎言卿記〕應永十六年五月六日戊寅、禁裏御懺法講初日、壹越調、〇中略天長寶壽樂嵐踏同入破、〇下略

〔難波宗建卿記〕享保十七年正月十八日、今日春鶯囀久中絕再興之事度々難ㇾ有ㇾ仰、及數年不ㇾ能ㇾ再興、去々年此事再應ㇾ被ㇾ仰出ニ至ニ今年一必可ㇾ再興、若於ㇾ背仰者、樂所可ㇾ及ㇾ難之由也、寶長朝臣奉之、既及ㇾ御請、

仍今度有ㇾ再興、雖ㇾ然依ㇾ爲ニ初度一、師家之輩許相勸度之由舊多內々言上、今日舞人二人於ニ管方一者音頭師家之面々役之、舞首尾了、甚有ニ御感一、就中辻豐前守狛近任依ㇾ爲ニ上臈一、件一人預ニ勸賞一、叙ニ正四位上一、且五人輩爲ニ賞賜一太刀馬代一、銀十兩自寶長朝臣一被ニ沙汰之一、〇略中

〔枕草子九〕ゑらべは

うぐひすのさへづりといふゑらべ

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越曲　玉樹後庭花

〔敎訓抄三〕玉樹後庭花〇略中　又金釵兩臂垂謂之、一名玉樹後庭花

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　玉樹後庭花、氣與具志由古傳以和尋常略ニ後庭花三字一、一名玉樹曲子、又金釵兩臂垂、又霓裳羽衣、又壹越婆羅門、

按ニ文獻通考等書一、金釵兩臂垂、霓裳羽衣、玉樹後庭花、各別曲也、本邦或爲ニ同曲一者、想當初金釵霓裳之兩曲、傳ニ舞體一耳、而不ㇾ傳ニ聲曲一乎、因舞ニ彼兩曲一則奏ニ玉樹一因之遂誤爲ニ同曲一者乎、此例間亦有焉、

〔通典百四十五樂歌曲

玉樹後庭花、堂堂黃鸝留、金釵兩臂垂、並陳後主所ㇾ造、恒與ニ宮女學士及朝臣一相唱和爲ニ詩、太樂令何胥採ニ其尤輕艷者一以爲ニ此曲一、

〔唐會要三十二雅樂

武德九年正月十日、始命ニ太常少卿祖孝孫一考ニ正雅樂一、至ニ貞觀二年六月十日一樂成奏之、太宗謂ニ侍臣一曰、禮樂之作、蓋聖人緣ニ物設一ㇾ敎、以爲ニ撙節一、治之隆替豈此之由、御史大夫杜淹對曰、前代興亡實由於樂、陳之將ニ亡也一爲ニ伴侶曲一、行路聞之莫ニ不悲泣一、所ニ謂亡國之音也一、以是觀之、蓋樂之由ニ也太宗曰、不然、夫音聲感ニ人、自然之道也、故歡者聞之則悅、憂者聽之則悲、悲悅之情在ニ於人心一、非ニ由樂也一、將ニ亡之政其民必苦、然苦心所ㇾ感、故聞之則悲耳、豈樂聲哀怨能使ニ悅者悲乎一、今

玉樹後庭花伴侶之曲、其聲倶存、朕當爲公奏之、知公必不悲矣、

〔體源抄三下壹越調〕玉樹後庭花○中略　又金剱兩臂垂謂之○中略　又名一越波羅門、

〔續敎訓抄四壹越調〕玉樹後庭花

抑此金釵兩臂垂ニオイテハ、各別ノ曲ト見及ブトイヘドモ、堀河院ノ御位ノトキ、粗此由緒ヲ聞召シ及テ、寛治二年ノ春ノ比、光季ヲ召テ御タヅヌアル、則奏之申テ云ク、彼裝束ニオイテハ、先年ノ比、ワヅカニ元興寺ノ寶藏ニ、玉樹裝束ノ唐櫃トイフ銘候シ由、粗承及トイヘドモ、未ダ其眞僞ヲシラズ候旨、陳申上ニヨッテ、元興寺ヘ勅使左大辨大江匡房ヲ下サル、寶藏ヲ開テ實檢セラル處、唐櫃ノ銘文ニ云、玉樹金釵兩臂垂裝束二具納之ヨシ、カキノセラル、處ナリ○中略抑光季年來ノ不審ヲ披ガタメニ、勅使左大辨匡房ノ許ニ行向テ、名府ヲ捧テ玉樹金釵兩臂垂通名ノ子細、尋申サレケルトコロニ、答申サレテ云ク、玉樹ト兩臂垂ト共ニ、陳ノ後主所造ナリ、而モ一曲タリ、未其因緣ヲ知ラズト雖、彼作者別人ニアラズ、而兩臂垂曲未コレヲ見聞カズ、但シ唐櫃ノ銘文尤詳ナリ、予ガ不審同以開之、然者今ニオイテハ、玉樹金釵兩臂垂ト云ベキ歟、就中舞ノ說ニツイテ、別相傳アルヨシ今開之仍此銘文ニ付トイヘドモ、誰非據トイハンヤ、加之仍彼唐櫃ヲ相具シテ、上洛アルベシトイヘリ、

〔龍鳴抄上一越調〕玉樹後庭花玉樹といふべし

拍子十四、はじめ二拍子は序にす、つぎのかへりは十二拍子、この樂はむかしいみありき、そのゆへは、帝王この樂をこのみせさせ給き、まことにえきれいをこりて、人民百姓ほろびうせき、その時公卿せんぎありしに、ひとりの大臣、この樂の故なり、これをながくとゞめらるべしと、さだめられしかば、ながくとゞめられにき、一兩代過て、又帝王このがくいみじくおもしろかりけりとて、またこのませ給、公卿いみありしかば、とゞめられにし物也、更に〳〵さぶらふべからずと申されしに、宣旨云、管絃はさらにいみなし、人の心を自然に感せさする也、なげきある物はきけばなげく、よろこびあるものはきけばよろこぶ、人の心にまたがふ物也、がくによるべからず、よりて貞觀二年六月十日、內敎坊にたまはりて、成樂のごとくそうす、それによりてさらに世あしからず、まかれば正月節會に是を奏す、

〔仁智要錄四壹越調〕玉樹後庭花　拍子十四、可彈八反、但第二反以後每遍拍子十二、合拍子九十八、從第七反打三度拍子、南宮橫笛譜云、但須從六反終加一拍子而可打也、從七反正打三度拍子、此則諸曲通例也、以下諸曲可准此可打、今世第八帖打三度拍子、略時彈二反、終帖上大鼓、舞出入用調子、中曲　新樂

〔雜秘別錄〕玉樹

つらのまひといひて、かずあまたたちてまうまいは、舞臺の左右にたちむかひてこそまうに、これは舞臺の南方にきたむきによこざまに、八人たちて八反をまうなり、心はたまのうへきとかきたり、木をすぢやりてすぐにうへたるよしにこそ、一のものはにしのはし、二の物はひむがし、三の物は又にし、四の物は又ひむがし、かくなかざまへ下らうしだいにたちて、八反があいだ、一反づゝたちかはりてまふなり、四反にたちかはりて、のちの四反をもとのざせきにたちなをるなり、りやくする時には、たちかはる事なきにや、

〔敎訓抄三〕玉樹後庭花　有甲近來不用之　中曲　新樂

有八帖拍子各十二一二三帖、如常四帖、下手端渡切六帖本立所渡還切平立舞也以並立爲平立初者以中爲上四帖以後以端爲上、從六帖亦以中爲上、欲渡之時知此以中爲上也、朱書略定ノ時ハ、必左右ノ端爲上秘事也、

一帖拍子十四初ニ序吹二拍子アリ、加此定樂ニ成後至八帖拍子終帖加三度拍子略定之時、一八

帖舞也、又云、從二第七返一打二三度拍子一、終帖打二三度拍子一、

貞保親王譜云、但須從二六返一終加二一拍子一而可レ打也、從二七反一正打二三度拍子一抑此曲別習謂二之金釵兩臂垂一、（玉樹與二兩臂垂一、隊後王所レ作ナリ、大江匡房說也、〇中略）

承和遣唐使舞生、件歸朝之間、此樂忘タリケレバ、又ツカハシテ、此朝ニハ習トゞメタリ、

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、〇中略女舞ハ春鶯囀、十人玉樹十二人

〔教訓抄七〕舞番樣

無答舞　玉樹昔有二別裝束一、比世失了、有レ甲、中古諸肩袒、細著也、今世ニハ諸肩袒尻引也、謂二之玉樹後庭一、又金釵兩臂垂一、

〔續教訓抄四壹越調〕玉樹後庭花、〇中略昔有二別裝束一、但今无レ之、仍用二常裝束一、中古細著、諸肩袒、著甲、今如二常舞一、雖レ然又用二細著事一、在レ之可レ依レ時也、爲二平立舞答舞綾切一、

〔舞樂要錄上〕舞番

左玉樹〇中略　右綾切

同例　大法會

雲林院堵供養應和三年三月十九日　左〇中略玉樹〇中略　右〇中略綾切

朝覲行幸

同〇康和四年正月二日　左〇中略玉樹〇中略　右〇中略退宿德

〔教訓抄三〕玉樹後庭花

治曆二年正月廿六日、宇治殿召二光季一舞樂間事、御タヅチアリケル內、霓裳羽衣曲ハ、今ノ玉樹ノ中、別ノ舞ノ手ノアルヨシ、タシカニ光高勘申上タリキ、汝ハシレリヤ如何、此仰ニツキテ、ソコヲハラヒテ申上處ニ、シキリニ御感ニアヅカリテ罷出了云々、

壹弄樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　壹弄樂弄音如二郎、下皆同一

〔伊呂波字類抄伊人事〕壹哢樂イツロラク

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　壹弄樂、以千呂字羅具一名一隆樂、又承天樂、

〔樂考壹越調〕壹弄樂　又名承天樂

按するに、唐樂曲承天樂といふ二つあり、一つは高宗の時に所作、一つは玄宗の朝に所作、太常卿韋絢が作也といふ、

〔龍鳴抄上越調〕一弄樂いちろく

拍子十四、四反すべし、新樂、このまひ狛家ならはずとかや、藥師寺にのりきよといひし三鼓うちまひければ、清貞もをりてやあるらん、いまだたづねず、

〔仁智要錄五壹越調〕壹弄樂　弄或作二隆一、拍子十可レ彈二四反一、合拍子四十、終帖打二三度拍子一、中曲　明暹橫笛譜云、急名承久樂、大戸清上作、

〔大日本史禮樂十四〕續教訓抄引二醉鄉日月一曰、承天樂、博士馬順等作、或云、武太后作、今無二所考一、按新唐書、通典並云、高宗時、張文收作、景雲河清歌、名曰二燕樂一、分爲二四部一、其四曰承天舞、唐書又云、中宗時、大常卿韋絢制二六曲一、其一承天樂、然則爲二清上所作者一、恐非、今姑從二舊說一、

〔教訓抄六壹越調〕壹弄樂拍子十　又奏天樂云、又一隆樂、　新樂

此樂者大戸清上作之、舞者大戸眞繩作之、仁明帝時云々、或譜云、此舞ハ玉手則清之家ヲ可二尋ネ一ト申タレドモ、其子孫于今侍ドモ不二傳習一云々、忠拍子アリ、有序ケレドモ絕畢、此破南宮說、自二加拍子一時打二三度拍子一、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　賀殿古老傳云、承和遣唐判官藤原貞敏、以二琵琶一傳レ曲、林眞倉奉レ勅作二此舞一、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　賀殿加傳聲字共清、一名嘉殿樂、又甘泉樂、又含泉樂、舊記曰、破謂嘉祥樂急、謂賀殿云々、

〔樂考壹越調〕賀殿賀嘉通用

按ずるに、隋朝に河傳曲あり、煬帝卜河を開れし時に作れる曲也、嘉祥二年、閑院行幸の時、狛光季奏請して、賀殿を以て萬歳樂に代ふと云こと、著聞集に見えたり、然らば河傳賀殿字音同じきが故に、文字をあらためて、新殿を賀する樂をなせしなるべし、

〔秘苑日涉四〕賀殿

壹越調曲有賀殿、蘇名類聚鈔曰、承蘇中遺唐判官藤原貞敏以琵琶傳此曲、一曰貞敏受之唐隊承武、然唐時樂府無有此目、照疑當是河傳、以國音同訛耳、西凉州作最凉州、康老子作小老子、越殿樂作越天樂、大醊樂作大補樂之類也、按碧溪漫志曰、水調非曲名、乃俗呼音調之異名、陸說云、水調河傳煬帝將幸江都時所製、聲韻悲切、帝樂之、蓋水調中河傳也、河傳唐詞存者二、其一屬南呂宮、凡前段平韻、後仄韻、其一乃今怨王孫曲、今世河傳乃仙呂調、皆非也、此知煬帝所制河傳、不傳已久、然歐陽永叔詞內、河傳附越調、亦怨王孫曲、今世河傳乃仙呂調皆非也、下略

〔敎訓抄一〕賀殿

延長二年正月廿五日、太上法皇多字奉賀天皇醍醐冊算ノトキ、舞ヲ奏セシ內ニ、含泉樂四人舞、是賀殿異名也、古老賀殿ノ別名ト申處、或目錄黃鐘調ノ內ニアリ、シカラバ別舞カ、不審ノコル可尋云々、

〔龍鳴抄上一越調〕賀殿かんてうしをふいて、とりのきうをみちきにす、かこを打べし、いくかへりとさだめず、まひのゆきたちをはるに隨ふべし、

破拍子、十四反すべし、たゞしいまの世三反する也、まひのたえたるが、するのてうの末二拍子を

みだしひやうしにうつべし、

急拍子廿四反すべし、たゞしこの世三反する也、はてのてうに拍子をあぐべし、口いる時は、また急をもまひの立かへりて、がくやにむかふ時、拍子をくはふべし、このがくはたうよりは急をつたへたるなり、破をば嘉祥樂といふ、こゝにはじめて破としたるなり、

貞敏さだとしと云人なりたうより比巴にならひてきたるなり、舞林眞倉といふ人つくる、大宗人なり、但可尋、

さらゐつきといふ事あり、いる時あることにや、たしかならぬことなり、

〔仁智要錄四壹越調〕賀殿　賀或作嘉　破拍子十、可彈四反、長秋卿橫笛譜云、但不加撥急拍子廿、可彈四反、終帖加拍子、南宮橫笛譜云、打三度拍子合拍子百廿、今世破彈二反、終帖二拍子上大鼓、急第四反舞更居突同帖拍子、略時破彈一反、末二拍子上大鼓、急彈三反以下彈二三反時、終帖加拍子、彈一反時從第十一拍子上大鼓、舞出時彈鳥急、入時重彈當曲急、舞人南向時加拍子、他曲入樂皆倣此、中曲　新樂　南宮橫笛譜云、此曲承和遣唐使判官藤原貞敏彈于琵琶、未有勅作、傳時以嘉祥樂爲破、以嘉殿爲急、以伽婁賓急爲中舞也、但件傳物師林眞倉作之、

〔雜秘別錄〕賀殿

さらゐつきといふ事は、べちの事なし、一の物ばかりまふとかや、ひざをつくをいふ、賀殿と太平樂急とにこのてあり、略更居突、さらにゐつくとかきたるなり、

〔敎訓抄一〕賀殿　有甲　中曲　新樂

破有二帖拍子各十急有四帖拍子各二十

破二帖アリ、ツヽハ一帖、舞二帖ハコモリタル物也、加拍子樣、一帖乃至二帖ノ時モ、末ニ拍子加三度拍子、秘事也南宮笛譜ニハ、終帖加三時一說同之、光博雅笛譜云、不加撥急四帖アリ、常ハ三返舞加終帖拍

子、光時略時二返舞、終帖加二拍子一、猶略時ハ一返舞、自二半帖一加二拍子一、光時ガ秘説云、第四帖ヲバ名二更居突一ヘタヤスク舞連事ナシ、殘シテ入綾ノ時舞レ之、秘事故也、急第二返ノ第二拍子ヨリ加二拍子一、自筆ノ舞譜付也、

於二更居突者一蒙二別仰一舞歟只ノ入綾ニハ居手ヲバ舞ベカラズ、此曲入綾ハ四帖舞、サル程ノ舞人ハマハヌ也、○中略

或古記曰、大國ニハ國王ノ大賀セサセ玉フ時奏二此曲一云々、舞曲モ唐ニ候ケルニヤ、非レ無二不審一可レ尋レ之、此舞ニ百拍子ノ説ト云事アリ、某習云、破二帖拍子二十一、急四帖拍子八十一、合百拍子ナリ、此説曰、破急ヲ連舞、破第二切末二拍子早成ノ加拍子、急ハ第四帖加拍子、

〔敎訓抄六雙調〕嘉殿　拍子十

右目錄ニハイレラレ侍ラヲドモ、近來曳物ニツヲニシデヽ侍也、是モ忠拍子ニ吹ベシ、加拍子時ニ、拍三度拍子

急

是モ忠拍子ノ説候ヘドモ近來御前ノ御遊ニモ樂拍子ヲ用キラレ侍也、加二拍子時打二一拍子一、

〔殘夜抄〕わたましこれは未だ承らねど、それもたゞ御遊普通のにてあるべきに、此殿といふ歌をうたふべし、其外かはりめいとなきにや、樂にも必ず賀殿あるべきとぞ聞侍し、

〔敎訓抄七〕舞番樣

賀殿有レ甲、嘉殿ト三、片肩袒、破保曾呂久利夜須云、長保樂片肩袒、破急加

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、○略中賀殿、甲アリ、片肩袒、入綾アリ、一人舞之、

〔舞樂圖〕賀殿唐朝六人舞或四人

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　賀殿舞人六人常裝束、甲異、體源抄曰

〔樂家錄三十六〕壹越調之曲

賀殿中曲　番舞古鳥蘇、大曲、或地久、白濱、已上準二大曲一、延喜樂、長保樂、已上中曲、林歌、小曲

〔舞樂要錄上〕舞番

左賀殿○中略　右長保樂或地久或延喜樂

同例　大法會

金剛心院供養仁平四年八月九日　左○中略　賀殿○中略　右古鳥蘇

東寺舍利會康永五年五月　左○中略　賀殿○中略　右○中略　延喜樂

八講

鳥羽院御八講仁平四年三月廿二日被二始行一、同廿五日結願、第四日五卷日夕座了供舞　左賀殿○中略　右地久

朝覲行幸

同○康和四年正月二日　左賀殿○中略　右長保樂

同○永久四年二月廿日　左賀殿○中略　右狛桙

大治二年正月三日　左○中略　賀殿○中略　右○中略　皇仁

御賀

康和四年白河院五十御賀　試樂三月九日　左○中略　賀殿　右○中略　林歌

〔扶桑略記二十六〕康保三年十月七日丁卯、殿上有二侍臣舞一、○中略　次奏二賀殿一、舞人兼通朝臣、親賢朝臣、

〔榮花物語二十御賀〕治安三年十月十三日、殿の上の御賀なり、○藤原道長妻倫子六十賀、中略、かてん（かてん原作か）てん、今據二一本一改、

は源の大納言の御子右近の少將あきもと、皇太后宮の權大夫の御子の左近の少將すけふさ、ともたふの源の宰相の御子右近の少將もろよし、近江の守なりまさの朝臣の子右馬の助みちなりなどなり、資通は藏人の侍從五位にてまふべきを、侍從は衞府ならねば、俄に右馬の助にはなしてまふべきを、

させ給へるなりけり、かざしの花ども、ゑろがねこがねの菊をつくりて、この公達みなかざしたり、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕嘉保二年八月八日、院〇白河に行幸〇堀河ありて相撲を御覽せられける、江帥〇大江匡房兼日に式をつくりて奉ける時、舞人狛光季申けるは、万歳樂をとゞめて賀殿を奏せんと思、そのゆゑは一には萬歳樂は毎年に御覽せらるゝ曲也、一には祝は賀殿おなじかるべし、一には舞興賀殿まされり、一には此院新造たり、賀殿の儀あひかなへり、江帥このよしを奏せられければ、ゑかるべき由勅定有て、まづ賀殿、地久を奏しけり、其時の内裏は堀河院、仙洞は閑院にて侍けり、程ちかければ、かちの行幸にてぞ侍ける、

〔教訓抄 一〕賀殿

或記曰、狛行光生年十六歳ニシテ、父行高ニ賀殿ノ曲ヲ習、其後春日社ヘ參詣ノ度ゴトニ、カタガタニ立寄テ、密々ニ此曲ヲ舞テマキラスル事、年月ヲヘテ後、重病ヲウケテ令逝去畢、冥途ニオモムク間、貴客相副ヘリ、炎摩廳庭ニ參給時ニ、ゴクソツハゲシクセメントスル處ニ、此貴客マゲテコヒウケ給フ、仍カヘサルヽ時ニ問云、コハタレ人ノソハセ給テ、忝クコヒウケサセ玉ゾト申所ニ、貴客答云、我ハコレ春日大明神ナリ、汝年來我ニ心ザシフカキコトアサカラズ、其恩ヲホフゼンガタメナリト仰ラレテ、地獄ノアリサマユカシキミセント仰ラレテウセサセ給ニ、コレヲミル凡機モ心モ失ヌルホドノコト也、見終後ナク〳〵申テ曰ク、イカヾシテ此ノ苦ヲハナレ候ベキト申セバ、父母ニ孝ヤウスルニスギタル事ハナシ、ハヤク本國ニカヘリテ此ヨシヲカタルベシト仰ラルトオボユレバ、貴客モ見エサセ給ハズ、又蘇生シヌ、其後仁平二年九月二日、令逝去畢、生年六十三御社撿記ニ、解脱聖人貞慶ト申シテ、世コゾリテ生佛ノゴトク、タツトミタテマツリシ人ノカキオカセ給タリ、又説法ニモ度々セサセ玉シ也、然間件ノ行光ハ无下ニマヂカキモノナルニ、樂所ニハ舊記ニモ見ヘズ、云傳タル事モ侍ネバ、旁不審无極トイヘドモ、コヒウケ給ハルガメデタク貴ク侍レバ、心アラン人ハアヤシノ曲ナリト、合掌廻向シタテマツルベキ也、仍テコレヲ注シ侍ル也、

〔三長記〕建久七年十一月五日庚辰、天皇〇後鳥羽行幸于賀茂社之日也、〇中略次引入神馬於中門内、次東遊、次神樂、次音樂、左、萬歳樂、賀殿、陵王、右、延喜樂、地久、納蘇利、

〔吾妻鏡 五十二〕文永二年三月四日癸酉、今日於御所鞠御壺、覽童舞、〇中略又右近將監中原光氏、廻雪奏賀殿之間、給祿物、五衣能基朝臣役之、

〔教言卿記〕應永十六年二月十六日、夜前禁裏御樂、〇中略賀殿破、同急、〇中略賀殿破珍敷、〇中略賀殿破予及九十、樂祇候其席、

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕壹越調　胡飲酒古牟志由、酒字濁、一名醉胡樂、又宴飲樂、飲酒樂別名、亦謂宴飲樂異之乎、

〔樂考 壹越調〕胡飲酒　未詳

按ずるに、唐散樂部に蘇郎中戲といふあり、後周の世蘇葩といひしもの、酒に醉りし體を象りし舞也といふ、後戲樂郎胡部の舞なれば胡飲酒といふ、もしくは蘇郎中戲の事にや、統秋一名宴飲樂といひしはあやまりなり

〔大日本史 禮樂十四〕按教坊記、曲名有胡醉子、不詳異同、

〔教訓抄 四〕胡飲酒〇中略一名宴飲樂〇中略

班蠶所作也、胡國人、飲酒醉テ奏此曲、摸其姿乙、舞曲桴者酒杓也、此事不詳可尋、又云、胡國王舞之也、桴ハ笏ナリ、

或書云、承和年中奉勅、舞方大戸眞繩作之、樂方大戸清上作之、然者如青海波、此朝ニシテ作改タルカ又新作歟、不詳、可尋之、又兒女子牛飼童酒醉鄕之姿所舞、舞者源家ニ留ル、土御門御一家樂者被下坊家、是習傳、今者有諸家、

〔龍鳴抄 上一越調〕胡飲酒

序拍子七、二反すべし、破拍子七、七反すべし、三反のするに拍子をこめて三度拍子にうつ、まゐ古亂聲にいづるときは、拍子あげているなり、

【仁智要錄五壹越調】胡飲酒　序拍子七、可ㇾ彈ㇾ二反、破拍子十四、可ㇾ彈ㇾ七反、南宮長秋卿橫笛譜云、可ㇾ彈ㇾ五反、終帖打ㇾ三度拍子、今世破彈ㇾ七反、從第二反十三拍子、打ㇾ三度拍子、舞人多時助曰、三度拍子之中或加ㇾ小撥、樂所預源賴能曰、雖ㇾ有ㇾ此說不用之、略時序彈ㇾ一反、破五六反、舞出吹ㇾ林邑亂聲、入時重彈ㇾ當曲破、但打ㇾ三度拍子、小曲　古樂

【雜秘別錄】胡飲酒

まことに舞にとりて、ことなるひさう大事の物とかや、これをまひつれば、くるゑん去やうをかぶる、みたるにたゞおなじていにて、いづくに秘事あるべしとも見えねども、をり〳〵ふるまひて出いりにつけて、ひさうの事どもありとかや、又つたはりもあるべきことは、いづれもといひながら、事どもありげなり、多助忠正連にうちころされて、氏の者おなじくうちころされ、いきのこりの子どもにて、あに忠方、おとゝ近方、わづかに十三四のものどもにてありけるには、堀河院すけたゞにめしとひたる事にゑたがひて、御はからひありて、みちをつがせさせおはしましけるうち、たゞかたはこいむず、近方はかぐら、ふぞくをきはめけるとかや、そのゝち中院太政大臣殿〇源雅實こいんずをつたへさせ給て、忠方が子たゞ時にもをしへたびけるにや、その御日記には、忠時こいんずまふ、さうでんなき事どもあり、自由らうせきのをのこなりなど、かゝせ給たる所もあり、又ゆゝしくほめさせ給たる所もありとかや、そのおほい殿は、ちかくまでおはせし、おほみやのすけ定仲と申し人、仁平の御賀〇鳥羽にわらはまひせられけるにはその人によく〳〵こまかにをしへさせ給けるにも、やう〳〵の事ありけるとかや、いまは忠時がすゑこそは、こいんずまふべきにて、されど多久行おほみやのすけに、こまかにならひたてまつりたりとて、おきの院〇後鳥羽の御前にて御覽あり、おほみやのすけ、ゆめを見たるとぞ、よには申ける、白河のさんぼうゐんくやうに、おほみやのすけまひたまひけるに、みちをあしくいで給たりけるを、時の人の去らぬおもてかた去てさみつる事よと、そしりければ、さかさはずこそおぼえざりつれとてありける程に、まことにはそれがめでたき秘事にてありけるが、かゝるさたいできてのち、あらはれてのちは、たれも去りこのなかよりいづるなり、樂の名は胡飲酒と、やがてかきたむめり、口傳にもいかめしげなるものら、よく〳〵さけにゑいたるにて、このいでし、たいこのばちの樣なるものをもちたるも、人はばちと去りたり、天王寺のものは、がくやの太鼓のばちをとられたれば、かたばちにてうつと去りたりとかや、まことには酌といふものなり、ひさごつぶりのさけいれたるものなり、えながひさごなどいふものなり、さけのまするへいじとりを、去やくとりといふもこの心なるべし、破をするに太鼓をあぐる事は、第二反のする二拍子をこめてあぐると、たれも去りたり、それに持明院の御所にて、そのかみふぢ井の中納言まいりて、舞たてたるやうして、遊びを申おこなはれしにまいりて、琵琶ひきしに、亂聲してのち序あり、破やがてありしに、孝時太こをうつとて、第二反のかしらよりあげんとせしを、めを見やりてするゑ二拍子よりあげさせたりしを、はてゝのちふぢゐの中納言、あれは第二反のかしらよりあぐるもさもあるものを、七反の時こそするゑよりはあぐれ、略するには三反も五反もあるには、又大鼓をもひきあげて半くはふるなりといはれしかば、さは候はぬものをとばかりは、なをつぶやきしかども、さすがさ程の人を御前にてつめふせんもあらかりしかば、一ことばかりにてやみし、のちにぞ宮に申しやうは、略すと申すも、三反のゝちをこそ舞も略し候へ、三反よりさきは、いかにも略し候はずとこそうけたまはり候へと申しかば、そはさぞかし、ひが事をいひし

なりとぞおほせありし、これはつちみかどの大納言殿〇源通方も、大みやのすけによく〳〵ならひたる人にておはしますも、この言にぞおほせられし、いまはいかゞおほせられんずらむはしらず、

〔敎訓抄四〕胡飲酒　有別裝束　小曲　古樂〇中略

序二帖拍子各七　破七帖拍子各十四

序二帖、第二帖舞人居、秘事內云々、破七帖、第二反之末籠二拍子打三度拍子、是多氏說、第三反ノ頭ヨリ打一拍子、山村氏之說、舞五返時、從第二反頭打三度拍子、賴吉說、第三反末加二度拍子、惟季說、加一拍子、

此舞昔ヨリ右舞人多氏舞、其故不知可尋、

當曲作法、自右樂屋渡左之樂屋者裝束、左右頗饗應シテ一盃酒ヲ勸ムル例ナリ、先奏古樂亂聲、御使三度、太上天皇關白家御隨身勸之、法皇之時ハ廳官左ノ樂屋ヘ來テ右膝突テ仰ナリ、然ニ承久二年水無瀨殿舞御覽日、御隨身某右方ニ仰タリキ、御隨身尾籠ト上下申キ、舞人出テ亂聲一曲ノ後止テ、亂聲各禰取、如常

次序二帖有居事　次破七返、舞踏シテ如大輪舞廻、其姿如打輪、如此舞テ七帖ノ終ニ北廻向テ終ナリ、而近來樂七反、舞不合間、大旨八返九反吹ナリ、心得ザル故ナリ、

〔敎訓抄六雙調〕胡飲酒破拍子十四

是モ忠拍子ナリ、サレドモ呂歌、田中井戸ニ合タルユヘ、樂拍子ヲ用タル也、但シ歌ニ合時ハ少シノゾク所アリ、加拍子、一拍子打之

〔吉野樂書〕一胡飲酒、ハウヨリウヘニ黑キハンヒヲキル也、總ジテミナ左前ニキルナリ、胡人エビス也、七ノ秘事ノ內ニ、三位殿ノ方ニハ太鼓ノ前フルマヒ、祿給ハル所ムツケテハナラズ、樂屋ノ御使ハ右ヘ行ン秘事也、

〔敎訓抄七〕舞番樣

胡飲酒有面、別裝束、有入綾、源氏、並多氏舞也、　林歌有甲、別裝束、金鼠付、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　胡飲酒、舞人一人　面、帽子、袴、常異　袍、裲襠、腰帶　沓、大槪同新靺鞨香　桴、

〔樂家錄三十六番舞〕壹越調之曲

胡飲酒小曲　番舞林歌、或新靺鞨、已上小曲

〔舞樂要錄上〕舞番

左胡飲酒〇中略　右新靺鞨

同例　大法會

法金剛院御塔供養保延二年十月十五日　左〇中略　胡飲酒〇中略　右〇中略　新靺鞨

朝覲行幸

同〇保延五年正月四日　左〇中略　胡飲酒　右〇中略　崐崘

御賀

康和四年白河院五十御賀　試樂　三月九日　左〇中略　胡飲酒　右〇中略　皇仁〇中略　後宴　同廿日　左〇中略　胡飲酒〇中略　右〇中略　納蘇利童

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、〇中略　胡飲酒〇中略　これらを御覽せられけり、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略　次胡飲酒、兼通朝臣、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕治曆三年十月廿二日、於中殿御覽童舞、權中納言源顯房之息〇源雅實舞胡飲酒、召御前給御衣、祖父內大臣源朝臣師房起座拜舞、

〔殿曆〕康和二年六月十五日庚戌、今夜右舞人助忠幷子時方被殺害了、採桑者幷胡飲酒神樂絕了、非唯爲彼等、實是輕慢朝威、

〔續古事談五諸道〕左舞人光末申ケルハ、○中略正方死ナムトスル時、正助胡飲酒ノ事ヲトヒケレバ、マコトニヲシヘタリ、ソレニトヘトナム云ケル、○略○中時、タビ〳〵御前ニテ此舞ヲ奏シテ、多好茂ニツルニ、正助ウセテ後、胡飲酒舞ベキモノナカリケレバ、時助ヲ召テ、父正方コノカミ正助コノ舞ヲ傳ヘテタビ〳〵奏シキ、汝サダメテミナラヒケン、ツカウマツレト仰ラレケレバ、イマダナラハヌヨシ申ケルヲ、ナホツカマツレ、汝ガ子助忠、正助ニナラヒタルヨシキコシメス、カレニイヒ合テツカマツレト仰アリケレバ、シブ〳〵ニ仰事ナレバ、ツカウマツルバカリナリトテ、マカリタチニケリ、コノ詞ヲイナリトナム人々イヒケル、サテソノタビ舞テ賞カウブリニケリ、時助ガ子タビ〳〵舞テ勸賞カウブレリ、助忠正連ニコロサレテ後、ナガクコノ舞タエニケリ、タマシ後冷泉院ノ御時、殿上人ノ舞御覽ジケルニ、雅實ノオトヾ童ニテ正助ニ此舞ヲナラヒテマハレニケリ、勅祿ヲタマハル時、感ニタヘズ祖父土御門大臣○源師房座ヲタチテ、祿ヲトリテマハレケリ、コレ當時欣感ノミニアラズ、村上ノ御時、實資大臣納蘇利マハレタル時、清愼公○藤原實賴タチテ舞給フ舊貫ナリ、白河院五十ノ御賀ノ時、此大臣ノ子雅定、童ニテ又コレヲ舞、助忠シニテ後、此舞絶タル事ヲイタミ思食シテ、白河院此大臣ニ仰ラレテ、助忠ガ子忠方ニヲシヘシム、大臣雅定ヲ師トシテ忠方ニヲシヘシム、最勝寺供養ノ時ハジメテコノ舞ヲ奏ス、父助忠ニナラハズトイヘドモ、コレハ正助ガオナジ流ナリ、正助ガイキタリケル時、外孫正連童名峯丸ニ胡飲酒ヲシフベキヨシ、白河院頭弁實政朝臣シテ仰ラレケレバ、正助峯丸ヲグシテ御前ニヲシヘニケリ、サレドモ正連ツミカウブリテ、カレガ流タエニケリトゾ、

久我大臣○源雅實カタラレケルハ、童ニテ宇治殿ノ御前ニテ、此舞ヲ御覽セシ時、正助ガヲシヘタル秘スル手ヲ、舞タリシカバ、後ニ正助ハラダチテ、ソノ手ヲバタヤスクマハズトナン云ヒケル、此

日宇治殿正助ヲハシノモトニ召テ、御衣二カヅケラレケリ、香染白也、忠時ガ嫡子景時マドヒウセニキ、忠義又ヌス人ニコロサレニキ、其後此舞ナガクタエニケリ、世ノ末ニナル事、カヤウノコトニモ思シルベシ、

〔古事談六亭宅諸道〕久我大相國○源雅實被授胡飲酒於忠方之時、授畢之由聞食テ、天皇○堀河御覽之處、不叶叡慮、仍召相國被仰示其旨、相國被申云、授ニハ能授了、然而此曲ハ、頗ノサビニ舞所ニ候ヲ、天性無骨者ニ候間、幽玄之處ヲ、エマヒ候ハヌナリ云々、又被仰云、彼エ不舞處ヲ見合バヤ、仍被遣取裝束於里亭間、退直廬解脫シテ高枕臥、依押移時刻、御使適到來之時、是ハアラヌ面也トテ、又被遣取他面之間、已及晩頭、遲參過法之間、有逆鱗ト御使申ケレバ、猶已乍臥、胡飲酒ハ參上之程アル物也ト被示テ、然裝束シテ被舞ケリ、其曲神妙、天皇被仰云、凡力不及云々、

〔續世繼二紅葉の御狩〕康和四年三月十八日、堀河の御かど鳥羽に行幸せさせ給て、ちゝの法皇○白河の五十の御よはひをよろこび給ふなり、舞人樂人などは、殿上人中少將さまざま〳〵左右のゑらべし給ひき、童舞三人、胡飲酒陵王、納蘇利なん侍ける、その中に胡飲酒は源氏のわかぎみ○源雅定なんまひ給ひし、袖ふり給さま天童のくだりたるやうにて、このよの人のゑわざともなくめもあやになん侍ける、御ぞかづけ給へるをば、御おやの大納言とて太政のおほい殿○源雅實おはせしぞ、とりてはいし給ける、そのわかぎみは、なかの院の大將と聞え給しなるべし、

〔中右記〕康和五年十二月二十日乙丑、左近大夫將監狛光末入來云、近日有風病、爲逢醫師、今日京上、年已八旬、命在旦暮、予○藤原宗忠問曰、胡飲酒初見之後舞體如何、答云、少年之昔、多正方舞之二ケ度、正助五度、時助二度、助忠三度、見之處頗以不同也、先正方二ケ度、每度相違之由、我祖父光高所申也、其後正助、時助、助忠等各頗相違、於是非者不習知之事也、今度去年內府若君○源雅定雅實舞此曲、尤雖有興、又頗所々違往古體、此舞絶妙、從昔相違有其疑者、○略○中又問云、採桑老如何、答云、○略○中至採桑老者

強無相違至胡飲酒者毎見之必有相違若是後舞之手有其數歟將又不舞得本體之手歟其不得心事者件事尤依爲希代舞光末言談愁以所記置也、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕長治貳年正月五日朝覲行幸有けるに胡飲酒中院右大臣〇源雅定童にて舞給けり左衛門督右大弁宗忠宰相中將忠教絲竹にたへたるによりて樂屋の前に座を敷て著座せられけり舞いまだおはらざりけるに法皇〇白河の召によりて胡飲酒の童參りけり靴をぬがず御前の簀子に候ければ主上〇堀河紅の御袖を給はせけり右大臣〇藤原忠實傳へ給はせけり童庭上におりて舞て左りぞき入ければ父内大臣〇源雅定庭におりて拜舞ス給ひけり一家の人々みな下殿せられける、ゆゝ敷ぞ見え侍りける、御遊に忠教卿笛をふかれけるを主上とゞめおはしまして、みづからふかせ給ひけり胡飲酒のわらはふえふき給ひけり、めづらしくやさしくぞ侍りける、

〔續古事談五諸道〕中院入道右大臣〇源雅定童ノ時公私トコロ〴〵ニテタビ〴〵胡飲酒マハレケリ中納言ノ後舞ノ裝束シテ白川院ノ御前ニ召テマハセラレケルニ廿餘年ヲヘテ舞ノ手ツユワスレズマハレタリケリアリガタキ事ニナム人申ケル、タヾシ納言已上舞ノ裝束シテマフ事オボツカナシ、

左舞人光季ガ申ケルハ、ワカクヨリ正方正助助忠胡飲酒タビ〴〵ミルニ皆タガヒタリ此事オボツカナシナラヒツタヘン事タガフベカラズモシ此舞手樣々オホカル歟又本體ノ手ヲエヌニヤ心エズトナム申ケル、

〔古今著聞集十飲食〕中の院右大臣〇源雅定鳥羽殿へ參られたりけるに、さけをなんすゝめられけるに、御前にさかなもの有けり右府のまへにもまいせくだ物するゑられたり其間に院御笛にて胡飲酒をふかせおはしましたりけるに右府柑子を箸にさして被にして、ひさうの手をつくしてまはれたりける、いと興有てぞ侍ける、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕保延元年正月四日朝覲行幸〇崇德に多忠方胡飲酒をつかうまつりけるに、此曲たび〳〵御覽せられつるに今度ことにすぐれたるよし、おほやけわたくしさたありけり、左大臣〇藤原家忠勅を承りて一階をたぶよし仰下されければ忠方再拜して舞て入けり、かゝる程に忠方右舞人たりといへ共左舞を奏して勸賞をかうぶる左かならず賞を行はれずとも何事かあらんや又狛光則多忠方いづれ上臈たるぞやのよし議定ありければ左衛門督雅定卿申されけるは光則忠方同日に勸賞かうぶりて叙爵す多は朝臣なるによりて内位に叙す狛は下姓によりて外位に叙す忠方上臈たるべしとぞ申されける、よく舞によりて賞をかうふる光則よく舞はゞ行はるべし、幽ならずば行はるべからずと申けり、或は左右ともに行はるべきよしを申けり、光則七旬に及べり、哀憐有けるにや、つゐに散手を奏する時一階を給てけり、むかしはかく藝によりて賞のさた有けり、近き比より其善惡のさた迄もなくて、たゞ一者になりぬれば、左右なく賞を行はるゝ習になれば頗無念の事也、

〔台記別記〕久安三年三月廿七日庚寅今日高陽院攝政具賀禪閤〇藤原忠實七十算廿八日辛申左右遞奏舞〇略胡飲酒右近將曹多忠時舞了欲入之間禪閤云卷簾不至也可召予藤原賴長予進候簀子一間於其所令取之欲懸舞人左肩自然懸首可覆面右仰耳云云即懸右肩行舞人入樂屋座不予給衣擧即復座問云大將一曰常儀懸左肩而今懸右肩若胡飲酒習歟大將爲胡飲酒師故問之答曰胡飲酒左手持桴故懸衣於右肩是故大相國所教也大相國者雅實也是左大將父也胡飲酒師也是於舞故歟

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉此日御賀〇後白河五十賀試樂也〇略中右古鳥蘇〇略中舞中間關白〇藤原基房召實宗朝臣仰云日景已傾依康和例先可覽胡飲酒者實宗觸源大納言不仰樂屋歟次亞相起座降自小板敷著沓入自仙花門代歷前庭其道如實國等入向樂屋爲拱持胡飲酒童源中宮大夫隆季新大納言成親已上舞童外戚舅源中納言雅賴舞童伯父等卿相從之定房雅賴入樂屋北二間向童

著裝束之所、西中門西廊宮御方侍所也、隆季成親入自樂屋北面、交居行事座、

左胡飲酒、序一遍破五切、

古鳥蘇入之後先發亂聲、數刻胡飲酒不出、殆過一時、再三被加催促、遣藏人於樂屋歷前庭之後童參樂屋、即出自北第二間、經太鼓與鉦鼓間、此童經此路故實也、此間父卿相副扶持、即率三卿復座、童進舞庭中、其由絕妙、觀者稱美、破五遍舞了、更又吹破舞童欲還入之間、關白召之、以笏示之幼童不覺悟、仍實宗朝臣進寄仰之、即舞童昇自中門廊南妻、不脫靴、此間雅賴出尙扶持之在殿上、歷同廊幷納言座末昇長押、自廣庇西進跪候、去御座二間留也、此間關白起座、童進中門廊之間也、著御座東間簾下、置笏取御衣、紅打御袙目童、童參進又跪候、關白掛御衣於童右肩、取笏復座、至他舞者雖掛左肩、於胡飲酒掛右肩故實也、是左手取撥之故也歟、主上脫所著之衣、執柄參上奉脫之、今日自簾中被出、頗背其理、但仁平後宴日如是云々、童乍掛御衣於肩、於同庇奏一曲、歷本路退下、父卿受取祿、於納言座後程受取之、暫立中門廊、此間童先下立長橋邊、即左手持笏、右手取御衣奏一節、破一遍許歟、此舞入綾云々、衆人驚耳目、舞訖降自中門廊南妻、此間舞童經前庭入樂屋、於御前舞仰、歷殿上人座後徒跪幷中門內平橋、於同橋西畔、此間樂止乍持祿舞跪、立定退歸之間、共以無揖、右廻歷本路復座、左少將有房朝臣出樂屋、經前庭右將代之、侍從兼忠同在中門邊相共出、胡飲酒無答舞、

〔長門本平家物語二〕同年〇安元二年七月八日、けんしゆんもんいん〇平滋子かくれさせ給ひぬ、御とし三十五、是はぞう左大臣ときのぶの御むすめなり、法皇〇後白河の女御、とうていたかくら院の御ぼぎなり、せん年にふれいの御ぐわんをはたさんとて、御かちにて、御くまのまうでありけり、四十日にほんぐうにまゐりつかせ給ひて、ごんげんはうらくのために、こおんしゆといふまひをまわせて、おはしましけるに、にはかに大雨ふりけれども、舞をとゞめず、ぬれ〳〵まいりけり、せんしを返すまひなれば、ごんげんもめでさせ給ひけるにや、

〔百練抄八高倉〕安元二年二月廿一日、御賀試樂、閑院小舍人雅行舞胡飲酒、賜勅祿之間、父定房卿肩祿、於廣廂奏一曲、聖代之佳猷、希代之壯觀也、

〔吉野樂書〕隱岐院〇後鳥羽御幸アリ、伏見ノ源中納言師仲ノ子息大宮權亮定仲、胡飲酒ヲ舞ハレケルニ、太鼓ト鉦鼓トノ間ヨリ出テ舞臺ヘハ不行、御所ヘムキテ行ヲ、房方イカン〳〵忘却カト云ケリ、高名ノ秘事也、ヨク酒ニ醉タル心也、サテ御所ヘ向テ行テ後、舞臺ヘハノボリテ序二反破七反、ハウ〳〵タガヘズ舞了、人々メデタガリアヒケリ、又胡飲酒舞大納言定房中院ノ子息三位雅行、此ハ七ノ秘事ノ內、太鼓前ノフルマイ、祿給ル所ムツケテハナラハズ、

〔看聞日記〕嘉吉元年二月十九日、後聞今夜右舞人忠右被討、借物大法事ニ伊勢と確執、忠右惡口之間、公方被聞食、被召捕、則被刎首云々、胡飲酒舞曲相傳者也、被經御沙汰被討、天王寺有舞曲之間不可斷絕云々、

〔難波宗建卿記〕享保二十年正月十八日、舞御覽也、今日胡飲酒再興也、抑胡飲酒舞事、元來久我家舞也、依之去冬被仰下久我家、從彼家被命之云々、古例自久我家被傳多家之間、多家之外無此舞、去十三日於久我家多家練習此舞、是自久我家被傳授之儀云々、多家一流自今可舞之、而今度久長舞之事有其謂、胡飲酒之面自古來持傳之由也、件面作人不知、俗云自天降、雖不足信用於彼家同用之由也、去年此面依仰四辻中將持參被入叡覽之時、予同見之、甚以古物也、以此子細今度先久長奉仰奉仕之、殊以本家云々、旁有其謂、舞譜去冬被尋下久我家之處、大略如注長秋記、

〔源氏催馬樂師傳相承〕胡飲酒相承

多公用　右近大夫將監

同好茂　兵衞大夫公用子

關白兼通

多正方　右近將監好茂子

同正資　右近大夫將監　正方子、正方時胡飲酒授正資、採桑老授節資、永承五年三月、後冷泉院御時、四條宮樂日舞之、有賞、

雅實　太政太臣顯房子、號久我、治曆臨時舞御覽舞之、九歲、

多資忠　右近將監　節資子、爲正連被殺害了、又節資爲正資養子、令行向之日、正資存知此舞故歟之由、件日授胡飲酒序畢、

節資　兵衞大夫正資之猶子也、資忠父也、習子息資忠故者、節資不得胡飲、仍以子息資忠爲正資之猶子也、其後節資習資忠、承曆四年四月廿一日、臨時樂日舞之、有賞、

山村正連右兵衛忠
兵衛尉山村吉貞子、正資外孫、殺二害資忠一之間、被レ配二流出雲國一了、

同倫貞
顯長中納言顯隆子倫貞寫自二雲州一上洛之時習レ之、

雅定雅實公子、出家號二中院入道一、

多忠方右近大夫將監
資忠子、父資忠爲二正連一被二殺害一之間習レ之、實庄嚴院供養日、舞續手足雅定進被二發加一云々、

忠節右近大夫將監
忠方子、弱冠之時、雖レ習二忠方笛一、不レ覺時々、仍鳥羽院御賀之時、受二左府說一、

定仲中納言師仲子、號二山濟權守一、仁平御賀童舞、一定通大納言
通親公子未施其由

多文行節近子、承久二年九月廿五日、於二太上天皇御前一舞之、同廿九日、爲二御覽一、於二
禁裏一密々舞之、同四年正月廿五日、於二持明院法皇御前一內々舞之、賜レ祿、

雅行前二位
大納言定房子、安元御賀童舞、九歲、承久二年十月四日、於二太上天皇御
前一密々舞之、其後於二禁裏一舞之、同四年二月廿日、於二持明院法皇御前一密々舞之、

多景節右近大夫
忠節子、後白河院御時、於二蓮花王院一總社舞也、

同忠成右近將監
忠節子、東大寺大佛供養日舞之、爲二夜打一被二殺害一了、而舍兄景節所爲歟之由世以疑之、

多好方右近大夫
景節下二向東國一、其後死去了、其之間當曲已放絕、仍蒙二御免一七十有餘之後習レ之、最勝四天
王院供養日
舞有二勸賞一、

同好氏右近大夫將監
同廿七日、於二禁裏一爲二御覽一、一人舞之、久二年九月十九日、太上天皇臨時舞御覽日始舞之、
同四年正月廿六日、朝覲行幸新帝舞之、有二勸賞一、

同好節右近大夫將監
日舞之、有二勸賞一、父好方老耄之間不レ能二委細一、仍習二雅行卿一、好方子、七條院御願歡喜壽院供養

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調　河水樂　無レ舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　河水樂　加須以羅具

〔大日本史禮樂十、四〕按唐書高宗時、張文收作二景雲河清歌一、本曲疑河清之訛、

河水樂

〔仁智要錄五壹越調〕河水樂　拍子十　新樂　无レ舞

〔敎訓抄六壹越調〕河水樂　拍子十　新樂

近來登二高座一ノ樂ニ用レ之有基之說云、此曲雨乞ノ時奏スレバ、必雨下ルト、忠拍子アリ、加拍子時打三
度拍子一、

溢金樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　溢金樂一云承和樂

〔樂考壹越調〕溢金樂　溢又作レ壹

按ずるに、唐武德年中雅樂を作られし中に、承和といふあり、もしくは其雅樂を採りて改め作
り、其舊名の殘りしにや、

〔龍鳴抄上一越調〕一金樂樂いきんらく、ともいふなり、果

拍子十、まひなし、河水樂おなじてい、とりものなり、

〔仁智要錄五壹越調〕溢金樂　一名永果樂　拍子十　南宮長秋卿橫笛譜云、可レ吹二六反一、合拍子六十、
終帖打二三度拍子一、類聚箏譜云、可レ彈二四反一、是大田丸所レ作也、犬上是成作レ舞而絕畢、南宮譜云、傑
作大戶眞繩、中曲　新樂

〔續敎訓抄壹越調〕壹宮樂拍十七、一金樂也、

韶應樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　詔〇韶原誤　應樂

〔伊呂波字類抄世人事〕韶應樂セウオウラク　壹越調

〔樂考壹越調〕詔應樂　又名梁州詔應樂　未詳

按ずるに唐樂府に凉州あり、後轉じて梁州とす、されからば梨園の法曲なり、

〔龍鳴抄上一越調〕詔應樂

拍子十、新樂、ふるきふに五反すべしとぞ、もしまひのありけるにや、たゞし近來きこ

えす、

〔仁智要錄五壹越調〕詔應樂　詔或作〻詔　拍子十　南宮長秋卿橫笛譜云、可〻吹二五反一、合拍子五十、終帖打二三度拍子一、中曲　新樂

〔教訓抄六壹越調〕詔應樂　拍子十　新樂

昔ハ舞ノアリケルニヤ、可〻吹二五返一申タリ、返二吹初拍子一、有二習說一、又梁州詔應樂云、忠拍子　加二拍子一時打二三度拍子一、

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調　廻杯樂　無〻舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　廻盃樂具和以波以羅具、

〔樂考壹越調〕廻杯樂　未詳

按ずるに、唐教坊樂に回波樂あり、杯波音の轉じ訛れるにや、

〔大日本史禮樂十四〕按杯疑波之誤、教坊記曲名有二回波樂一、羯鼓錄太簇商調有二回婆樂一、蓋是也、

〔龍鳴抄上一越調〕廻杯樂火いいらく

新樂、拍子八、四反すべし、序ありけりとぉるしたり、但し近來絕たり、

〔仁智要錄四壹越調〕廻坏樂　序一帖、拍子四、無〻舞、件序斷了、破拍子八、可〻彈二四反一、合拍子卅二、終帖打二三度拍子一、中曲　新樂　南宮橫笛譜云、承和仁明帝御時、殿上被〻好二此曲一、明暹橫笛譜曰、古老傳云

廻杯樂

北庭樂

是ハ亭子院〇多字ノ御時、不老門ノ北庭ニテ作〻之一、作者不〻見、可〻尋也、

〔體源抄三下壹越調〕北庭樂〇中略　北亭樂、或云、名雙鼻麗云々、〇中略

或云、亭子院ノ御作、〇中略　或云、大國ノ法始成二夫婦一之日、於二家北面一奏二此曲一、必人妻居二北面一云々、

〔大日本史禮樂十四〕按本書、〇教坊記曲名有二北庭子一、即是體源抄一說云、唐土婚姻之日、北面奏二此曲一、亦可〻徵二其爲一唐樂矣、教訓抄云、亭子院時、於二不老門北庭一作二此樂一、恐因二樂名一附會此說也、

〔仁智要錄五壹越調〕北庭樂　庭或作〻亭　拍子十四、可〻彈二四反一、合拍子五十六、終帖打二三度拍子一、略時彈二二反一、終帖上大鼓、舞出時吹二調子一、入時重彈二當曲一、中曲　新樂

〔教訓抄七〕舞番樣

無答舞〇中略　北庭樂諸肩袒、又北亭樂云、有二入綾一、如二五常樂一、常八仙舍一、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　北庭樂舞人六人常裝束、

〔樂家錄三十六番舞〕壹越調之曲

北庭樂中曲　番舞八仙、林歌、已上小曲、

〔教訓抄三〕北庭樂

抑堀河院御時、承德ノ比舞御覽ニ狛光季ニメシ仰テ、五常樂ノゴトクニ次第ニ舞入ベシト、任勅定各曲ヲ盡タリケレバ、頗有二御感一云々、

保延元年十月廿九日、內裏舞御覽日、任二承德之例一次第ニ、入綾可レ仕ノ由有二御定一、舞人四人光時行眞、行則光近、舞之、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　酒胡子一云醉公子

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調　酒胡子無〻舞

酒胡子

〔樂家錄二十樂曲訓法〕中華曲

壹越調　酒胡子志由古志一名酒公子、又醉胡子、一本胡作公　又清酤子、又酒飲子、

〔敎訓抄六雙調〕酒胡子拍子十四

此樂唐ニテハ名醉公子、是シナ玉名也仍唐人尙件曲歟、又酒盛之時爲音聲云々

〔大日本史禮樂十四〕按和名抄引諸葛相如酒胡子長篇以寓意、序曰、巡觴之胡、聽人旋轉、所向者舉杯、則出王定保唐摭言云、盧汪連擧不第、賦酒胡子呈同人、尙有意趣、然傾倒不定、緩急由人、不在酒胡也、亦似有緣、姑附備考、

〔龍鳴抄上越調〕酒胡子すこし　頗有意趣、然傾倒不定、緩急由人、不在酒胡也、

拍子十四、はやき四拍子、かこのものなり、拍子をあぐるには一拍子にうつべし、但古老人口傳云、かやうなるものをも退出音聲にするときは、三度拍子打つべしとぞいひける、うちまかせたる事にはあらず、古樂

〔仁智要錄五壹越調〕酒胡子　一名醉公子、拍子十四、小曲　古樂　無舞　南宮譜云、唐人爲酒飲時爲此音聲、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　承和樂、勢字和羅具　一名多明樂、

〔大日本史禮樂十四〕按唐書、通典並云、唐初祖孝孫定樂制十二和、號大唐雅樂、其十二曰承和、疑本朝古昔傳之、而亡其曲、故至是作之、襲用其樂名乎、

〔仁智要錄五壹越調〕承和樂〇中略　類聚箏譜云、大戶清上所作、三島武藏作舞、　南宮橫笛譜云、舞作大戶眞繩、

〔敎訓抄三〕承和樂〇中略　又多明樂

壹團樂

此曲承和年中ニ黃菊ノ宴ト云事セサセ給ケルニ、奉勅舞ハ三島武藏作之、樂者大戶清上作之、即以年號爲樂名、一說云承和帝〇仁明作之、

〔體源抄三下壹越調〕承和樂　又云、〇一說仁明天皇御卽位ノ樂ナリ、承和元年、樂所預從五位上大中臣成文作之、

〔龍鳴抄一上越調〕承和樂　新樂、拍子十六反すべし、はてのきりに拍子をくはうべし、まひのいでいるに、てうしつねのこと也、承和帝王〇仁明のつくらせおはしましたると申す、

〔仁智要錄五壹越調〕承和樂　拍子十、可彈六反、合拍子六十、終帖打三度拍子、今世彈四反、或時彈二反、終帖上大鼓舞出入用調子、中曲　新樂

〔敎訓抄三〕承和樂　中曲、新樂、　有四帖拍子各十〇中略

承和二年左司獻舞序アリケレドモ、中古絕メリ、有四帖拍子各十終帖加三度拍子、略定時准余舞、末四拍打三度拍子、舞出入調子、抑以當曲妓樂ノ內醉胡ニ用之、非無不審、

〔敎訓抄七〕舞番樣

承和樂祖片肩　仁和樂祖片肩

〔續敎訓抄舞案譜〕或人曰、著常裝束奏曲舞等號之比萬井〇中略　承和樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　壹團樂

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調　壹團嬌無ノ舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　壹團橋 以津止計字

〔續敎訓抄壹越調〕壹團橋○中略　橋又嬌字通用、亦名『還宮樂』云々、○中略　抑此曲ハ舞ヲバ三島武藏ツクリ、樂ヲバ大戸清上作之、或ハ舞樂ト云々、武藏ガ作トイヘリ、但近來舞絕畢、○中略

或記云ク、笛此譜アリトイヘドモ世ツタウル人ニアフテ琵琶ヲモテ曲ヲツタフ、歸洛ノ後効之、笛譜ト相カナフ、其說タガハズ、仍天下ニ流布スル也、基政効之、仍傳之、

〔大日本史禮樂十四〕按續敎訓鈔一說云、本曲笛譜雖存、師傳已絕、源基綱從父在太宰府、遇宋人以琵琶傳曲、後還京師、爲之橫笛、然本書已以此樂爲本朝所作、而今言受之宋人者相爲矛盾、唐段成式詩、有一團嬌之語、然自註以爲錦名、非樂曲名、而唐樂亦未聞有此曲名、一說頗可疑、

〔龍鳴抄上越調〕壹團橋いと

拍子十七、つぎのかへりにははしの拍子一をすつ、さて十六拍子を返々するなり、はやき物也、このがくは大判官○大神惟季にもつたへ申さず、堀河の院の御時、上下をろんぜず諸家の樂目六をめしゝをり、基綱中納言家目錄にのみいりたりしを、宣旨に云、基政民部卿忠敎卿のいへにまかりて、基綱中納言をまねぎとりて、琵琶にひかれたなる一團橋を、ふゑのふにうつすべし、ふるきふにみあはせて、よろしきやうにおるしてまいるべしと、おほせくだされたりしかば、そのさたのあひだ師說をおりたる也、かつらの大夫と申人おはす、かの中納言の息也、孝清入道の養子なり、さてかつらち□しらる、そのゆへにかつらの大夫と人の申なり、その人はそのひをはせしが、さらぬひとは、これはよもおらざるらん、

〔仁智要錄壹越調〕壹團橋　橋或作嬌　拍子十七　一說第二反以後、每反拍子十六、

酒淨子

雙皇麗

〔敎訓抄六壹越調〕壹團橋拍子十七　新樂○中略　口傳云、吹一返後者始可除一拍子、仍拍子十六、早物ノ日云々、加拍子樣有二說、三度拍子一說、一度拍子一說、ヲリフシニヨルベシ、ヨニ耳トヲキ樂也、能々カクベシ、此一團嬌者、堀川院御時有勅定、基綱廂家自琵琶譜中、以基政所移吹橫笛也、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　酒淨子

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調　酒淸司無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　酒淸司志由勢以志　一本司作詞、

〔龍鳴抄上越調〕酒淸子すせいし

拍子八、古樂まひなし、拍子三度拍子にあぐべし、このがく大判官○大神惟季つたへ申さず、ほり川の左大臣入道殿○源俊房まゆとじめといふうたをふくなりと仰らる、ことにたがふことなし、

〔仁智要錄五壹越調〕酒淸司　司或作詞　拍子八　小曲　古樂　絲竹譜云、可彈二反、終帖打三度拍子、無舞、

〔敎訓抄六壹越調〕酒淸司　拍子八、又六、　古樂

此樂入道左大臣殿○源俊房御說ヲ傳ヘ給ハル云々、催馬樂合譜眉止自女也、早物四拍子加三度拍子、一說八拍子者、有時說一說六拍子則成說、有喚頭故入道ノ大臣御談曰、酒淸司井遍鼻胡德之破、從本無師說吹之、其故者等皆催馬樂之歌也、眉止自女酒飲也、音振聊不逢故也、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕天曆元年正月廿三日、內宴行はれけるに、重明親王勅をうけ給はりて、箏をひき給けり、○略　次酒淸司をぞ奏しける、この間琴の武絃絕にたりけれど、猶彈じはて給ひけり、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　雙皇麗

歌曲子

〔續敎訓抄壹越調〕雙鼻麗　新樂拍子十、或說十四、又作雙亮麗、初拍子五巳下八四反吹ベシ、加二三度拍子、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　歌曲子

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　河曲子、和氣與具志一本河作歌、

〔龍鳴抄上一越調〕河曲子

拍子十二、このがくもとは十六ひやうしなり、延喜の御時宣旨くだりて、十二拍子になさる、まひなし、新樂、

〔仁智要錄五壹越調〕河曲子　河或作歌　拍子十六、一說拍子十二、類聚箏譜云、拍子十六、但延喜御時除口四拍子用十二拍子、依師說註之、或譜云、去延喜十一年相撲節奏參音聲之時、故山城守藤原忠房朝臣改古手所撰也、無舞、

〔敎訓抄六壹越調〕河曲子拍子十二、又歌曲子慢、

延喜十一年、相撲ノ節ニ有勅被棄四拍子、以其同之也、雖然小部正清尙用十六拍子云々、卽最勝寺供養日、供花樂ニ用十六拍子、此慢字舞姬ノ名也、忠拍子アリ、加拍子時打三度拍子、

〔大日本史禮樂十四〕唐書云、慢者過節、蓋謂節奏也、敎訓抄、以慢爲舞姬名、恐非、

宴飲樂

〔體源抄三上壹越調〕歌曲子新古不詳、中曲、无舞、〇下略

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　宴飲樂一云飲酒樂

〔拾芥抄上末樂音〕壹越調　飲酒樂無舞

〔仁智要錄五壹越調〕飲酒樂　拍子廿

〔續敎訓抄壹越調〕飲酒樂拍子二十　新樂、又名宴酒樂、又宴飲樂、

天壽樂

初拍子五巳下八加三三度拍子、大食調有此樂名、以譜分之、飲酒樂ト云ナリ、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　天壽樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

壹越調　天壽樂

厥磨賦　蘇羅密

〔大日本史禮樂十四〕按舊唐書、讌樂有天授樂、張文收所造、通典以爲武后天授年所造、疑此樂也、續敎訓抄爲春鶯囀一名、又三臺鹽一名、未知何據、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　厥磨賦　蘇羅密

〔夜鶴庭訓抄〕壹越調　蘇羅蜜　厥磨賦

〔大日本史禮樂十四〕按本書、〇鼓錄羯太簇商有舞厥磨賦、又有蘇羅者卽是也、

古詠詩

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　古詠詩

〔夜鶴庭訓抄〕壹越調　古詠詩

〔大日本史禮樂十四〕按此恐非樂曲名、後世樂曲有詠曲、或其類乎、未詳、

武德樂

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　武德樂、不止具羅具一名武頌樂、

此曲武德漢高祖作之、則武德殿小五月會ニ奏之、近來絕畢、

〔漢書二十二禮樂〕孝惠二年、〇中略高祖廟奏武德、文始、五行之舞、武德舞者、高祖四年作、以象天下樂已行武以除亂也、

廟奏盛德、文始、四時、五行之舞、武德舞者、高祖四年作、以象天下樂已行武以除亂也

〔通典百四十一樂〕歷代沿革

文帝〇魏受禪後、改漢巴渝舞曰昭武舞、〇略中武德樂曰武頌樂、

〔龍鳴抄上一越調〕武德樂ふとく

左撫樂

序破拍子、これたえたり、まひも絶たり、武德殿の五月會にもちゐける物なり、急拍子十二、これのみぞある、一度にあぐべし、たゞし三度ひやうしにもあぐる事ありと、ふるき人いひき、もしかの退出音聲には三度拍子にあぐといふにやあらむ、

〔仁智要錄五壹越調〕武德樂　序拍子十六、件序斷了、破拍子十二、急拍子十二、長秋卿橫笛譜云、左近衞權少將藤原忠房作、

〔敎訓抄六壹越調〕武德樂　破拍子十二、急拍子十二、新古不明

又云、是爲相撲節獻舞、左近衞權少將藤原忠房朝臣奉勅作、改之破、今世無知人、可尋、急上一拍子　但法用之時打三度拍子、序アリケレドモ絶畢、

〔敎訓抄六雙調〕武德樂急拍子十二

此曲本調子ニテ吹ニハ少々吹カヘタル也、加拍子樣モ三度拍子ト申メヅラシク侍リ、忠拍子ニモ吹トモ、曳物ニシタガフベシ、

〔續敎訓抄壹越調〕武德樂　新樂　或古樂　或新古不詳　中曲

序拍子十六　或十二　或六

但近來シレル人ナシ、秘藏スベシトイヘリ、然而近來絶畢、破拍子十二　初拍子五巳下八拍子　加三度拍子、諸家ノ日記ニ大旨絶タリトイヘリ、近來ノ人不知之、但六條入道蓮道知之可秘云々、其後人知之、或云絶畢云々、

急拍子十二　初拍子三巳下四早常ニハ加一拍子、又說加三度拍子、或云、忠拍子ノ時加三度拍子、又云、下高座幷退出音聲御用ナドノ時ハ加三度拍子、又渡海ノトキ奏ス、之ヲ又將軍家ニシテ奏之、

〔續敎訓抄壹越調〕左撫樂拍子十一　初拍子五巳下八四反吹ベシ、又說三反吹ベシ、加三度拍子、抑此曲ハ大戶清上ガ作、

沙陀調樂曲

安摩二舞

〔倭名類聚抄四調曲〕沙陀調曲　案摩有轉　陵王有轉　新羅陵王一云團長樂　十天樂○中略　菩薩○中略

臨邑亂樂　迦樓頻○中略　最凉州　澀河鳥　安樂鹽安出時音聲　壹德鹽　曹婆　筑紫諸縣○縣原今作懸

〔拾芥抄上末音樂〕沙陀調壹越內

陵王　新羅陵王無舞　最凉州　弄槍　澀河鳥無舞　壹德鹽同　安樂鹽同　十天樂同

〔仁智要錄五〕沙陀調曲

陵王　新羅陵王　最凉州　弄槍樂　澀河鳥　壹德鹽　安樂鹽　十天樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

壹越性調幷沙陀調九　安摩　羅陵王　新　陵王　弄槍　澀河鳥　最凉州　安樂鹽　壹德鹽　曹婆

〔倭名類聚抄四調曲〕沙陀調曲　安摩有轉

〔伊呂波字類抄安人事〕安摩沙陀調

〔敎訓抄二〕案摩

此曲承和御門○仁明ノ御時、奉勅大戶清上作之、謂之陰陽地鎭曲、南之大司監曲、

古記云、此曲天竺ノ樂也、此朝へ渡ル次第不見之、而ヲ承和御時大戶清上奉勅作曰、古老語テ云、更非新製、改直其詞許也、轉詞ニ合テ天竺ヨリ渡コト、符合目出侍也、

〔樂家錄三十一本邦樂說〕沙陀調曲　安摩

安摩曲○略中或曰、此曲不可本朝製作、以轉詞見之、則正可爲天竺國之曲云々、

轉詞曰、初音聲本出何處、一段音聲本出南天竺國佛家、種子阿修羅等所作妓樂、一段音聲娛樂佛娛樂、貴人之所賦安摩、一段已上

舞家說曰、昔龍宮有寶玉重之、或雖欲取之無其術、傳謂、此龍女愛雀、因集鳥毛、作雀頭著之、而學雀囀、至于彼處、則開門戶、令入龍室、遂而後盜彼寶玉去、摸此時之象、作此曲云々、今藏面者摸雀象云々、

〔龍鳴抄上一越調〕安摩

沙陀調調子ふきて、ろくろまひ、造面するとき、安摩をふきいづ、笙のてうしはとゞまりぬ、ろくろはとゞまらず、がくとゞまりて、さえづり三度といふ、はてにてうしあぐ、まひはてゝ二舞わらふ、そのゝちいでつるがごとくにしづかにふく、またろくろいでつるやうに、おなじちがゐて、二舞いでゝのぼるに、がくとゞまる、はらへのたいこに、二舞おどろきたてる、さて又がく拍子をあぐ、二舞まひいるまです、二舞は二人なり、ゑみおもてはわらふなり、はれおもてはよく〳〵かく病おもきてい也、

安摩のていをまなぶ

ふたりがまいやう、おの〳〵たがふべし、このごろひとつもてをばまはず、たゞさるがうをす、いとゞみぐるしきことなり、ひとりまう時ゑみがほがまう也、わらふ事の一定あるべければなり、ろくろといふことは、てうしに大鼓をうつなり、一鼓のことはにしたがひて、大鼓をうつなり、その一のことはやう〳〵なり、ふるき譜には、第六第九第三としるしたり、一鼓むふるに大鼓一ど、九度大鼓一ど、三度大こ一度なり、そのいちは、三度拍子かく也、三度拍子一度を一拍子といふなり、大鼓のゝち鉦鼓こたふ、そのことはふたつのせちあり、一說に、は聲、こ聲、しり聲、一說に、は聲、さしりごゑ、こかやうにはうちいづらんならひたる事なり、たとへばことしるすなり、

〔倭訓栞中編十八〕にのまひ　安摩とてをかしき舞ありて、其次の舞を二の舞といふといへり、狹衣に、かくれみのゝ中納言の二の舞にやならんとあり、〇中略今の俗語にあとの舞といふも又同じ、

〔狹衣二下〕びわをひきよせて、〇中略すこし心に入てひき給へる、例のいひしらず心ぼそく哀なるに、かきかへさるゝばちのをと、おもしうあいぎやうづきて、雲井はるかにひゞきのぼる心地するを、かくれみのゝ中納言の二のまひにやならんとむつかしければ、ばちついさしたまへるを、人々も宮もあかずおぼしめしたり、

〔榮花物語二十七衣珠〕むかしのよのくはほうにこそはと思給へれば、いまゝでよにかくて侍るいみじきこと也、されどおぼさるゝやうに、しばし心をのどめんなど思て、月日をすぐし侍る程に、せんぜられ奉り侍ぬれば、いまは二のまひにて、人の御まねをするになりぬべきが、いとくちおしきなり、

〔源平盛衰記四十六〕土佐房上洛事

範賴既ニ出立テ、小具足計ニテ、熊王丸ニ甲持せて、二位殿〇源賴朝ニ見參シ給フ、和殿トテモ非可打解、九郎ガ樣ニ二ノ舞モヤト存ズレバ、上洛事暫可相計ト宣フ、

〔徒然草上〕唐橋中將といふ人の子に、行雅僧都とて、敎相の人の師する僧有けり、氣のあがる病ありて、年のやう〳〵たくるほどに、はなの中ふたがりていきもいでがたかりければ、さまざまにつくろひけれど、わづらはしくなりて、目、眉、額などもはれまどひて、打おほひければ、物もみえず、二の舞のおもてのやうに見えけるが、たゞおそろしく鬼のかほになりて、目はいたゞきのかたにつき、額のほど鼻になりなどして、後は坊のうちの人にも見えずこもりゐて、久しくありて猶わづらはしくなりてしにゝけり、かゝるやまひも有事にこそありけれ、

〔敎訓抄二〕案摩　准大曲　古樂

亂序三段　囀三度　左笏一段　急吹三段〇中略

口傳曰、一人安摩ハ亂序囀左笏マデハ上手ノ作法ヲ舞也、但東ニ向テ此ヘ子ヂ向テ舞ヲ口傳ト

スルナリ、急ニナリテ渡スレバ下手ノ作法ヲ舞ナリ、タトヘバ二人シテ舞コトヲ一人シテ舞ナリ、ヨク師說ヲウケテ後シツクベシ、

急舞終ヌレバ、又序吹笏ヲ貫テ入作法シテ入ナリ、

二ノ舞（有二面一樣一、上臈ハ咲面チス、下臈ハ咲面チス、一人舞、）樂屋シテ先唉ナリ、安摩ニ出替腰ヲヤラシテ笏ヲコフヨシヲス、一說輪作ヲ舞、腰ニ甲ヲ付タリ、

是地祇土神入醉狂舞（カナヅル）、乙姿也（仍謂二之陰陽地鎭曲一）

詠二曰（日ハバンケイニナリニタリ、ト詠ジ我ガユクサキハハルカナリ、）ト詠ジテ其後又急吹（打二拍子一）、其時左右ノ肩差脇差舞也（如二案摩一急）

人ハ居ル三度スル時ニ樂止了（謂二之轉一拍子一打）

ニマヲビテヨロホヒテ入ナリ

コレハサシテ習コトハ侍子ドモ、大神光茂ガ物語申侍シヲ、ヨク〳〵トヒテ其ノ申狀ヲカキテ侍ナリ、コトノホカニアラキコトハヨモ侍ジトオボエ候、其說ニ云、（日ハ晩景ニナリタリ、吐氣ノタメカ、）

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古安摩二人舞之、今以二一人舞一爲二秘事一、

〔續敎訓抄〕或人云（略）○中安摩　冠ニ面ヲアテ、笏ヲ右ニモチ蹈懸ヲスルナリ、一人二人舞之、

蘇利古、白スバエヲモツ、片肩袒ナリ、童舞ニハカヤウニアハスルナリ、

〔敎訓抄七〕舞番樣

安摩（二舞答、有二面著一、二人一人舞一、）冠（二樣、童舞合之、片肩袒白褄持、）

蘇利古

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云ク、左舞ヲモテ相對スルコトアリ、安摩ニ舞

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　安摩（舞人六人常裝束、冠（卷纓）、繡鞋、面笏、二舞人（面、帽子、常裝束、插頭花、簪（但男形者挾二于帽子甲一、附二于甲一、女形者挾二于腰一、無レ甲、）桴鼓桴一持レ之、）

舊記曰、二舞本著右裝束、而出二左樂屋一云々、

〔樂家錄三十六〕壹越調之曲

安摩（中曲）　番舞二舞（小曲）

舊記曰、雖レ以二二舞番一於二安摩一、而共左方奏之、則蘇利古（爲二小曲一中中曲一）或新靺鞨（小曲）番之云々、

〔敎訓抄二〕安摩

長久ノ比、狛光高ノ老體シテ侍ケル時、二者ニテ則高ガ常樂會ノ一人案摩ヲ舞ケルヲ、光高是ヲ見テ孫子光季向テ、彼ノ則高ガ安摩笏持タル伏肘、今三寸サガリタリ、足ヲヒロフニハ袍ノ尻ヲ高ク蹴上ト申サレケルヲ、光季還二私宅一後則高ニカタリケレバ、次ノ年又則高ガ舞ケルヲ光高見テ、ホヲエミテ光季コヅノ事ヲ語テケリトゾ申ケル、昔ハ手ノ上下ヲモサタシ、足踏ナンドモ委クセンギシケルニコソ、今ノ世ノ舞人ヲ昔ノ人ニミセタランニ、イカデヲカシク侍ラン、無二正體一也タルナリ、光則宿禰ノ舞ケルニ、木ヲ折置ガゴトクニシテ、打登所ハ袍尻ヲ舞臺ノ地布ニモツカズシテ、天ニ飛ガゴトクナリケルナント申傳テ侍ナリ、土家ノ案摩ヲバ不レ似二餘曲一神妙ナル由、昔ヨリ于今申傳タリ、サレバ行近將曹ハ餘ノ舞ハイトシモナカリシカドモ、案摩ヲバヨク舞トホメラレ侍シトゾ、ヨク〳〵コウヲイルベキ曲也、大事也、

〔狛氏新錄〕一役付之事

寶永七寅年十月廿一日、舞樂御上覽役付、（略）○中

安摩　近家　乾左近將曹　近任　新左近將曹

二舞　行家　行祐

○按ズルニ續敎訓抄ニ云ヘル如ク、二舞ハ安摩ニ相對スルヲ以テ、今便宜此條ニ附載ス、